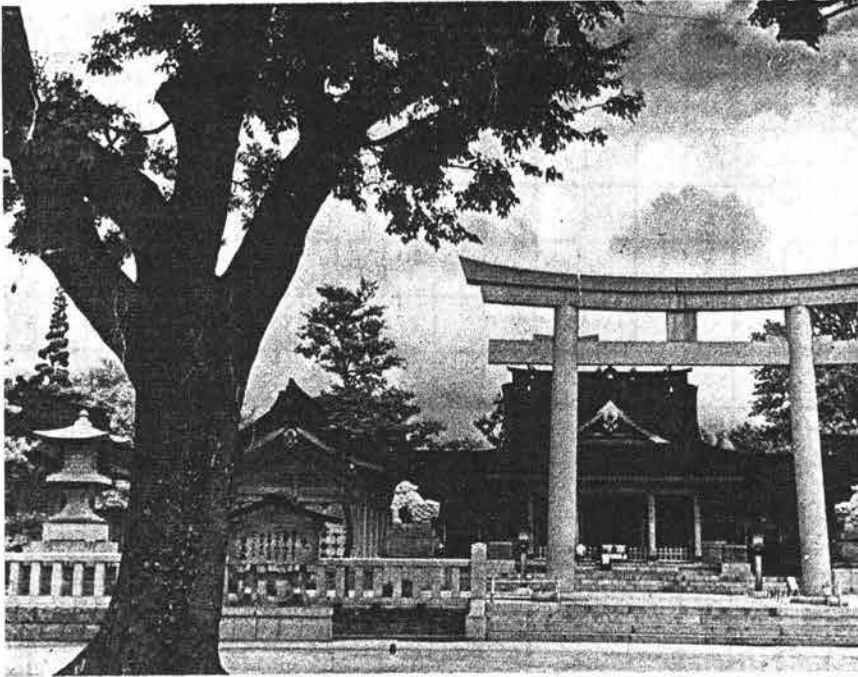


廣島県續演會のあゆみ



原爆前の広島護国神社

## 原爆による護国神社の惨禍

昭和二十年八月六日、広島市上空には一片の雲もなく朝から晴れわたっていた。そして連日三十度を越える暑さと、本土決戦を決意せざるを得ない緊張した情勢の中で、今朝も市民は各それぞれ職場に着き、或はその途中を急いでの思いに向っていた。

時は午前八時十五分だった。このとき広島市上空に侵入したB29は四機で、広島上空侵入に際してはエンジンを停止し、高度八、〇〇〇メートルの高度で原子爆弾を投下している。投下された原子爆弾には落下サシによる懸垂装置があり、約五五〇メートルないし六〇〇メートルの高度で爆発した。原子爆弾投下からさく裂までの間は約一〇〇秒間でさく裂した原子爆弾は瞬間五、〇〇〇万度におよぶ高熱を発生し、一万分の一秒後には半径一七メートル、三〇万度という高温の火球となって灼熱した。このさく裂瞬間の衝撃波の速さは一秒間に四・四キロメートルに達した。原爆さく裂と同時に赤青色あるいは茶褐色をおびた火災は四方に飛散し、猛烈な爆風と熱波が放射され、驚くべき速さの大火柱となって爆心地をたたきつけた。広島市は史上空前の大惨害の中にほうり出されていった。

時に市内においては、五日夜から六日未明にかけて、二度の空襲警報が発令されたが、何れも間もなく解除されていた。然し市民はその警報に疲れ切っていた。ようやく朝食をとり、或は仮眠するなどして、一応安堵し無防備の状態にあったのである。

原爆直後の神社



片付けられた神域

八時十五分、天を裂くような強烈な閃光と、地上地軸を揺がすような大爆発で一瞬全市はその熱線を浴びて、人も物も家も全て地面に叩きつけられた。瞬時に死んでいった者、幽鬼のような姿で助けを求め呻き叫ぶ者、辛うじて市外に逃げ行く者、その惨状は真に言語に絶するものがあつたが、このため十有余万の人々が犠牲となつた。

さて、広島護国神社では、昭和九年移転改築せられてよりここに十一年、この間日支事変より大東亜戦争と拡大されて行くにつれて、戦没英霊に対する国民感情も一入昂揚され、従つて社頭に参拝する者も日々絶ゆることがなかつた。そして広島招魂祭は、神社及び西錬兵場を中心として、軍・県がこれを主催し、神仏両様により執行されて頗る盛大であつた。なおその神賑行事は、広島唯一の大事事として、数十万の県民が参集し股賑を極めたのであつた。

原爆は、神社至近距離の上空において炸裂したため、神社も同じく壊滅した。当時社司は宮島厳島神社宮司足立達氏が兼務していたので不在、社掌の青戸章氏一家は社務所にあつて全員爆死された。

八月九日に至つて、足立社司は同社種子田主典及び同岡田技師を伴い、御霊代搜索のために広島に向いて来た。

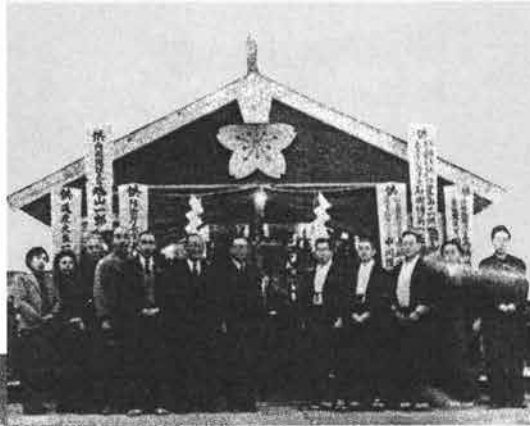
後年岡田技師の陳述によれば、当日三人は宮島を出て、早くも開通していた広島電鉄宮島線にて草津着、それより徒歩にて己斐に出で、己斐橋を渡つて市内に入り、電車線路をつたつて護国神社の跡に立つた。勿論神社は灰燼に帰しており、社務所玄関には死骸がなお処置されずあつた。それより御本殿のあたりに行つたところ、社殿は全て北方に向い倒壊し黒焦の状態であつた。

御本殿の後の亀腹から約五メートル離れたあたりに厚畳の焦げたのが

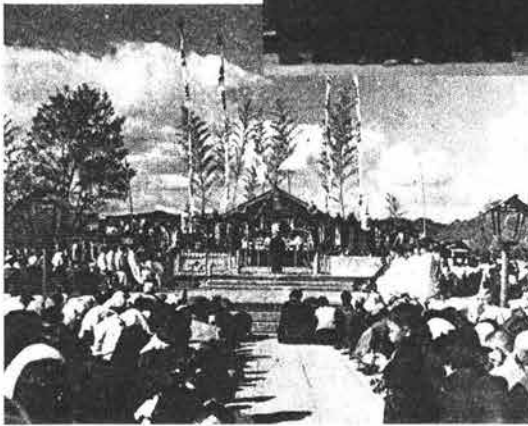
あり、これを返したところ神鏡が発見された。これが即ち御霊代である  
うとて、奉持してそのところを離れた、と云う。

岡田技師の敵島神社工務所日誌八月九日のところに次のように記され  
ている。

八月九日晴広島護国神社炎上ニ付キ緊急處置ノ爲宮司随行ニテ広島市  
へ出向ス



当時神社奉護の人々



当時の大祭

かくて、御霊代は三人によって宮島に捧持され、敵島神社撰社千畳閣  
に奉祀された。

昭和二十年八月十五日、ラジオを通じて、天皇陛下の御詔勅が発せら  
るや、ここに大戦は終を告げ、平和が回復せられたものの、国民は全  
く虚脱の状況を呈したと言っても過言でなかった。その後七ケ年に至っ  
て占領政策が行われたが、この間憲法以下諸法律が改変されることにな  
ったのである。

神社界においては、昭和二十一年二月一日の所謂神道指令により、国  
との関係がすべて断絶し、未曾有の変革となったのである。

ここにおいて、広島護国神社は、千畳閣に奉祀せられたままに、新し  
く結成せられた神社本庁に属し、神社規則の承認を得て、同二十一年六  
月六日付敵島神社足立宮司が、同じく広島護国神社の宮司を兼ねること  
となった。その後間もなく、足立宮司は敵島神社を辞したために従って  
当社宮司も退かれた。

同二十一年八月に至って、漸く旧社地に仮社殿が建造されたので、御  
霊代は千畳閣より二年ぶりに御遷御せられた。なおこの日規則が変更さ  
れて、広島神社と称するの止むなきに至った。そして同八月六日、第一  
回原爆関係戦没者並びに一般戦没者の慰霊祭が、困難の中にも盛大に行  
われて、関係者は勿論参列者一同感泣したことであった。

足立宮司の辞職にともない河本和昌氏が後をついだ。これより先神社  
責任役員に就任した者には、井東茂兵衛・小泉来兵衛・河野正郎・坂本  
柳太・田曾忠一・山原文兵衛等諸氏の名が連ねられている。その他有志  
として有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心  
からの支援がなされた。

# 終戦（昭和二十一年）

## 終戦時の日本に占領軍進駐

わが国の社会情勢と遺族の窮状

廃墟に「リンゴの歌」の流れ

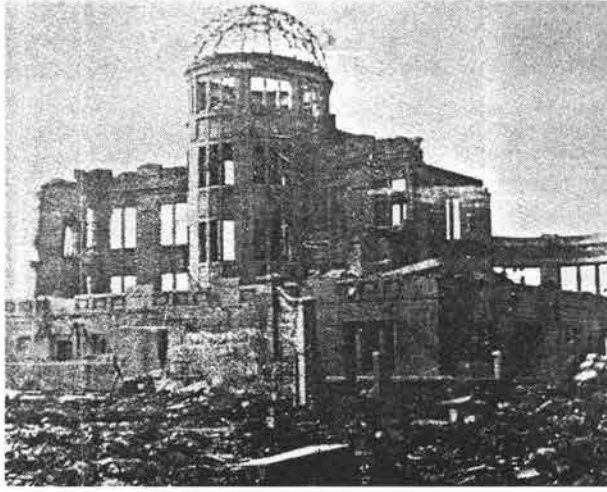
この戦は有史以来、最大の戦争で広島市、長崎市が原爆の惨禍をうけ

て約半世紀の歳月が流れた。

青空から急に飛行

機の爆音が聞えてきた。強烈な太陽の光線を受けて銀翼がまばゆいばかりに輝き両手でもてるほど小さく見えた。原爆のさく裂と同時に赤青色、あるいは茶褐色をおびた火災は四方に飛散し、猛烈な爆風と熱波が放射され、

原爆ドーム（元広島県産業奨励館）



更にこの火災は驚くべき速さで大火柱となって爆心地をたたきつけた。

広島市は史上空前の大惨害の中へほうり出されていった。一朝にして灰燼に期し、その戦禍の及ぶところ極めて広くまるでこの世の地獄と申すべきで筆舌では及ばず荒廃の中、生きるため懸命にわが子、親兄弟を探がし水を求め堪え堪えとさまよううちに力尽き心臓の鼓動が止り、倒れ去る状況下、昭和二十年八月十四日終戦の詔書が発表されて終結に向った。

詔書は翌八月十五日正午終戦の玉音放送がラジオで全国放送され、国民ははじめて大きく敗戦の冷厳な事実の前に立たされたのである。

終戦後のわが国は、その政治も、経済も占領管理下におかれ戦争による経済基礎の破壊、そして国民の精神的虚脱と荒廃……そして、民主化と軍国主義の追放であった。

## 今次の戦争の特異な点

今次の戦争において特異な点として注意すべきことが三つある。

その一つは、今次の戦争が進むにつれて連合国側では終戦処理に関して、昭和十八年十一月二十七日に「カイロ宣言」をして、台湾、澎湖島は中国に帰属することを明らかにし、昭和二十二年二月十一日に「ヤルタ協定」において、千島列島、南樺太はソ連に引渡されることが協定された。このように講話条約をまたずに、相手国の領土に関する協定がなされたことである。

その二つは、アジア諸地域に在任していた日本人がたとえ、その地に生活の本拠をもち住民と平和的關係において私的に生活していた者で



昭和20年8月6日広島市に投下された原爆第1号の原爆雲。爆発20分後広島市東方約10キロメートルの海田市町にて撮影したもの

も、戦争の結果として、一掃的に退去帰国させられたこと、及び、日本及びドイツの捕虜が、多数ソ連領内に送致抑留されて、終戦後強制労働に従事させられたことである。

その三つは、東京裁判と各国の領土で行なわれた、裁判で戦争の責任のある者等が、審理、処罰されたことである。

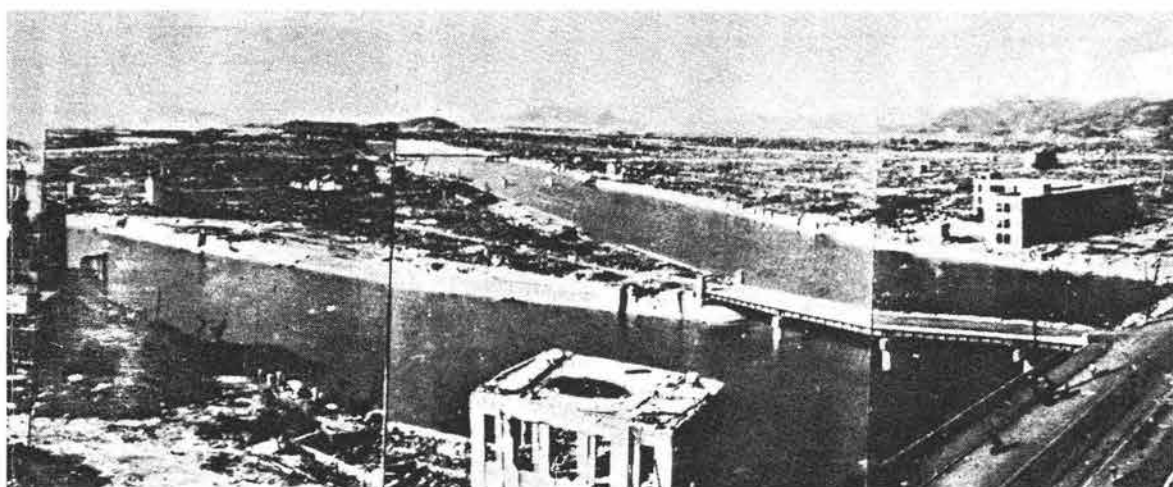
大東亜戦争は、有史以来、最大の戦争でその戦禍の及ぶところ、極めて広く国土の荒廃と莫大なる国力の損耗をもたらしたばかりでなく、多数の国民が或いは将兵として我が陣に倒れ、或いは戦災のため犠牲となり、国民の各階層に数多くの傷痕を残した。

## 初期の占領政治

連合軍は、日本各地に進駐し、マッカーサー司令部は東京に本部を構え

た。その占領政策によって、国家最大犠牲者である戦没者（「大東亜戦争全史」による三百六十万）及びその遺族に対してのもろもろの処遇はことごとく停止された。

わが国は、占領管理下におかれ、日本の内政も外政も「ポツダム宣言」の条項にもとづいて、占領管理を通じて確立されることになった。「ポツダム宣言」具体化するための最初の文書は昭和二十年九月二十二日の「降伏後の日本に対するアメリカ合衆国の初期の方針」である。これは、米国の大統領トルーマンから連合国最高司令官マッカーサーに送られたもので、これに基づいて占領政治は進められた。昭和



二十年十二月十六日に連合国の日本占領について、極東委員会と対日理事会の二つの機関が設けられた。極東委員会は、連合国の日本に対する占領政策を決定する機関でワシントンにおかれ、米、英、仏、ソ、中国、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピンが参加して構成された。対日理事会は、最高司令官の諮問機関で東京におかれた。極東委員会は、昭和二十二年七月十一日に「日本に対する基本方針」を決定した。この時には、すでに占領政治は進められており、この基本方針は約二年前の前記のアメリカ合衆国の「初期の方針」とその内容は、ほとんど同一であった。従って、極東委員会の決定した基本方針はアメリカ合衆国の「初期の方針」を再確認したものであった。極東委員会が決定した基本方針は四部からなり、第一部「終局の目標」第二部「連合国の権能」第三部「政治」第四部「経済」である。

各部を通じて、日本の非軍事化と民主化を基調しており、極めて厳しいものであった。占領政治は連合国の各国の協同という体制のもとで行なわれるのが原則であるが、極東委員会が決定した方針、政策は、アメリカ合衆国政府が、最高司令官に指令して実行に移すこととされた。万一、各国間に、意見の相違が生じた場合は、アメリカ合衆国の政策が、決定的な力をもつこととされた。従って占領政治においては、アメリカ合衆国のもつ役割は、強力且つ決定的なものであった。

占領政治は、直接の軍政という形ではなく、日本政府の存在を極めて、日本政府を使って行なわれた。極東委員会の決定が、つぎつぎに、日本政府に指令され実施された。

その主なものを挙げても次の通りである。

(1) 昭和二十年十月四日に治安維持法、思想犯保護観察法、国法治安

法の廃止の指令

(2) 昭和二十年十月十一日に憲法改正の必要を示唆し、婦人参政権、労働組合の結成、教育の民主化、司法制度の改革、経済機関の民主化を要求

(3) 昭和二十年十月三十一日軍国主義教員の追放の指令

(4) 昭和二十年十一月二十四日には、恩給及び手当に関する覚書が発令せられ、これに基づいて、日本政府は、昭和二十一年二月一日に勅令第六十八号を公布実施した。これによって、旧軍人の遺族に対する公務扶助料が停止された。



(5) 昭和二十年十二月十五日に国家と神道との分離の指令。(神道指令)

(6) 昭和二十年十二月三十一日には、歴史及び日本地理の授業停止の指令。

(7) 昭和二十一年二月二十九日に公職追放令。

(8) 昭和二十二年一月四日に政府機関、民間団体、銀行、会社、報道機関、地方公職にまで追放拡大又、昭和二十一年十一月二十八日には、賠償に関するポーレー調査団の報告書が発表された。その内容は、賠償にきびしいものであった。

このように占領政治の初期においては、つぎつぎに、最高司令官から、指令、覚書が出された。これに対して、わが国の実情に副うよう再考を求める努力がなされたが、国内では、食糧の不足、インフレの昂進により、国民の日常生活は不安と焦燥にかられ、連日「米よこせ運動」のデモが繰返され、一面労働運動の激化、社会各般のめまぐるしい変革があり、人心は動揺し、社会の秩序は乱れて、道義全く地を払う有様であった。この混乱のなかに、政治的にも社会的にも、民主的な体制を確立するように努めなければならなかった。これは、わが国がかつて、経験したことのない大変革であった。

## 戦没者遺族の窮状

戦後、戦没者の遺族達は、大きな災禍を受けた。世間一般からは白眼視され、息子を失って寄るべのない老親、子を抱えて孤立無援の戦争未亡人—公的処遇を断たれ、政治経済も占領管理下におかれ、終戦後のわ

が国は、独立性を失ったのである。軍事保護院は、昭和二十年十二月一日に廃止され、関係の諸施設は厚生省に移管され、一般国民を対象とする救済施設となった。

然し、戦没者遺族に、精神的に大きな打撃をあたえたのは、前記の昭和二十年十二月十五日の「神道指令」であった。国のため尊い生命を捧げた人を尊び戦没者遺族は「誉れの家」として尊敬され、暖い援護の手をさしのべられていたが、やがて掌を返すように白眼視され、冷たい仕打ちを受ける身となった。

わが国においては、明治天皇の思召により国のため尊い生命を捧げた人々の霊を靖国神社に奉斎し、全国民が感謝の誠を捧げることは日本人の生活の中に清く、深く、とり入れられていた。この「神道指令」によって、靖国神社と国家とのつながりは断ち切られ



瓦礫の街原爆による廢墟と化した戦後広島市



た。

戦没者遺族は、大きな精神的な抛りどころを失った。

昭和二十年十一月二十四日、連合国最高司令官から日本政府に「恩給及び手当に関する覚書」この覚書は旧軍人の恩給はもとより戦没者遺族の受けていた公務扶助料をも廃止するもので、一家の働き手を国に捧げた老父母や、幼い子女を抱えた戦争未亡人の唯一の生活の資を奪い去る非情な措置であった。政府はその内容の緩和について非公式に連合国側に懇請したが、がんとして受け入れられず、遂に翌二十一年二月一日、勅令第六十八号「恩給法の特例に関する件」が公布され、戦没者遺族を路頭に迷わしめることとなった。

昭和二十一年十一月には「公葬等について」と題する内務、文部両次官の通達が全国に発せられ、政教分離の見地から今後地方官公庁、及び都道府県市町村等の公共団体は、公葬その他、宗教的儀式、行事（慰霊祭、追悼式など）は、その対象の如何を問わず挙行してはならないとされ、官公庁の長また職員、公人としてこれに参列してはならない、加えて地方公共団体がこれに援助し、その名において敬弔を表わすこと等も禁止された。同時に地方に建立してある忠魂碑等も、公共の施設、学校構内にあるものは撤去を命ぜられた。

このような現象は敗戦国として避けられなかったかも知れないが、戦争の最大の犠牲者である戦没者遺族にとっては一方的冷酷な仕打であった。

このような情勢のもとにおいて、敗戦国にあり勝ちな「権力否定」の風潮が、わが国にもおこり、遺児を抱えて、どうしても生活の方途がたらず、母子心中をする悲惨な例殊に民主的体制のもとに遺族を正しく処

遇することは容易でなかった。このような苦難を通じて得られた現在の平和は、その根底は今次の戦争における同胞幾百万人の血の犠牲によって、あがなわれた尊い平和であると言わねばならない。

当時はB29の爆撃で主要都市が焦土と化していたが、広島も灰燼に期し、荒廃の中物資の欠乏、生活の窮状は極度に達し街頭にヤミ市が氾濫、その日、その日の食料品、軍需工場の放出物資買出しに狂奔し、国民は「自己本意の考え方の行動になり」社会の秩序を保持することすら困難な状態であった。外地から引揚者を受け入れのためにも、復興の方途も容易に樹たず、国民の各層を通じて、全く精神的虚脱状態にあった。そのころ何となく慰め潤いとなった松竹映画「そよ風」封切、並木路子が歌った主題歌「リンゴの歌」大流行であった。

赤いりんごに くちびるよせて  
だまってみている 青い空  
りんごは何にも いわないけれど  
りんごのきもちは よくわかる  
りんごかわいや  
かわいや  
りんご

# 昭和二十二年

## 民族の生命の復活と蘇生

### 天皇陛下御幸、広島県民お見舞を賜う

日本民族は、民族の伝統としても誠実に生きる道義というものに最高の価値を求めた。その民族の良心の鑑として御歴代の天皇と皇室は、天皇、皇室でなければ成し得ることのできない貴重な伝統を堅守なされつづけた。それは不断に民安かれ、国安かれとの御一念と、御一身をひたすらに捧げつづけたことであつたため、我々日本民族は、その誠実な道義を最高の価値と見出し、天皇と皇室に対して限りない敬仰しつづけたのである。

大東亜戦争の大敗戦のそれは、あまりにも悲惨であつた。歴史上、未曾有の悲劇と受難の中でわが民族はさまよい歩かなければならなかつた。住むに家なく、着るに衣なく絶望と飢餓の中で最悪の状態が現実であつた。民族の悲劇と慟哭の中で、何かこの民族の衰亡の兆候すら見えるような現実でもあつた。

この日本の敗戦の意味をもっとも深くこころで受けとめられ、もっとも御心を痛めつづけられ、深い御憂念と、御一念とを持ちつづけて下さつたのは今上陛下であらせられたのだ。

陛下は戦災地視察の地方巡幸として昭和二十一年二月十九日に出られ

た。横浜から始まり北海道行幸まで三万三千キロ、延日数、百六十五日間の長旅であつた。陛下は終戦の御聖断の際の御言葉に、

今日まで戦場に在つて陣殉し、あるいは殉職した非命にたおれた者、又その遺族を思う時は悲嘆に堪えぬ次第である。また戦傷を負い戦災をこうむり、家業を失いたる者の生活に至りては私の深く心配する所である。この際私としてなすべきことがあれば何でもいとわな  
い……………

と仰せられた。この「なすべきことがあれば何でもいとわな」の御言葉通り、御実行になつたのであつた。敗戦下の茫然自失の国民を何とか助けよう、悲しみを少しでも和らげようと御軫念なされる陛下にとつては、身を切られるような日々にとつとしておられない御気持から、巡幸となつたのであろうか。その行幸の先々で陛下を待っていたのは、親を亡くした子供、夫や子供が戦死した妻や親であつた。又、家を焼かれ戦火で負傷した人びとであつた。そういう巡幸の先々で陛下は国民にお声をかけられ励まされたのであつた。

## 陛下戦後広島県巡幸

御製

ああ広島平和の鐘も鳴りはじめ

たちなほる見えてうれしかりけり

広島は昭和二十二年の十二月五日から八日までであった。このお歌は、陛下が爆心直下の相生橋を御通過の折、橋の南の平和の塔から陛下のお通りを報ずる平和の鐘が鳴らされたが、その折に陛下が復興する広島についての御感慨を詠まれたものである。この「ああ広島」の一語に注目しなければならない。何ともいえない陛下の万感の思いが込められているようである。

陛下の巡幸とは、それは鎮魂の旅であった。二百万人の人びとが戦争で死んだ。九百万人の被災者を出した。何ゆえに歴史は、かくも多くの者を殺すのか。この戦争による死者の魂をどう鎮めればよいのか。陛下は山を越え、野を越えて都市から農村、漁村へと行幸された。そして被災者に頭を下げられ励ましの御言葉をかけられた。陛下は泣いて、その涙と微笑の中に鎮魂と日本の再建の御祈念があったのである。

陛下は山口県から大竹市にお入りになった。県民の一人一人を慰められる陛下と、陛下をお慕いし、心を込めてお迎えする二百万広島県民とのドラマが展開されたのである。

## 大竹市・宮島町

### 国立大竹病院

……初めて原爆病患者をお見舞……

十二月五日、快晴で瀬戸内海は青く澄み、島々の紅葉はひととき美しい。広島県のトップをきいて陛下をお迎えする佐伯郡大竹町（現在大竹市）は早朝からお迎えの準備に湧きだっていた。沿道は陛下のお越しに



国立大竹病院 初めて原爆病患者をお見舞

数時間前から、大竹町、木野村、栗谷村の奉迎者で、その数は数万人に達していた。

青柳山口県知事の先導のもと、広島県に入った。陛下は沿道に湧きおこる奉迎者の歓呼の声にお応えになりながら午後三時一分、御予定どおり国立大竹病院にお着きになった。

患者は陛下のおねぎらいの言葉を賜わり感激で胸いっぱいとなった。

陛下は松島病院長の先導で病舎をお見舞になった。

一人一人に丁寧なお言葉をかけられ患者は感泣してひれ伏すばかりであった。

### 三菱化成大竹工場

陛下は三菱化成大竹工場にお着きになり、…労働組合委員長をこ激励

：生活に苦しい点もあろうが、重要産業だからしつかりやってもらいたいものです。組合の健全な発達を希望しますとおおせられた。

陛下は国立大竹病院前の橋を「御幸橋」と命名。工場内事務所南側に記念植樹を行い、工場周辺地域は「御幸町」と命名された。

## 宮島口 棧橋

—— 快い潮風に御微笑 ——

午後三時四十三分、大竹駅をお発ちになった陛下は、山陽路でのご静養地、宮島に向かわれた。お召列車では連日のご日程によるお疲れにもかかわらず、終始お立ちになったまま沿道でお迎えする人々に手を振ってお応えになった。四時三十六分、宮島口駅にお着きになり、森戸文部大臣、浜井広島市長、近隣町村民五千人が整列してお迎えする中を、宮島口駅長の先導で宮島口棧橋から連絡船「七浦丸」にご乗になった。

陛下は鳴りやまぬ人々の万歳の嵐に、潮吹きすさぶ後甲板にでられると、ふいにデッキの柵の上上げられ、ニツコリと帽子を打ち振ってお応えにいられた。人々は、そのお姿が瀬戸の夕闇に消えるまでお見送り申し上げた。

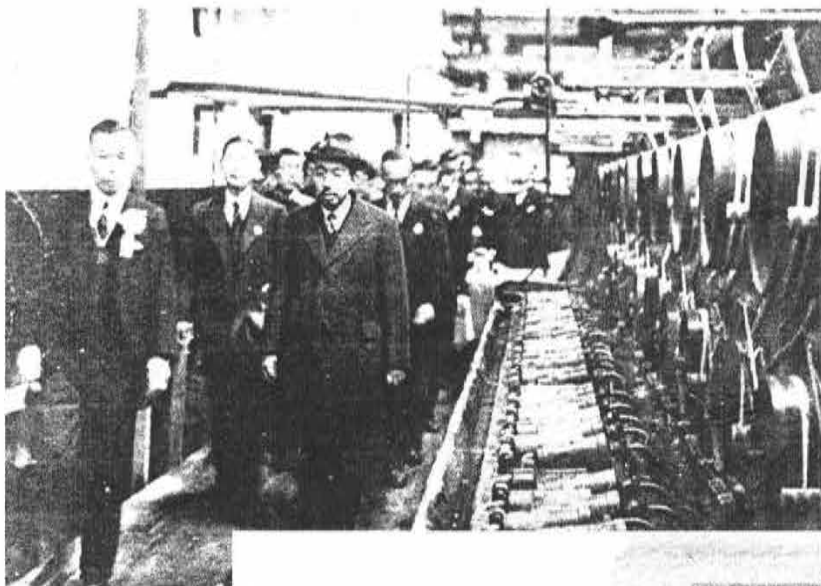
陛下は点在する島々の美しさを御賞美されつつ、宮島棧橋に御到着になった。御在所岩惣旅館に入られた陛下は静かな広島県で第一夜をお過ごしになった。秋色濃い山峡の自然美の絶景は陛下の御休養を満たされたであらう。



行在所岩惣旅館  
取材の記者団に二階からお応え

宮島町よりの献上品





三菱化成大竹工場  
30度の熱室を進まれる

宮島口棧橋  
お召艇へお乗りになる



宮島棧橋

# 広島市・呉市

## 広島戦災児育成所

——ほほをつたう陛下のお涙——

十二月七日午前九時四十五分、白百合楽園の「君が代」吹奏の中、お車は、広島戦災児育成所の八十四名の戦災児がお待ち申し上げる佐伯郡五日市町吉見園前（現在広島市佐伯区）に静かに止まった。

この施設の少年は、原爆で一瞬にして孤児になり、両親の菩提を弔うため前年十一月十五日、京都本願寺で仏道に帰依した増田義修君（十三才）、谷口義春君（十四才）、今田義泰君（十四才）、川井義秀君（十五才）、河村義尚君（十六才）で、陛下はこの原爆少年僧一人一人の顔をのぞき込まれるようにして

「どうかしっかり勉強して下さいね。」

と御心にあふれる何もかを押さえるようにやさしくお諭しになった。少年僧達の頬を止めどなく涙が流れた。

陛下の御眼に光るものがみるみる溢れ、御頬をつたわった。陛下は泣いておられた。一瞬、群衆のざわめきは静まり

“天皇陛下は泣いておられる”

との声の人々の中からもれた。いたるところからすすり泣きの声がおこった。そこに集った全ての人々は、その時、確かに大御心の深みが接していた。

山下所長が育成所の方向を指さしながら、「陛下、この子供達はあの



広島戦災児育成所（佐伯郡五日市町）  
原爆による痛ましい傷跡を見つめられる陛下の御目に：お涙



広島戦災児育成所  
父母を慕い出家の少年僧達

向こうに赤い旗がずっと下がっており、立派な建物……ずっと上の方に白い旗が立っており、ますあの付近一帯の大変いい場所を貸していただきまして、県営建物でございますが、あそこで健やかに、お陰様で幸せに過ごさしていただいております。」と説明を陛下は

「ああそう」

と、大きくうなずかれた後、今一度、立ち並ぶ八十四名の孤児の方へ近づかれ一人一人の顔を御覧になりながら

「大きくなって、立派な人になって下さいね」

とお別れの言葉を賜わった。

## 広島県水産試験場

——かき養殖に御関心——

生物学に造詣深いお言葉があった。引続いて、輸出用かき缶詰、のりとかきのつくだ煮、乾しかき、かき殻利用の加工品等御覧になった。

## 爆心地御通過（相生橋）

——鳴り響く「平和の鐘」——

この日、広島市内は文字通り人の波で埋まった。陛下が御通過の道路沿いは、広島市民二十万のほか、近郊近在からの人出は広島駅を降りた者で約五万、陛下のお顔を一目でも拝したいと願う二十数万人が草津町から元西練兵場、市役所、県庁、広島駅に至る十五キロに押しよせ万歳の歓呼を送った。

## 広島市民奉迎場

——涙の式典——

### 奉迎の辞

謹んで浜井市長は若々しい声に、陛下はじっと聞き入られた。市長が御前を退くと、陛下には静かに御座所のマイクに進まれた。式場はサツとどよめく、陛下にはオーバーのポケットから小さな紙片を取り出された。御言葉だ、御間近に拝する御体から、今、直接にお聞きする御声だ、五万の会衆の眼と耳はジツと陛下の御口元に集中された。涙も、声もなはいしゅんである。

### 御言葉

「この度は皆の熱心なる歓迎を受けて嬉しく思う。本日は親しく広島市の復興の跡を見て満足に思う。広島市の受けた災禍に対して同情はたえない。我々はこの犠牲を無駄にすることなく平和日本を建設して世界平和に貢献しなければならない。」

一語一語、ハッキリと力強く耳を心打ったこの御言葉、原爆の惨害をなめた市民に注がせ給う大御心の有難さ、かたじけなさ会衆はあの日  
の苦しみを一しゅんに忘れた如く御声に聞き入った。水を打ったような

広島県水産試験場（草津町）  
顕微鏡でカキの幼生を御観察



広島市民奉迎場（基町）  
広島市民に対してお言葉をかけられた



広島市民奉迎場（基町）  
人々のまなざしは全て台上の陛下に注がれた





静けさも御言葉が終わると同時に破れた、どつと上がった万歳の声、感激、興奮が渦巻いた。 「天皇陛下と広島」より部分転載

## 天皇陛下本市行幸に対する感謝決議文

今般天皇陛下中国地方御巡幸の為、去る十二月七日、本市に陛下の行幸を仰ぐことができましたことは本市の最も光栄とするところであります、市民は夙に歡喜して此の日をお待ち申し上げ、至誠をこめて奉迎し、尊顔を拝しては崇敬の念いよいよ昂まり、感激の裏に奉送申上げた。我々市民は未曾有の戦禍を蒙り、其の後旬日ならずして終戦の悲運に遭遇し、一時は全く虚脱状態に陥ったが、日時の経過するに従ひ漸く次第に平静に復し、新日本建設の光明を認め、郷土の復興に努力して今日に至って居る。

然しながら復興は至難な大事業であるので、遺憾ながら遅々としての進捗であるが、此の苦難と戦いながら我が国の前途を惟う時、天皇陛下の御心情を拝察して洵に恐懼に堪えず、感慨無量なるものがある。

私どもは既に徒に過去を追うことを止めて、禍を転じて福となす決意の下に新生日本の為に民主化の徹底を図り、平和の実現に一路邁進して居る次第である。

此の尊い事実こそは、即ち天皇陛下の御仁徳を基のまま顕現することに外ならないと固く信じて疑わなく、斯く観する時、油然として陛下を敬慕するの念湧き起り、自ら理論を越えて此の地に陛下をお迎え申上げたいとの純情が胸に満ち、此の熱望が速かに達成されるよう切望して止まなかつたのである。

幸にして今回の我等の宿願が達せられることと相成り、初冬の佳き日

陛下をお迎えして、本市の政治、教育、産業、厚生等の各観点からそれだけの箇所に於て、御疲労の御身にも拘らず新しく御視察を賜わり、剩る有難き御激励の御言葉を頂戴した事は、関係者一同の深く感銘するところであったが、就中奉迎式場に於て特に本市民に賜わった優渥なる御言葉、全市民の心胆に深く刻まれ、温き御論には二十万市民が悉く感泣して、感奮興起し世界平和の実現を固く固く御誓ひ申上げた次第である。 供養塔に眠る多数の尊い犠牲者達も遺族と共にその栄光を分ち、静かに無言の内に奉迎して居た事と信じ、凶らずも侍従の御差遣を賜り、陛下の深い御仁慈に感極って新日本建設の礎石となったことを今更の如く喜んだことと察する。

又、爆弾症になやむ不幸な患者達も侍従の御手厚い御慰問にあずかり、高恩の有難きに感涙を禁じ得なかつた事と信ずる。

極めて御繁忙な御日程の裡にも、かくも御心を砕かれまして行き届いた御視察を賜ったことは、全市民挙げて感謝感激に堪えない処であった。 謹んで厚く厚く御礼を申上げる。

全市民は行幸を仰いで全く安堵し、天皇陛下の御健康を衷心より御祈り申上げながら、新しい覚悟の下に必ず御心に御副い申上げることが御誓い致して止まない。

昭和二十二年十二月十二日

## 呉市役所

—— 呉市復興への御期待 ——

つづいて陛下は呉市役所を御訪問になった。市役所前玄関では、未復



呉市役所「しっかり明るくね」との御言葉  
涙にむせぶ引揚者親子代表

員兵士の家族たちが、お迎え申し上げていた。陛下は当時の末永市長から未復員家族の代表を紹介されると、家族たちのそばまでお近づきになり

「随分長く待っていることでしょう。もう直ぐですから明るい気持ちで待っていて下さい。」と、やさしく声をかけられた。また、遺族代表の岩方母子寮上田操さん（当時二十七才）にも

「大変気の毒ですね。どうぞ明るくね。」

とのお言葉があり引揚者にも、

「力を落とさないでね。しっかりどうぞ明るくね。」

とお励ましになった。陛下の慈愛に満ちた御言葉に一同は思わず涙を流したのであった。

この日陛下をお迎えした遺族や引揚者たちは陛下のこのようなあたたかいお言葉に勇気づけられた戦災の苦しみも肉親を失った悲しみも、夫や息子の帰りを待つ不安な気持ちも、すべてを忘れて明日への生きる希望を持つことができたにちがいない。

陛下は市役所にお入りになり、市長より呉市の変遷、戦災および復興状況などをお聞きになった。そして市長に対し

「ただ今申したように早く復興することを楽しみにしています。」と、述べられ、呉市復興への期待をよせられた。

## 三原市

### 浮城分室（御在所）

——お言葉に感激した農民——

広島市、呉市での御予定を終えられた陛下は、午後四時三十分、御召列車で三原駅に御到着になり、直ちに行在所である「浮城分室」にお入りになった。浮城分室は四百十余年前の天正七年、戦国時代の勇将小早川隆景が築城した三原城の一角にあり、三原城が海岸を深く南東へ海中に突き出し、その堅固と美観から「浮城」と呼ばれていたことからその名前が付いたものであった。昭和二十年当時は付近が埋め立てられ、石垣の一部にその面影を残すのみであった。御在所にあてられたのは昭和十年に建築された、広い庭園をめぐらした数寄屋風の建物であった。

明けて十二月八日、いよいよ広島県行幸の最終日である。午前九時、行在所を出られた陛下は、行在所付近に整列していた西下三原農業会長

その他、市内農区長、食糧調整委員、篤農家など約百名の農民代表に対して

「御苦勞様ですね。しっかりたのむよ。」

とお言葉をかけられた。陛下のお言葉に感激した農民は三日後の十一日、市会議事堂で開かれた食糧増産指導委員会の席上、農区長、調整委員、篤農家が次のような決議を行ない、十二月末の供出期限を十二月二十五日までに繰り上げて完納することを申し合せた。

## 決 議

天皇陛下の巡幸に当たり、われら農民に優あくなる御言葉をいただき感激おく能わず。今回の米、サツマ芋十二月二十五日までに供出完了して御聖慮に副い奉らんことを期す。  
右決議す。

### 帝国人絹糸三原工場

### 東洋織維三原工場

—— 織姫にあたたかいご答礼 ——

### 三菱重工三原車両製作所

—— 「やっぱり日本人でした……」 ——

行在所・浮城分室より三原  
市民の奉迎にお応えになる



東洋織維三原工場

# 尾道市・向島町

## 戦災引揚者応急住宅

——市民の「まごころ」に御感激——

三菱重工三原車両製作所を後にされた陛下は、お車で尾道市に入られ、次の訪問先である尾道市吉和町の戦災引揚者応急住宅にお着きになった。

この住宅は、戦時、陸軍砲部隊兵站部の倉庫があり、戦後、いったん占領軍に接取されたものを、当時の石原善三郎市長が熱心に占領軍と掛け合い、返還を得て、戦災引揚者のための二百戸のバラック建住宅を建てたものである。尾道市は、海外からの引揚者を全国でも最初に受け入れており、昭和二十二年当時としては、全国でも数少なかったという。



戦災引揚者応急住宅（尾道市）  
一軒一軒、玄関に入って引揚者をお励ましになった



天皇行幸跡

向島町津部田という一漁村に陛下が行幸されることは異例のことであった。



向島西村津部田 出迎える地元漁民達

## 向島西村津部田部落

——漁村に湧き立つ歎呼の嵐——

尾道駅前棧橋からお召艇「あかつき号」にお乗りになった陛下は、対岸の向島西村津部田部落へと向われた。

付近からお出迎えに集まった二百余隻の漁船からの歎呼……

## 福山市・神辺町

深安郡千田村(現在福山市)——“二段耕”

説明の光栄——神辺小学校——「食糧生

産にしつかり……」農作業を御観察——

尾道を後にされた陛下は、福山・神辺地方を巡幸になった。陛下をお迎えする福山市をはじめ近郊の市民たちの熱狂ぶりは大変なものであった。陛下は、さっそく深安郡千田村(現在福山市千田町)へと向かわれた。千田村では、谷田タミコさん(当時二十四才)が自ら考案した「二段耕」を陛下に説明申し上げた。

「二段耕」とは田畑を耕す時、鋤の使い方を工夫することによって、わずかの力で大きな収穫量をあげる新しい耕作方法のことである。人も牛も楽になり、作物の種も発芽しやすくなるというものだった。

陛下は「大変でしょうが頑張ってください。」とお励ましになった。

谷田さんは感激のあまり、「もったいない。もったいない。」をくり返し、声をつまらせてむせび泣いたという。

千田村をお発ちになった陛下は、深安郡神辺町にお立ち寄りになり北村町長が先導し、構堂内にお入りになり、麦カン真田の手編、パンコック帽製作、羊毛手紡、蘭細工製造等の農家副業過程をご覧になった。さらに校庭では、縄、箆、草履、備後表の農産業加工状況などを熱心に御視察になった。

続いて、救護院および母子寮を御訪問になり励ましの言葉を賜った。

広島県巡幸の全日程を終了になった陛下の御心は、廃墟の中から立ちあがろうとする都市の姿や、懸命に復興のため動しんでいる県民の様子に、安堵の念と期待の気持ちとでいっぱいになられたことであろう。



神辺小学校 児童達の作業をご覧になる



神辺小学校 自動式製縄機での作業の実演



福山市母子寮

## 日本遺族会厚生連盟の誕生

全国組織を結成するため昭和二十二年十一月十七日、十八日の両日、東京・神田の神田寺で開催され、全国二十八都道府県代表一三五名が参集した。会議は齊藤晃氏（福島県代表）を議長とし、議事に入り、経過報告の後、満場一致で全国組織結成を決定し、会名を「日本遺族厚生連盟」と呼ぶこととした。

戦没者遺族は終戦後、その公的処遇を断たれ、従って公務扶助料は支給されず、夫を亡くし、子を抱えて孤立無援の妻は、奈落の深淵につきおとされ、一般社会からも白眼視され、苦悩と不安の連続であり、立ち直る根気も絶えがちであった。

遺族会結成への胎動は昭和二十二年四月に、戦争犠牲者遺族同盟から第二回の全国会議を五月九日、十日に開催することを全国に呼びかけ、全国から三十二都道府県代表者六十七名が参加し、九日には東京丸の内工業倶楽部、十日には東京、杉並区の武蔵野母子寮で会議が開かれた。

この会議の目的は「全国組織の整備」「地方事情の報告」「遺族新聞の強化」「運動方針の検討」「遺族団体の財政的基礎の確立」などで、九日の会議には、同胞援護会総裁高松宮殿下が臨席されたのをはじめ、同援護会の徳川会長、厚生省葛西社会局長らが来賓として出席した。議事は円満に進行したが、会の目的、性格、行動綱領等について各代表間に意見の食い違いがあり、この同盟を、戦没者遺族の中心的拠点とするには、物足りない感があった。

第二日、武蔵野母子寮に会場を移しての会議は、前日の意見の食い違

いが表面化し、白熱した論議となった。

遺族代表の多数は「全国組織の結成は、あくまでも、英霊の顕彰と遺族の福祉の増進を中心とし、一般社会から誤解されないようにしなければならぬ」という意見で、同盟の行き方には、思想的にも批判的であった。このため会議は結論を得ないままに散会することになった。

このため同盟の会議とは別に大部分の遺族は、近くの空地で露天会議を開いた。話し合いは、「戦死者の死を意義あらしめよう」「国は戦没者遺族に、補償の方途を講じ、あとのことは心配するな」といって送り出した約束を果たすべきである」ということになり、この際、一日も早く全国的な組織を結成して、遺族の力を結集すべきことに意見が一致し、早急にその準備を進めることを申し合せて解散した。これによって、各都道府県では、急速に、戦没者遺族の全国組織に乗り出す気運が強く漲ってきた。

### 遺族代表、両陛下にご拝謁

昭和二十二年六月になって、「全国平和連盟東京本部」と称する会名で、各都道府県遺族会に対し、「遺族会の中央連絡機関として、東京に遺族会総本部を設けたい。ついては、来る七月十三日に準備会を開きたい」と呼びかけがあった。この会合は東京芝の増上寺で行われ、十三都道府県の代表が参集した。

会議は、十三日から十五日まで三日間にわたり続けられたが、完全な意見の一致を見ず「同年十月、さらに会議を開き結成にこぎつける」とを申し合わせて会議を終った。しかし第二日の七月十四日に、会議に

参集した遺族代表百余名が、皇居において、天皇、皇后両陛下に拝謁を許されたことは、遺族にとって思いがけない光栄と感動であった。天皇、皇后両陛下、皇太子殿下に列立拝謁し、天皇陛下から、一同に対し、「苦しいでしょうが、しばらく辛抱してください。皆で助け合って、明るく生きてください」とのお言葉を賜った。

東京都の代表福本富次郎氏が「英霊の精神をついで、日本再建のため努力する覚悟であります」とお答えを言上し、両陛下の万歳を三唱した。両陛下の御退去されるときに、期せずして一同は国歌を斉唱した。両陛下、皇太子殿下には、歩みをとどめて、一同の方に向かわれ、国歌の終るまで、その場に端然と立っておられた。国の行末を御軫念遊ばされる御心、敗戦後の御苦悩の誰よりも深いであろうと思われる両陛下の御姿を、眼のあたりに拝し、一同、しばし感激の涙にむせんだことであった。

第三日の七月十五日は、最終段階の会議に入り、戦没者遺族の全国組織の結成について、協議したが、未結成の府県代表から異論が出て、残念ながら結成に至らず、今後、速かに諸般の準備を整えて「来る昭和二十二年十月二十日を期して東京に集り、そのときは必ず全国組織の結成をとげる」ことを申し合せて会議を終った。散会后、三班に分かれて、総理大臣、厚生大臣、衆参両院議長に陳情した。かくてこの会議も、生みの悩みを繰返したにとどまった。

### 遺族援護に関する請願（陳情第一号）

総司令部福祉課長ネフ大佐、片山内閣総理大臣、衆参両院議長を訪ね、日本遺族厚生連盟の結成を報告するとともに、決議書を提出して陳情し

たが、これは遺族会としては、政府、国会に対する陳情第一号であった。この陳情に対して厚生大臣は日本遺族厚生連盟として、遺族の総意に基づく初めての陳情には、各方面とも、おだやかに対応したいが、占領政策によって遺族の公約処遇が停止されており、一般国民として平等に取扱われるだけでは、大きな痛手を受けている戦没者遺族の適正な援護にならない状態であった。しかし全国組織である日本遺族厚生連盟の結成は全国の戦没者遺族の真の叫びを国会に政府に、そして一般社会に反映させる基盤として心強いものがあつた。

（日本遺族厚生連盟は、昭和二十八年四月に「日本遺族会」へと発展的に解消をとげた。）

次に日本遺族厚生連盟の活動について記してみると昭和二十三年四月二十日、二十一日に横浜市鶴見の総持寺で第二回の総会を開催した。本部提案による事業計画は次のようなものである。

- (一) 生活相談所の開設
- (二) 物資の交流
- (三) 製紙事業
- (四) 畜産事業
- (五) 機関紙の発行
- (六) 共同募金配分団体としての認定運動

遺族援護の具体策についても討議され、とくに最も生活に苦しむ未亡人のための母子対策について、政府の緊急な対策をのぞむ声が強く述べられた。

同年七月二十五日、二十六日の両日、大阪市四天王寺において合同慰霊祭並びに第三回の総会が開催された。

総会では次の事項を決議し、衆参両院に請願を、政府並びに各政党に陳情を行うこととした。



## 請願の要旨

一、遺族の生活の実体を調査し、その援護対策を確立されたい。

二、遺族の援護強化

1、寡婦、遺児の年金制度を設けること。

2、生活保護法の改正並びに運用の適正化。

3、遺族への農地返還、未亡人の供出量、租税の軽減、未亡人への

住宅の世話

4、衣料品等を引揚、戦災者と同様に取扱うこと。

この請願は同年十一月に日本遺族厚生連盟の長島会長外十二名の連名で、衆参両院議長あて提出された。同連盟はさらに十一月二十五日、二十六日の両日にわたって東京において臨時総会を開いた。当日、会場の靖国会館に集まったのは一都二十五道府県の代表、約五〇名で福岡県からも初めて代表（中尾光造氏）が参加した。二十六日には、各代表がそれぞれ班に分かれ前記の陳情書を携え政府、国会へ陳情、また婦人代表は総司令部福祉課のネフ課長に面接、つぶさに実情を陳情した。この陳情案件は国会でそれぞれ採択された。

昭和二十四年三月二十四日、同連盟は理事会を開き、再び国会に対し、前年十一月の請願と同様の内容による「遺族の援護対策確立に関する請願」を提出し、政府、国会に重ねて陳情を行った。

昭和二十四年

## 遺族援護に関する

### 衆・参両院での決議

昭和二十四年五月十四日は、全国の戦没者遺族にとって記念すべき日である。全国都道府県遺族会とともに日本遺族厚生連盟を結成し、遺族に対する国の処遇の推進に努めてきたが、それがここに国会で堂々ととり上げられて決議となったのである。遺族にとっては正に画期的事実であり、全国の遺族を大いに勇気づけた。

当日、決議の趣旨の説明に立った青柳一郎議員の「遺族援護に関する決議」の要旨は次の通りである。

(前略) 今や遺族の多くは、精神的に、物質的に窮境のどん底に陥り特にか弱き女手に、いたいけな子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会の中に孤立し生活苦と戦い、いばらの道を歩んでおり、人道にこれを放置するに忍びないものがある。(中略) 政府は、この婦女子に対する特殊の援護につき、でき得る限りの温かき措置を講ずべきである。

戦争に出たのは多くは国家の強制による公務である。

政府は、改めてここに、この事実を確認するとともに、速やかに遺族に対する次の如き援護方策を樹立し、物心両面にわたる救済の方策を講じ、これが急速なる実現に努め、その結果につき、次期国会において本院に



「遺族援護に関する決議案」を満場一致で採択した衆院本会議

報告すべきである。

一、戦没者の葬儀その他の行事につき、一般文民と同様の取扱をする  
こと。

二、遺族年金または弔慰金を支給すること。

三、生活保護の基準額を真に人たるに値する生活をなし得る程度まで  
即時引上げ、特に老人、婦女子の家庭の生活の確保を図ること。

四、子女の育英に対し、特別の考慮を払うこと。

五、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること。

六、授産所、母子寮及び保育所を増設すること。

七、その他課税、農地及び供出等の問題に関して、老人、婦女子の家  
庭の特殊事情を充分しんしゃくして、適當の改正を行うとともにそ  
の実施上円滑を期すること。

右決議する。

衆議院の決議から一日おいた五月十六日、衆議院においては「未亡人  
並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」がなされ、草葉隆円議員が趣旨  
説明に当たった。その要旨は次の通りである。

夫を失った婦人はいわゆる未亡人と呼ばれ、封建的因襲のままに社会  
的冷遇を受け、か弱き女手にいたいけな子供や老人を背負い、社会的混  
乱の過中に漂流し、或いはいはらの道を難行し、その生活苦を原因とす  
る悲惨事件は近時一層の深刻さを加えているが、これが福祉に関する施  
策は皆無に等しい。

また一家の支柱を失い、人生の光明を失ったいわゆる戦没者遺族の多

くは、精神的にも、物質的にも、その窮状を見るに忍びざる状況にある  
ことは、まことに重大なる社会問題である。(中略)しかも、最も平和  
を愛し、最も戦争を呪うものは、この遺族であるのに、現実はこの差  
別的に冷遇しあるいは社会的虐待のままに放置している実状にあること  
は、国政上遺憾である。

よって政府は速やかに左の各項に関する施策を樹立し、その結果を次  
期国会において本院に報告すべきである。

#### 記

一、社会保障制度の確立を促進するとともに、社会福祉施策の強化、  
特に公共扶助の制度を拡充して生活保護の基準を引上げこれが活用  
をはかり、その適切公平なる遂行をなすこと。

二、未亡人の擁する子女育英に関しては、現行制度を拡充して特別の  
施策をなすこと。

三、遺族年金または弔慰金を支給すること。

四、生活扶助制度及び生業資金制度を拡充し、その適切なる活用をは  
かること。

五、母子福祉事業特に授産事業母子福祉施設等の拡充強化をはかるこ  
と。

六、戦没者に対する葬儀その他の慰霊行事について一般文民と同様の  
取扱いとすること。

七、課税の減免、農地の解放、作物供出、職業安定等の問題に関して、  
未亡人家庭の特殊事情を充分しんしゃくして、適切なる施策を行う  
こと。

右決議する。

以上衆参両院の決議は国会が独自の意志を表明した最初のものであり、全国の遺族会が二年有余にわたって真摯な運動を続けてきた成果であり、遺族はようやくその前途に一条の光明を認めた。

## 広島県遺族会の由来

### 沿革の概要

1. 終戦後、早くも半世紀を迎えんとしているが、その間、我が国は敗戦処理と諸般の難問題をかかえ、占領下の最も悪条件で混沌たる中から、あらゆる苦難を克服し、力の限りを尽して復興から新建設へと努力を重ねてきたが、これを顧りみれば戦没者遺族は、その公的処遇は断たれ、従て公務扶助料は支給されず、一般社会からも、白眼視され、子を失って寄る辺もない老親、夫を亡くし、子を抱えて孤立無援の妻は、奈落の深淵につきおとされ、苦悩と不安の連続であり、立ち直る根気は絶えがちであった。さらに内務、文部両次官通牒によって遺骨の出迎えはもとより、慰霊追悼の行事まで禁止されるなど実に社会的冷遇はその極に達し、精神的な苦悩と物質的な困窮は生きる希望も断ち切る程の悲惨な状態に襲われた。

この苦労を自からの手で切りぬけようと、県内遺族の同胞は期せずして立ちあがらざるを得なかった。たまたま昭和二十二年の秋、日本遺族厚生連盟が結成されるや、県内同胞は遺族としての地位の確保に、正義崇高なる理想実現のための同志の糾合が盛りあがり、二十四年八月三十

一日、一市百十三カ町村、時の会員一万七千余名が広島県遺族厚生連盟の創立総会を行なった。広島市宇品一丁目広島県同胞援護課内に事務所を置き、初代会長に藤田直義氏を推戴。爾来、未結成各都市町村に呼びかけ組織の拡大に努め、二十五年四月には全県下が参加、会員七万四千余人を超え、昭和二十六年十一月十六日広島県遺族厚生連盟として発足し、財団法人として認可された。翌年二十七年九月一日県費の助成を得て現在の広島中心街に移転、内外ともに陣容を確立した。昭和三十年五月に財団法人広島県遺族会と改称し設立、三十年二月藤田会長の逝去により五月二十七日藤本雄四郎氏が第二代会長に就任、その頃から遺族会館改築の議が起り、会員一世帯が二百円を拠金、県、市の助成と財界有志などの寄付を財源として三十二年四月着工、工事費千六百余万元で鉄筋コンクリート四階建百五十七坪三合の殿堂が広島県遺族会館として竣工した。その後さらに増改築の議が起り、会員二万六千人からの募金、県、市助成と広島護国神社、崇敬会寄付を財源として五十六年五月十五日着工、全面的に改築した。現在は、貸事務所、貸会議室として広く利用されている。また三十二年に建築した福山市の備後遺族会館は、周囲の環境事情により本館を閉じ、福山市丸の内一丁目に総工費六千万円、鉄筋コンクリート三階建て、約六百九十一平方メートルの会館として生れかわった。

2. 婦人部が出来たのは二十五年十月、青壮年部はまず三十年二月に深安郡で結成、以来組織づくりが強化され三十五年十一月、県青年部の結成をみた。研修会、キャンプファイヤー、交歓会、体育練成会、靖国団参など諸種の行事を行って、青壮年部活動は全国で優秀であると称されている。現在、婦人部員七千五百人、青壮年部員（登録部員）五千百

五十四人である。

3. 現在、遺族援護の内容が複雑多岐にあるため、該当者の把握が極めて困難な状況下、援護の拡充内容の普及徹底を期するため遺族相談部を設置し、援護全般にわたって会員の福祉に全力をあげ、普及啓発面で遺族新聞を年二回発刊、末端組織まで広報活動をも含めて万全を期し、組織の強化をはかっている。

4. 継続して実施されている事業。

- (1) 全国戦没者追悼式団体参列。
- (2) 沖繩「ひろしまの塔」参拝。
- (3) 海外戦跡慰霊巡拝。
- (4) 日本遺族会、厚生省主催による海外各地遺骨収集に参加。
- (5) 春秋二回広島、備後護国神社等において県戦没者慰霊祭、その際参列遺族に慰問品を配布。
- (6) 郡市会長、婦人部、青壮年部研修会。
- (7) 遺族援護関係の出張相談など。

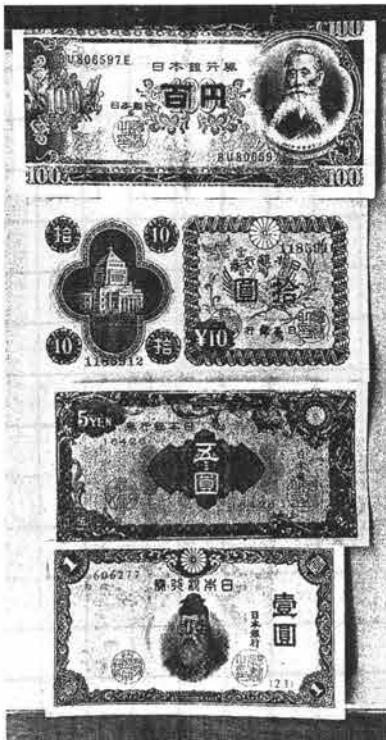
主な役職員 (昭和二十四年時)

会長	藤田 直義
副会長	井上吉次郎、山田 金男、岩根 栄
理事	井上 博明、田頭新太郎、妹尾 良温、 野間 壽人、本永 司三、岡本 義雄、 宮沢吉兵衛、森光 寛一、高岡啓三郎、 村尾 哲恵。
評議員	伊藤正子外三十五名

## 戦傷病者戦没者遺族等

### 援護法成立まで

昭和二十四年五月十四日及び十六日の衆議院及び参議院において、遺族援護に関する決議がなされてから、国会、政府でも、この問題を真剣にとりあげる気運が高まった。昭和二十四年七月十九日には、靖国神社において「全国婦人部打合せ会」が開催され、三十八府県の代表者が参集して各支部の婦人部結成状況を報告し合い、熱心に協議して「婦人部結成促進要領」「婦人部の活動方針」等を決定した。同日午後は有楽町読売ホールに於て「全国戦争未亡人の集い」を開いた。衆参両議院議員はじめ厚生省その他からの来賓を迎えて、戦没者遺族特に婦人の立場につき切々たる意見が発表された。その翌日七月二十日には班を分けて、内閣、厚生省に陳情した。同日午後には大宮御所に伺い、皇太后陛下にお目にかかり、懇ろなお言葉を賜わった。



昭和20年代の紙幣

昭和二十四年十一月十五日には理事会、翌十六日には評議員会並びに全国遺族代表者会議を開催し、役員を増員について審議し、評議員は六大都市を有する都府県及び北海道から六名、その他の府県からは五名は必ず婦人を加えて推薦すること、理事は各都道府県から一名推薦することとで常務理事の選出基準についても決め、十六日の代表者の会議は午後一時から九段の都道府県会館ホールに全国三十七府県の代表者百八十八名が参集、来賓としては厚生次官、その他衆・参両議員、その他列席され活発な論議が展開された。とくに遺族年金の問題について、それがポツダム宣言に違反する云々の林副総理の言明をめぐり朝葉隆圓氏から「ポツダム宣言に含まれた勅令に違反することは事実だが、それを承知でこの運動を強行するのは、日本の戦争犯罪が再批判されたときは正さねなければならない第一の条件として再認識させるためだ。ポツダム宣言違反事項でも、この片手落的な処置について修正を要求することは決して不穏な手段ではない。」と答えた一幕もあった。ついで全会一致を以て決議文を採択、翌十七日には参加者は六班に分かれ、それぞれ政府、国会及び各党へ陳情を行った。

十一月二十二日、先の第五国会における衆・参両院の「遺族援護に関する決議」に対し、政府から衆・参両院議長に報告が出された。しかし肝心の「遺族年金又は弔慰金を支給すること」については「現在困難である」という一語で片づけられていた。占領政策の壁の厚さを改めて思い知らされ、今後の運動は撓みなく続けなければならなかった。

## 婦人部の発足と推移

昭和二十四年八月に有志が相寄って広島県遺族厚生連盟を結成し、一意専心して多くの戦争犠牲者や、その遺家族の生活問題等に関して、徹底的に国の行政や地方自治体、県行政に正すべきを正し、求めるべきは求めたが、こうした経過の中にあつて戦没者未亡人の立場やその切実な要望等を強力に訴えるため……戦争のため夫を国に捧げ、幼い遺児、年老いた父母を抱えて戦後の激動の中を生き抜く戦没者の妻たちの窮状は真に悲壮なもので、この未亡人が相集い昭和二十五年十月婦人部組織の結成がなされた。

昭和二十七年十月十六日に、二十三県の婦人代表が東京に集り、婦人部長会議を開催し、

○連盟の本部、支部に婦人部の予算を計上されたい。

○援護法を改正して、二つ以上の遺族年金を受ける権利を有する者は年金を増額されたい。

○戦没者遺族の扶助料は下級者でも生活扶助を下回ることのないようにすること。

等を決議して、理事会に申し入れをした。

このように組織としてはまだ弱かった遺族会婦人部ではあつたが、全国の遺族婦人の力を結集する方向へしだいに進めていった。

昭和二十八年、日本遺族厚生連盟は、財団法人日本遺族会に改組されたが、連盟からバトンを引き継いだ日本遺族会は、引き続き婦人部強化の努力を続け、昭和二十九年七月、婦人部の育成強化を組織上の重点課題とし全国各支部に婦人部の結成、強化を指示した。

### 財団法人 広島県遺族会婦人部規程（要旨）

第一条 広島県遺族会の目的達成のため婦人部を置く

第二条 この部会は財団法人広島県遺族会婦人部（以下婦人部という）と称する

第三条 婦人部は県内戦没者遺族の婦人を以て組織する

第四条 婦人部は靖国精神により相互修養研鑽に努め会長の下にありて会内の緊密なる連絡並に遺児の育成補導に当り遺族運動完遂の中核となり主として左の活動をする

1. 遺児の育成補導
2. 身上相談、内職の補導、就職の斡旋
3. 相互扶助及び生活改善合理化
4. 母子福祉に関すること
5. その他目的達成に必要なこと

第五条 この婦人部に左の役員を置く

部 長 一名  
副部長 二名  
委 員 若干名

部長はこの婦人部を代表し一切の任務を遂行する

副部長は部長を補佐し部長事故あるときは之を代行する

委員は部活動の協議に参画する、委員は都市支部婦人部長として部長副部長は委員の互選とする

第六条 委員の任期は二年とする、但し再任を妨げない

第七条 本部会の会議は会長が之を招集し、部長が会議の議長となる

会長は年一回以上会議を招集するものとする

会議は委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない

議事は出席委員の過半数をもって決する、可否同数であると  
きは議長の決するところによる

第八条 広島県遺族会の会長、副会長、常務理事、監事は会議に出席して意見を述べることができる

第九条 婦人部の経費は本会予算より支出するが必要あれば寄付金又は部員徴収金によることができる

第十条 この規程は委員三分の二以上の同意を得なければ変更できない

第十一条 この規程は昭和三十年四月一日から施行する

## 広島県遺族会婦人部のあゆみ

(自昭和二十五年九月至平成六年七月)

昭和25・9 広島県遺族厚生連盟婦人部協議会設立結成しその代表は次のとおり。

十二名

伊藤正子氏(代表) 以下十二名の氏名。伊藤正子(広島市)

川崎コクヨ(呉市) 竹鶴初子(賀茂郡) 木保トシエ(豊田郡)

森田房子(神石郡) 藤井良子(甲奴郡) 立神タヘ(沼隈郡)

小倉寛子(芦品郡) 阿部ミツヨ(比婆郡) 早田和子(尾道市)

島津恵見(世羅郡) 村尾哲恵(尾道市)

遺族族の生活基盤の確保と英霊顕彰のため厚生部、映画部等を設け編物教室、物品の販売等の事業を実施して活動資金に当て処遇、福祉、就労の各専門部会を設置し遺族処遇に努めてきた。

厚生部 遺族は一家の支柱を失い物心両面に於て困窮している、特にかよわい女手により一家を支えている未亡人のため婦人向けの内職として毛糸編物の講習を本部事務所に於て実施。

講習料は無料とする。

対象者 遺族の中で奨学資金を受けて進学している遺児の家族及び生活困窮者にして医料保護を受けている者。

27・5 編物教室開設 名称 白百合編物学園(六ヶ月で卒業)

昼間部小川先生、夜間部富田先生、皆実町分教場石橋先生

27・12 第一回卒業者 五十名

物品の販売 遺族運動のため購買事業を強化する。一粒金円を販売。

製造元 徳山薬林社 代表徳山一雄(本連盟理事 高田郡吉田町)

本連盟の手始めとして販売する。

ローソク・線香・石鹸・脱脂綿・マツチ等日用品雑貨を販売。



手数料 物品原価を基準として、(1)本部二%、(2)支部三%、(3)町村五%の利益を配分する。

県下全市町村で販売運動を始め特に婦人部の事業として婦人部活動を強化する。

映画部開設 遺族大会・靖国神社参拝・われらの叫び等ニュースを撮影製作しているので、これら遺族ニュースを広く公開して世論を起し遺族は意を新たににして政府に要求貫徹に邁進すると共に遺族運動並に施設開設資金獲得のため、県下全市町村に於て映画会を開催する。(映写技師藤井昭典氏を採用)

方法 (1)本部映画班より映写機及びフィルムを提供する。(2)機械代・フィルム代等必要経費は当日収入の六割とする。他の一割は支部、三割は地元の会の収入。

28・1より実施する。遺族には無料招待券を発行、一般は有料。

映画会についても婦人部は組織の強化と共に協力する。

26・10慰霊祭 第一回慰霊祭及び遺族大会記念事業も広島、呉、福山、尾道、三次と場所をかえて実施せられてより婦人部は率先して協力をしている。

本連盟創立以来より役員と共に婦人部も遺族運動を続けられ、特に戦傷病者、戦没者遺族等援護法制定(27年4月)前の厳しい遺族運動等に貢献された。

27・5初代婦人部長に原田霞氏就任(安佐郡)

〃〃〃 本会の常務理事に婦人部より一名選任された。

29・7二代婦人部長に伊藤正子氏就任。

30・5本会の理事に婦人部より三名選出された。

31・5本会の理事に婦人部より六名選出(三名増員)。

〃〃〃 都市婦人部長は本会の評議員とすることに決定した。

〃〃〃 三代婦人部長に原田霞氏就任。

33・5四代婦人部長に伊藤正子氏就任。

〃〃〃 本会の理事に婦人部より七名選出(一名増員)。

34・8研修会 第一回都市婦人部研修会が始り、未端からの婦人部の強化、遺児の育成等について研修し現在も引続き開催している。

37・12陳情 処遇改善のため本会の皆様と婦人部も一緒に陳情に参

加しておりましたが、戦没者の妻の特別給付金制定をめざすため特に婦人部は必死の運動に邁進した。

39・7本会の常務理事に婦人部より二名選出された。

45・6本会の副会長に婦人部長を加えることに決定した。

〃〃〃 本会の常務理事に婦人部より三名選出(一名増員)。

47・6五代婦人部長に橋本ツヨ氏就任(呉市)。

婦人部研修会を開催し戦没者の妻及び身よりのない父母の特別給付金継続、増額等の運動に活躍された。

57・6六代婦人部長に島田ヒサコ氏就任(福山市)。

〃〃〃 本会の常務理事に婦人部より二名選出(一名減員)。

61・6本会の常務理事に婦人部より一名選出(一名減員)。

婦人部・青壮年部合同研修会を開催し、戦没者の妻及び身よりのない父母の特別給付金継続、増額運動等に活躍された。

平成2・6七代婦人部長に正金登美恵氏就任(東広島市)。

婦人部・青壮年部合同研修会を開催し、戦没者の妻及び身よりのない父母の特別給付金継続、増額運動等に活躍された。

6・7八代婦人部長に米田ミサ子就任（広島市）。

日本遺族会婦人部長会議、中国・四国ブロック会議、全国戦没者遺族大会等に出席する。

婦人部研修会を開催（日本遺族会婦人部長中井澄子氏を講師として）婦人部員の資質の向上につとめている。

婦人部・壮年部合同研修会を開催し永劫の英霊顕彰と遺族会の継承問題等について研修している。

創立当時は婦人部員も少数であったが、組織の強化と共に現在では約一万人（平成七年四月）に増員している。

会長を中心に英霊顕彰、処遇改善、会費の調達等婦人部は多大の協力をしている。

高齢になりましたが力の続く限り頑張らなければならないと思っている。

（婦人部長 米田ミサ子）

## 連盟結成一周年に望む

### 速かなる遺族更生を

県遺族厚生連盟会長 藤田直義

静かに振り返ってみますに昨年八月本連盟が結成されて早や一年を経過し、その初代会長として不肖藤田に要職を授けられ、今日に至るまで

大過なく微力を尽し得ることの出来ましたことは、偏えに全遺族の皆様方のひたむきな御協力と御努力のたまものと深く感謝致しております。

しかしながら本連盟創設以来、日なお浅きため、幾多の障害と困難は免れることが出来ず満足すべき成果を見るに至らなかったことを遺憾に思っておりますところ、本年度の会長に再選されるの栄を得まして、再び皆様方の先頭に、自力更生の標識を高く掲げて「今年こそは遺憾なく力を発起して、遺族更生のために」の決意を新しくして、闘う機会に恵まれましたことを心から喜んでおります。

本連盟の県下各地区会長を通じて、毎日のように私の机上に山積される遺族各位の血の滲むような更生美談と、関係者各位のたゆまざる奮闘お努力の報告書を見るにつけ、私は深く頭を下げ、ただ々手を合わせるのみでございます。

そしてその実現が皆様方の大同団結の力と、ひたすら更生の途に励まれる無言の叫びにより、必ずや実を結ぶことを私は信じて疑いません。願わくば県下遺族の一人一人が、より一日でも早く再起される日を、私は念願して止みません。

今年こそは全遺族の力を広く結集して、県遺族連盟の下部組織を更に充実し、皆様方の悲願を全県民諸氏の良識に訴え、遺族援護の与論を喚起するとともに、本年度の更生事業計画費五百万円の子算のもとに活発なる運動を展開し少しでも遺族各位の負担を取り除くべく固い希望と決意を抱いております。

これが国会提出は、大体本年末と見られている。

われ／＼は奮起して

## 速かに光明の一途を

県遺族厚生連盟副会長 北村 新之助

敗戦のつらさとは言え、戦没者の遺族ほど惨めな悲しいものは少ないと思う。社会からは一向顧みられず勿論政府当局からは占領下の今日であるとして救いの手も差し延べられない。話す人もなく、訴うる途もなく自然なき寝入りの状態にあるというのが遺族であると思う。

終戦後漸く今日では、社会の秩序も整い、見捨てられた遺族も少しは社会人が目をかけたのか、僅かに遺族会なるものが各地に生れ本県でも県下各地に、この声が漸次胎頭して、昨年夏やつのことで広島県遺族厚生連盟が発足したことは先ず遺族としては、成功の第一歩でお目出度いことである。

過般本年の総会が開かれ不肖計らずも副会長の選任を得て、微力ながらお互い遺族のため大馬の労を惜しまないものである。もともと私は昭和廿一年、我が神辺町が郡内他町村に魁けて遺族会を結成し、各町村に呼びかけ、次いで広島県下に普及せしめんとして努力しつつあったが、私が町長に就任するや、公務者は遺族会の世話は出来ぬということより退いておったので自然遺族会より遊離していたが、今回再び神辺町及び深安郡の遺族会長に推薦されたのである。

今回私がかかる地位にあげられるや、町内は勿論郡内の遺族の方々からは幾百通にのぼる嘆願というか陳情というべきか、現在の生活状態に

於ける苦衷を一々筆こまやかに通信さるるには、私は読んで涙ならざるなく、戦時中出征の當時を想起し、且又白木の箱に淋しく死んだ夫を胸にされた若い未亡人の姿が眼に浮んで、思わず知らず涙の下るを禁じ得ないのである。

また数人の幼児を抱え男手一つない中年のやせ衰えた未亡人が田畑に汗を流しつつある苦しい生活が、眼前にほうふつとして来る。

このような悲惨事に対しこの本県の遺族厚生連盟こそ決起して、遺族年金に、扶助料に、奨学資金にまた生活擁護に猛進して、速かに光明の一途をたどりたいたいものと奮然ここに立った次第であります。

最後に県下遺族各位の御支援により、本連盟が愈々発展し、当局を覚醒せしめ社会の認識を深め所期の目的を達成せんことを念願して筆を擱く（筆者は県議）

昭和二十六年



“講和前に何とかしたい……” 厚生大臣はそう約束した  
共立講堂での第一回大会（昭26. 2. 23）

## 第一回全国遺族代表者大会

このような情勢のもとに昭和二十六年二月二十二日に神田一ツ橋の共立講堂において「第一回全国遺族代表者大会」が開催された。参加者約三千名のほり、黒川厚生大臣外多数の国会議員、安井東京都知事、各友好団体代表者が来賓として参会された。遺族代表数名から切々たる遺族の心情を吐露した意見発表があり、黒川厚生大臣から「講和前に、何とか遺族の皆さんをお慰めする道を講じたい」旨の挨拶があった。

この大会で決定した宣言、決議は次の通りである。

### 宣 言

戦争最大の犠牲者は、われわれ遺族である。われわれの肉親は国家の公務によってたおれたのである。

国家は遺族に対し、当然補償をなすべきである。

然るに戦後五年有余「第五国会の決議」にもかかわらず、八百万遺族は、いまなお社会的冷遇と経済的苦難の中に放置されている。いまや日本は講和によって民族の独立を回復し、緊迫せる国際社会に復帰せんとしている。

将来日本が独立国家としての基礎を確立し、平和への総力を結集せんとするならば、まずもって遺族に対する補償を前提条件となすべきである。

遺族をこの状態に放置して道義国家の確立はあり得ない。

われわれ八百万の遺族は今日ここに決然起って、二百万戦没者の霊に

「私はお父さん、お母さんがほしい……」  
父を戦野に、母を病床に失った田鶴子さ  
さんは満堂を泣かせた（第一回大会）



初の全国遺族代表者大会に参集した遺族  
（東京・神田共立講堂、昭26.2.23）

誓って飽くまで要求の貫徹を期する右宣言する。

昭和二十六年二月二十三日

全国遺族代表者大会

## 決 議

われわれ全国八百万遺族の代表者はここに大会を開き、左記各項を決  
議し、政府ならびに国会に対し、その速かなる実現を要望する。

- 一、遺族に対し年金又は弔慰金を支給すること。
- 一、戦没者の慰霊行事等は一般文民と同様の取扱いをすること。
- 一、遺児の教育に要する一切の費用は、国庫の負担とすること。
- 一、老人、未亡人等に対する援護の徹底を期すること。

昭和二十六年二月二十三日

## 対日講和条約調印される

### ——遺族の向うべき道を追求

九月八日、サンフランシスコ市のオペラハウスに五二カ国、三九四人  
の代表団が参加して日本全権は講和条約に調印した。

「講和の秋を迎えて、ややほつきりした戦争犠牲者国家補償対策の線  
を見出すにつけて、国民均しく一応安堵の胸を撫で下すのであるが、予  
想せられる程、充分とは言えない補償対策の今後の運動を惟うと共に、  
より以上、今後の遺族の向うべき途、即遺族会の在り方について真剣に  
考えざるを得ない。

特殊事情下におかれた今日までの会の在り方は、誰もが反省している

ように、御英霊が念じて散華せられた御遺志そのままのものからはや遠ざかったものであったことは否めない。今にして全く私心から離れてひたすら報国の二字に生き抜いた英霊の御こころを銘記すべき秋。

故国を遠く幾千里の異郷の地にあつて空かける雲にすら母在す祖国を懐しみ、かつ不自由、戦場の常なるを自覚し、大命のまにまに東に西に転戦、よく最後の最後まで戦い続けて、尊い一命の果つるその一瞬まで「唯々、祖国さえ安泰であれば」と一途に笑みをすら浮べて華と散られた由縁のものはたとえ五尺の肉体は異国にあつて名もなきこの地に果つるとも、自分のことは自分以上によく知ってくれている母が、妻が祖国にあり、子を持つ父は遺児にその全生命を託し得るが故に、かかる至純至高な境地の中に散つてゆかれたのだ。

靖国の再会に一縷の望みをよせ、母を、妻を、子を通じて未来永ごうに日本の地に生きることの確信あればこそ、満足して果てられたのであつた。この壮なる志を果して誰が継承してゆくのであろうか。血肉をわけた私共遺族以外に誰があるであらうか。私共遺族はここから出発すればいいのではないか。」

## 第二回全国戦没者遺族大会

講和条約締結後の日本独立第一年度の昭和二十七年年度予算編成期を迎え、昭和二十六年十一月二十二日に、東京・神田の共立講堂において「第二回全国戦没者遺族大会」が開かれた。参加者三千名、総理大臣代理官房長官増田甲子七氏、橋本厚生大臣、池田大蔵大臣代理等多数来賓の出席があつた。この大会では、わが国が国際社会に復帰しようとしている

現在、まず戦争犠牲者への補償を第一にすべきであることを宣言し、他県の遺族代表が意見を發表し、大会では「遺族に弔慰金を支給すること」「遺族に対する補償は生活保護法と切りはなして立法すること」などを決議した。

昭和二十七年年度予算編成に際して、厚生省は戦後はじめて遺族に対する国の処遇として、遺族年金、弔慰金支給の予算を大蔵省に要求したが、大蔵省はこの厚生省の要求に強い難色を示し、結局、昭和二十七年一月十六日厚生省要求額を八〇億円削除して政府の予算原案を決定した。

決定した政府原案は、遺族の処遇として、親一人につき五万円の弔慰金、妻に対し月額一千二百円の遺族年金を支給するというものであつた。この原案決定に際し、橋本龍伍厚生大臣は強く不満の意を示し「占領下七年政治も経済も祖国の防衛も、すべて連合軍の下に行われて来たが、独立の日からはすべては日本国民自らによって行われねばならないことを思う時、戦死者の遺族に対し、単にお灯明料の程度を支給して以て足れりとするが如き態度を以て、いかにして今後の民生、民心を安定せしめ、いかにして祖国の防衛を全うすることができるであらうか」という声明を残して一月十八日に厚生大臣を辞任した。

こうして遺族処遇の第一年、二十七年年度予算の政府原案は決定したが、その内容は遺族の要望とは大きな隔たりがあり、戦没者遺族は同年一月二十日、緊急に「第三回全国戦没者遺族大会」を東京・千代田区の法政大学講堂に於て開催した。

## 吉田首相邸前の座り込み

大会は開会当初から白熱した。橋本厚相の跡をうけ継いだ吉武厚相が「今回決定した額は少ないかも知れないが国家の財政からみて我慢してもらいたい」と挨拶すると会場は騒然となった。遺族の要望と政府原案との差の大きさが遺族をいらだたせたのである。そんななかで大会は、戦没者一柱につき十萬円の弔慰金、年金制度の確立を訴え決議を行って大会を終了、午後からは三班に分かれて吉田首相、保利官房長官、池田



一月、大磯の寒気は厳しかった——吉田邸前で（昭27.1.20）

大蔵大臣に陳情を行った。

第一班二百余名は吉田首相を大磯の私邸に訪ねて陳情したが、吉田首相は面会を拒否したので、遂に門前に座り込み、うち二名は、厳冬の一夜を吉田邸前の砂利の上で過ごした。保利官房長官への陳情を行い、保利官房長官はわれわれの意見を終始熱心に聞

き「私は個人としても、また官房長官としても足りない点は首相に充分申し上げたい。しかし政府だけではいけないから自由党にも力を入れて臨みたい。国家補償は皆さんの考え通りで、政府は国家補償の線で進みたい」といわれた。その後、吉田首相との面会について、保利官房長官より「官邸でお目にかかるよう取りはからう」という言葉があり、みんな靖国会館へ引き上げた。

翌二十一日午後二時半、遺族代表十名が総理官邸で保利官房長官立会いのもとに吉田首相と会話し陳情を行った。席上、吉田首相は「政府としても遺族に手厚い援護の手を差しのべるよう充分に考えている」と答えた。

しかし、政府原案はすでに動かし難いものとなっており、全国の遺族は一応ホコをおさめ第三回大会の幕を閉じ、次に来るべき扶助料復活のための体制を固めることとした。

## 両陛下御臨席のもと

### 新宿御苑で全国戦没者追悼式

日華事変から大東亜戦争まで八年間にわたる戦争で散華した同胞及び国内の戦災でたおれた国民、二百五十万人の霊を慰める「全国戦没者追悼式」が昭和二十七年五月二日に天皇、皇后両陛下御親臨のもとに、緑したたる新宿御苑において、政府主催で、厳に執りおこなわれた。戦後六年有余、たえて、かえりみられなかつた護国の英霊と悲惨な戦争のために捧げられた同胞の魂は、全国民の斉しく、深々とささげたこの日午前十時の黙祷により、安らかな眠りにつかれたであろう。この日、新宿御苑の受付には、杖にすがった老遺族、いたいけない子の手を引いた未亡人など、遠く沖繩をふくむ全国から招かれた遺族たちが朝七時頃につめかけ、開場とともに、したたるばかりの若葉の門をくぐって式場に入った。三笠宮、同妃両殿下をはじめとし、各都道府県遺族代表二千百余名及び来賓千数百名が参列した。

一千坪にも及ぶ芝生の中央には、間口四間、奥行二間の式壇が設けられ、金子鴨亭氏の筆による「全国戦没者追悼之標」と記された三米余りの白木が目にしみるように立つ。その両側には、両陛下をはじめ首相、

衆参両院議長、各都道府県知事及び各界代表からおくりられた生花が飾られ、式台の前には皇族はじめ遺族代表の着席する天幕が設けられてあった。

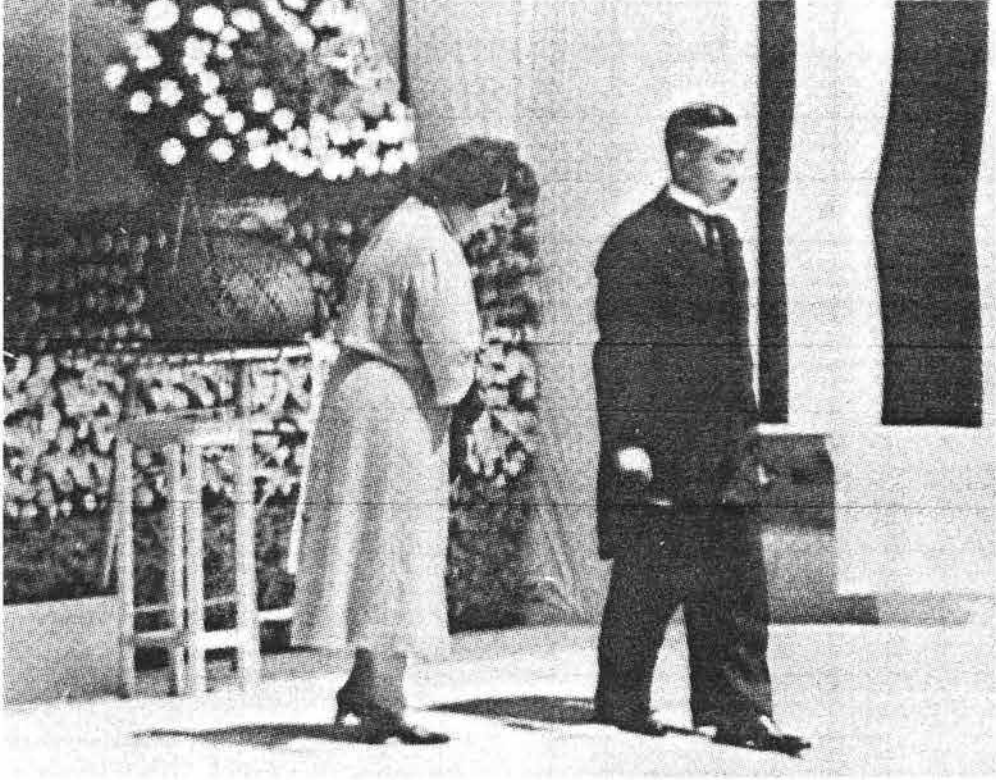
定刻、内藤清五氏の指揮する音楽隊が奏する行進曲「平和の光」が静かに流れた。午前九時五十一分、開式の辞について、吉田首相が式辞のべ、同五十九分国歌奏楽のうちに吉武厚相の先導で両陛下が式場にお着きになった。午前十時、山田内閣官房総務課長の合図に、両陛下はじめ参列者五千名は一斉に頭をたれた。一分間の敬虔な黙祷が捧げられた。悲しみを新たにした遺族は追憶と感激に咽んだ。又、全国にわたりこの時刻に国民が一斉に黙祷を捧げた。

やがて、天皇陛下は、切々たる追悼の言葉を賜わり、再び奏せられる君が代におくられ、遺族、参列者に会釈されながらお帰りになられた。衆参両院議長、最高裁長官、遺族代表から追悼の辞がのべられ、「ぼだい樹」の曲が奏せられるうちに献花の儀に入り、各都道府県遺族代表は、恭々しく花をささげた。午前十時四十分とどこおりなく式は終わった。

この日のために位牌をかかえ、遺骨を抱いてはるばる上京しながら、参列を許されなかつた遺族及び一般の人たちは式終了後、あとをたたず追悼の標に参拝した。

参列の遺族は昼食後、差し廻しの四十数台のバスに分乗し先導のオートバイに護られて一路皇居の拝観に出発した。そして宮内庁玄間において、両陛下に拝謁し懇ろなお言葉をいただき、更に感激を深くした。





戦後初の全国戦没者追悼式に「臨幸の天皇、皇后両陛下」  
(東京・新宿御苑・昭27・5・2)



天皇、皇后両陛下御臨席のもと、全国戦没者追悼式(新宿御苑)

## お 言 葉

今次の相つぐ戦乱のため戦陣に死し、職域に殉じ、又非命にたおれたものは挙げて数うべきもない。

衷心その人を悼みその遺族を想うて常に憂心やくが如きものがある。

本日この式に臨み、これを思い彼を想うて衷傷の念新たなるを覚え、ここに厚く追悼の意を表する。

## 総理大臣式辞

本日ここに、天皇、皇后両陛下の親臨を辱うし、戦争者遺族代表諸氏を招き、全国戦没者追悼式を行ないますことは、誠に感慨に堪えません。

今や平和条約はその効力を生じ、わが国は独立国として再び国際社会に復帰するに至りました。その時に当り、私は、支那事変以降の全国における戦没者の追悼式を行なつて、その冥福を祈り、また、その遺家族諸子の労苦に深く同情の意を表し、再びかかる大いなる不幸の繰り返されることのないようにと祈念するものであります。

又私は戦争によって傷痍を受けた多くの人々や未だ異邦にとどめられている三十万に及ぶ同胞に考え至るとき、まことに万感胸に迫るものあるを禁じ得ません。

戦争のために祖国に殉ぜられた各位は、身をもって尊い平和の礎となり、民主日本の成長発展をのぞみ見られるものと信じてうたがいませぬ。

本日この追悼式に当り、私は思いを戦没者の上に馳せ、謹みてその冥福を祈るものであります。

昭和二十七年五月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

## 独立式典

この新宿御苑における全国戦没者追悼式は、サンフランシスコの講和条約が発効し、わが国が、その独立を回復するに当り、先ずもつて、戦没者を追悼し、その霊を慰める意味をもつて行われたものであり、意義深い式であった。

その翌日の昭和二十七年五月三日には、皇居前広場において、独立記念式典が行なわれた。この式典は、わが国が独立を回復して、国際社会に復帰するに当り、全国民が、心を新たにして、複雑な国際社会に処して親善友好の道をひらき、わが国の平和と繁栄、ひいては、世界の平和に寄与することができるよう祈念するために挙行されるものであった。従つて前日の追悼式とは異なり、わが国の前途を祝う明るい雰囲気包まれた式典であった。全国の遺族代表も、この式典に参列して、心から、わが国独立回復を祝し、その平和と繁栄を祈った。

# 昭和二十八年

## 財団法人 日本遺族会の設立

### とその組織の整備

昭和二十八年三月十八日に、財団法人 日本遺族会の設立認可があり、三月二十二日に登記完了した。

#### 財団法人日本遺族会設立趣意書

戦争犠牲者の遺族は、物心両面において、大きな打撃を蒙っている。殊によるべのない寡婦、不具病弱者、老人、幼年者等の世帯においては、生計の破たんのため、思想的にも道德的にも、尠なからぬ動揺を来たしていた。

かかる境涯に沈んでいる同胞の数は、全国数百万をも数うべく、決して社会の一隅の現象ではない。

これは人道に上視るに忍びないことは勿論、これを保護し、善導しなければ、民主的文化国家の建設に、悪影響を及ぼすのみならず、世界平和に寄与せんとする民族の大使命にも違背する虞れなしとはいえない。

政府及び地方公共団体は、何れも熱烈なる関心を寄せられているが、財政不如意、又は緊急公務の山積に紛れ、到底指導救済に多くを期待し得ない現況である。よって日本遺族会の結成は、遺族の援護救済の道を

開くとともに、道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和の確立に資し、もって全人類の福祉に貢献することとしての発足である。

## 戦没者遺族の処遇改善

昭和二十八年八月一日第十六回国会において恩給法の一部改正する法律案並びに戦傷病者遺族等援護法の一部改正する法律は、衆参両院を通過成立し、昭和二十八年四月に遡及して、実施されることになった。このことについては父母、祖父母が婚姻しても氏を改めない場合は、扶助料の受給権は失われないことに修正され、靖国の社頭で断食まで行つて運動した努力の一端は報いられることになった。

復活した扶助料の内容は次のようなものであった。

公務扶助料の年額

階 級	公務扶助料年額
大 将	140,080円
中 将	110,500
少 将	82,960
大 佐	77,520
中 佐	72,200
少 佐	58,900
大 尉	48,800
中 尉	38,400
少 尉	33,200
準 士 官	29,930
曹長(上等兵曹)	28,670
軍曹(一等兵曹)	28,320
伍長(二等兵曹)	27,930
兵	26,765

## 中国・四国ブロック

### 遺族会長協議会開く

一月三十日午前十時より広島市袋町、富国生命保険広島支社(富国ビ

ル)に於て中国、四国、各県遺族会長会議を開催した。この来賓として、特に本県大原県知事の御出席を頂き同情ある激励の言葉を頂き、大原県知事さんの遺族に対する理解、同情に各県代表を感激させ、遺族問題について審議を重ねて次の通り決定をみた。

尚この会議に本県よりは、各都市の会長婦人部長さんが出席し来賓として大原県知事、笹井世話課長、同鈴木係長、広島市長代理丹羽厚生局長、吉田社会課長、水上援護係長の御出席があった。

会議は、田頭新太郎副会長の開会の辞に始まり、黙祷、主催者挨拶を本県連盟藤田会長が行い、大原本県知事さんの激励の辞に恩給法特例審議会委員で遺族代表の佐藤信氏の挨拶と報告、靖国神社大谷事務総長の挨拶があつて、議長選出となり本県会長の藤田直義氏を議長に満場一致で推薦して議事に入り各県提出の議題を審議して次の通り決定を見た。

## 決議事項

(一)今後の運動方針について

1 今後に於ける運動方針の三大要項(山口県)

一 遺族公務扶助料の適正合理化運動

(イ)恩給法に基づく公務扶助料の条例規定に当り要望すべき事項

一 父母、祖父母に年令制限を加えざること

二 二柱以上の戦没者を出した遺族には夫々一柱毎に公務扶助料を支給すること

三 父母、祖父母が再婚した場合と雖も受給権を保有させること

四 船員国民義勇隊員及旧国家総動員法に基き軍務に服し戦没した遺族に之を支給すること

五 内地勤務中病没した者は公務死とすること  
六 敗戦の責を負い外、内地に於て自決した者を公務死とすること  
七 母の再婚と共に連子養子となつた子が母の結婚解消により再び旧の状態に復帰した遺児にも受給権を有せしめること  
(ロ)公務扶助料の倍率を文官と同様にしその増額をなし、且つ階級差を圧縮し下に厚くすること

## 年 金

(二)戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正運動

(イ)政府、国会に対する要望事項

一 父母、祖父母の年令制限撤廃

二 二柱以上の戦没者遺族には一柱毎に支給

三 父母、祖父母が再婚した場合と雖も受給権を保有させること

四 船員、国民義勇隊員及旧国家総動員法に基き軍務に服し戦没したものの遺族にも支給すること

五 公務死の範囲を拡大し内地又は外地で戦病死したり帰郷後死亡したものの遺族にも遺族年金及び弔慰金を支給すること

六 敗戦の責を負い外、内地に於て自決した者を公務死としその遺族に遺族年金及び弔慰金を支給すること

七 母の再婚と共に連れ子養子となつた子が母の結婚解消により再び旧の状態に復帰した遺児にも受給権を有せしめること

## 弔 慰 金

一 昭和十二年七月七日以降の戦没者遺族に支給すること

二 第三十四条第二項該当者にも支給すること

三 弔慰金支給範囲拡大して伯叔父母、兄弟姉妹にも支給すること

四 実情に適する如く弔慰金の配分をなし得る審査会を各都道府県市町村毎に設置するよう法文化すること

五 遺族公債の換金のため少くとも八十億円を計上すること

(三)中央地方を通じ遺族の精神援護の普及徹底運動(即愛国心の昂揚運動)

1 本件については各府県に於て更に研究検討をし次期日厚本部理事会で決定すること(岡山県)

2 遺族公務扶助料等について政府国会に対する運動方針に関する件  
○本件に関しては1の一と同様の提案事項に付き第一委員会会の結論とを持ち合せて前項で報告の通り協議決定した

○その各項を中、四国ブロックの名を以て直ちに恩給局長宛速達提出すると共に各府県に於ても速かなる時期に本会議で決定した事項を要望として多数提出することに決定す

3 其の他運動方針について日厚本部に要望の件(岡山県)

本日再開せられた通常国会に対処する運動方法等については来月早々日厚本部常務理事会で決定推進せられることになっているが本ブロックとしての要望事項を左記の通り協議決定し日厚本部に実現方申入れること

記

一 全国大会開催について

国会に於ける予算審議の最高潮に達したとき

二 全国大会後国会通過までの運動方法

常務理事会開催後なるべく早期に理事会招集各府県代表滞京の上、

国会通過の時期迄ねばり強い運動を展開する

4 遺族国家補償実現について強力なる運動方法如何(広島県)

状勢により最も適切なる時期に第五回全国戦没者遺族大会を開催し且つ各府県選出の国会議員に前各要望事項の実現方について強力に働きかける

(二)遺族の公務扶助料について(香川県)

1 5の各項については要望事項として採択強力な陳情請願をするのと

(三)遺族公債の換金促進に関する件(山口県)

○本件については従来より日厚本部理事会に於て決定せられておる要望事項即ち(遺族を生業に従事せしめる方途を講じ殊に遺族に対する生業資金の貸付、扶助料を担保とする融資、育英資金の取扱等を業務とする遺族金庫を創設し公債換金額を八十億に増額する)件を強力に推進することに決定

(四)遺族及び遺族会の強化運動について(山口県)

1 遺族の強化指導運動について

○一 五までの各項について日厚連盟は遺族会の指導方針を確立精神団体としての指導理念を速かに確立することを要望

2 次期遺族連盟の指導育成に関する件

一 財源措置について

○昭和二十八年年度より会費徴収を原則とし、その主要財源とする

○県市町村の委託費、補助金等は法外援護としての遺族連盟の組織機能拡充のため将来共確保する

二 各府県遺族会が同一歩調で益々遺族連盟使命達成の為、拡充強化

を図る目的をもって日厚本部に於ては左記各項毎に夫々モデル県を指定、強化指導するよう申入れる

イ、会館　ロ、福祉施設　ハ、事務局の運営　ニ、遺児の育成  
ホ、靖国神社団参　ヘ、報道文化

3 遺族会今後の在り方について全国同一歩調で進むため本部に於てはその基本方針を示すこと

○前項1、2項の通り推進することに決定

(五)靖国神社参拝について(広島県)

1 遺族が靖国神社に団体参拝する場合、優先的に列車を配車し鉄道運賃の特別割引について、本部に於て運動すること

○日厚本部に於ては本件実現の為各関係方面に強力に折衝するよう申入れる

(六)その他の要望事項について(岡山県)

1 軍人会館払下げに伴う維持運営について日厚本部への要望事項

○本国会冒頭に於て厚生省提出の法律案第二十二号として無償払下げが決定づけられた現在、従来までの方針を一擲しあくまで日厚連盟を中心母体とする社会福祉法人の設立、経営方針、経営メンバーの選衡等を行い受入態勢を速かに確立するよう申し入れることに決定

2 日本遺族厚生連盟、各府県遺族連盟名称統一について(岡山県)

○本問題は従来しばしば検討せられた処であるが今日迄各府県の行き方に任せてあった。単に形而上の問題のみに留らず全国的な組織を有する遺族団体の威信にもかかわることであるから恩給復活のこの期に左記の如く統一することに決定。中四国ブロックは率先直ちに一本化し次期日厚本部理事会に於て各府県の同調方を申入れる

記

日厚本部　日本遺族連盟

各都道府県　都道府県名を冠せる遺族連盟

各都市　都市名を冠せる遺族連合会

各市町村　市町村名を冠せる遺族会

3 地方事務所、市町村役場に戦没者遺族に関する業務を扱う専任者設置要望について(鳥取県)

○昭和二十七年に於て援護法受給手続きに遷延を重ねた前非を繰返さざるよう、県市町村の人的財的両面の確立を要望することに決定

4 国及県主催の戦没者慰霊追悼式を年一回盛大に執行することを国及県に要請すること。(山口県)

○国に対しては日厚本部を通じ各府県に対しては本ブロック会議の名を以て強力なる申入れを行うことに決定

5 動員学徒戦没者の靖国神社合祀方について(山口県)

○之が合祀について靖国神社に於ては既に決定せられておるので各府県は速かに合祀の方途をとることに決定

## 青年部の歩み

### 青年部の発足

広島県遺族会青年部の結成にいたったのは、昭和三十年二月に深安郡遺族会に青年部の結成が嚆矢で万丈の気焔をあげた。以来組織造りが強化され三十五年十二月に県青年部の結成をみ発足した。

初代部長に松浦敏美氏が選任され研修会、キャンプファイヤー、交歓会、体育練成会、靖国団参など諸種の行事を行なって遺族青年活動は名実ともに全国一位と称された。

遺児は亡き父の遺志を受けつぎ、日本再建の将来を担うべき自覚と誇りを促すと共に、進んでその組織と団結の道を開き、英霊の崇高なる精神を……継承発展せしめるべく平和日本の建設と世界平和の樹立に寄与すべく、遺児の組織は、崇高なる指命に対し純粋なる自覚を以て結ばれ、親睦と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運命に生きる結果が目指され、正しい歴史と伝統に支えられ、平和な民主的日本の創造に積極的に歩みがすすめられた。

## 第七回全国戦没者遺族大会

遺族大会は昭和二十六年二月に第一回全国遺族代表者会議開催以降、回を重ね昭和三十年三月二十九日に、靖国神社外苑大村銅像前において「第七回全国戦没者遺族大会」を開催した。参集した遺族は約八千名に達した。この大会には、内閣総理大臣鳩山一郎氏が臨席して挨拶され、涙を流して「遺族の皆さんには、報いるところ少なく誠に済まないと思っている」と挨拶した。緒方自民党総裁も臨席された。



第七回大会（昭30.3.29）

鳩山首相、緒方総裁を迎え、8,000人は沸いた

大会後、常務理事、国会対策委員が中心となり、当分の間、常駐する人を定め、たびたび理事会を開いて、国会、政府に折衝をつづけた。昭和三十年五月十一日に六班に分かれて遺族陳情団の一班が鳩山首相を音羽の私邸に訪問会見が出来ず鳩山私邸門前に座込み三日目の五月十三日の朝、遺族代表は、

鳩山首相に会見した。

座込みは解散し、遺族代表は各方面に公式陳情したが容易に確答が得られず鳩山首相に再三の陳情した。

六月三日に至り自由、民主両党の議員提案により法案が提出され昭和二十年十月から公務扶助料が兵の階級で年額三万五千二百四十五円に増額され、完全実地は、昭和三十一年七月から別表通り増額となった。

【別表】

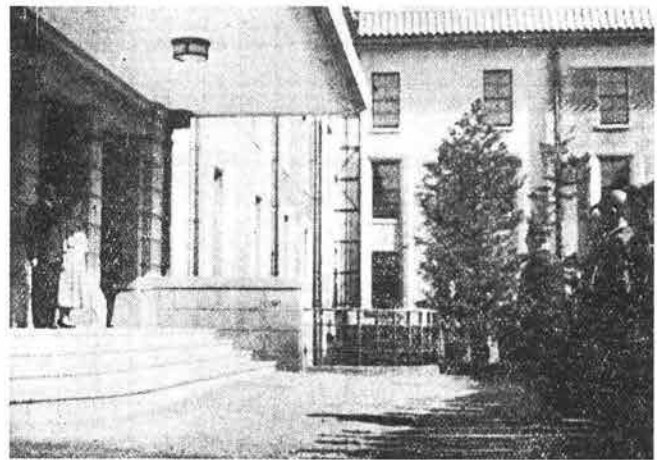
階級	公務扶助料年額
大将	205,700円
中将	162,520
少将	122,060
大佐	116,280
中佐	109,920
少佐	85,120
大尉	71,200
中尉	53,600
少尉	46,200
士官	40,385
曹長	38,305
軍曹	37,485
伍長	37,000
兵	35,245

## 両陛下に拝謁

第七回の全国大会が持たれた日の翌、三月三十日、各支部から運動のため、馳せ参じた遺族代表者約二千名は、両陛下に拝謁を許されることになった。

この日も朝から晴天。大内山一帯には、のどかな春の気配が佇ずみ、桜の花も四分咲き。その中をぬって、鹿児島県代表を先頭に、二千名が乾門から、宮内庁の裏玄関に進んだ。

正十一時、両陛下は玄関にお出ましになり、「苦しみを堪え、日本再建に尽すよう」とのお言葉を賜った。



“苦しみを堪え、日本再建につくせ”と陛下は仰せられた  
宮内庁裏玄関（昭30. 3. 30）

想えば昭和二十二年七月、空襲の爪跡も生々しい皇居内で憂色の濃い陛下と、モンペ姿の皇后さまに拝謁をたまわり、祖国再建をお誓い申し上げてから八年の歳月が過ぎていた。それを想い、これを想い代表者の瞳は一樣に濡れ、すす泣きの声、そこここに起った。

き上がる二千人の「万才」その叫びは、清く強く、皇居の柱にこだました。

やがて、一斉に湧

## 鳩山邸に座り込み……陳情

鳩山首相に陳情申し入れに対し官邸の秘書官と折衝したが、官邸ではお会い出来ないというので、代表との激論の一場面も展開された。午後二時に至って田中官房副長官、井上秘書官がかけつけ、午後四時に至って三木総務会長が説得にきて「もし、私で事足りれば総理への面接は許





鳩山邸にて座り込み (30年5月11日)

してもらいたい」との発言に対し、一行は激昂して物わかれとなった。

続いて再び田中官房副長官が遺族代表のつるし上げにあり、午後八時「あなた方側近者では話かわからないから、奥様に合わせてもらいたい」と申入れたところ、困却した面持ちで現れた薫夫人に

対し、「側近者によって総理や御夫人のお気持ち様がめらわれているのは残念だ。われわれの目的通り、総理とここで、お会い出来るまでお待ちします」との切なるお願いをして、鳩山首相の門前で一夜を明かすことになった。

夜来の雨にたたかれたが、一同元気で年来の宿願を果したかのごとく音羽での朝を迎える。総理は特に裏門から夜半帰宅したため、今朝はぜひその車中に敬意を表したいと思っていたが、降りしきる雨の中をいっとはなしに走り出して、その意を遂げなかった。夜中から早朝にかけ、天幕を訪れる報道関係者並びにラジオ報道で聞きつけた都内遺族の激励、地元小石川遺族会の一方ならぬ応援に心うたれた。

鳩山薫夫人からは「明朝八時半希望通り私邸でお会いする事」を代表の前に明らかにした。

五月十三日 六時半整々と天幕撤去を開始し、一切の清掃も終って、八時、限られたる二十名の代表は、報道陣の無数のフラッシュを浴びながら鳩山邸を訪問。まず薫夫人の「ご苦労さまでした」という出迎への言葉に続き、川崎厚生大臣、田中官房副長官を従え、一行の前に立たれた鳩山総理は「私がお会いしないとの誤解をお持ちらしいが、側近者との行き違いで皆さんにご迷惑をおかけしました」と奥津代表、佐藤代表の胸に奉じた英霊の写真と、五万三千柱の英霊に頭を下げられた。

高橋会長から参上した趣旨を述べ、伊藤团长より遺族の熱願を十分にわたって説明をした。次いで鳩山総理は

鳩山邸における陳情団一行

「皆様方の御希望も御事情もよくわかりました。八千万国民等しく御英霊の忠誠に感謝をしておりますが、国家財政が苦しいから、報ゆる処が少い事は申し訳ありません。何卒国を怨まないで下さいと、全国大会でもお話ししましたが、その通り相済まないと思っております。今後の努力をお願いします。



誓いします」

と感激の対面二十分、閣議の時間もあり、官邸に出かけられた。

その後、川崎厚生大臣は「本年度原案の増額二十九億は極めて僅少でまず第一段階としてベースアップを考え、そして三十一、二年に解決を期したい。なお、世情にままだ私が戦没者遺族に社会保障制度を考えているという誤解もあるが、あくまで国家補償の線ですすめ、生活に困られている遺族の方には、なおその上に社会保障制度を併用いたしたいとの信念である。」旨を述べ、代表の質問に答えて号俸引き上げ、ベースアップをほめかした。

かくして代表一行は一旦靖国会館へ引きあげた。

当日の日本遺族会会議において、伊藤副会長より音羽陳情団の詳細な状況を報告し、了承を得たのち今後の運動方針を協議、引き続き自由党幹部に対するねばり強い陳情割り当てを決定した。

五月十四日 早朝、九州代表と共に橋本龍伍代議士を訪れ、「あくまで五三、二〇〇円の線を持って突き進まなければならない」との激励を受け、会館で小枝代議士にも陳情した。

なお院内で福永健司元官房長官にも面接、陳情して午後一時よりの会議に列席

イ 自由党予算組替えの成案が出されるであろうと考えられた時機が月末まで延期したので、当分各県一名あての代表が駐留して、陳情をかさねる。

ロ 二十日以降、必要時機には直ちに本態勢に復帰すること。  
等を決定して散会。

五月十五日 終日、県選出代議士への状況報告と、本月末にかけての

再協力方を要請した。

五月十六日 午前九時、定例会議に出席。ブロック担当の倉石忠雄、加藤隼五郎、大橋武夫、山下春江、中山マサの各代議士に陳情を実施した。

# 昭和三十三年

## 高松宮・同妃両殿下の御参拝

昭和三十年七月九日 妃殿下

昭和三十三年八月六日 両殿下

昭和四十七年十一月八日 両殿下

高松宮家に於かせられては、三度にわたって御参拝を忝うしている。その当初は昭和三十年七月九日妃殿下のみにて、被爆の旧社地に於ける仮の社殿に御参拝あらせられた。この時楠の木の御手植を遊ばされたが、その楠は原爆ドーム内に生えた実生楠第一号であった。当時護国神社の護持に格別尽力していた川本福一氏が採取したもの。今二十七年を経て目通り幹の直径二十余纏に及んで、御垣内に繁茂している。

次いで同三十三年八月六日、高松宮同妃両殿下御揃いにて御参拝あり、この時も同じく楠の木の御手植があった。そしてこの木も前者と並んで同じく繁茂している。

なおその後同四十七年十一月八日、両殿下には同じく御揃いにて御参拝あらせられたが、その時かつての御手植の樹木を御覧あらせられた。



両殿下の御植樹



高松宮同妃両殿下の御参拝

## 昭和三十四年

### 千鳥ヶ渚戦没者墓苑施設

千鳥ヶ渚墓苑は訪ねる人もない戦野に曝された戦士の遺骨は、且ての大東亜戦争の激闘が展開され、水づく屍、草むす屍はあまりにも多かつた。それがつわものたちの本懐であったとはいえ、戦い敗れ、これを弔う人もなく、ひとり日本人のみならず、異邦の人々の間でも問題となつた。

そこで昭和二十七年頃から、政府は、これら遺骨の内地奉還を考え関係諸国と折衝のすえ、昭和二十八年一月三十一日南方八島の遺骨収集を皮切りに、数回にわたって収集団を派遣し、現地での慰霊と遺骨の収集を行なつた。しかし、全戦野を訪れ、すべての遺骨に接することは、もとより不可能であつた。そこで収集は点から点へと行なわれ、収集された一部の遺骨をもって、その戦域での全遺骨を代表することとした。

そして、内地に迎えられたこれら遺骨のうち、氏名が判名し、遺族の確認ができるものは従来例にならつて、これを遺族に伝達したが、大部分の遺骨は無名（氏名不詳）であり、無縁（氏名が判るが、引きとる遺族のない）であつた。政府は、これらの遺骨を国家の責任で安置すべき立場に立つた。

加えて、政府の収集とは別に、海外から引揚者、復員軍人、南方航路の海員などの協力により、内地へ迎えられながら、やはり無名、無縁の

ため、厚生省の一室や、世話課の一隅に安置されていた遺骨も少なくなつた。

慰霊の誠は、形式の整備を求める。そこで各界からの要望もあり、政府は、昭和二十八年、これらの遺骨を納めるべき墓苑の構想を練りはじめた。

ここで問題になつたのは、墓苑の性格であつた。国家が自らの責任で、遺骨を安置する以上、その施設には、自らある程度の国家的権威が備わると考えられた。それが、敗戦の風浪にめげず、存在の理由を失わなかつた靖国神社と、どのような相関性で把握されるべきかが憂慮された。とくに全国の遺族は、この問題を深刻に考へた。日本遺族会は、こうした疑念を束ね、強く政府に訴へた。その結果、有識者の意見、国民感情の動向などを背景に、墓苑の性格が決定された——約言すれば、それはあくまで無名、無縁の遺骨を納める施設であつて、全戦没者の遺骨を象徴、代表するものではなく、また国家的権威に支えられた「合掌の場」でもない、と規定された。

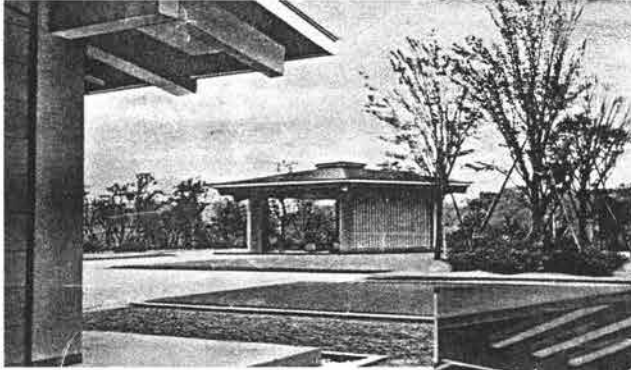
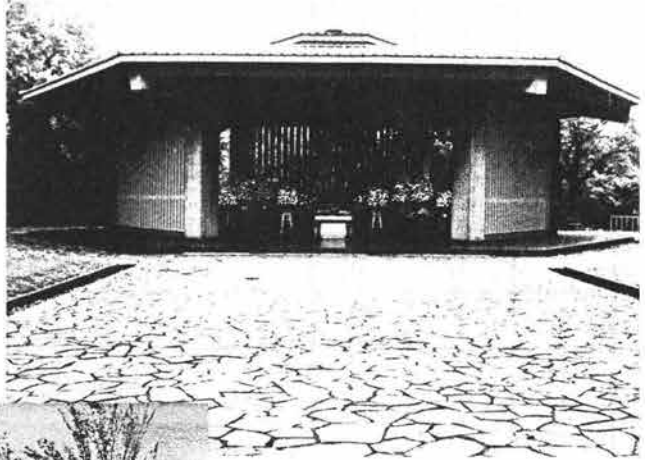
かくして、昭和三十一年十一月に場所を靖国神社近くの千鳥ヶ渚に定め、正式名称を、「千鳥ヶ渚戦没者墓苑」とし、昭和三十四年三月二十八日に政府の手で、竣工式を挙行、両陛下のご親拝を仰いだ。

千鳥ヶ渚墓苑はこうして生れた。その意義と神聖は軽くない。しかし、これは限られた遺骨を抱く、施設であつて、全戦没者の霊が鎮まる靖国神社とは自ら、その本質、性格を異にするものであることは論をまたない。

# 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

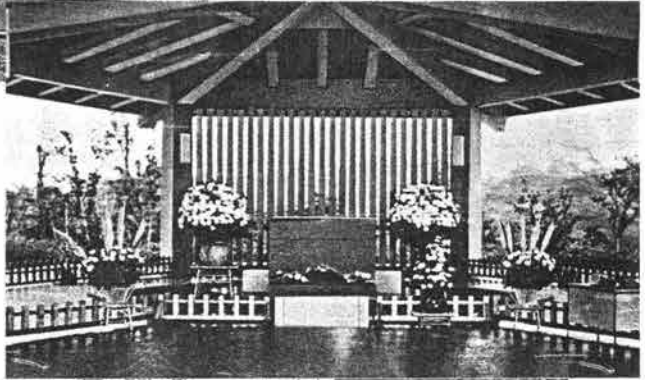
所在地 東京・千鳥ヶ淵  
竣工年月日 昭和34年3月28日

昭和34年3月28日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の竣工・追悼式が行われ、天皇・皇后両陛下ご参拝



千鳥ヶ淵戦没者墓苑

千鳥ヶ淵戦没者墓苑（内部）



千鳥ヶ淵戦没者墓苑の拝礼式が三笠宮、同妃両殿下ご臨席のもとに行われた

昭和三十五年

## 日本遺族会青年部が発足

### 初代部長に成島肇氏

三十五年二月末、九段会館で九十五人が参加し全国戦没者遺児代表者会議。十月半ばの青年部結成準備委員会を経て十二月四日、千六百人が参加し九段会館ホールで結成大会を開き青年部が発足、成島肇氏を初代部長に選出。第十三回全国戦没者遺族大会（二月二日）、第五回沖繩戦跡巡拝団派遣（四月十一日）、新たに靖国神社に合祀された戦没者の遺族が天皇、皇后両陛下に拝謁（十月十八日）自民党大会で池田勇人氏を総裁に選出

## 広島県遺族会青年部の結成

広島県遺族会青年部の結成は昭和三十年二月に深安郡遺族会青年部の発足により嚆矢の万丈の気焔が大きな刺激となり以来、組織造りが強化され、三十五年十二月に県青年部が結成発足した。



青年部結成大会  
(12月4日九段会館ホール)

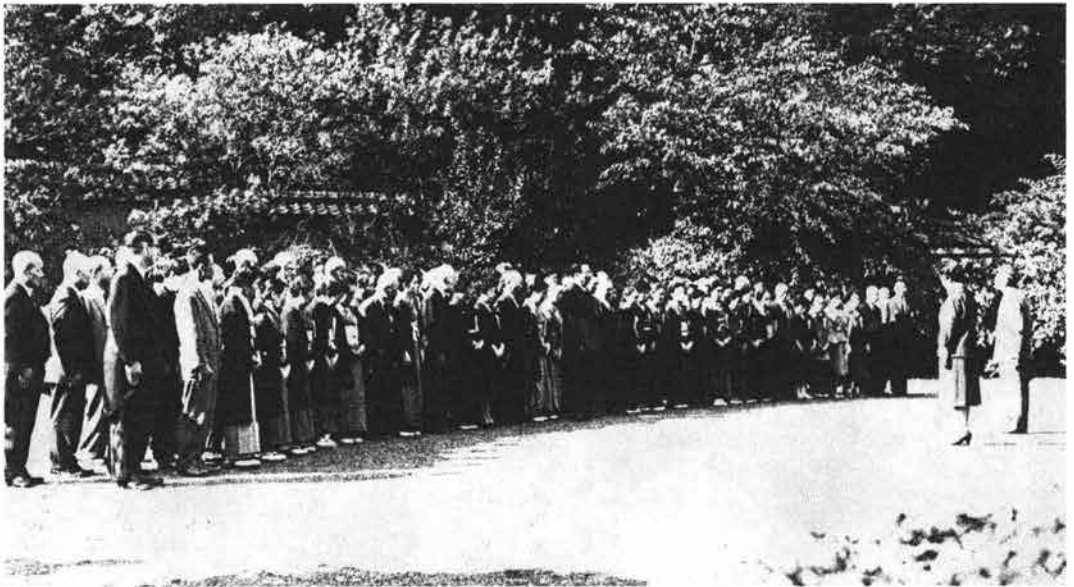


自民党新総裁に池田勇人氏  
(7月14日)



第13回全国戦没者遺族大会が開かれ  
1,800人が参加  
(2月2日九段会館ホール)

会場を埋めた新生青年部のめんめん



天皇、皇后両陛下は皇居に新たに合祀された遺族代表をお招きになり、  
ねぎらいのお言葉を賜った。(10月18日)

広島県遺族会青年部役員表

青年部長	松浦敏美	副部長	山田豪平
副部長	藤井要	書記	河野富美代
書記	中村紀子	副書記	入江博子
総務委員長	山田正	副総務委員長	爲国和彦
委員	上杉治男	委員	落合久子
委員	宍戸輝規	委員	高松雅彦
委員	住吉泰枝	委員	入江博子
企画宣教委員長	久村豊彦	副企画宣教委員長	粟根峻
副企画宣教委員長	大隅良子	委員	菅原昌明
委員	長谷信義	委員	中川逸男
委員	奥恒夫	委員	松下千明
委員	山口智子	委員	柿原和子
厚生委員長	甲斐一義	副厚生委員長	渡部俊司
副厚生委員長	柏矢一子	委員	中村進治
委員	古井正明	委員	山田富子
委員	小林昇	委員	船山和子
委員	長谷川智子	委員	

当時の青年部の事業の一端

年月日	事業内容
昭和34年4月～6月	遺族会青壮年部の実態調査を実施する
昭和35年12月11日	広島県遺族会青年部結成大会開催初代部長松浦敏美（豊田郡）決定
昭和36年2月17～20日	青年部結成記念第一回靖国神社団体参拝を実施
昭和36年3月12日	県青年部結成記念植樹（広島靖国神社境内）
昭和36年7月22～23日	江田島キャンプハイヤー青年祭を行う、若人の歌声高らかにこだまする
昭和36年8月	県下三会場で開催（宮島町、府中市、庄原市）青年部七五名参集
昭和37年2月15日	青年部第二回靖国神社団体参拝実施（食費五、五〇〇円、弁当三食分米三升持参）
昭和37年5月25日	本会評議員に青年部より五名選出決定、大谷会長より委嘱
昭和38年7月	松浦敏美（豊田郡）、甲斐一義（芦品郡）、森光徳（御調郡）、古井正明（安芸郡）、山田正（三次市）
昭和45年6月11日	本会理事に青年部より六名選出決定、田頭会長より委嘱
昭和57年6月	松浦敏美（豊田郡）、甲斐一義（芦品郡）、山田正（三次市）、粟根峻（府中市）、岡元孝磨（竹原市）、久村豊彦（比婆郡） 青年部長は本会副会長に就任することに決定 遺族会青年部が遺族会青壮年部に名称変更 （甲斐一義、芦品郡）



## 八百万遺族公約無視に憤激

### 悲壮な決意でたちあがった

第三十八国会に要望の貫徹を期し強力な遺族運動を展開、会期終末までガンバリとおうしたが、議会最終にいたって本会議が紛糾し本会の期待もむなしく混乱のうちに閉幕、自民党の公約も一瞬にして破れ去った。血のじむ運動もあまりのあつげなさに全国八百万遺族は憤激その極に達し、いま開会中の第三十九回臨時国会をめざして猛運動を開始した。すなわち九月二十四日開会の日本遺族会理事、評議員会において議決された運動方針に従い常任理事、国会対策委員会などあらゆる機関を動員、今回こそ全国遺族の団結によって要望獲得のために悲壮な決意で立ちあがった。

### 各国会議員への請願は

国民所得倍増計画の進展とベースアップ等諸給与の屢次にわたる向上に伴い戦没者遺族の公務扶助料等を速かに増額されたいということは全国戦没者遺族の極めて熾烈な要望であります。

現在開会中の第三十九国会において是非とも老令福祉年金を公務扶助料等を受ける戦没者遺族等に併給することに關する法律および戦没者の

妻等にあらたに加給金を支給することに関する法律が成立するようお願い申し上げます。必ず昭和三十七年度予算に計上されるよう格別の御配慮をお願い致します。

との御願書を提出、長期戦の体勢を確立して猛烈な運動に突入した。以下従来の経過と今後の運動方法などを記して会員諸君の御協力を要請する。

### なぜ前国会で流れたか

第三十八通常国会は去る六月八日閉会した。今国会は後半、防衛二法案、農業基本法、ILO八十七号批准案などの、いわゆる重要法案の取り扱いをめぐる野党の意見が対立し、最後まで審議が紛糾したため政府提出法案六十件を含む計六十五件の法案が審議未了のまま波乱のうちに幕切れとなった。一方、本会関係の要望事項については、未処遇関係で三項目【恩給関係（特例法）一項目・援護法関係二項目】は成立したものの、今国会に最重点を指向して推進してきた国民年金の併給問題、更には未亡人に対する特別加給問題公務扶助料増額問題等の重要問題は次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。

### 従来 の 経 過

(一) 老令福祉年金併給のための「国民年金法の一部を改正する法律案」(別記)は、第三十八国会の終り頃に、議員立法で、衆議院に提案され、社労委員会でこれを継続審議とすることに決議されたが、遂に会期中に本会議に上程することが不可能となり、審議未了となった。

(二) 未亡人等に対する加給金を支給することに関する法律案も、併給に関する法律案に引続いて、議員立法で提案される予定であったが、これも遂に提案の運びに至らなかった。

(三) 恩給法の一部を改正する法律及び援護法の一部を改正する法律は第三十八国会で成立した。これによって、本会がかねて要望していた「未処遇関係の案件」中三項目が実現した。(別記「未処遇関係の案件一覧」参照) 本件については、関係法令等も公布され、過般本会の各支部事務局長会議に恩給局、厚生省の係官の臨席を煩わし、その説明を聴取した。

## 今後の運動

(一) 前述のような経過であるので、今後の運動としては、先づ、去る九月二十五日からの臨時国会において老令福祉年金併給のための法律案、未亡人等に対する加給金支給に関する法律案を議員立法で提案してもらい、これが成立を期する。

(二) 然るに自民党においては、臨時国会対策の樹立を急いでおられるとのことであつたので、とりあえず「御願書」を本会の在京理事を煩わし自民党の政調会の社会部会、内閣部会その他幹部に提出した。(併給関係の法案は自民党社会部会でも議員立法として臨時国会に提案すべきであるという意見が有力である。)

(三) 九月二十四日の理事会評議員会後は引続き議案第五に提案した「今後の運動方針並に運動方法に関する件」の審議の結果に基き強力に推進する。

(四) 関係官庁ともできるだけ連絡を密にし、その御指導、御援助を得るように努めている。

(1) 厚生省は、昭和三十七年度予算案に老令福祉年金併給に要する経費を計上して、大蔵省と折衝中である。(臨時国会で併給に関する法案が成立すれば、この経費は当然認められることになる。臨時国会で併給関係が成立しない場合は通常国会では、併給に関する法案は或いは政府提案されるのではないかとも思われる。)

(2) 厚生省は未処遇案件のうち、いわゆる「一年、三年の制限」の撤廃乃至緩和には大いに努力するといっている。

(3) 恩給局は、公務扶助料の増額については検討している。その検討の結果、昭和三十七年度予算に所要経費を計上すべく大蔵省に要求するのではないかと思われる。

(4) 第三十八国会で恩給法等の一部を改正する法律案が参院内閣委員会で審議された際に同委員会で決議した附帯決議(別紙「公務扶助料等増額に関する参考資料」の中に添付)の趣旨は恩給局でも認めており、又、昭和三十六年八月二十九日の衆院内閣委員会で恩給局長から「三十七年度に新規に実施するものとして考えておるのはベースアップである。共済年金に切り換えの時は公務員のベースは二万円であつた。この線にアップするものとすれば昭和三十七年度所要経費二〇〇億円を要する」との意見が述べられている。又昭和三十七年度の恩給費の減は約三十六億円程度であるとのことである。

(5) 恩給局の事務当局では戦没者の公務扶助料増額を考へる場合にベースアップが中心になるなら一般文官その他も同様に考へねばならぬであろうし、又戦没者遺族の公務扶助料については六十才まで制限を加えている点、中尉以上の仮定俸給を減額している点等もあり、これらはどう調整するかも検討を要するであろうといっている。更に特例扶助料

も検討せねばならぬといっている。

(6) 未亡人等の加給金については、恩給局事務当局は「加給金は扶料の性質から考えて問題がある」といっている。ペースアップを行なうことを中心に、これに関連して考えるのがよくないかとの意見を述べる人がある。

(7) 公務扶助料増額を要求すれば当然、援護法の遺族年金、遺族給与金にも関連してくる。厚生省は現在のところ、遺族年金等の増額を考慮してはいないようである。然しこれは公務扶助料の増額がとりあげられる段階になればこれに附随して考慮されると思われる。公務扶助料の増額が昭和三十七年度に実現するとすれば、その実現のしかたに従って、老令福祉年金を併給する者の収入限度についても、当然改定することに按配されるよう考えておかねばならないことになる。

(8) 前述の諸情勢に照し先づ臨時国会において老令福祉年金の併給、未亡人等に対する加給金の問題の成立のため全力をつくしその成否をみて、通常国会においては、公務扶助料増額を中心に（併給加給の問題が臨時国会で成立しない場合は、これも一緒に）これと関連ある案件を推進することと致したいが、増額については一応第十五回全国戦没者遺族大会で決議された「兵長の階級で年額十万六千円」を掲げ、折衝の経過において、できる限りこの線の実現に努めることとする外ない。

(9) さきに自民党からわれわれに約束された増額のことを検討する委員会を党内に設けるといふことは、未だ実現されていない。この臨時国会の終了頃までには、是非これが設けられるようお願いすべきである。

（新聞の報道によれば、自民党は党内に「給与に関する調査会」（仮称）を設けるとのことである。これは去る八月八日になされた人事院勧告に

基く公務員の給与水準引上げに関する事項も調査すると報道されている。この調査会が公務扶助料増額のこととも調査するかどうか明らかでない。又この調査会は、まだ作られていない模様である。）

(10) 自民党の政調会の関係部会の部長以下、新に交代された方が多い。十分御連絡する要がある。又遺家族議員協議会に対しても一層緊密に御連絡する要がある。

## 第一回シベリヤ地区墓参

広島県代表 増田隆志

短い夏草、色とりどりの花をつけ私達を迎えてくれる。広々とした丘の上、緑の花の中に白い柵の墓地があった。チタ郊外のカダラの丘に、四百五拾名が静かに眠っていた。それは、白いコンクリートの寝棺の様な墓に。

冷たい風に「異国の丘」を流し、日の丸を高く、涙しながらシベリアでの全戦没者の追悼式を行った後、お墓参り、父の墓だという白わくの前に立った時、想いは溢れ涙はとどまることを知らなかった。今、思うに不思議なほどだ。

広島県は、百五拾名の殆どがチタであったため早速にと、墓と墓と墓との間を祖国の味と香と、来られなかった遺族の方々の御気持を伝えるべく口に念仏を唱えつつ、尾道の高橋さんと墓参する。

墓参する時も、またしても立ち止まって、大声で叫びたくなる衝動にかられた。何度か眼下のカダラ村を、炭坑を、北の山波を立ち止まっては眺めた。幸に、墓地の管理はよくしてあり、ソ連の人々も出来るだけの



英靈異国に眠る日本人墓地

ことはしてやろうと、涙ぐましい程気を配り親切で、十九日の夜のチタ市の学校の先生や子供達との話し合いにも墓地の清掃、お墓参りを申し出て約束してくれる等、更に嬉しかった。

予定された日程の二十日の午前中までに広島県関係の墓が判明し、墓参がすみ小石を全部持って帰えることになった時真に晴れ晴れとした気持となることができた。又思うに出発の日の八月十五日は、お盆であり、敗戦の日でもあり、不思議な因縁を思わせる。

今回の墓参は、初めてのことで、わからないことが多かったが、遺族会の方々はじめ、県、市の援護課の方々、その他の各方面の方々の御心配により無事に代表の責任を果たすことが出来たことを、深く厚く感謝いたします。

今後も、できるだけ多くの遺族の人達が、墓参できますことを祈って止みません。

# 昭和三十七年

悲壮な決意に燃えた

## 遺族会 創立十五周年 広島県記念大会

於 広島市公会堂

遺族会創立十五周年広島県大会は十二月八日広島市公会堂で極めて盛大に行われた。十数台のかりきりバスで押しかけるなど、場内はりっすいのよちもない盛会ぶり、会場には別項のスローガンをかけて定刻松下広島市遺族会副会長の司会により、国歌斉唱、英霊に黙祷を捧げて大会にいる。まず議長団として本会正副会長が選任され、大会長大谷会長の挨拶にはじまり来賓広島県知事、広島県議会議長、広島市長、同議会議長などの祝辞があつて田頭副会長は理事者として県遺族会の現況報告を、伊藤婦人部長は婦人部の松浦青年部長は青年部の、それぞれ今日まで歩んできた実状を報告し、大谷会長よりその後の遺族運動の経過をくわしく説明した。つづいて意見発表に移り、婦人部代表藤井トキ子（福山）青年部代表久村豊彦、菅原昌明、一般代表松永義登（安佐）大横田義雄（広島）氏などが痛烈な叫びをあげ、大谷会長より今後の遺族運動についての意見を述べ次の宣言、決議が行われた。

## 大谷会長挨拶



ご挨拶を申し上げます。

遺族会が発足いたしましたしてすでに十五年の歳月を経過いたしました。思えば幾多の苦勞と困難を排除いたしましたして、つみ重ねつみ重ねて相扶け相はげまし合いながら、道義を守り、中正を踏んで一方に偏せず、ひたすら遺族の福祉増進と英霊の顕彰につとめ、英霊の心を心として祖国の再建に寄与した。われわれ遺族会の功績は、実に大なるものがあつたことを、まずもって強調せざるを得ません。

本日ここに貴賓各位のご来臨を忝ういたしましたして遺族会創立十五周年広島県大会を開催することになりましたことは限りない喜びでございます。日本遺族会は去る九月二十八日、天皇皇后両陛下のご臨幸を仰ぎ、また池田内閣総理大臣、西村厚生大臣、横田最高裁判所長官をはじめ衆参両院議長以下三百有余名の国会議員その他多数の来賓をお迎えして盛大荘厳に挙行され、かしこくも天皇陛下より優渥なるお言葉を賜りましたことは感慨無量を禁じ得ざるものがあり、われわれはご聖旨に添い奉るの覚悟を新たにいたしましたものでございます。

さて静かに終戦当時のあれこれ思い出してみますに、敗戦という運命になげ出されたわが国は、政治も経済もまったくその独立性を失うたのみか国民思想がおそろしく混乱し、しかも軍事援護のことなどは根底から破壊され思い出すだけに戦慄を覚えるものがあります。ことに終戦処理という国政のなかでもっとも大きなきいたげをうけたものは、いう

までもなく尊い一命を国に捧げた英霊であり、加えてその一族であるわれわれ遺族のものであったことは言をまつまでもありません。すなわち遺族扶助料の停止はもとよりあらゆる処遇が廃止せられたのみならず、英霊追悼の行事も遺骨出迎へのことに至るまで禁ぜられたあの過ぎ去りし当時を思い浮かべるとき断腸の想いに迫るものがあります。かような社会的冷遇になげ出されたわれわれは、直ちに生活の安定をおびやかされ、精神的な苦悩と物質的の困窮に生きる希望を失ったものが続出いたしました。世を怨む老父母、花の一生を失った妻、さらに子を抱えて苦斗する妻、父なきあと四散してゆく遺児、ついに親子もろとも世を去りゆく遺族同胞のあの悲惨事、この苦闘、これらの苦難をよくまあ堪えしのんできたものであります。

われわれは遺族の相互扶助、慰藉救済の道を開き、道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本建設に邁進すると共に戦争防止、ひいては世界恒久平和の確立を期し以て人類の福祉に貢献することを目的とする。

ここに人として、国民としてこの苦悩から立ちあがらざるを得ない英霊の遺族は、自からの手によってこの宿命を切りぬけるべく期せずして団結の第一歩が盛りあがったのであります。そして英霊の勲をばんかいし、遺族の座を守り抜くために必死のものが続けられ、戦火に血をかけたものの結集が組織活動の根幹をなしたことは当然のことといふべきであります。われわれは正義崇高なる理想の実現をめざして全国つうらうらまで驚くべき勢力をもって糾合が進展したものであります。本県遺族会もまた急速に陣容が確立されたことは各位の記憶に残さ

## 大会スローガン

- 一、戦没者等の妻に特別給付金を支給せよ。
- 一、未処遇者に対して補償の方途を講じ且つ遺族給与金を年金化せよ。
- 一、老令福祉年金の併給を受け得る限度を引上げよ。
- 一、靖国神社は国家で護持せよ。
- 一、戦没者のうち栄典を授与されていない者に、栄典を授与せよ。
- 一、戦没者の祭祀を永続するため祭祀料を支給せよ。
- 一、恩給年金は公務員給与ベースと同額にせよ。

れていることと存じます。日本遺族会が八百万人の会員を有して、いまや全国第一を誇る有力な組織として今日を迎え、遺族運動の成果が着々進められつつあることは、慶祝に堪えません。しかしながらこの過程においてあまりにも多くの苦難の道、さらにこれからの遺族運動の将来を考えますとき更に新しい決意に燃えざるを得ません。

ここまできた遺族会の会長は、もとより先輩諸賢の血のにじむ努力と、遺族ひとりひとりの一糸乱れざる団結の力であったことは申すまでもありません。私はここに各位に対し往年のご苦難を感謝し深甚の敬意を捧げるものであります。

いま一言申し述べたいことはこれからの遺族会盛りたてのございます。もとより永年築きあげた遺族会としての品位を堅持し一段と団結を強固にして組織の目的遂行に最大の努力をかたむけなければなりません。

せんが、将来の遺族会はいわゆる近代化ともいべき構造改善の精神団体として基本的な方針を打ちだすときが来たと思います。それには婦人部および青年部の情熱に大きな期待をかけざるを得ません。どうか本日の大会をしてもっとも有意義な盛りあがりを集集し、われわれが熱願措

## 宣 言

戦没者の妻は、その一生の幸福を犠牲にしたものであり、しかも、子女を抱え、老親を養わねばならない立場にあって、その物心両面の打撃が最も大である。これに対して、特別給付金を支給されたいということは、多年の熱願である。速かに特別給付金支給に関する法律を制定して、昭和三十八年度から実施されたい。又、法の不備等により未だ処遇にあづかれない者が残されている。速かに関係法律を改正して、これが補償の方途を講じ、特に五ヶ年に限定されている遺族給与金を年金化し、且つその支給条件を改められたい。老令福祉年金と公的年金との併給を受け得る限度を引上げること、当然措置せらるべき事項である。更には殉国の英霊を祀る靖国神社と国家との関連が、不当にも断絶されている現況は、われわれの忍び得ないところであり、戦没者のうち栄典を授与されていない者に対しては、栄典を授与されるよう切願する。

われわれは全国八百万戦没者遺族の総意を集集して、ここに第十七回全国戦没者遺族大会を開き、戦没者遺族に対する完全なる処遇実現こそ、祖国日本再建の根本をなすものであることを、重ねて政府、国会に訴えらるとともに、われわれの悲願達成のため広く国民各位の御理解と御協力を願うものである。

右宣言する。

く能わざる要望実現の叫びを高らかに、さらに世間の人々が英霊の顕彰、遺族会に対する理解と援助を心からあたえられるよう意気と力を強調し、過去十五年の苦斗史に誇りをもって盛大に終りますよう望みまして、大会長としてのご挨拶といたします。

## 決 議

われわれ、県下二十五万の戦没者遺族は、本日ここに、戦没者遺族大会を開き、左記事項の速かなる実現を要望する。

記

- 一、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する法律（仮称）を制定し、昭和三十八年度から実施すること。
  - 二、恩給法、遺族等援護法等を改正し、未だ処遇にあづかれない戦没者遺族に、公務扶助料、遺族年金、又は遺族給与金を支給し、且つその支給額を是正し、特に遺族給与金を年金化すること。
  - 三、国民年金法による老令福祉年金の併給を受け得る限度を引上げること。
  - 四、靖国神社は国家で護持すること。
  - 五、今次戦争において、身命を捧げて勲功をたてた旧軍人、軍属で栄典を授与されていない者に栄典を授与すること。
  - 六、戦没者の祭祀を永続するため祭祀料を支給すること。
  - 七、恩給及年金は公務員給与ベースと同率にせよ。
- 右決議する。

# 昭和三十八年

## 遺族運動の成果に

### 心から感謝の意を捧ぐ

広島県遺族会長 大谷 稔

三年あまりもさけびつづけてきた戦争未亡人に対する特別給付金も、まず無条件で無利子とはいえ二十万円の公債で決定し、恩給法、援護法の改正もかなり大巾に改正され、本会員として新しく受給権を獲得するものが約一万四千人と予想せられることになった。

もとより遺族会が総力をあげての熱願であって会員のみなさんのご協力はさることながら、歳末をかけて上京していただいた各位、これを指揮督励を下された幹部の方々、それに最後の追い込みに上京を願った広島市会議員大横田義雄、松下一男、宮本一男先生らのほか呉市議森本雄四郎ね因島市議坂井重義、大竹市議大杉隆雄氏らは遺族会の幹部であるとはいえ公務極めて多端なとき、なお本会副会長田頭新太郎、婦人部長伊藤正子、木坂サト、青年副部長久村豊彦氏など本県滞京運動本部にためて強力にご推進をいただいたことは、今回の遺族運動史の一頁をかざるものでそのご苦勞に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまでもなく本県出身代議士諸先生方々のご努力、ご激励に対しては忘却の

出来ない数々があつた。

ここに改正の法律案を発表するにあたり上京運動に参加していただいたご氏名を記し謹んでお礼を申し上げます。

大谷稔（会長） 田頭新太郎（副会長） 森本雄四郎（副会長） 伊藤正子（婦人部長） 恩田以忠（竹原） 荒谷権造、亀井ハナヨ、壇上品吉、五領田美海、射場一也、今井笑子、万所荘登、本賀カメノ（以上豊田） 末光義晴、重田タツ子、森川文字（以上竹原） 桧高十七次、土川としえ（賀茂） 香川スミ、藪本タミコ（安芸） 徳永ミサヲ、木坂サト（佐伯） 多田哲郎、三谷文字、藤井時子、坂本久恵、松本ツヤ子（福山） 藤原茂美、速見豊子（庄原） 山田正、坂根つる子、丸田貞子（三次） 千葉花子、平岡初枝（呉） 藤井光造、明神ちよ子（安佐） 渡部禎吉、竹下みき（三原） 金田宣雄、松本千鶴、岡竹米子、竹広光枝（世羅） 溝口鷲雄（賀茂） 上杉隆雄、岡田勝、小成林（大竹） 片桐正比（山県） 宮本百合子（比婆） 瀬戸本慶太郎（三原） 新谷ヤス子（双三） 橋本つゆ子、木村千代（呉） 島田ひさ子、藤井あや子（福山） 助迫しずえ、小倉寛子（府中） 西本範吾、栗田あや子、栗田文字、鞍掛静江、山城暹、桑迫義枝（安佐） 岡本照子（御調郡） 谷さと子、川本みさ子（佐伯） 中西源一、河場キヌ（呉） 尾熊文江（深安） 松下一男、大横田義雄、宮本一男、糸曾嘉成（広島） 坂井重義（因島）



## 今後の遺族運動として

### 残された重要問題は

遺族処遇改善の要望も逐次実現されつつあるが、これとて遺族の団結の力を政治活動に集結すればこそであり、先さ短いわれわれがいまこそ奮起の努力をゆるめてはならない緊急の課題は、すなわち残された遺族運動の本年度の目標は

- 一、靖国神社及び護国神社は、国または地方公共団体で護持すること。
  - 二、今次戦争において、身命を捧げて勲功をたてた旧軍人、旧軍属で栄典を授与されていない者に栄典を授与すること。
  - 三、戦没者の祭祀を永続するため祭祀料を支給すること。
  - 四、国民年金法による老令福祉年金の併給を受け得る限度を引上げること。
  - 五、恩給法関係、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律について次の点を改正すること
  - ① 同法に規定する在職期間を、昭和二十年九月二日以降未復員の旧軍人または旧準軍属にも適用すること。
  - ② 管内居住に関する制限を撤廃する。
- 六、援護法関係
- ① 入営、応召または復員後帰郷の途上における傷病により死亡した者の遺族に遺族年金を支給すること。
  - ② 昭和二十一年二月一日以降再婚したが、二十八年三月三十一日前

に再婚を解消した配偶者。

⑥ 未認知の子。

⑦ 特別の事由により他人の子として届出て戸籍面は異なっているが事実上の親であり子であるもの。

⑧ 身よりのない者を引取り我子同様に養育した者が戦没した場合の養育者。

⑨ 事実上養親子同様の関係にあった養親または養子。

⑩ 婚姻によって氏を改めた戦没者の父母。

七、特別弔慰金の支給範囲の拡大。

八、準軍属の範囲の拡大。

九、遺族給与金の額の引上げ。

一〇、直系血族のない老父母に対する特別給付金の交付。

一一、公務員の給与ベースの改定に伴いスライド制により公務扶助料な

どの恩給ベースの改定を行うこと。

一二、靖国神社に参拝する遺族に国鉄無賃乗車券を交付すること。

一三、戦没者遺族のため老人ホームを建設すること。

一四、裁定事務を促進すること。

## 戦没者等の妻に対する

### 特別給付金支給法案要綱

#### 第一、趣旨

この法律は、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関し、必要な

事項を規定するものとする。

## 第二、受給権者

特別給付金は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の妻であつたことにより、この法律の施行の際、現に次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者に支給するものとする。

- 1 旧軍人、旧準軍人、又は旧軍属に係る公務扶助料
  - 2 特例扶助料
  - 3 遺族年金
  - 4 特例遺族年金
  - 5 遺族給与金
  - 6 もとの陸軍又は海軍の雇傭人等に係る旧令共済殉職年金
  - 7 もとの陸軍又は海軍に配属された雇傭人に係る各省共済殉職年金
- 第三、特別給付金の額及び国債

- 1 特別給付金の額は二〇万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付し、利子は付さないものとする。
- 2 国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

## 第四、特別給付金を受ける権利の受継

特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合に、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができることとする。

## 第五、時効

特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によって消滅するものとする。

## 第六、時効の中断

特別給付金に関する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなすこととする。

## 第七、譲渡又は担保の禁止

特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができないこととする。

## 第八、差押えの禁止

特別給付金を受ける権利及び特別給付金に係る国債は、差し押えることができないこととする。

## 第九、非課税

- 1 特別給付金を標準として、租税、その他の公課を課することができないものとする。
- 2 特別給付金に関する書類及び特別給付金に係る国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さないものとする。

## 第十、実施機関

- 1 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なうものとし、政令の定めるところにより、その権限を都道府県知事その他政令で定める者に委任することができることとする。
- 2 特別給付金に係る国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣

が取り扱うことができることとする。

第十一、施行期日

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行することとする。

## 戦没者等の妻に対する

### 特別給付金支給法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関し、必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者等の妻」とは、昭和十二年七月七日以後死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）

の妻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、この法律の施行の際、現に次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者をいう。

一、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する軍人、準軍人その他の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者（戦時又は、事変に際し、臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕（従軍文官）の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。）に係る恩給法第七十五条第一項第十三号）に規定する文官を含む。）に係る恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）以

下「法律第一百五十五号」という。）附則第二十九条（拘禁中死亡者）

の二の規定の適用により、支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第一百五十五号附則第三十五条（責任自殺者）

の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項（戦犯）に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第二項（特例扶助料）に規定する扶助料

三、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）以下「遺族援護法」という。）第二十三条第一項第一号（遺族年金（特

例遺族年金をふくむ）に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十

八年法律第八十一号）附則第二十項（戦犯）若しくは、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四百四十四号）附則第十一項（責任自殺者）の規定により、支給される遺族年金

四、遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

五、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条の規定により、承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給与のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六、遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業

体職員等共済組合（昭和三十一年法律第百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち公務による死亡を支給事由とするもの

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条 戦没者等の妻には特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なう。

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第四条 特別給付金の額は、二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によって発行する国債に關し、必要な事項は大蔵省令で定める。

（特別給付金を受ける権利の受継）

第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者が、その死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたもの

みなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたもののみならず。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（時効）

第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によって消滅する。

（時効の中断）

第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十一年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（譲渡又は担保の禁止）

第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

（非課税）

第十条 特別給付金を標準として、租税その他の公課を課することができる

きない。

2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十一条 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらずその事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続きは、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 第三項に定めるもののほか、第一項の規定により、郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第十二条 この法律により、厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事、その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続き、その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

## 恩給法等の一部

### 改正する法律案要綱

一、昭和三十三年法律第二百二十四号等による年令制限の撤廃

昭和三十三年法律第二百二十四号附則の規定により、恩給扶助料をい  
わゆる一万二千円ベースから一万五千円ベースに引き上げる際、及び  
昭和三十一年法律第四百十九号の規定により、恩給扶助料の年額を引  
き上げた際、六十才未満の者(傷病者、遺族たる妻、子を除く)につ  
いては、増額分を六十才に達するまで停止するという制限をつけたが、  
この制限を解除して、これらの者についても一万五千円ベースまでは  
引き上げること。

(兵の階級で公務扶助料年額五万三千二百円)

二、増加恩給の子女加給額の引き上げ

増加恩給受給者の退職後出生した子女の加給額は、一人年二千四百  
円となっているが、これを退職当時の子女加給額と同額の四千八百円  
に増額すること。

三、特例扶助料等の支給要件の緩和

援護法特別弔慰金及び特例年金(特例扶助料)の支給要件の緩和に  
同じ。

#### 四、加算減算率の緩和

加算年を算入して初めて普通恩給年限に達した者の恩給年額算出率は実在職年だけで普通恩給年限になっているものからその年限に不足する一年毎に百五十分の四・五を減じたものとする事となつてゐるが、この減算率を百五十分の三・五に緩和するとともに、このような場合に於ける最低恩給年額算出率百五十分の二十二を百五十分の二十五に引き上げること。

#### 五、旧南滿洲鉄道株式会社等の職員期間の通算

旧満鉄等三公社と同種の事業を行なつていた在外特殊期間の職員期間を、外国政府職員期間の場合に準じ、恩給公務員期間に通算すること。

以上の措置は、昭和三十八年十月から実施する。

## 第七回婦人部研修会開催

昭和三十八年五月二十六日から三日間にわたつて開催された第七回婦人部研修会は、同年度から実現した「戦没者等の妻に対する特別給付金」を記念し、新しい段階を迎えた婦人部として、その自覚と誇りを堅持し、団結を図ることが目的とされた。この研修会には、吉田元首相が出席し、記念講演を行なう予定だったが、当日、健康上の理由で、出席できなかったため、研修会参加者のうち五〇名が、大磯の吉田元首相を訪問した。

#### 《大磯に感謝の訪問》

その日、五月二十八日午後二時會館発、午後五時過ぎ大磯着。

吉田さん直々のお声がかかりにより、食堂に案内され「おながか空

ておられるだろうから、どしどし召し上がつていただきたい。充分召し上がられたところでお会いします」というお伝言があつた。

やがて、はかまに白足袋、右手にステッキ、左手に葉巻という特徴あるスタイルで、婦人部の皆さんの前にたたれた。中井婦人部長から、吉田さんに対し、遺族に寄せられた今日までのご厚情に対するお礼の言葉と、特別給付金の実現を記念し、お礼に参上した旨が述べられる。吉田さんは終始、笑顔で聞かれていた。

〔日本遺族通信〕第150号、昭和38年6月1日発行より〕

この婦人研修会は、その後、各ブロック（全国を五ブロックに分割）ごとに実施されたこともあるが、現在も毎年一回、中央研修会、研究集会、研修大会の名称で継続開催されている。



第七回婦人部研修会の代表は大磯に吉田元首相を訪ねた（昭和38年5月28日）

昭和三十九年

## 第六回青年研修会開く

安佐郡可部町

三次市十日市町

福山市松山町

県青年部では、三会場に分け青年研修会を開き、参加者は、昨年より二割強増熱心に、研究討議された。

分科会に時間を多く、費やし次の事が結論として、発表されている。

### ▼第一会場 安佐郡可部町 八月二三日～二四日

(1) 遺族青年部の今後の進め方についていかにあるべきか

○福祉事務所単位に親会との交流をする。

○会場を多くして一人でも多く参加出来るようにする。

○研修会を開く以前に案内をして、各支部に於て話をまとめ、それを持ちより討議する必要がある。

○代表として出席するのではなく、個人としてお互の親睦を図る事を主体にしてほしい。

○会員証は会員に恩典、魅力あるものにしてほしい。

○研修会であるから、分科会より講義を主体にして、その講義について分科会を開くようにして貰いたい。

○参加回数により分科会を分けてほしい。

(2) 今日までの研修会について！

○研修会の出席者は各自役員の気持で、他の人へ話を伝える。

○理解を深めて、出席者に内容を持たせる。

○出席するには、会場までの交通費を多く要する為に参加者が少いのではないか。

(3) 今後の青年部の組織づくりにつき現状はどうか。

○共感を呼ぶような活動が出来ていないのではないか。

○県には二二郡市が青年部を結成しているが、親会の熱心な所は出席者が多い。

○婦人部に理解がない所があるので、合同に会議を開いてほしい。

○今後の青年活動の指導や組織の強化、我々の相談相手に良き活動的な専従職員が是非ほしい。

### ▼第二会場 福山市松山町 九月二六日～二七日

(1) 研修会の出席者が少いのはなぜか。

○支部の小さな結成がされていない為に連絡が不十分なのではないか。

○政治的な事は青年部に、持込まないでほしい。

○リクリエーションを主体にして、仲間づくりに力を入れてほしい。

(2) 結婚について

○片親の人と結婚したら、性格的に片寄という社会通念があるが、我々には社会的にも、色々と働いた実績があるから大いに自信を持って、

進もうではないか。

○立派な結婚は勿論だが、自分達が父が居ないから、どうしても味わえなかった家庭をつくり、父親の愛を子供に味わいたいという夢がある。

▼第三会場 三次市十日市町 八月二十九日～三〇日

(1) 私の歩んだ道、これからの青年部に望むもの

○父親は国家の為尊い命を亡くしたことを、自ら認識してもっと青年部に対し協力し合わなければならぬ。そうする為には、青年部がもっと団結し合う事が第一問題である。年一～二回の顔合せでは決して良い部会にはならないし、実績も出ない。もっと機会を多くして友好を高める必要があり、もっと、まじめな気持で会合に出席すべきだ。又責任ある行動をとるべきだ。

## 研修会に参加して

甲奴郡上下町 野田泰弘

私は、福山市で開かれた第一回の研修会から毎回参加させて頂いて居ります。

毎回、同じ事のくり返しと言ったマンネリズム感もありません。

しかし、この度の研修会では、そうした中から、青年部と政治活動と言う新しい問題の提起された事は一歩前進した事だと思えます。

単に、遺児と言う名のもとに境遇を同じくする者としての親睦団体に停るか、又は、遺族会の後継者として待遇改善のために、我々は真剣に

考えなければならぬ重大な時期にきていると言うことを、この度の研修会で感じました。

福山市延広町 三浦誉子

研修会が終り会場を後にした時、初めて参加した私の心には明るいものがありました。それは父を失った経験を持つ人々が集いその経験を持った人にしか察知出来ない喜び苦しみの貴い体験を土台に更に一歩前進しようとする姿があったからです。

前向き姿勢は怠惰な私を鞭打ち勇気づけました。しかし青年部の内容をよく理解し部の発展の為に努力し協力する人が以外に少ないのが掛りに思えます。

賀茂郡豊栄町 重田昌彦

先ず準備その外お世話下さった方々に深謝いたします。

ありがとうございます。

このような研修会への出席は、二度目ですが、大変有意義でした。そしてあの歴史の頁ともなる世界の祭典に参列できたことは、思いがけない喜びでした。次にこの会をもっとよりよくする為に愚見を申して見たいと思えます。

お互いに時間をもう少し大切にしたい。開会が一時間も遅れたことは誠に遺憾である。皆んな貴重な時間をさいて集っているのだから遅れる人を待たずして時刻には開会するように習慣づけたいものです。初出席の時もこうでした。時間が少ないので、とかなんとかいって折角の研修時間が減る。そして形式に終りそうです。



もっと若さを發揮して活発な行動が欲しかった。

今後の会には、会の初めと終りにフォークダンスを少時間すれば良いと思います。そうする事によって、初出席者等にとっては特に心を柔らげ会を一層楽しいものにすると思います。

尚、名簿を作成して下さるのは良いのですが、この名簿を、受け付けを終えると直に作成し、なるべく会の初めごろに配布するとよい。その後に出席した人の住所氏名は、その名簿の余白に夫々記入すればよい。自己紹介の際、少しでも多くの人を記憶出来、親しみが倍加すると思う。大体こういう会は、下からの盛り上りで基礎を堅くし、徐々に発展してゆくのが望ましいのだが、この青年部は上から引張り上げられている様で、まだ基礎がぐらついているのではないかと思われる。

根の弱い木は脆くてうまく育たない。先づ基礎堅めに専念したいものです。

お互いに自分自分の会であるから、より大切にし、協力し、より発展するべく努力しようではありませんか。

### 府中市高木町 高原安一

私達のブロックで痛切に感じた事は、末端の青年部自体を理解しておられない様であった。

それは今後の課題として残された問題であるので、早速地元では研修会の反省会を開催して各旧町村単位で青年部会を開いて、組織強化して行かねばならない様に決定した。尚その他の問題点も話合われた。

今後も組織の強化を第一として、その他の運営をせねばならないと思う。

### 広島市中山町 橋本暢人

研修会への参加熱意研修意欲の乏しさは、一抹の不安を持たずには居られません。

毎回の研修会も、マンネリズム化し、進歩に乏しく新しいムードの有るものには、ならないものであろうか？ しかし、呉青年部役員の意欲統一は心強い限りです。諸君よ素晴らしいではないか父の無いことが！

これからが、自分を鍛え自分を試す機会なのだ。

現在の君は、どんなにか淋しく、又どんなにか考えている事だろう。

苦しめ！

もっと苦しめ！

人間は大きな苦しみがあってこそほんとうの喜びがあるのだ。

自分で障壁を作り、そしてそれを破って行け！

励めよ！

自己の目的を遂行するまで人は何と冷笑しようと、何と言おうと僕はやり抜いて行くつもりだ。そして、私は、戦争と殺人が悪の極限だと言う事はもう判った。今、考えなくてはならないことは、悪の形体ではなくそれを編み出す人の心のことである。

それがもし、巧利と言うことであるならば、善は悪に飽いた退屈まぎれの戯れ事なのか？

たとえ問題は大きすぎても平和を守ることが、我々の使命である以上、そのことを考えて行きたいと僕は思っている。

君達、皆な我が仲間手をつないで行こうではないか。

# 広島県遺族会青年部支部長名簿

(昭和三十九年六月二十五日現在)

支部名	役職	氏名	住所
福山市	支部長	藤井 要	沼隈郡沼隈町
"	組織委員	大井 克之	福山市鞆町
府中市	支部長	栗根 竣	府中市篠根町
"	組織委員	高原 安一	府中市高木町
"	女子代表	石岡 信子	府中市僧殿町
三次市	支部長	山田 正	三次市廻神町
"	企画委員	穴戸 輝規	三次市穴笠町
"	広報委員	上坂 克子	三次市廻神町
"	女子代表	小路 恒子	三次市住吉町
庄原市	支部長	熊本 忠則	庄原市川北町
"	書記	神田 茂生	庄原市本町
"	企画委員	中 康治	庄原市山内町
"	女子代表	藤谷 勝子	庄原市春田町
竹原市	支部長	岡元 孝鷹	竹原市竹原町
"	企画委員	平田 健二	竹原市忠海町
"	"	保手浜 タマ子	竹原市吉名町
"	女子代表	岡野 千里	竹原市吉名町
呉市	支部長	村田 豊穂	呉市警固屋町
"	広報委員	多田 浩	呉市阿賀東町
"	女子代表	花田 征子	呉市吉浦町
広島市	支部長	田坂 幸三	広島市中山町
"	県副部長	一色 貴美子	広島市中山町
"	企画委員	中野 朝永	広島市仁保町
"	女子代表	吉永 修子	広島市中山町

深安郡	支部長	中村 進治	深安郡神辺町
"	組織委員	高木 久生	深安郡賀茂町
"	女子代表	重政 千恵子	深安郡神辺町
芦品郡	支部長	甲斐 一義	芦品郡新市町
"	女子代表	井上 サヨ子	芦品郡新市町
御調郡	支部長	森 光徳	御調郡向東町
甲奴郡	支部長	堂前 弘志	甲奴郡
世羅郡	支部長	奥 恒夫	世羅郡甲山町
双三郡	支部長	山口 誠	双三郡君田村
"	組織委員	為 国和彦	双三郡吉舎町
"	広報委員	吉高 時治	双三郡三和町
"	女子代表	宮本 千恵子	双三郡良坂町
比婆郡	支部長	久村 豊彦	比婆郡高野町
"	広報委員	黒田 文男	比婆郡東城町
豊田郡	支部長	松浦 敏美	豊田郡安芸津町
"	組織委員	山本 武幸	豊田郡豊町
賀茂郡	支部長	渡部 俊司	賀茂郡西条町
"	広報委員	武田 征子	賀茂郡志和町
安芸郡	支部長	藪本 万治	安芸郡海田町
"	書記	坪内 美智代	安芸郡熊野跡村
"	組織委員	山口 智子	安芸郡矢野町
安佐郡	支部長	遠北 耕爾	安佐郡可部町
"	組織委員	下程 家子	安佐郡沼田町
高田郡	支部長	中村 劭	高田郡吉田町
山県郡	支部長	小田 美恵	山県郡加計町
佐伯郡	支部長	長谷 信義	佐伯郡五日市町
"	企画委員	中原 貞夫	安芸郡海田町
"	女子代表	中村 紀子	佐伯郡廿日市町

# 昭和四十年

## 青年部結成五周年

### 記念大会開く

福山市霞小学校  
広島市大手町中学校

青年部を発足してから五年の歩みを続けてきました。私達は、お互いが集い、学び、論じ、そして真剣に実践のための努力を続け、その成果は着実に、積み重ねられております。

終戦二十周年目の今日、青年部結成五周年を迎えるのを記念して、十一月二十八日福山市霞小学校、十二月五日広島市大手町中学校へ、遺族青年多数が参加して、盛大に行なわれた。

私達は顧りみて、反省と将来に対する心構えを求められています。今こそ、むずかしいと云う言葉を捨て、やれば出来ると云う強い信念とやり抜く覚悟を、皆さんの胸に強く、焼きつけたようです。

再び地球の何処からも

私達のような戦争遺児を出さないために、又父の命に代えて守られた、この美しい日本の平和と繁栄、ひいては世界恒久平和の確立を期し、人類の福祉に貢献するために、強く生きることが必要ではあるまいか。



広島会場アトラクション

大会では両会場共に、藤井要(福山市)山田正(三次市)両君の司会で、松浦県青年部長の挨拶があり、議長団へ、松浦敏美(豊田郡)甲斐一義(芦品郡)中村紀子(佐伯郡)を選び、粟根企画委員長より、青年部運動経過報告をされた。大会宣言を下西璋彦(賀茂郡)君が朗読し、大会決議を田坂幸三(広島市)君が朗読した。

意見発表には、小原正(芦品郡)に宍戸輝規(三次市)君の両君が遺児として力強く生き抜いた体験記を話し、アトラクションは福山会場で山下信子さん(三次市)外数十名により、又記念大会に於て、青年部結成以来幾多の困難も克服して、青年部役員とし終始熱心に青年の育成指導されていた、十二名の方々が、冒頭県遺族会長より表彰された。

### 表彰を受けた人達は

松浦 敏美 県 青年 部長 豊田郡安芸津町

藤井 要 県 青壮年 副部長 沼隈郡沼隈町

## 大 会 宣 言

本日ここに青年部結成五周年記念大会を開催し、いよいよ組織と団結を強化し、我々に課せられた使命の達成を期すると共に広く同志、並に県民各位の理解と協力を訴える次第である。

終戦後二十年我国は目ざましい復興と繁栄を遂げるに至ったが、今や内外の情勢は日増しに厳しさを加え、前途はいよいよ多事多難である。諸国民の切なる願いにもかかわらず世界の平和は常に脅かされており、アジアの一角に於ては益々危機の様相を深くしている。我々は我国の今日の自由と平和は二百万の戦没者の尊き礎の上に築かれてゐる事に、改めて深く思いを致し今こそ国をあげて平和な国造りへの決意に徹すべきである。終戦二十年目を迎えるに当り、全国民こぞって「みたま」に敬けんな祈りを捧げ、その誓いを新たにすることを切望して止まない。

我々は我国の自由と平和を確保し、これを守り抜くことこそ亡き父の遺志にこたえる唯一の道であり、遺族青年に課せられた崇高な使命である事を自覚し、その達成に献身する事をここに誓う。国の為に尊い生命を捧げ国の礎となった人々の「みたま」を追悼し、感謝する事は国民の一体性の現れであり、国家存立の本義をなすものである。何れの国に於ても国がこれを施設し、これに関与している事は当然と言

わなければならない。然るに我国に於ては靖国神社は戦後占領軍の指令に依り、不当にも私法人たる一宗教法人とされ爾来、実に二十年の久しき渡り、国はその祭祀を放置して来た事は誠に遺憾である。日本遺族会は我国の独立回復以来、靖国神社の国家護持実現の為手段を尽くして要望を重ねて来た道義の確立はその本を正さずしては為し得ない。

今やこの問題の解決は強い国民世論とすべきである。速かに善処する様強く要望する。我々遺族青年は研修と組織づくりを当面の課題として、更に身近な社会的実践活動を積みあげ、福祉国家建設を台言葉に著実な前進を遂げて来た。本日の大会を目指し全国隈無く展開した英霊顕彰大行進の画期的な成果は我々の培って来た力の真価を示し、我々に対する遺族会並に一般国民の期待が如何に大きいかを明らかにした。

我々遺族青年は今こそ勇氣と誇りに燃えて、百万遺族青年の友情のもと、我国の平和と繁栄を目指して相携えて逞しい前進を続ける事にここに重ねて誓うものである。

右宣言する

広島県遺族会青年部

結成五周年記念大会

山田 正 県青年副部長 三次市廻神町  
 長谷 信義 佐伯郡青年部長 佐伯郡五日市町  
 甲斐 一義 芦品郡青年部長 芦品郡新市町  
 為国 和彦 双三郡青年部長 双三郡吉舎町  
 粟根 峻 県企画委員長 府中市篠根町  
 中村 進治 深安郡青年部長 深安郡神辺町  
 岡元 孝磨 県組織対策委員長 竹原市竹原町  
 山口 智子 県組織副委員長 安芸郡矢野町  
 中村 紀子 佐伯郡副部長 佐伯郡廿日市町  
 小田 美恵 山県郡青年部長 山県郡加計町

## 結成五周年を迎え

# 各郡市の活動状況

## 広報調査委員会

県青年部では、行事も回を重ねて、その成果は着々あがっているが、支部に於ては、どのような活動をしているか、次のようなアンケートをとった処、残念乍ら六郡市しか解答されなかった。

他の郡市では、この調査をすることが無意味と考えられたか、仕事が多忙で、返事を書かれるのが遅れ、新聞編集期限までに到着しないので、紙面に登載することが出来なかった。

このような調査は、全郡市より解答があつてこそ、始めてその効果があるので今後は是非共御協力をお願いしたいと思う。

尚支部青年のことを考えて頂いた六郡市の青年部長さんに厚くお礼を申し上げます。

### ▼アンケート

- (1) 貴郡市の遺族青年部の結成された年月は。
- (2) 貴郡市の青年部員数は、又日本遺族会への登録証交付人員数は。
- (3) 年間行事計画及其の実績
- (4) 今日までの行事の中で、最高参加人員は、又その行事開催年月は。
- (5) 郡市青年部の運営で支障となっている点は。

三次市 部長 山田 正

- (1) 昭和三十五年八月三十一日三次市十日市小学校講堂に於て、一五〇名の参加を得て盛大な、結成式を行いました。

- (2) 現在の活動部員は五十名、登録証交付人員は百二十五名です。

- (3) 四月市内遺族青年交歓会

九月市慰霊祭奉仕

一月市新年互礼会

三月総会決算

- (4) 昭和三十六年青年部資金かんば映画会を十地区で開催、遺族青年延百三十名参加協力。

昭和三十六年市内尾関山にて、市青年部キャンプ研修会を開き六十名参加。

- (5) 部員が年々減少している。役員が公私共多忙になり活動する上に、支障となっている。

賀茂郡 部長 下西 璋彦

(1) 昭和三十五年四月十三日

(2) 部員 登録人員共に二百十三名

(3) 青年部長懇親会

(4) 昭和三十九年九月六日西条町耕道会館に於て青年部大会を開催しました。参加者は七十名。

(5) 青年部員に、遺族としての自覚意識がない。

会合への出席が非常に悪い。

青年部としての予算形成があまりにも少なすぎる。

「遺児」と言う言葉に対する卑屈感。

福山市 部長 藤井 要

(1) 昭和三十五年十月

(2) 部員数四十名

登録証は交付していません。

(3) 市役員会年四回

あまりにも、県行事が多いため、支部活動が自然に遠ざかって行く傾向にある。

(4) 県行事のキャンプハイヤー参加者は二十名。

(5) 福山市の場合は、サラリーマンが多いため、各事業場に於て、リクレーション等に参加する傾向にある。

竹原市 部長 岡元 孝磨

(1) 昭和三十八年九月

(2) 部員数は結成当時より大分少なくなり目下再調査中です。

登録用紙未着（不足）のため、登録していません。

(県遺族会事務局及組織対策委員会（話しておきます。調査係）

(3) 役員会は毎月一回行なっている。

夏は納涼船（活動資金と親睦を図っている。）

秋はハイキング

冬はクリスマス・ダンスパーティーを開き毎回二十〜三十名の参加がある。

(4) 一昨年のクリスマス・パーティーに二十八名

(5) 年々青年部員が減少している（結婚等により）。

青年部員自身の意気が無くなっている。

府中市 部長 粟根 峻

(1) 昭和三十五年十二月

(2) 結成当初の部員数は四百五十六名。

登録人員は七十三名。

(3) 五月他都市との交歓会

五・八・十月の三回忠霊塔の清掃。

十二月反省会をかねて忘年会。

(4) 一昨年府中市に於て開催された県行事「母親に感謝する大会」へ五十名。

(5) 県及市の青年部の事業参加にある程度、参加人員が決まったように見えるので、お互の青年部員が進んで参加してもらいたい。

予算が少ないこと。

親会も青年部行事に協力してほしいこと。

双三郡 部長 為国 和彦

(1) 昭和三十五年十一月

(2) 郡内六ヶ町村に分れているために最終集計できていません。部員数約百名、登録数四十六名。

(3) 役員会年三回

親会、婦人部との集いに年平均三十名。

(4) 『婦人部との集い』と他都市との交歓会、昭和三十八年で参加者は四十名。

(5) 郡内六ヶ町村に分かれているために、旅費等の関係もあり度々の、郡内集会ができない。

## 青年部役員

部長	松浦敏美	・組織対策委員会	委員長	岡元孝磨
副部長	山田正	副	山口智子	
"	藤井要	委員	大井克之	
"	村田豊穂	"	高 原 安 一	
"	吉永修子	"	為 国 和 彦	
書記	高木久生	"	山 本 武 幸	
"	神田茂生	"	下 程 家 子	
"	坪内美智代			
・企画委員会		・広報調査委員会		
委員長	栗根峻	委員長	吉高時治	
副	徳永敦子	副	上坂克子	
委員	中原貞夫	委員	多田浩	
"	中野朝永	"	宗兼征子	
"	岡田瑞穂			

昭和四十一年

## 第二十二回戦没者遺族大会

日本遺族会主催の第二十二回全国戦没者遺族大会は去る四十一年十二月十四日午前十時から九段会館において盛大に挙行され、力強い宣言、決議を行ない、今後の運動方針を決定した。本県からの出席者、大会の次第及び決議の内容は次のとおりである。

### 大会次第

- 一、開会の辞
- 二、国歌斉唱
- 三、黙 禱
- 四、会長挨拶（表彰式式辞）
- 五、被表彰者氏名発表
- 六、表彰状授与
- 七、被表彰者総代答辞
- 八、議長団選出
- 九、経過報告
- 十、宣言
- 十一、決議
- 十二、運動方針

- 十三、来賓挨拶
- 十四、万歳三唱
- 十五、閉会の辞

### 宣 言

われわれ全国八百万の戦没者遺族は、戦後二十有余年、あらゆる苦難に耐え、戦没英霊の顕彰、遺族の福祉増進、平和日本の建設に努力してきた。祖国の平和と安全のため、尊い生命を捧げた人々に対して、その「みたま」を追慕し感謝の誠を表わすことは人間性の至情に発し、民族の道義の根基をなすものであって、洋の東西をとわず国の手で厳肅に行なわれている。しかるに、わが国においては終戦以来、靖国神社は一宗教法人として国との関連を絶たれていることは国民として断じて忍び得ないところである。一日も早く国家護持を実現することを強く要望する。

また、戦没者遺族に対する処遇はなお改善を要する問題が数多く残されている。速かに関係法令を改正して国家処遇の完全解決をはかられたい。

さらに、戦没者の遺骨の多くが、外地戦跡に放置されていることはまことに遺憾である。国の責任において収骨を実施し慰霊の徹底をはかられたい。

われわれ戦没者遺族は、ここに第二十二回全国戦没者遺族大会をひらきいよいよ結束を強化し、速やかなる要望の実現を強く政府、国会に要請すると共に、広く国民各位の御理解と御支援を希うものである。

昭和四十一年十二月十四日

第二十二回全国戦没者遺族大会



## 決 議

われわれ八百万の戦没者遺族は、本日ここに全国戦没者遺族大会を開き、左記事項の速やかなる実現とその所要経費が昭和四十二年度予算に計上されるよう強く要望する。

記

- 一、靖国神社は国家で護持すること。
- 一、公務扶助料等を増額し兵の階級において十七万八千八百二十円とする。又生活水準、物価、現職公務員の給与の上昇等にスライドする制度を確立すること。
- 一、直系血族のない父母、祖父母に特別給付金を支給すること。
- 一、老令福祉年金の併給制限を撤廃すること。
- 一、恩給法、援護法を改正して未処遇遺族の国家処遇を実現すること。
- 一、外地戦没者の遺骨収集の徹底を期すとともに遺族戦跡巡拝に対する助成及び戦没者の慰霊塔、墓地の整備をはかること。

昭和四十一年十二月十四日

第二十二回全国戦没者遺族大会

## 運動方針

本日ここに第二十二回全国戦没者遺族大会を開催し要望実現のため、運動方針を左の通り決定する。

- 一、われわれは、第二十二回全国戦没者遺族大会において決議された八百万戦没者遺族の熱願を達成するため、日本遺族会の本部、地方本部、

市町村遺族会の全組織を通じ強力な全国運動を展開する

- 一、われわれは、要望具現のための所要経費が昭和四十二年度予算に計上されるよう政府国会の各機関に対し、条理をつくして不断の陳情をつづける

一、われわれは、要望達成のため、運動推進本部を中心として万全の措置を講じ不転の決意をもって秩序ある運動を行なう

- 一、われわれは、来たるべき総選挙に際しては、全国八百万遺族の総力をあげ、組織と団結の真価を遺憾なく発揮して、要望貫徹のための基盤を確立する。

昭和四十一年十二月十四日

第二十二回全国戦没者遺族大会

## 広島県よりの参加者

日本遺族会役職	県役職名	氏 名
理事代理	副会長	森 本 雄四郎
評 議 員	副会長	恩 田 以 忠
"	副会長	西 田 平 一
"	副会長	中 川 弘
"	副会長	正 金 楨 夫
"	副会長	日 野 基
"	婦人部長	伊 藤 正 子
"	常務理事	渡 部 禎 吉
"	"	藤 井 光 造
"	"	行 武 静 子

理事(表) 木坂 サミト  
三谷 又一  
森田 砂夫

代理 竹下 ミキ

島田 久子

速見 豊子

橋本 ツユ子

青年部副部長 山田 正

監事(表) 多田 哲郎

評議員 松下一 男

大岡 育造

事務局長 奥田 茂行

## 地区巡回役員研修会

### 新らしい試みとして県下末端に及ぶ……

第一回地区巡回役員研修会を五ヶ所に於て開催し、極めて有効で意義ある行事を行なった。

先に実施した遺族巡回相談所開催に引続いて今回は末端町村に至る迄の会長婦人部長の参加を求め、役員研修会を主体として実施したのであるが、各会場とも極めて熱心に盛会裡に終了したことは一応成功であったと思うが、然し出席人員に於て未だしの感があり徹底しない為か差支えの為か今少し出席者がほしいと思う。

役員研修会用として県遺族会が作成したシオリにより県職員より親切

な説明を二人によって行なわれた。昼食後一時間の質疑応答を行ない熱心な討議が行なわれ本説明会を終了した。

引続いて会場をその儘県遺族大会に切り替る。

県副会長議長長壇となり、本年度日本遺族会の運動方針

一、靖国神社は国家で護持すること。

二、公務扶助料等を増額し兵の階級において十七万八千八百二十円とする。

三、直系血族のない父母、祖父母に特別給付金を支給すること。

四、恩給法援護法を改正して未処遇遺族の国家処遇を実現すること。

五、老齡年金の併給制限を撤廃すること。

六、外地戦没者の遺骨収集を実施するとともに戦没者の慰霊塔墓地の整備及び戦跡巡拝についての助成をはかること。

以上六項目要望について力強く説明し最後に万才参唱して幕を閉ず。

以上六項目要望について力強く説明し最後に万才参唱して幕を閉ず。

会場	開催月日	開催場所	参加地区
第一会場	十二月十四日	三次市市役所	三次市、庄原市、双三郡、比婆郡、甲奴郡、福山市
第二会場	十二月十七日	福山市備後遺族会館	府中市、尾道市、因島市、三原市、沼隈郡、深安郡、芦品郡、神石郡、御調郡、世羅郡
第三会場	十二月二十八日	竹原市市役所	呉市、竹原市、豊田郡
第四会場	十二月二十九日	広島県遺族会館	広島市、大竹市、安芸郡、賀茂郡、佐伯郡
第五会場	十一月三十日	可部福祉事務所	安佐郡、山県郡、高田郡

## 靖国神社国家護持

### 東京都内で示威・請願行進

全国大会終了後、遺族代表は靖国神社社頭に整列し、参拝の後、午後一時十分南門を出発、示威・請願行進を行った。

示威行進は推進本部役員を先頭に十五団に分かれ、団標示、支部名標示及びプラカードを所持し、堂々の行進を行った。

請願行進は永田町小学校裏にて各標示等を回収し、国会へ向い、両院に代表が請願提出一覧表を手交した。両院とも議院面会所前に自民党議員が多数立ち、激励をうけた。以上で示威・請願行進を終了し、日比谷公園に午後三時到着し、バスにて各宿舎に入った。

なお、総理官邸において、官房長官に対し本会代表が陳情書を提出し陳情を行った。大会場に集積した請願書及び陳情書はそれぞれ衆院、参院、総理府に提出した。

### 都内各所でチラシ配布

四月十五日、街頭宣伝運動を行った。各支部より十名ずつ（東京は三百名）計七百五十名が一班十名にわかれ、午前十時より都内二十八カ所で総計四十万枚のチラシを配布し、都民に協力を訴えた。チラシの印刷内容次のとおり。

### 靖国神社の国家護持にご協力下さい

○靖国神社は戦後、占領軍の指令によって、国とのつながりを絶たれた



靖国神社から国会へ示威・請願行進



靖国神社国家護持示威・請願行進

(昭41. 4. 14)

まま今日に及んでいます。

国は靖国神社のおまつりもできず、また、おまつりや維持の費用も出  
していません。

○平和日本のいしずえとして二四〇万柱の「みたま」を祀る靖国神社を  
このような状態にしておくことは道義に反し、国民感情にも合致しま  
せん。

○速かに靖国神社を国で護持し、国民の感謝の至情と平和への決意を  
正しく表すことが出来るようにしなければならぬと信じます。  
どうぞご協力下さい。

昭和四十一年四月

日 本 遺 族 会 (千代田区九段一―五)

# 昭和四十二年

## 広島県下遺族が多年念願の

### 戦没者沖繩慰霊塔を

#### 現地に建設

趣意書にあります通り、このたび広島県に於ても戦没者沖繩慰霊塔建設委員会が設立され、各役員の見、愈々現地に建設の運びとなりましたことは、県下遺族等しく同慶の至りと存じます。これが募金方法につきましては曩の理事会の決定に基きまして、広く県民一般のご協賛を仰ぎまして、共同募金と同様の方式がとられることになりました。憶い起せば、当時『銃後は心配するな、後は俺達が引き受けた』と歓呼の声に送られて元気に出て行った姿を忍び心温まる思いがいたします。この県民一般からの温いご同情に対し、南方を含む三四、六〇〇余柱の英霊もさぞかし喜んで冥福してくれるものと思えます。これに答えて私達遺族は我々の英霊の為に建設される慰霊塔でありますから、いささかでも芳志を賜りますよう格段のご協力をお願い致します。

県民一般目標額は一世帯当り三〇〇円以上であります。広島市では六月八日募金委員会が結成され、募金方法として募金袋を作製し、表に趣意書、裏面に連名式欄を印刷し、目標額又一世帯当り三〇〇円以上と明記し、

町内会、その他団体をお願いして募金に当ることを決定しました。

## 霊石収集について

沖繩慰霊塔建設について遺族の魂として県下遺族から霊石を集め、慰霊塔に供えることに計画されている。

- 一、霊石は大東亜戦争中沖繩及び南方諸地域東経八〇度～一八〇度・北緯三〇度以南（表の如く）で戦死された者（但し中国本地を除く）
- 二、戦没者について一コとしてその大きさは直径3cm・50g以下とする。
- 三、収集された霊石は市町村遺族会長の手元で強力な紙箱その他に依り

荷造りし、広島護国神社及び備後広島県遺族会 支部

遺族会館に保管願うこと。

収集期間は七月一日より遅くとも護国神社秋季大祭迄

も護国神社秋季大祭迄

四、霊石収集と同時に左記に示す通り、名簿を提出していただきます。

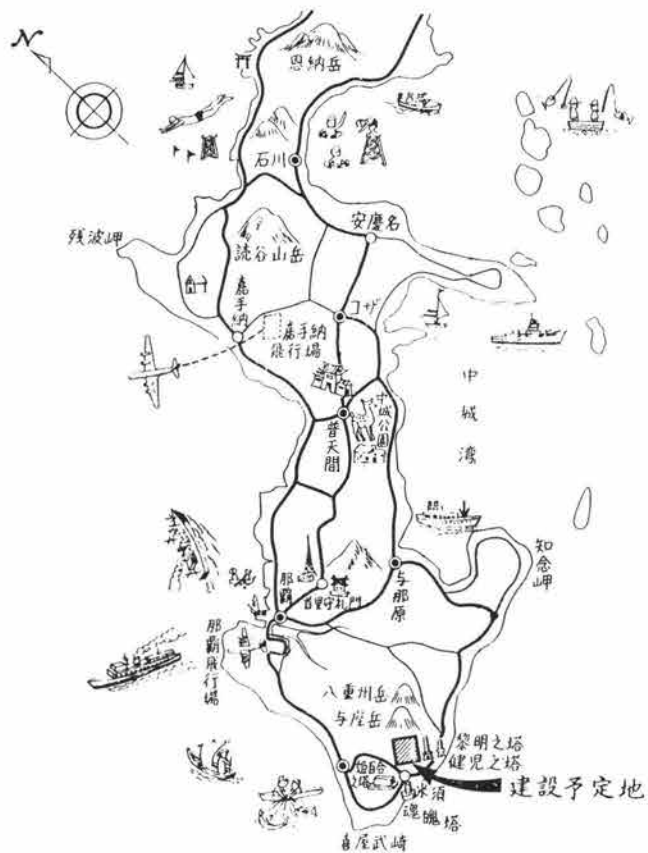
カードを県遺族会より送付いたします。

期限十月三十一日迄、遅れないように絶対厳守願います。

備考	戦没年月日	戦没場所	現住所	戦没当時の本籍	霊石名簿	
					戦没者氏名	遺族氏名 続柄（ ）

## 広島県戦没者沖繩慰霊塔建設趣意書

戦後二十余年を経過したわが国は、今や戦争のあとかたもなく復興し、



沖縄全島図と建設予定地



念願の戦没者沖縄慰靈塔

産業に経済に、文化に世界各国が目を見張るばかりの素晴らしい発展を見せ、国民生活も著しく向上してまいりました。

しかしながら、こうした繁栄のかげに、私どもが片時も忘れることのないのは、ただ一すじに祖国の興隆を念じ、しようしようとして護国の神となつて散つて行かれた方々のご加護であります。

とくに、わが国土の一角で激戦が展開されたあの苛烈きわまりなき沖繩戦こそ数十余日にわたる戦闘によって、内地の戦場化を救つてくださったともいえますよう。

この民族の興亡をかけた今次の大戦においてわが広島県出身の同胞も非常に多く参加され、長期にわたる烈しい戦闘で、多くの方々が尊いのちをささげられ、沖繩及び南方諸地域での本県出身戦没者は、実に三四、六〇〇余名におよんでいるのであります。

最近にいたり、戦没者のみ霊をお慰めするため、各県とも慰霊塔の建設が盛んに行なわれ、すでに三十八道府県が建設を終つており、沖繩の現地を訪れる広島県民の方々が、異口同音に「少しでも早い機会に、ぜひ慰霊塔を建設し、み霊をお慰めしたい」という声が多く聞かれます。

そこでこの際、県民の皆さんをはじめ、広く県内外の方々のご協賛を仰ぎまして、沖繩及び南方諸地域の戦没者慰霊塔を建設したいと存する次第であります。

この建設が、いささかでもご遺族のお慰めとなり、世界平和と両地域の親善交流のきずなともなりませば、これ以上の幸せはありません。

ここに、皆さま方のご理解あるご協力を得まして一日も早くこの事業が完成いたしますよう、格別のご賛同を賜わりますことをお願いしてやまないものであります。

## 慰霊塔建設計画

○塔名 広島塔

○予定地 沖繩糸満町米須

○予算額 壹千五百万円

○工事概要 敷地約一、六五〇平方米(五〇〇坪)

○完成目標 昭和四十三年三月末日(同時に慰霊祭を行なう)

○募金取扱機関

- (1) 広島県戦没者沖繩慰霊塔建設委員会 事務局(広島県庁援護課内)  
電話二八―二二―一 内線八一三五
- (2) 各市町村

○募金払込金融機関

- (1) 広島県内各郵便局(取扱手数料は事務局負担)
  - (2) 広島銀行本支店(取扱手数料無料)
  - (3) 広島相互銀行本支店(取扱手数料無料)
- 昭和四十二年五月十一日

広島県戦没者沖繩慰霊塔建設委員会

(事務局) 広島市基町一〇―五二 県庁援護課内

電話二八―二二―一 内線八一三五

会長 広島県議会議長

検山 袖四郎

外役員 一同

## 南方地域別戦没者数

地域名	陸軍	海軍	計
沖繩	一、〇九四	一七〇	一、四三二
台湾	二九一	一七	四〇六
ルソン島	五、五五五	二、〇〇九	七、五五四
ミンダナオ島	五三	二六三	七五
レイテ島	一、四五一	一九六	一、六四七
ボルネオ島	一九七	二二	四一〇
セレベス島	三三	一一	三三
スマトラ島	四八	八	五六
ジャワ島	七四	五	二四四
仏印	七三	一七	九〇
ビルマ	一、四五四	六	一、四六〇
タイ	一〇三	二	一〇五
メレヨン	四三	一三	四三
サイパン	七	一七三	二四五
硫黄島	七五	三五	七七
その他	九、八四九	八、七七	一八、三六
合計	三、六七	二、九三〇	三、四、六七

ご希望により地域外でも同じように取扱致します。

## 県下遺族会青年部幹部研修会開催

昭和四十二年九月二十三日、二十四日、一泊二日県遺族会館会議室に於て出席者二十五名で青壮年部幹部研修会が開催、十時三十分開会された。

- 一、開会の辞 賀茂郡西条町青年部長 有元道憲
  - 二、国歌斉唱
  - 三、黙 禱
  - 四、会長挨拶
  - 五、青年部長 松浦敏美
  - 六、オリエンテーション 有元道憲
  - 七、日程説明 松浦敏美
- 活動状況報告 青壮年部長 松浦敏美  
 日本遺族青年  
 県遺族青年

一五・〇〇 班別編成  
 人数の関係上第一分科会に編成す。

### ▼第一分科会

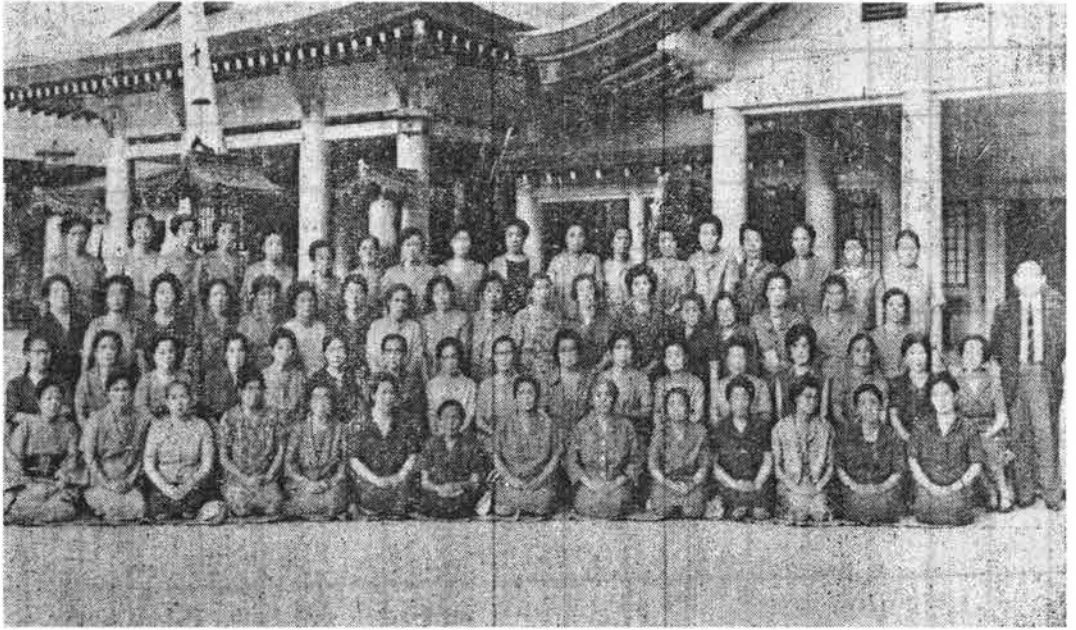
有元道憲青年部長議長となり左の三つのテーマを中心に熱心なる討論が行なわれた。

#### 一、平和委員会

(テーマ、英霊顕彰、平和問題)

#### 二、福祉委員会





護国神社参拝

(テーマ、福祉活動)  
三、組織委員会

(テーマ、組織問題、財政問題)

一七・三〇 夕食

一八・三〇 第一分科会を続行 レクレーション

二二・〇〇 就床

女子青年は三階、男子青年は四階に宿泊す。

第二日 廿四日(日)

六・〇〇 起床

広島護国神社参拝

七・〇〇 朝食

七・三〇 遺族会の在り方について

県副会長 森本雄四郎

八・〇〇 講演

広大教授 門 秀一先生

一〇・〇〇 全体会議とりまとめ

一一・三〇 反省会

一二・三〇 昼食

一四・〇〇 閉会式

解散



第四ブロック婦人部研修会 (42年7月・岡山県護国神社)

## 中・四国ブロック婦人部研修会

日本遺族会主催の第四ブロック(中国・四国の九県)婦人部研修会が七月六日、当連盟が担当支部となって、岡山で開かれた。

同日午後一時から、岡山駅へは当県の婦人部長が各県からの出席者を迎え、会場の護国神社境内いさお会館へ案内した。各県からは婦人部長、同副部長ら五名ずつ、計四十五名が参集され、岡山県では各都市婦人部長が全員出席してそれぞれ分担に応じてお世話をすると共に研修をも受けた。

日本遺族会からは吉富常務理事、板垣企画部長、長沢事務局員が出席、当連盟よりは伊藤、石井、奥津、居森の各副会長らが列席した。

午後二時からの開会には、来賓として県知事代理本郷援護課長、護国神社橋本宮司が来られた。開会式後一同そろって護国神社に参拝し橋本宮司から神社の沿革等を聞き、拝殿前において記念撮影した。

第一日の行事は、石村善屋・岡山県総合文化センター館長の「女性の在り方」の講演、リクレーションの指導があった。

第二日の行事は、日本遺族会の運動方針等の解説、①今後の遺族会婦人部の活動、②第四ブロック婦人部としての役割についての討議、名越二荒之助笠岡商高教諭の講演があった。

夜は全体討議会や反省会を行い、リクレーションに移り、松本婦人部長一家の扇舞詩吟や藤上宗家の剣舞などで慰安の時間を過した。

第三日目、早朝から台風接近のニュースと共に各地大雨の被害等が報ぜられ、朝食後閉会式を行って岡山駅までバスで赴き、解散した。

昭和四十三年

# 日本遺族会 第四ブロック 会議開催

日本遺族会の第四ブロック会議が六月十日、十一日の両日広島に於て中国、四国各県の会長、婦人部長、青壮年部長、事務局長ら出席により開催された。

写真は広島護国神社参拝者の一行。



昭和四十六年



天皇・皇后両陛下、広島護国神社に御親拝

両陛下、

広島護国神社へ御親拝

天皇陛下におかせられては、大東亜戦争終了後、国民を慰め且つては励まされて、親しく国内を御巡幸あらせられ、四月十六日、天気晴朗、春気うるわしい佳き日、天皇・皇后両陛下のお姿を護国神社の社頭に拝す。まことに感激の極みであった。全国の体育大会或いは全国植樹祭にあたって、各当該県に両陛下お揃いにて行幸啓遊ばさるるを常とされた。昭和四十六年度の植樹祭は、島根広島両県が担当し、島根県三瓶山麓に於いて執行されることになっていた。よって、両陛下はこれに臨御あらせられ、その御途次昭和四十六年四月十六日を以って、わが広島市の復興状況をも御視察遊ばさるるの由仄聞するに及び、この機会こそ千載一遇のことで広島護国神社に御親拝を仰ぎたき旨を、県を通じて宮内庁に請願された。

社頭には奉拝者二〇〇名粛として声なく、ただ感激一入なるものがあった。

昭和四十九年

常陸宮・同妃両殿下の御参拝

昭和四十九年七月二十七日

両殿下には、広島市に於ける海洋少年団全国大会に御臨席の御砌、雨天にもかかわらず当神社に御参拝あらせられた。神社に於いては、役員・市遺族会役員を始め、主として遺族の方約三〇〇名が奉迎申し上げた。



常陸宮同妃両殿下の御参拝

# 広島県遺族会青年部規約

## 第一章 名称・組織・目的及び事業

第一条 この会は、財団法人広島県遺族会青年部と称す。

第二条 一、この会は、財団法人広島県遺族会の機構内に於ける遺族青年の組織である。

二、この会の事務局は、広島市袋町一―二一 広島県遺族会事務局に置く。

第三条 この会は、共通の境遇に生きる広島県遺族青年の友和を保ち結束を計り、中央の同一方針で進み資質の育成に努める。

第四条 この会は、前条目的達成のため、下記の事業を行う。

- 一、英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業
- 二、会員の相互協力及び研修に関する事業
- 三、その他、目的達成のために必要な事業

## 第二章 会員の資格及び権利義務

第五条 一、会員はこの会の趣旨に賛同する、広島県遺族青年であつて所定の手続きを得た者とする。

二、会員は、この会の平等の権利と義務を有する。

三、会員は、この会の代議員会決定の部費を納入しななければならぬ。

四、部費の納入期日は、代議員会決定の期日までに納入しななければならない。

五、毎会計年度は、四月一日より、翌年三月三十一日まで

## 第三章 役員

第六条 この会には、次の役員を置く。

とする。

執行委員長	一名
副執行委員長	四名
書記長	一名
総務委員長	一名
企画委員長	一名
組織委員長	一名
広報委員長	一名
女子対策委員長	一名
女子対策副委員長	一名
書記	三名
委員	若干名
代議	若干名
参議	若干名
参議員	若干名

一、執行委員とは、執行委員長、副執行委員長、書記長、総務委員長、企画委員長、組織委員長、広報委員長、女子対策委員長、女子対策副委員長、参与とする。

二、総務委員長、企画委員長、組織委員長、広報委員長、女子対策委員長は、各専門委員長と称する。

三、執行委員と書記の役員資格は、引続き部費を納入した者とする。

第七条 役員を選出

一、執行委員（参与は除く）、書記、委員は、代議員会に於て選任する。

二、広島県代議員は、各都市単位の部員三〇名以下一名とし、三〇名を越すごとに一名とする。

三、中央代議員は、中央本部よりの指示に従い執行委員会で協議し選任する。

四、広島県遺族会理事（青年部代表）は、代議員会に於て選任する。

五、顧問及び参与の選任は、代議員会の議を得て執行委員長が委嘱する。

#### 第八条 各委員の任務

一、執行委員長は、この会を統括する。

二、副執行委員長は、執行委員長を補佐し執行委員長事故あるときは、これを代理する。

三、書記長は、書記局を統括し、この会の事務処理にあたる。

四、各専門委員長は、各専門部を統括し協議の結果をその都度執行委員長に報告する。

五、委員は、各職務の処理にあたる。

六、書記は、書記長を補佐し事務処理に当る。尚、各専門部に各一名所属する。

七、代議員は、代議員会に出席し協議する。

#### 第九条 役員任期

一、役員任期は二年とし再任を妨げない。

#### 第四章 機関

##### 第十条

一、この部の会議は、執行委員会、郡市部長会、代議員会の三種とする。

二、この会議は、執行委員長が召集する。

##### 第十一条

会議の構成

一、執行委員会は、執行委員を以て構成する。

二、郡市部長会は、執行委員、各郡市部長、書記、委員で構成する。

三、代議員会は、各都市代表代議員で構成する。

四、各専門委員会は、執行委員長、各専門委員長が必要に応じ会議を構成する。

五、郡市部長会及び代議員会並びに各専門委員会の会議に、欠席の場合には代理出席を認める。

六、執行委員会には、原則として代理出席を認めない。但し、代理出席者に議決権は認めない。

##### 第十二条

会議の運営

一、執行委員会

(1) 執行委員会は、執行委員長が必要に応じて開会する。

(2) 臨時執行委員会は、執行委員の過半数の要求があれば、執行委員長は開会しなければならない。

(3) 会の議長は、執行委員長があたる。

二、郡市部長会

(1) 臨時郡市部長会は、執行委員会又は、郡市部長の過

半数の要求があれば、執行委員長は開会しなければならない。

(2) 会の議長は、役員よりその都度選出する。

### 三、代議員会

(1) 定期代議員は、年一回とし予算、決算、行事、企画、役員選任等を審議する。

(2) 臨時代議員会は、執行委員及び代議員数の三分の一以上の要求があれば執行委員長は開会しなければならない。

(3) 会議の議長は、代議員よりその都度選出する。

### 四、顧問

前項の総ての会議に出席し、意見を述べることが出来る。

### 五、議事の可否

議事は、出席者の過半数をもって決し、可・否同数の時は、議長の決するところによる。

※ 各会議の出欠は、組織委員長が確認する。

第十三条 会計は、助成金及び部費を以って、これにあたる。

## 附 則

一、この規約は代議員会に於いて改正することができる。

二、この規約は、昭和四十九年四月一日から施行する。

三、昭和五十三年三月二十六日 一部改正

四、昭和五十四年四月一日 一部改正



昭和五十一年

## 自民党総務会室前

### 遺族会座り込む

#### 「恩給費」土壇場まで圧力

自民党は二十日未明の総務会で、五十二年度予算編成の党三役と坊蔵相による政治折衝で合意した①恩給費の二百八十四億円復活②公共事業費八百億円復活③外務省中南米局の新設は認めない―との内容を条件付きで了承した。しかし、恩給費については、日本遺族会が改善内容を不



恩給引き上げを要求して、20日未明まで自民党総務会室前に座り込んだ遺族会の人たち（自民党本部で）

満として党本部に押しかけたため、自民党側は十九日午後十一時すぎ開いた総務会を二十日午前一時すぎにはいったん休憩したうえで、党三役が遺族会側の説得に当たるといふ異例の事態となった。

結局、総務会はこの説得工作を見極めた後、同午前三時前再開し「党三役が最善の努力をする」との条件付きで了承し、大平幹事長ら党三役が直ちに首相官邸に福田首相を訪れ、一連の経過を説明、党内の意見を伝えた。

恩給予算はこれまで、自民党が遺族会を含む関係団体と十分打ち合わせしたうえで概算要求しており、要求の八〇％程度が認められるのが通例となっていた。さらに総選挙中に選挙公約のなかで、自民党議員が遺族会に耳ざわりの良い言質を与えていたのもこじれた原因となったようだ。

三役折衝の結果は①七％ペア分は六月一日実施②新規分（一三％アツプ）は十月一日実施―となったが、遺族会側が反発したのは一三％分の実施時期の問題。「六月一日」とするよう重ねて要求し、総務会室の廊下に代表約百五十人が座り込む実力行動に出た。

この問題について、総務会では野呂恭一恩給制度調査会長らから①恩給、扶助料問題は例年、予算編成の最後に出ってくるが、早めに片付けるべきだ②実施時期を毎年、ちびりちびり早めるようなことはやめ、思い切って年度初めからにすべきだ―などの意見が強く出された。

圧力団体の陳情は、予算編成期には恒例のこととなっているが、三役折衝が終わってもなお、その結果を不満として総務会にまで押しかけたのは珍しいことであり、党三役が直接、圧力団体代表の説得に当たったことも、今後には悪例を残すことになりそうだ。

遺族会など恩給関係団体側にしてみれば、昨年末の総選挙に続いて本年の参院選を控えて、要求をのまなければ選挙で協力しないとの姿勢をみせ、すっかり自民党側の足元を見すかした形となった。

しかし、今回の予算編成では、公共事業にはたっぶり予算がついた反面、恩給、年金など福祉予算の伸びが低いことへの不満が根強く残っていることも事実。「経済通」を自認する福田首相が初めて手掛けた予算編成作業は途中まではかなり順調だったものの、最終段階で思わぬつまづきをみせた。

## 青年部組織の完成をめざして

広島県青年部執行委員長

神田 茂 幸

昭和五十一年度役員改選に伴い、この度甲斐前部長の後を受けて不肖私が県の部長として務めさせて戴くことになりましたが、責任の重大さをひしひしと身を感じております。

青年部員はもとより、親会、婦人会、事務局関係者各位のご指導とご協力をお願いいたします。

さて日本遺族会青年部の実態をみます時に昭和四十五年第一次五ヶ年計画を策定され広島県青年部もその計画に基づき靖国神社国家護持、遺骨収集、母の像建立とその主たる項目に前甲斐部長を中心に取り組んで参りました。中でも青年部組織づくりについては親会、婦人部の協力を受けて全国でもベスト3と大きな数字をみる事が出来ました。しかし

中味の点では今一つ問題が残っているのではないかと思います。私はこの二年間に執行部はもとより各都市の役員が一体となって各部員一人一人と話し合う中で一人一人が自主の確立をして組織の目的に向って進んで戴きたいと思えます。

又第二次五ヶ年計画にもあるように本会の継承が大きな課題だと思います。本会の継承と発展はわれわれ青年部に課せられた重大な使命であると思えます。そのことは戦後三十年という月日の流れの中で祖父母の年令が八十才、母の年令が六十才を過ぎました。この現状を考えると、われわれ青年部は今こそ青年部の完成を急がなくてはいけません。これからの五年間は青年部総仕上げの時期だと思えます。

そして五年後には青年部ではなく新しい遺族の姿であると思えます。そのためには青年部員一人一人が自分の置かれている立場を自確し積極的行動によって遺族会活動の中心的役割を果さなければなりません。そこで広島県ではこれまで年一回の研修会を年二回もち又都市の未組織をなくするため各都市へ出かけ新しい組織づくりを一そう充実した遺族会青年部をつくり上げていきたいと思えます。

## 広島県青年部副執行委員長に就任して

広島県青年部副執行委員長

井 澤 聖 昭

今回青年部の役員改選にあたり、皆様方のご推薦により、若輩者の私が、副執行委員長として、二年間広島県青年部リーダーの一員となり、

活躍させて頂くことになりました。

現在三千余名の部員登録を得たことは、永年に亘り遺族会青年部の基礎を築かれた先輩諸氏のご努力を痛感致し、今後微力ながらも頑張る積りでございます。今までより尚一層充実した内容の会となし、僅かな行事にも多数の部員が参加出来るような、三千余名全員の会になることに目標をおいて、常に英霊顕彰を忘れず、二度と戦いのない、平和な日本を守ることを目的として、部員全体、力を合せて行きたい所存でございます。皆様方のご指導と御協力をお願い致します。

## 「みんなの青年部を」めざして

広島県青年部副執行委員長

島原重光

不況と混迷の昭和五十年から脱し切れぬまま五十一年に突入し、四月から県青年部は新執行部のもとで五十一年度の活動を開始する事になりました。

昨年度まで長い間県青年部長として活躍して来られた甲斐前青年部長、又副部長としてこれ又長い間青年部の総務的存在として一手に引受けて活動して来られた高原前副部長、又福山市青年部の重鎮として県青年部の行事では影の力を発揮してまとめて下さった井上前副部長、それぞれの持味を生かして今日の県青年部の基礎を築き上げて戴きました事に改めて感謝と敬意を表します。

さて新執行部の一員として微力ながら向う二ケ年間、副部長の大任を

務めさせて戴く事になりました私を簡単に自己紹介させて戴きます。

昭和十五年二月二十日生れ、青年部では若い方の現三十六歳、尾道生れの尾道育ち、尾商を卒業して三年ばかり大阪に就職して商売の勉強をしていましたが祖母の死によって尾道に帰り、三十六年に三菱三原製作所に入社し、一転してサラリーマンとなり現在に至っています。一昨年（昭和四十九年）の一月尾道に遺族会青年部が結成され、それに参画して青年部長に選出され現在まで続いております。

昨年度までは県執行部の組織委員長として県青年部組織の拡大に力を注いで参りましたが、県青年部の組織も順調に発展して昨年は登録部員三千名の大台を突破し全国でも三本の指に数えられるまでになりました。

今年度からは県の副部長として部長始め執行部の方々と充分連繫をとりながら我々の青年部が「執行部のための青年部」ではなく「遺児みんなの青年部」であるという基本的な姿に一日も早く近づけるよう努力をして参りたいと思います。どうかこれからもよろしくお願いいたします。

## 遺族会の継承と発展

広島県青年部企画委員長

守山虔郎

戦後満三十一年が経過し、日本の国も経済的に世界屈指の先進国に大成し、今更ながら日本国民の勤勉さと優秀性は世界各国の認めるところで、非常によろこばしいことと思えます。しかし振り返ってみて、あの

いまわしい戦争の犠牲者の多くあったことが忘れ去られようとしている情勢を感じるときに、今こそ私達遺児はじっとして居れない感情に駆られる訳です。

永い間遺族の問題をいわゆる親会の人達がやって来られ、その業績には偉大なものがありますが、何分老齢化され、反対に私達遺児は成長しました。これからの遺族会にはまだまだ沢山の問題が残されています。

英霊の顕彰の靖国問題、遺骨収集の完遂問題、遺族に対する国家処遇問題、平和運動の推進等々問題は山積しています。

遺族会結成後来年が三十周年に当り記念行事も計画されていますが、約三十年間遺族運動に力を注がれて来た親会の皆さんに敬意を表さずには居られません。一時期、日本遺族会は国会の圧力団体とまでいわれ非常に力があつたものですが、最近国会議員等も余り遺族会を問題にしていないなどの話をよく耳にします。それだけ遺族会の力が弱くなつていふような気がします。無理ありません。私達の祖父母や母もずいぶん年をとつたものです。

いわゆる親会の人達に今から何年も、今までと同じようにおまかせして運動を続けて頂く訳にはいかない時期に至っております。

今こそ私達遺児が、遺族運動を受け継いで活躍しなければならぬときだと思わずには居られません。私達遺児には戦後はまだ終っていません。国のために死んでいった人の霊をなぜ国が靖国神社を国家護持のもとでお祭りすることができないのでしょうか？国のために死んでいった人の遺骨が、まだ戦跡地にころがっているという事実。若くして国のために夫を奪われ小さな子供を残されて死にものぐるいの生活を強いられ来て来た母に対して国は今までに約二百七十万円余りしか補償していません。

ん。小さな時父を失い母と共に苦しい生活をし、進学の差別、就職の差別、その他いろいろな差別を受けて来た私達には何も補償してはいません。

ともすれば憲法を改正し、軍隊を作ろうとする政治家が居る事実、私達はこの日本の国から私達のような戦争によるところの遺児を絶対に作つてはいけません。そのためにも平和運動の先頭になって活動すべきです。

私達遺児には以上のような問題が沢山残つて居ます。これ等の問題は政党政派を超えて考えなければならぬ問題だと思ひます。

今まで兎角遺族会が特定の政党に利用されて来た感じがする訳ですが、国のために死んでいった人の霊を国が慰めるのは当然ですし、遺骨を収集するのも当然であり、また遺族に補償するのも当然でしょう。自民党であろうと共産党であろうと社会党、公明党であろうと当然しなければならぬことであると思ひます。そのことが充分なされていないところに問題がある訳でこれをそのまま放つて置く訳にはゆきません。今こそ私達遺児が親会の運動を継承して、是非要求貫徹を期さなければならぬと思ひます。そのためには私達遺児の組織を拡大し団結しなければなりません。

今私達は社会的にも、家庭的にも非常に多忙な毎日を送っています。しかし多忙だからといってこの遺族問題を放つて置く訳にはいかぬことを銘記すべきです。なぜならば、私達の父は「国のために」ということを信じながら死んでいったからです。私と同じ父を国のために失つた遺児のみなさんには多くを語る必要はないと思ひます。この遺族運動を發展させることが父の霊を慰める最良の方法だと信じるからです。

# 海外戦没者遺骨収集基金

## 鶴田浩二チャリティショウ

主催 広島県遺族会青年部

実施日 昭和五十一年十一月二十三日

実施場所 三次市文化会館 大ホール

観客数 約二、五〇〇名(昼・夜二回公演)

主管 (三次市・庄原市・双三郡・比婆郡)

実行組織 実行委員長 県青年部長 甲斐一義

主催地 三次市青年部長 神田茂幸

同 庄原市青年部長 井澤聖昭

同事務局長 三次市青年副部長 守山虔郎

【目的】終戦三十年にして、今だ海外で犠牲とられた多くの戦没者のご遺骨を一刻も早く祖国日本にもち帰り安らかに眠っていただくことを目的とし、遺骨収集事業の資金の一助になればと思い、上記事業を実施する。

【経緯】当時、二市二郡の青年部で上記目的達成のため、広島県遺族会並びに県青年部に対し事業実施の申し入れをしたが、県ではとても県北の地でこんな大事業を実施しても成功はないだろうと強く反対があったが、県北二市二郡の我々青年部は、父を思うがゆえ悲壮な決意で是非実施へと当時三百五十万円の金額は我々青年部にとって大変な金額であっ

たが資金を確保するためには、自分達の田畑を売ってもとの強い気運が盛り上がり初期の目的を達成することができた。

(筆者 神田茂幸)

## 三十年の労苦を偲ぶ

### ソ連モンゴル墓参団

安芸郡府中町山田二七二四ノ五

東 久子

今回のソ連モンゴル墓参に対しましては、日本遺族会専務理事の伊藤大孝様、事務局の小覚秀雄様、日本旅行社の宇佐見清二様、森岡義富様には色々とお世話をして頂きまして、無事目的を達成出来ました事を深く御礼申し上げます。

日本遺族会主催によるソ連モンゴル地域墓参団一行、団長伊藤大孝氏外十七名は八月二十五日、新潟に集合、護国神社に参拝し墓参の報告と目的の無事達成を祈願して、翌二十六日に新潟空港、空路ハバロフスクに墓参の第一歩を印しました。ハバロフスク日本人墓地に於て、全ソ戦没者の追悼式と併せてオロシロフにて古田睦子様(子)(大阪)野原清子様(父)(沖繩)の肉親の英霊に対する心からなる追悼式が行われしました。団長の読み上げられる一字一句により三十一年前の同胞の偲ぶに及ばざる労苦の数々がまざまざと浮き彫りに蘇ってまいりました。墓参が終り、ハバロフスクよりソ連機にて、イルクーツクに到着、二十六日

一泊、つづいて八月二十七日夕刻、モンゴル人民共和国の首都ウランバートルに到着、翌二十八日アムラルト墓地に於て追悼式が行われました。

この墓地は昭和二十年十月二十二日から二十三年十月二十五日まで日本人抑留者の患者が収容されていたアムラルト病院より約二キロ離れた裏山の丘陵地帯にあり、墓地の広さは六十メートル四方位で周囲に石柱の鉄柵をめぐらしてあり山側中央に高さ二メートル、幅一メートル余りの石碑にモンゴル語で刻まれてあり、墓地内には六八五柱の英霊が埋葬されてありますが個々の石碑はありません。附所には全く樹木はなく、ところどころに十五センチ位の雑草が花を持つ程度の外蒙古朔北の蛮地でした。早速墓地内山側の一基の石碑の前に祭壇が作られ携行したお供物と花束で飾られお線香のゆらぐ英霊六八五柱の前で伊藤団長の読み上げられる追悼の辞、焼香に続いて今は亡き英霊の目前に暫し対面のよろこびの涙と共に答なき英霊に語りかけ報告合掌する神山佐武郎様（埼玉）岩尾ヒサヨ様（熊本）吉永節様（熊本）今村文世様（熊本）前田繁則様（大分）小芦はま子様（埼玉）東久子（広島）が涙にむせて心ゆくまで焼香されました。続いて墓地正面入口、向って左に掲げられた約一メートル四方の日本人墓地埋葬図をたよりに我が肉親の埋葬地点を求め枕辺に寄りそって語る一時、名残りは尽きぬままに英霊の眠られる墓地を退き、モンゴル政府赤十字墓地管理人によって大きな錠前がガチャンという音をたて降されたのでした。前田繁則様（大分）のお父様はここより東方のホヂルブロン墓地に埋葬されておられますがホヂルブロンは軍事施設があつて、立入禁止区域となつていたのでお父様のお傍までおいでることの出来ませんでした。翌八月三十日モンゴルウランバートルを後にして再びイルクーツクに飛び、八月三十一日、

イルクーツク市郊外にある墓地に於て追悼式が行われました。この地の墓地は、アムラルト墓地に比較にならない美しい墓地で個々の墓標が作つてありました。朝のきれいな空気の中で合同碑の前にお供えした花束の間からゆらぐお線香の煙は周辺の針葉樹の間に消えて行きます。団長の追悼の辞とお焼香が終りまして、御遺族の成田様（秋田）小堀喜久子様（大阪）小泉なをえ様（山梨）木村八重様（大阪）安枝悦蔵様、以上五名が三十年来の思いをこめて焼香報告をされました。続いて全員が英霊に対して焼香黙祷を捧げまして、イルクーツク墓地での追悼式が終りました。今回墓参に参加された方々の中には当墓地には埋葬されておられないのですが、今回のコースとしては戦没地はここからが最短距離でありますので、「この様な気候風土でこの様な環境が判ただけで満足です。」とおっしゃる御遺族の真情には自ずと頭が下り心打たれる思いが致しました。これで三ヶ所の墓参が終り墓参団遺族一同、肉親再会のよろこびと愁傷の真の尽きぬままに、別れを告げて、彼の地に散華された全国の英霊に対して心からなる冥福をお祈りしつつ、九月二日十七時二十七分、全員無事目的を果して新潟空航に帰着致しまして、入国税関の手続が終り九月二日十八時十分空航ロビーにおいて人員点呼ののち解団式を行ない各自郷里に向いました。

# 昭和五十二年

## 政府建立慰霊碑

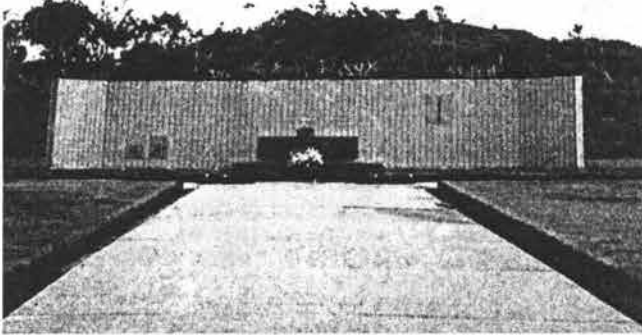
### 一、国 外

○比島戦没者の碑（フィリピン全域）

建 立 地 フィリピン、カリラヤ

建立年月日 昭和四十八年三月二十八日

戦没者等概数 五一八、〇〇〇人



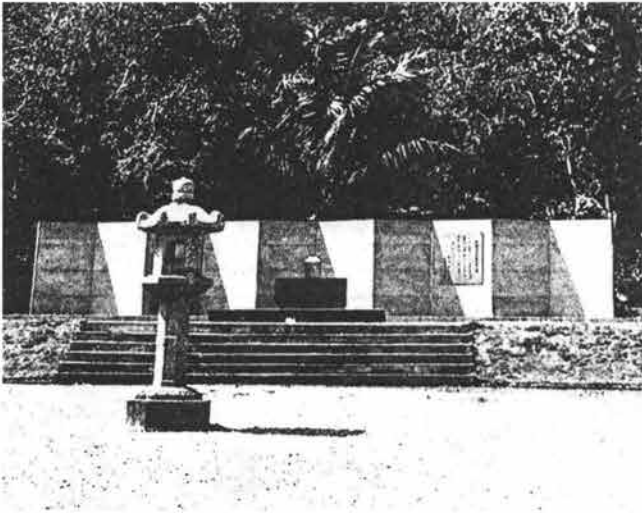
○中部太平洋戦没者の碑（マリアナ諸島、東カロリン諸島、西カロリン諸島、及びその近海）

建 立 地 アメリカ（信託統治領）サイパン

建 立 地

建立年月日 昭和四十九年三月二十五日

戦没者等概数 二四七、〇〇〇人



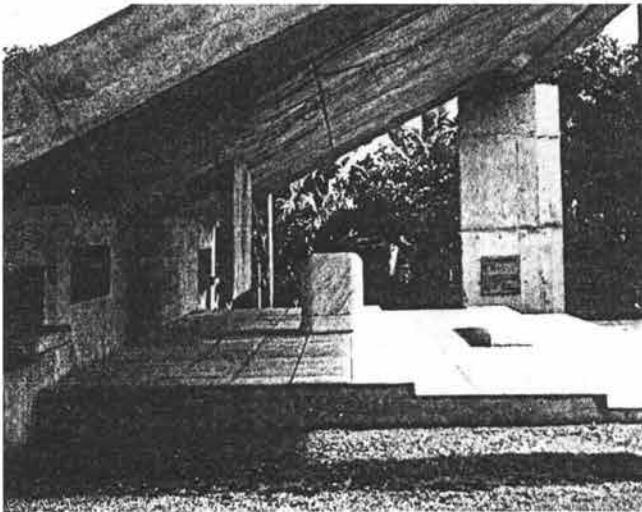
○南太平洋戦没者の碑（ビスマーク諸島、アドミラルティ諸島、ソロモン諸島、及びその近海）

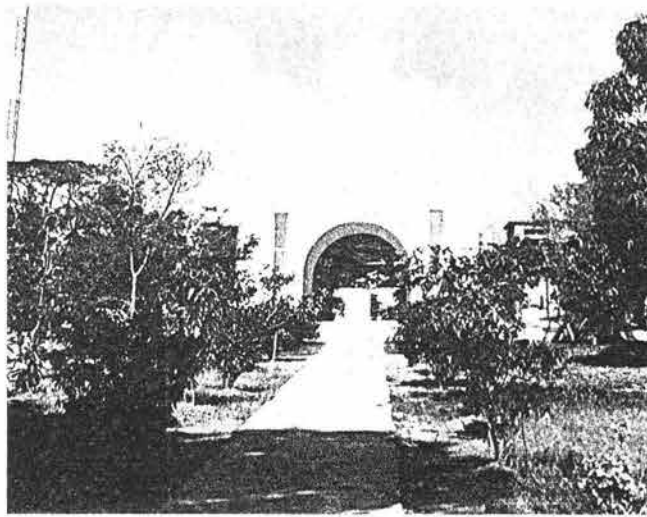
建 立 地 パプアニューギニア、ラバウル

建 立 地

建立年月日 昭和五十五年九月三十日

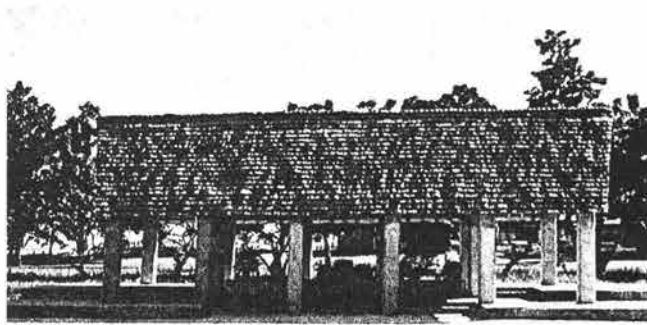
戦没者等概数 一一八、七〇〇人





○ビルマ平和記念碑（ミャンマー全域）  
 建 立 地 ミャンマー、ヤンゴン（日本人  
 墓地）

建立年月日 昭和五十六年三月二十八日  
 戦没者等概数 一三七、〇〇〇人



○ニューギニア戦没者の碑（ニューギニア島全  
 域）  
 建 立 地 パプアニューギニア、ウエワク

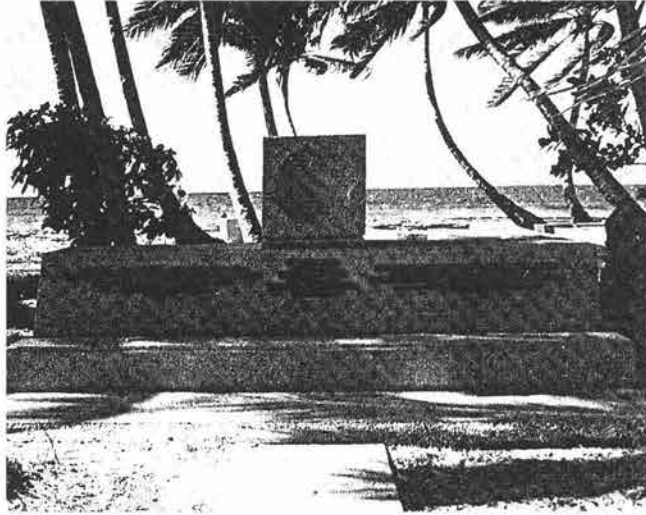
建立年月日 昭和五十六年九月十六日  
 戦没者等概数 一八〇、六〇〇人



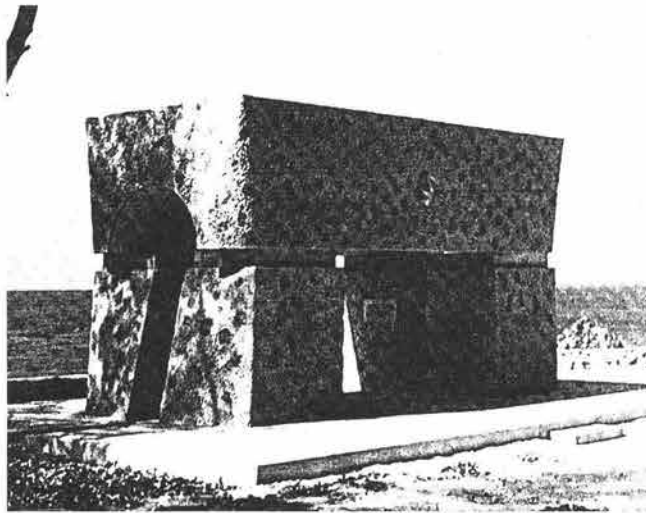
○ボルネオ戦没者の碑（ボルネオ島全域）  
 建 立 地 マレーシア、ラブアン

建立年月日 昭和五十七年九月三十日  
 戦没者等概数 一八、〇〇〇人





○東太平洋戦没者の碑（マーシャル諸島、ギルバート諸島、及びその近海）  
 建 立 地 マーシャル諸島、マジユロ  
 建 立 年 月 日 昭和五十九年三月十六日  
 戦没者等概数 二四、七〇〇人



○西太平洋戦没者の碑（西カロリン諸島、及びその近海）  
 建 立 地 パラオ諸島、ペリリュウ  
 建 立 年 月 日 昭和六十年三月八日  
 戦没者等概数 一六、七〇〇人



○北太平洋戦没者の碑（アリューシャン列島）  
 建 立 地 アメリカ、アッツ  
 建 立 年 月 日 昭和六十二年七月一日  
 戦没者等概数 四、一〇〇人

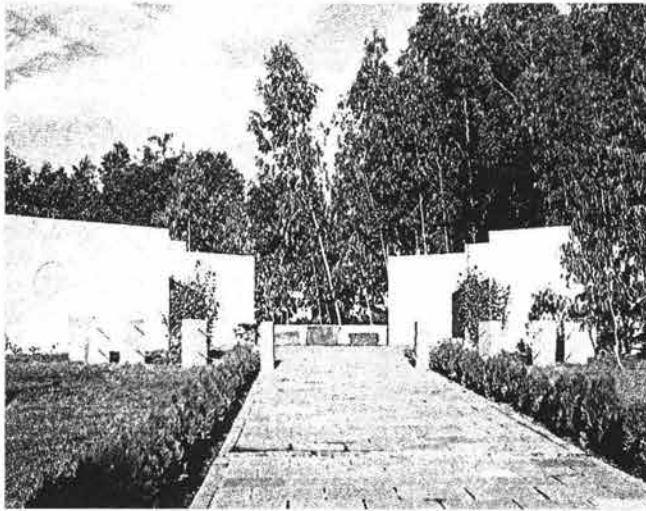


○第二次世界大戦慰霊碑（インドネシア全域（ポ  
ルネオを除く）

建 立 地 インドネシア、ビアク島

建 立 年 月 日 平成六年三月二十四日

戦没者等概数 八四、四〇〇人



○インド平和記念碑（インパール、コヒマ）

建 立 地 インド、インパール

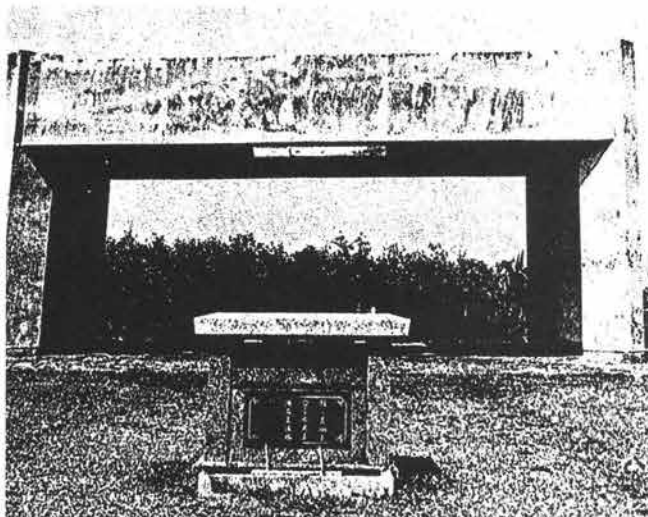
建 立 年 月 日 平成六年三月二十五日

戦没者等概数 三〇、〇〇〇人

二、国内

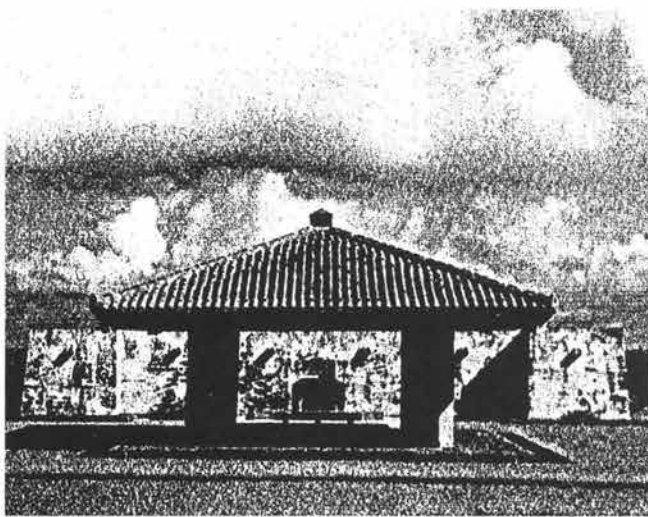
○硫黄島戦没者の碑

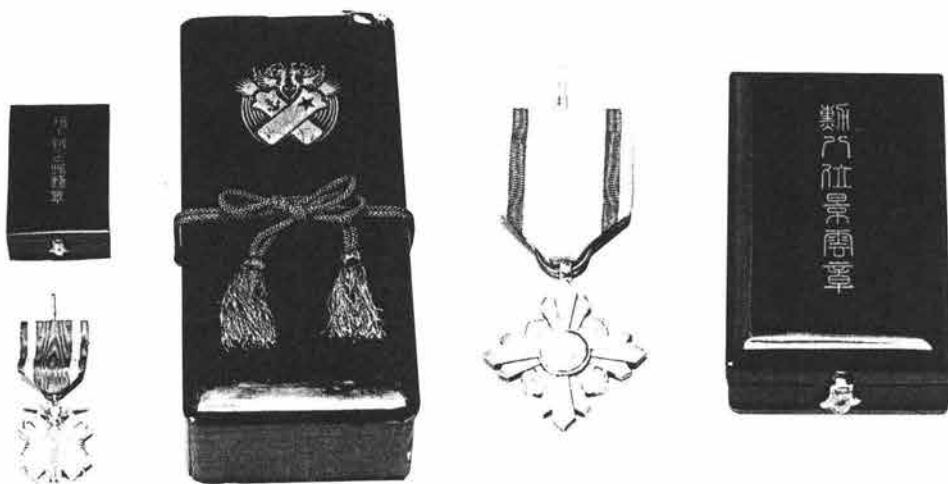
建立地 硫黄島、天山  
建立年月日 昭和四十六年三月二十六日  
戦没者等概数 二一、二〇〇人



○沖縄戦没者墓苑

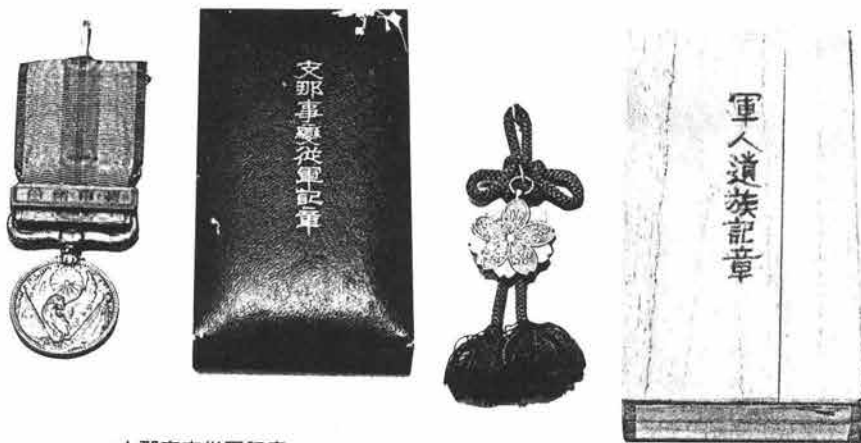
建立地 糸満市、平和祈念公園  
建立年月日 昭和五十四年二月二十五日  
戦没者等概数 一八八、二〇〇人





金鶏勳章

景雲章 (元満州国)



支那事変従軍記章

遺族記章

本会創立40周年  
記念行事記念品

# 「英霊にこたえる会」の

## 結成について

財団法人広島遺族会会長 松下一男



昭和五十二年八月六日は、広島市原爆犠牲者にとつては仏教でいう三十三回忌の年にあたり、特に物故者のご供養を大切にせられる年であり、東京の靖国神社も七月十六日の大祭は、例年以上にご参拝者も多くて国民の関心も非常に大きなものがあつた事が証明されました。

みたままつりの行事は、敢かに最も盛大に行われ、遺族はもちろん、ご祭神もお喜びいただけましたものと感激のうちに参拝しました。

九段の大鳥居から九段坂を経て、神田地区方面へは人の波でうまりましたが、その多くの人々の心の中には、神仏を大切にする日本人の美しい心は今でも尊く継承せられている事を明確にしました。

さて、私達の広島県も諸団体の協力のもとに、「英霊にこたえる会」が結成せられようとしています。

これは、祖国のために殉ぜられた尊い戦没者ご英霊に対して、全国的な尊崇の念を表わしその遺徳を偲び、これを慰め、その事績と偉業を永遠に伝える国民として、当然の務めを、国家としても当然なさなければならぬはずで、この際、重ねて国家護持運動を強く要望するものがあります。

その結成の趣旨は

戦後の三十余年、わが国の平和と繁栄が二百五十万英霊の尊い礎えのうえに築かれている事をわれわれ国民は一日も忘れてはならないと思ひます。反面には、この繁栄は「魂なき繁栄」といわれ、政治、経済、外交、教育などのあらゆる面において、いまや重大な転換期に直面して居ることはご承知の通りであります。

国のため、身をもって難局に殉じた幾多同胞の尊い献身に対して感謝の誠を尽くすことは、国および国民として当然のつとめであります。平和の礎えとなつた英霊のかけがえない生命の尊さを銘記し、その遺志にこたえることは、現代に生きるすべての人々の重大な責任であります。そしてそれは、わが国の自由と平和を守り抜こうとする日本国民の決意の基盤でもあります。

世界のいずれの国においても、戦没者に対する慰霊と顕彰が国の最高儀礼をもつて行われ、さらに国際的儀礼とされているのは決して偶然ではありません。

しかるに、戦後わが国においては、戦没者に対する慰霊や英霊をまつる靖国神社のあり方をめぐつて久しく無意味な対立と抗争をくり返している実状は、誠に遺憾であり、ここに日本にとって最大の不幸が存するといふべきであります。

靖国の英霊に対し、国の名において、最高の儀礼を尽くすことは極めて当然のことであり、国民多数の真情に合致するところであります。

靖国神社問題が政争の具とされたり、また、軍国主義の復活等と結びつけて論議されること自体、全く本質を逸脱したものといわねばなりません。英霊に対する国および国民の基本姿勢の確立こそ、今日の急務で



あり、そのためには最早政治の場にゆだねることなく、国民一人一人が勇気をもって行動を起すべきときであります。

県民各層の良識を結集し、英霊にこたえる国民的運動を本県も大いに展開し、その総意を反映させるならば、必ず正しい解決がはかられることを確信いたします。

皆様の絶大なご支援ご協力をお願いいたします。

## 陛下をお迎えし

### 三十周年記念式典

日本遺族会創立三十周年記念式典が十一月十七日午前十時から東京九段会館ホールにおいて天皇陛下の行幸を仰ぎ、内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁長官をはじめ各界の来賓一一四名、各都道府県遺族代表四四八名（広島県十三名）参列のもとに厳粛盛大に挙行された。かたじけなくも天皇陛下から優渥なるお言葉を頂きまた創立三十周年によせられて御製を賜わり一同感激のうちに式典を修了した。

この式典に於て本県からは次の十一名の諸氏が日本遺族会長の表彰を受けた。

## 御 製

みそとせをへにける今日ものこされし

うからの幸をたゝいのるなり

財団法人日本遺族会創立三十周年に際し賜る。

注 御製のうちの「のこされしうから」とは、遺族という意味と拝します。

## おことば (要旨)

日本遺族会創立三十周年記念式典に臨み、諸君と親しく一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

日本遺族会が創立以来今日まで、幾多の困難を乗り越えて、戦没者遺族のために力を尽くしてきたことを心からうれしく思います。

しかしながら、戦争により肉親を失った遺族の心情を思い、また、多年にわたるその労苦を察するとき、今なお胸にせまるものがあります。これからも、互いに助け合い励まし合って、遺族の福祉増進など所期の目的達成に尽力することを希望します。

昭和五十二年十一月十七日、財団法人日本遺族会創立三十周年記念式典に際し賜る。

## 〔被表彰者〕

森 本 雄四郎氏 (呉 市)	伊 藤 正 子氏 (広島市)
頼 沢 忠 雄氏 (安芸郡)	行 武 静 子氏 (安芸郡)
木 坂 サ ト氏 (佐伯郡)	松 下 一 男氏 (広島市)
正 金 楨 夫氏 (東広島市)	小 島 倉 七氏 (高田郡)
津 田 重 人氏 (広島市)	西 田 平 一氏 (三次市)
米 田 ミサ子氏 (事務局職員)	

# 昭和五十三年

## 皇太子・同妃両殿下の御参拝

皇太子同妃両殿下におかせられては、第二十回自然公園大会御臨席のため、御来県遊ばされ広島市内外諸施設を御視察あらせられた。

両殿下には正午空港御着の上直ちに県庁にお入りになった。宮司はかねての御指示により、県庁に参伺して幣饌料を拝受した。本年は格別の暑気なるにかかわらず、両殿下には頗る御機嫌うるわしく、県庁より原爆慰霊碑に御参拝。次いで広島身体障害者職業訓練校御視察。終って午後五時十四分神社大鳥居前に御到着遊ばされた。

神社に於てはこれより先、同四時臨時中祭式により奉告祭を執行し、御着を御待ち申し上げた。宮司は御着と同時に車前に進み、御挨拶を言上の上御先導を申し上げれば、両殿下には静かに歩を進められて拝殿内拝座に着かれ、暫し御拝あらせられた。この時奉迎者一同肅として声なく、ただ感激一入なるものがあつた。

御退下にあたっては、わざわざ歩をテントに近づけられ、奉迎の人々に応え、特に前列の数名に対しては親しく御言葉かけられたために御予定の時間を数分間超過せられたことである。なお丁度鳥居外に赴かれた折しも、奉迎者同日の丸の小旗を振り、万歳を声高らかに奉唱奉送申し上げれば、両殿下親しくこれに応えられ、やがて御車は城跡外に向わせられた。



皇太子同妃両殿下の御参拝

かくて、両殿下は三日間に亘る諸行事を終了せられて東京へ御帰還遊ばされた。われわれ一同、この度の御参拝は、先の両陛下の御親拝につぐ光栄であり、深く感謝申し上げると共に、更に御令旨に添うことを誓つたことである。



## 中国への戦没者巡拝団

### 広島県内から広島の櫛さん



中国の東北地区へ初めて国の手で派遣する戦没者慰霊巡拝団（団長・野呂厚生大臣、六十人）に県内から広島市西区東観音町の主婦櫛清子さん（六〇）＝写真＝が遺族代表として参加が決まり、櫛さんは四月三十日から五月九日まで旧満州（現中国東北地区）の戦地をたずね、長春やハルビンでの慰霊式に臨むほか、中国との「友好使節」としての役割を果たした。櫛さんは夫の秋男さん＝当時（二八）＝を終戦直前の二十年八月十三日、東北地区の戦闘で失った。戦後十三年たってから戦死通知を受けた。今回、巡拝団への県への割当は一人で、八人が応募したが、戦死者の妻であることなどから櫛さんが選ばれた。

櫛さんは「十三年も戦死がわからなかったので、心残りだった」。煙草とお酒の一合びんを慰霊式で供え、現地には友好親善を立派に果たされ帰広された。

## 戦没者遺族ニューギニア

### 慰霊巡拝

今次戦争において東部ニューギニアにおける戦没者は一二六、〇〇〇  
余柱（広島県出身戦没者は三、〇〇〇余柱）であります。

日本政府は、昭和五十六年九月十六日、ウエワクに戦没者慰霊碑を建  
立しました。広島県遺族会においてはこのたび、彼の地において戦没し  
た戦没者遺族の中より二十名を選定し、九月十六日から九月二十七日ま  
で広島県の補助を受け、ウエワク、ラエ、ポートモレスビー周辺地域の  
戦跡を巡拝し、戦没者を慰霊、追悼するとともに地域住民と友好交流を  
はかってまいりました。

参拝者は、線香、ローソク、その他故人の好物であった酒、煙草等を  
持参しお供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心から冥福をお祈りす  
るとともに尊い犠牲によって築かれた今日のこの平和と、繁栄を、いつ  
までも守りつづけてゆくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心  
の支えとして、極めて有意義でありました。なお、慰霊祭には広島県知  
事、広島県会議長の弔意の花輪を携行、お供えしました。

### 主な慰霊祭執行場所

#### 1. ウエワク周辺地域

- (1) ウエワク慰霊碑（昭和五十六年九月日本政府建立）前
- (2) ウエワク戦没者碑（遺骨収集団建立）前
- (3) ボイキン戦没者碑（昭和四十五年十月日本遺族会遺骨収集団建立）  
前
- (4) ブーツ日本軍飛行場跡

#### 2. ラエ周辺地域

- (1) 明光丸（日本軍輸送船被爆座礁）船上
- (2) 51師団野戦病院跡の戦没者の碑（昭和四十四年遺骨収集団の手に  
より昭和四十八年建立）前

#### 3. ポートモレスビー周辺地域

- (1) イロロ（ココダ道経路）激戦地跡  
（福山歩兵41連隊激戦地跡）

### 慰霊のことば

本日ここにニューギニア戦没者碑前において、慰霊祭を執り行うにあ  
たり、謹んで祖国を遠くはなれたこの地において戦没された、広島県出  
身三、〇〇〇余柱のご冥福を祈り、慰霊のことばを捧げます。

顧りみまずと、過ぐる大戦の戦域はアジアの大陸より遠く南海のはて  
まで及びましたが、このニューギニアも最前線の戦場となり、史上例を  
みない凄惨苛烈な戦いが、繰りひろげられたのであります。あなたがた



ウエワク戦没者慰霊碑に  
おける慰霊祭



は、祖国防衛のため、この戦に参加し、武運つたなく、壮烈な最後を  
げられたのでありまして、その心情に思いをいたしますとき、哀悼の念  
まことに禁じ得ないものがあります。

祖国を遠くはなれた人跡未踏、千古斧を入れざるこの密林において、  
近代装備を誇る優勢なる米豪軍を腹背に受け、孤立無援、撃つに弾なく、  
喰うに食なく、病を癒すに薬なく、人間生存の極限を超えたるなかで、  
ひたすら祖国の栄光と繁栄を念じつつ草むす屍と化して行かれたあなた  
がたの尊い行為こそが、永く後世に顕彰されることと信じます。

ごらんください。あなたがたの尊い犠牲によりわが国は、戦後の荒れ  
はてた混乱から立派に立ちなおし、世界にその例をみない輝かしい繁栄  
を上げております。あなたがたが案じておられた、家族の方々は、今こ  
の平和と繁栄とのなかで健やかに暮しておられます。

また、あなたがたが残されたお子さんたちも立派に成長し、社会の一  
員として活躍し、あるいは、幸せな家庭を築いておられます。

今日、この式典には、あなたがたを慕い懐しむ遺族が、広島県から海  
を渡ってお参りし、あなたがたの、あの姿、あの声をしのびながら心か  
ら、ご冥福をお祈りいたしております。

われわれは、あなたがたの尊いしずえのうえに築かれた今日この平  
和と繁栄をいつまでも守りつづけ、日本が国際社会の中で重い役目を果  
して行くよう、それぞれの立場から一層努力することを、お誓いいたし  
ます。

「ニューギニアの碑」にお眠りのみなさま、どうぞわれわれの決意が  
貫きとうせるようにお守りください。

そして、どうか安らかにお眠りください。



ウエワク慰靈碑  
に於て慰靈祭



明光丸（ラエ海岸日本運輸送船  
被爆座礁）船上慰靈祭



イロ口激戦地（福山41連隊）  
跡慰靈祭

昭和五十七年九月二十一日

広島県遺族会ニューギニア慰霊巡拝団

団長 広島県遺族会会長

松下 一男

## 中・四国ブロック会議開催

第四ブロック遺族会（中国・四国地区）では、各県の会長・婦人部長・事務局長の出席を得て、島根県松江市においてブロック会議を開催した。

会議では、日本遺族会の役員改選（本年十一月十七日）にともない、第四ブロック遺族会推せんの常務理事および監事の決定を行った。また靖国神社問題については活発な論議が展開され、今後の運動方法については第四ブロック遺族会の総意として、左記のとおり決定し日本遺族会に対し意見を具申した。

### 靖国神社問題の今後の運動方法

われわれは、8月15日までは靖国神社の公式参拝の実現をと、あらゆる運動を推進して来た。その結果はご承知の通り、多数の閣僚並びに国会議員の参拝は得たが、鈴木総理の発言は依然として私的参拝であるとしており非常に残念である。

靖国神社問題解決についての争点は最終的には憲法問題であり宗教ではないとの点を明確にすることである。そのためには、①論理的に靖国



遺族会中国・四国ブロック会（松江市ホテル一畑で56年9月10～11日）

神社は宗教ではないことを明確にすること。②靖国神社を宗教法人から脱し特殊法人（祭祀法人）とすること。

以上2点のうち①については、今まであらゆる研究を重ね論理的に主張し、多くの賛同、支持を得ることは出来たが、しかし、現に靖国神社が法的に宗教法人として運営されている関係等から内閣法制局等の壁が厚く、これを打破することが出来なかった。

従って、今後の運動については、②靖国神社を宗教法人から脱し特殊法人（祭祀法人）とし、日本古来の風習に従って英霊を祭祀することに重点を置き、問題解決の道をさぐるべきであると考えてるので、検討を要望する。

## 青壮年部広報紙発刊によせて

広島県遺族会青壮年部

執行委員長 高原 安一

謹んで新年のおよろこびを申し上げます。

昨年は、皆様に大変お世話になりましたことを心からお礼申し上げます。青壮年部は、親会、又婦人部の各位の御指導と援助を賜わり、又青壮年部員の協力で今日まで活動してまいりました。この機会に紙上を借りまして、

本年度の事業経過と今後の計画について概略を報告します。

本年六月には、沖縄での戦没者の慰霊と平和を祈念する行進並びに大

会に参加致しました。八月八日には、靖国神社国家護持と公式参拝の実現をめざして、「英霊にこたえる会広島県本部」からの援助で自動車数台で、広島県北部及び東部地区を中心に、「八月十五日」を戦没者を追悼し、平和を祈念する日を強く県民の皆様へ訴えて参りました。いずれにしても組織の充実をしないとなりません。昨年は特に親会、婦人部の協力と青壮年部員一人一人が認識し、戦没者の遺児の実態調査を実施し組織の強化と、遺児に対する国家処遇の要求資料作りを実施いたしました。

本年度も、あと三ヶ月ばかりとなりましたが、日本遺族会青壮年部中央代議員会を二月十三日に開催し、昭和五十八年度の活動方針を決定する予定です。広島県遺族会青壮年部も二月二十七日に、府中市文化センターで統一集會を、三月二十七日には、本部会館で代議員会を開催の予定です。その外に、執行委員会、郡市部長会議等を開催して、山積しております諸問題の解決に努力致す覚悟でありますので、どうか、なお一層皆様の御指導と御協力をお願いいたします。

## 沖縄の第二十一回平和祈願

### 慰霊行進に参加して

六月二十二日夕方那覇のくろしお会館へ集合。その夜は摩文仁平和祈念堂で全沖縄戦没者追悼式前夜祭が厳かに行われました。式典の中、平和への願いをこめて青年部代表七名の献鐘が夕暮れの摩文仁の丘にひびきわたりました。私は代表者の一人として今も感激が胸に残っています。二十三日糸満小学校から摩文仁への十二キロの行進です。日章旗を持ち



沖縄戦没の碑に花輪をたむける4氏

参議院議長、政府、県内外遺族関係者の追悼の言葉が続々と述べられ、又一般の焼香が相次ぎました。式終了後県遺族青年部は戦跡巡拝をいたしました。各県代表者が一ヶ所でも多く緑りの場所に巡拝出来るよう急ピッチの行動が展開されました。私達も広島の碑に小野、中川、迫田、森下の四名が皆さんから託された花輪をたむけました。激戦の最中を戦後の厳しさを

前列で行進出来る事を誇りに思い張り切ったのですが、中場にさしかかるといささか疲れが出て来ました。でも沿道で湯茶の接待をして激励して下さる地元の人達やサトウキビ畑から涙を流し手を振ってくれるお年寄りに励まされどうか責任を果たす事が出来ました。

追悼式は約三千人が参列し正午の時報と共に一分間の黙祷、二十万余の戦没者の冥福と平和を祈念しました。「灰じんの中から立ち上がり平和で豊かな郷土再建に全力を傾けてきました。我々は再び悲惨な戦争が起こらないよう世界の恒久平和のため各分野で一層努力することを誓う。」西銘県知事の力の入った式辞がありました。

悲しみに耐え、力強く生き抜いた誇りと自信が、沖縄の人達の行動に、感じられました。青年部の皆さんどうか、日々御多忙とは思いますが、ぜひ機会を見出され、一度はこの大会に参加されたいことを、お願いいたします。今回は、県下青壮年部の代表として参加させていただきますことについて最後になりましたが、厚く御礼申し上げます。(森下記)

## 全国——統一行動実施

青壮年部は、五十七年度の事業として、八月八日、県北部、東部を中心に実施致しました。当日は、県執行部員はもちろん、三次・庄原市の部員八名が二台の宣伝カーに分乗し、庄原・三次・双三郡・世羅郡・御調郡を経由し、福山・松永・尾道・三原と炎天下、靖国神社の公式参拝を訴えました。

国民の悲願である「靖国神社への公式参拝」が実現するよう皆様方の絶大なる御支援をお願い致しました。

本年から八月十五日が「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と制定されました事は周



福山城を背景にし備後護国神社にて休車している宣伝車

知のとおりであります。

本会ならびに「英霊にこたえる会」より発行されたチラシ五千枚を道中配布しながら、声の洶々たる迄、連呼し続けました。

不肖私が発行委員長として皆様方と一緒に行動致しましたこの全国統一行動の事業の成果はあつた事と思ひます。

八月十五日には総理大臣以下閣僚の公式参拝実現へ新たな一歩を踏み出したと思ひます。今後更に我々青壮年部員が先頭に立つて運動を展開し、一日も早く公式参拝が実現する様努力する事が、我々遺族会に課せられた英霊の顕彰と思ひます。

真夏の暑いさ中、親会をはじめ婦人会・青壮年部員の多数の方々のお出迎へと激励を頂き、無事目的を達成できました事を紙面をもって厚くお礼申し上げます。

統一行動実行委員長 井沢聖昭

## 昭和五十七年度青壮年部

# 主 な 事 業

○五十七年四月～十二月末日までに、青壮年部の実態調査を実施。

○六月二十二日～二十四日、第二十一回沖繩平和と慰霊大行進に参加。

○九月十一日～十二日、本年の当番県、鳥取県の中で、四国ブロック会議に参加。

○八月八日、青壮年部全国統一行動を、県北・県東部を中心に実施。(靖国神社公式参拝と国家護持に関する運動)。

○五十八年二月二十七日、県青壮年部第十三

回統一集会を府中市で開催予定。

○二月十三日、日本遺族会青壮年部第十四回代議員会を九段会館で開催予定。

○三月二十七日、県青壮年部代議員会を、県本部会館で開催予定。



日本遺族会青壮年部中・四国ブロック会議 於鳥取県



昭和五十七年



記念式典を終え被表彰者を囲み上京者一行 九段会館前にて

## 日本遺族会創立三十五周年

### 記念式典

日本遺族会は、創立三十五周年、九段会館創業二十五周年記念式典を十一月二十九日東京九段会館において、全国から遺族代表七五〇名が参加し挙行した。来賓として中曽根総理大臣、林厚生大臣、衆、参両議院議長が出席され、お祝いのごとがあり、盛会裡に終了した。

この式典において日本遺族会長の表彰式があった。広島県関係の被表彰者は左のとおりである。

松下 一男氏、正金 慎夫氏、森本雄四郎氏、  
小島 倉七氏、木坂 サト氏、米田ミサ子氏

## 全国統一行動実施

統一行動実行委員長 井沢聖昭

青壮年部は、五十七年度の事業として、八月八日、県北部、東部を中心に実施致しました。当日は、県執行部員はもちろん、三次・庄原市の部員八名が二台の宣伝カーに分乗し、庄原・三次・双三郡・世羅郡・御調部を経由し、福山・松永・尾道・三原と炎天下、靖国神社の公式参拝を訴えました。

国民の悲願である「靖国神社への公式参拝」が実現するよう皆様方の

絶大なる御支援をお願い致しました。

本年から八月十五日が「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と制定されました事は周知のとおりであります。

本会ならびに「英霊にこたえる会」より発行されたチラシ五千枚を道中配布しながら、声の濁れる迄、連呼し続けました。

不肖私が行委員長として皆様方と一緒に行動致しましたこの全国統一行動の事業の成果はあった事と思います。

八月十五日には総理大臣以下閣僚の公式参拝実現へ新たな一歩を踏み出したと思います。今後更に我々青壮年部員が先頭に立って運動を展開

し、一日も早く公式参拝が実現する様努力する事が、我々遺族会に課せられた英霊の顕彰と申します。

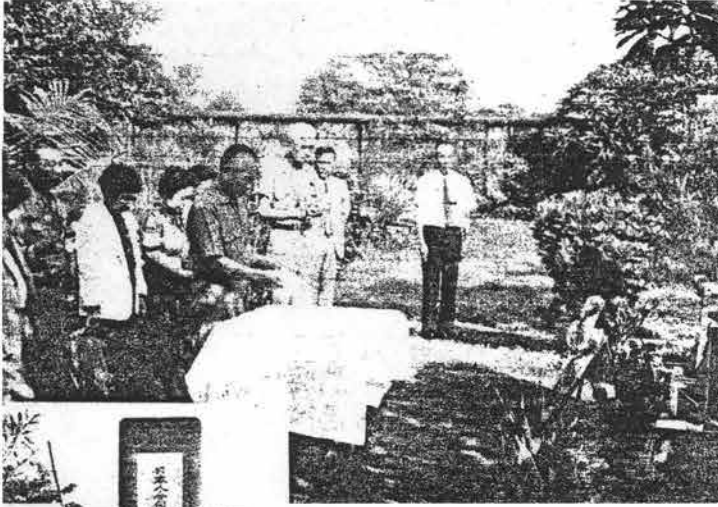
真夏の暑いさ中、親会をはじめ婦人部・青壮年部員の多数の方々のお出迎えと激励を頂き、無事目的を達成出来ました事を紙面をもって厚くお礼申し上げます。



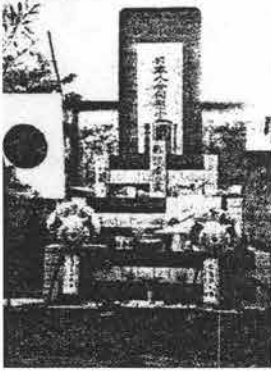
昭和五十八年

## 戦没者遺族ビルマ地帯

### 戦跡巡拝



ビルマ戦没者慰霊追悼式 (ビルマ・ラングーン)



ビルマ・ラングーン日本人墓地

今次戦争においてビルマにおける戦没者は、十九万名（広島県出身戦没者千四百六十名）であります。日本政府は、昭和五十六年三月ラングーンに平和祈念碑を建設し、戦没者の霊をお慰めすることになりました。広島県遺族会は、このたび彼の地において戦没した戦没者遺族の中より二十名を選定し、十月二十五日より十月三十一日まで広島県の補助を受け、ラングーン、マンダレー、泰緬鉄道（クワイ河鉄橋）地域の戦跡を巡拝し、戦没者を慰霊、追悼するとともに地域住民との友好交流をはかってまいりました。

参拝者は、線香、ローソク、その他故人の好物であった酒、煙草等を日本より持参お供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心から冥福を祈るとともに、尊い犠牲によって築かれた今日この平和と、繁栄を、いつまでも守りつづけていくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心の支えとして、極めて有意義でありました。なお、慰霊祭には、広島県知事、広島県議会議長の弔意の花輪を持参し、お供えしました。

### 主な慰霊祭執行場所

#### 1. ラングーン周辺地域

- (1) ビルマ平和記念碑（昭和五十六年三月日本政府建立）前
- (2) チャドン日本人墓地前

#### 2. マンダレー周辺地域

- (1) マンダレーヒルに建立の慰霊碑前
- (2) サガインヒル慰霊碑（昭和五十一年正月、烈、第一三八連隊戦友会建立）前

### 3. カンチャブリナ（泰国）地域

昭和十九年日本鉄道隊建立慰霊碑前（泰緬鉄道クワイ河鉄橋前）

## 慰霊のことば

本日ここにラングーン市のビルマ戦没者の碑前において、広島県遺族会ビルマ地域慰霊巡拝団主催により、戦没者慰霊祭を執り行なうにあたり、団を代表して、謹んで慰霊のことばを捧げます。

顧りみれば、過ぐる大戦の戦域はアジア大陸より遠く南海の果まで及びましたが、このビルマも最前線の戦場となり、史上例をみない凄惨苛烈な戦いがくりひろげられたのであります。

あなた方は故国の肉親に断ち難い思いを残し、ひたすら祖国の安泰と繁栄を念じつつ、この戦いに参加し壮烈な最後をとげられたのであります。その心情に思いをいたしますとき、哀悼の念まことに禁じ得ないものがあります。いま過ぎし三十八年を顧りみますとき我が国がたどった道はもとより容易なものではありませんでしたが、国民ひとしく祖国の再建に力を尽し、今日の平和と繁栄を築く礎となりましたことを、銘記し過去の悲しい体験から学びとった貴重な教訓を末永く伝承して、人間性の尊厳と、平和を守り抜く決意を新たにしますものであります。

悠久の流れを続けるイラワジ河、あるいは遙かに望む辺境の山々や広漠たる原野、それらはあなた方が孤立無援、撃つに弾なく、喰うに食なく、病を癒すに薬なく人間生存の極限のなかで、ひたすら祖国の繁栄と繁栄を念じつつ散華された所ではないかと思われ、見るもの全てに私どもは胸の痛むのを覚えます。

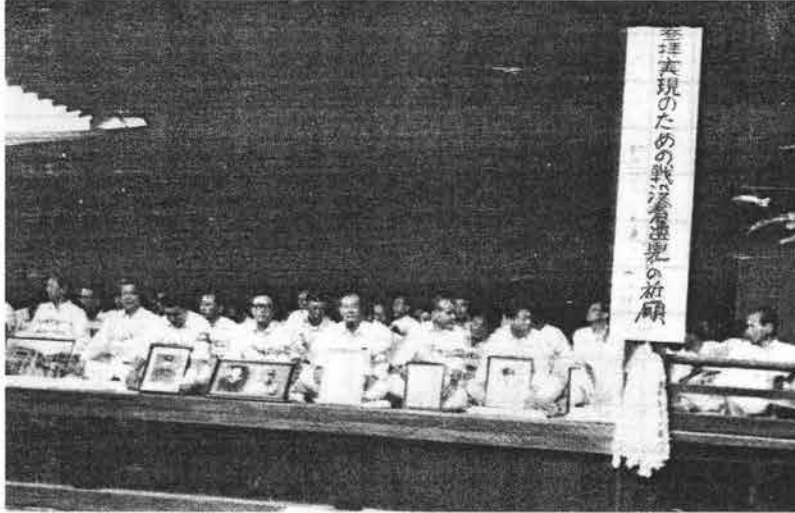
今日もこの慰霊祭には、あなたがたを慕い懐しむ遺族が広島県から海を渡ってお参りし、あなたがたの姿あの声をしのびながら心から、ご冥福をお祈りいたしております。私達巡拝団は永年の念願が叶いこのビルマの地を訪れることが出来ましたが、まもなくこの地に別れを告げ帰国しなければなりません。再び訪れることは容易でないと存じます。この碑にお眠りのみなさまに心からさようならを申し上げどうか安らかにお眠りくださるようご祈念申し上げます。

広島県遺族会ビルマ地域慰霊巡拝団

団長 松下 一男

昭和五十九年

## 戦没者遺児断食祈願の趣旨



靖国神社頭にて50時間の断食祈願

国家存亡の危急に際して一身を国

に捧げ、人間として、国民として最高の犠牲を尽くされた英霊に対し国が尊崇感謝の誠を捧げ、公に儀礼を尽くすことは極めて当然であり、国家道義の根本であると存じます。

然るが故に、世界の何れの国においても、戦没者に対する儀礼は厳粛且つ盛大に行われているところであ

ります。

しかし、我国においては、戦後、英霊を祀る靖国神社は占領政策により、一切国の手を離れるなど極めて不当な扱いを受け独立回復後も、これをそのまま踏襲して今日に至っています。

なかでも、総理はじめ閣僚ならびに公務員がその立場で靖国神社に参拝することについて、一部に種々意見があり、また、政府においても憲法上の疑義があるという極めて曖昧不明朗な見解がとられ、すべて個人的なものとして扱われております。

また、国際儀礼として当然の国賓等の靖国神社参拝も行われないうまま今日に至っており、誠に遺憾といわざるを得ません。

私ども、全国戦没者遺族は心ある国民各位のご協力、ご援助のもと永年にわたり公式参拝の実現を要望して参りました。そして今、戦後三十九年の八月十五日を迎えるに際し、今なお、この状態が続くことは私達遺族にとって耐えがたいことであり、極めて残念であります。

「会いたければ靖国神社へ来い」と書き残した父を持つ私ども遺児として、母達が最愛の夫を国に捧げ、その後も苦労を重ねて高齢に達し、今日の靖国神社の扱いに恨みを残しつつ一人、二人とこの世を去るのを見るにつけ、もう我慢ができません。

英霊となった父たちが食うに食なく、飲むに水なき極限において散華されたことを想うとき、今年の夏は、全国の同志が一丸となって、せめて自らも食を断ち、英霊となられた戦没者が、今生における最後の状態に一步でも近づく体験をもち、公式参拝だけでも一日も早く実現するよう、英霊とともに静かに祈願したいと考えます。

二百五十万英霊を国民こぞって心からお慰めし、平和への決意を新た

にすることこそ「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と信じます。

私ども戦没者遺児の思いつめた気持ちを十分ご理解いただき、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

昭和五十九年八月

財団法人 日本遺族会青壮年部

## 断食祈願を省みて

広島県遺族会青壮年部執行委員長

二井田 芳 澄

遺族会組織結成以来、最大のテーマである靖国神社公式参拝の実現を求めて、我々青壮年部は去る八月十三日、十五日靖国神社の社頭において、五十時間の断食祈願を決行した。我が広島県も女性一人を含む五名の部員が参加した。時あたかも八月十五日、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」であり、隣接する日本武道館では、天皇陛下をお迎えして、全国戦没者追悼式が行われた日であった。蝉の鳴く靖国の森での五十時間、短かいようで長い時間であった。空腹に耐えることは覚悟の上であり流れる汗も、蚊の襲撃も、英霊となった父達の最後を想う時、点に過ぎないと考えながら頑張った。

断食中に脳裏に浮んだことは英霊となった父のことよりも、四十年間の過去を省りみて、楽しかったこと、苦しかったこと、思えば苦しいことが多かった。苦しいことの連続であった。今日まで育ててくれた母を想う気持ちであった。人生の折返点を過ぎた自分自身を反省した。充実

した今日の社会にあって世に訴える手段として、断食を選ぶ事に当初は懸念もあったが、英霊となった父達が食うに食なく飲むに水なき、この世の極限において散華された事を想う時、せめて五十時間でも自らが食を断ち、その極限の状態に一步でも近づく体験を持ちながら、「公式参拝だけでも一日も早く実現して欲しい」と英霊と共に静かに祈願したい」と考えたからであった。

又、「会いたければ靖国神社へ来い」と書き残した父を持つ私ども遺児として、母達が最愛の夫を国に捧げ、その後も苦労を重ねて高齢に達し、今日の靖国神社の扱いに恨みを残しつつ一人、二人とこの世を去るのを見るにつけ、「もう我慢が出来ない」、「もう待てない」と、考えたからであった。当時国家国民は英霊となった方々に、靖国の社に最高の儀礼をもっておまつりすることを固く約束して、戦場に送り出した筈である、なのに国家は英霊に対して今だかつて公に儀礼を尽くしていないではないか、最も尊重しなければならないのは、祀られる側の気持ちではないか。

一部反対意見の言うように「軍国主義の復活につながる」との主張は、己さえよければよいという生きている側の身勝手な解釈ではないだろうか、最も平和を愛し、戦争に反対するのは外ならぬ我々遺族会である。結果的には残念ながら念願の八月十五日までは、決着できなかったが、政府を代表して藤波官房長官の「皆様の気持ちを体し政府としても公式参拝について近く正しい結論を導き出すよう誠意努力している」この言葉を信じて更に組織の結束を計り強力な運動が必要と考える。今回の行動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束がより強固になったものと確信します。最後に今回の行事に対して全面的



日本遺族会青壮年部第16回拡大代議員会（昭59.12.4）

なご支援と激励を賜った多くの皆様方に対し、県青壮年部を代表して心から厚く厚く御礼申し上げます。

▼靖国神社断食祈願参加者（青壮年部）

二井田芳澄（佐伯郡） 県執行委員長

井沢 聖昭（庄原市） 県書記長

森下喜久枝（広島市） 県執行委員

山田 義春（広島市） 市副部長

元谷 稔（御調郡） 郡青壮年部長

以上五名（全国一九七名）

## 日本遺族会青壮年部

### 拡大代議員会

広島県青壮年部執行委員長

二井田 芳 隆

日本遺族会青壮年部第十六回拡大代議員会は、去る十二月四日、五日の両日自由民主党本部で行われた。広島県からは総勢三十九名の青壮年部員が参加した。今回は例年と異なり、一日目は陳情活動が主体であり、地元選出の十三名の国会議員の先生方に対して、選挙区別に分かれてそれぞれ陳情した。特に今回は政府の要職に付かれた先生が多く、遺族会の思いつめた要望を説明申し上げ是非実現して戴くよう強くお願いし

た。第二日目は例年通り青壮年部の代議員会であり、六十年度の活動方針として次の事を決議して十三時二十分終了した。

- 一、英霊顕彰運動の推進
- 一、新たな遺族運動の探究
- 一、平和祈念総合センター建設の推進
- 一、遺骨収集事業の推進強化
- 一、戦跡慰霊巡拝に対する補助金の拡充

## 慰霊祭に参加して

### 第十五回青壮年部統一集会について

具体的な内容については充分検討協議して後日詳細を各都市に御案内申し上げるので参加協力願います。

- 一、日時 昭和六十年二月二十四日(日)
- 一、場所 世羅郡甲山町 農村改善センター

## 慰霊祭に参加して

元尾道市遺族会青壮年部々長

島原重光

私が一昨年十一月七日、母と祖母と共に初めて出席いたしました船舶砲兵部隊（通称砲部隊）の慰霊祭の様子を遺族会に関連した記事として

紙面を借りて御報告いたします。

私の父は船舶砲兵第一連隊に所属し昭和十九年十一月十五日に九州の門司港を出港し三日目の十八日に米潜水艦の魚雷攻撃により船が沈没し戦死いたしました。

県下には砲部隊の戦没者が沢山居られますが、生存者は全国各地に散らばっており十数年前に砲部隊の戦友が集って砲風会が作られ各地で個別に慰霊祭が行われておりましたが地元広島に慰霊碑建立の気運が盛り上がり、砲風会の一大事業としてついに昭和五十二年十一月六日慰霊碑の除幕式と合同慰霊祭が宇品港を見下す比治山公園の陸軍墓地で行われました。

母も私も一昨年度（昭和五十七年十一月七日）の慰霊祭に初めて出席いたしました。が会場の控室はカマボコ型の建物で有名な原爆病院の中で祭場が陸軍墓地の慰霊碑の前でした。

私は初めて陸軍墓地なるものを見てその一種異様な光景に目を見張るばかりでした。祭典は午後一時に始まり司会者の紹介により役員の方の挨拶、僧侶の読経、詩吟の奉納等があり参加者の焼香が行われました。ちょうどあいにくの大雨の中で行われましたので経堂の中で記念写真を撮り控室の方へ帰りました。

控室の方では戦没者が乗船していた艦船の写真が沢山展示即売されており本とか記念品等も多数販売されておりました。

私は父が戦没した時乗っていた船の名前を知りたくて母に尋ねました。母も「知らないの。いろんな人に聞いて見るが誰も知った人が居ない」との事でした。

私は思い切って世話役らしい人を見つけて父の乗っていた船の名前を



調べてほしいと頼みました。その人はもちろん初めて会った人ですが、「自分は第二連隊で第一連隊（父の所屬隊）の事は詳しい事は知らないが調べてあげましょう。」と引受けて下さり、すぐその場で本を見たり資料を捜したりして親切に調べて下さいました。そして「まずこのどちらかだろう」という二隻の船の名が浮んで参りました。

その方は現在埼玉県の方に住んで居られますが、「帰ってもう少し詳しく調べて確実な事を連絡してあげましょう、但し少し時間は掛りますよ。」との事で、私の名刺を渡して別れました。それから一カ月もたない内にその方からお手紙を戴き色々調べた結果「盛祥丸<sup>せいしょうまる</sup>」だという事が分かりました。まず間違いありません、との嬉しいお知らせを戴きました。その方は初めて会った私の為にわざわざ厚生省や靖国神社に行っ調べてお知らせ下さったのです。父の知人ならまだしも、父と連隊も違うし、私も初めて会った人なのに……。私はまさしく戦友魂を見せつけられた様な気がいたします。本当にありがとうございます。さっそく「盛祥丸」の写真を手配すると共に私も英霊の心を受け継ぎ精一杯努力しようと決意を新たに、又次の慰霊祭には必ず出席しようと心に決めたのであります。

広島県遺族会青壮年部役員名簿（昭和五十九年四月一日）

役職	氏名	住所
執行委員長	二井田芳澄	佐伯郡五日市町中央四丁目六一一三
副執行委員長	高原 安一	府中市高木町一四六〇
(委員長代行)	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六
副執行委員長	高田 光可	福山市手城町三四六三

書記	長	担当執行委員長
中尾	栄三	広島市安佐南区安古市町東野二七五
井沢	聖昭	庄原市本町一〇八八一〇
今岡	博光	福山市西町一丁目一二一一五
藤井	康範	三原市和田町七二八四一六
奥田	久正	高田郡向原町大字坂三八九一四
小野	寛	広島市安佐北区高陽町金平二五一一三〇一
守山	虔郎	三次市三次町寺戸
藤本	英生	尾道市木ノ庄町木門田二八九
今田	春昭	世羅郡世羅西町大字下津田一三五七一二
森下	喜久枝	広島市東区上大須賀町九一三一
桑迫	敏江	広島市安佐北区高陽町中深川一六五三

昭和六十年

## 広島県戦没者追悼式



昭和六十年度は、終戦四十周年の節目の年であり、また大多数の国民が永年要望し

ていた靖国神社公式参拝実現の記念すべき年であります。本会としては九月二十一日のこの佳き日に広島市公会堂において終戦四十周年記念広島県戦没者追悼式及び広島県遺族大会を開催し、戦没者の方々の尊い犠牲をしのび、再び悲惨な戦争をくりかえすことのない平和への決意を新たにし、極めて有意であった。

なお、この追悼式には広島県下から一、八〇〇名の遺族代表が参列し、また来賓としては、広島県知事、広島県議会議長を始め地元選出の衆、参の国会議員多数の臨席を得て、厳肅裡、盛大に終了した。追悼式終了後、永年遺族援護、遺族会発展のため功労のあった次の元副会長に対して県遺族会長より感謝状及び記念品が贈られた。

## 受賞者氏名

職名	氏名	職名	氏名
元副会長	正金 慎夫氏	元副会長	故三原 芳一御遺族
"	中川 弘氏	"	故恩田 以忠
"	副本 栄一氏	"	故西田 平一
"	伊藤マサ子氏	"	故頼沢 忠雄
"	橋本ツヨヨ氏	"	故井上吉次郎
〈物故者〉		"	故松島 秀一
初代会長	故藤田 直義御遺族	"	故甲斐 一義
二代会長	故森田雄四郎	"	故木島 次郎
三代会長	故大谷 稔	"	故城 泰吉
四代会長	故田頭新太郎	"	故松浦 亮二
元副会長	故外野 清助	"	故岸 武
"	故北村新之助	"	故山田 金男
"	故五阿弥 栄	"	故岩根 栄
"	故中野 徳夫	"	"

## 遺族会 基本金

## 募金完了についてのお礼

このたび広島県遺族会においては、本会の将来を考慮し、基本財産として一千万円募金を実施させていただきましたところ会員各位の格別なご協力をいただきお陰をもって募金目標額の一億二千六百八十三万円の、

広島県遺族会基本金目標達成報告書 (S 60. 6. 10)

都市別	目標額	県遺族会 基金保管額	高田郡	3,380,000	3,380,000
広島市	26,030,000	26,030,000	賀茂郡	3,540,000	3,540,000
呉市	11,290,000	11,290,000	豊田郡	6,430,000	6,430,000
三原市	3,940,000	3,940,000	御調郡	2,410,000	2,410,000
尾道市	6,390,000	6,390,000	世羅郡	2,220,000	2,220,000
因島市	2,380,000	2,380,000	沼隈郡	1,580,000	1,580,000
福山市	13,940,000	13,940,000	深安郡	1,460,000	1,460,000
府中市	3,040,000	3,040,000	芦品郡	1,380,000	1,380,000
三次市	2,800,000	2,800,000	神石郡	2,050,000	2,050,000
庄原市	2,070,000	2,070,000	甲奴郡	1,680,000	1,680,000
大竹市	1,890,000	1,890,000	双三郡	1,990,000	1,990,000
竹原市	2,520,000	2,520,000	比婆郡	2,990,000	2,990,000
東広島市	2,840,000	2,840,000	計	126,830,000	126,830,000 (完了)
安芸郡	6,370,000	6,370,000	住友信託銀行76,830,000		} 126,830,000円
佐伯郡	6,840,000	6,840,000	三井信託銀行50,000,000		
山県郡	3,380,000	3,380,000	◎上記の如く全額基本財産として信託預金 いたしました。		

会員各位

募金がつぎのとおり完全に完了できました。  
ここに謹んでご協力に心から感謝申し上げます。  
広島県遺族会会長 松下 一男

## フィリピン戦没者戦跡巡拝

今次戦争によってフィリピン地域における戦没者は、四十七万六千余柱（広島県出身者一万七千七百余柱）であります。

日本政府は昭和四十八年三月ルソン島ラグナ州カラヤに「比島戦没者の碑」を建立しました。

広島県遺族会は、このたび同地域における戦没者の中から三十名を選定し、十一月八日から十一月十三日まで広島県の補助を受け、ルソン島、レイテ島地域の戦跡巡拝を実施しました。

参拝者は、線香、ローソクその他故人の好物であった酒、タバコ等を持参しお供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心からご冥福をお祈りするとともに尊い犠牲によって築かれた今日のこの平和と、繁栄をいつまでも守りつづけてゆくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心の支えとして、極めて有意義でありました。なお、慰霊祭には広島県知事、広島県議会議長の弔意の花輪と広島県知事のお供物を携行して、お供えしました。

### 主な慰霊祭執行場所

#### 一、ルソン島

- (一) 比島戦没者慰霊碑（昭和四十八年三月日本政府建立碑）前
- (二) コレヒドール島戦没碑前
- (三) クラークフィールド神風特別攻撃隊基地跡
- (四) バギオ戦没者慰霊碑前

- (四) バレテ峠（日本軍七、四〇〇人が戦没した地点）
- 二、レイテ島

- (一) リモン峠（福山四一連隊戦闘の地点）
- (二) オルモック平和の塔（岐阜県建立）前

### 比島慰霊巡拝に参加して

広島県遺族会副会長 皿田清人

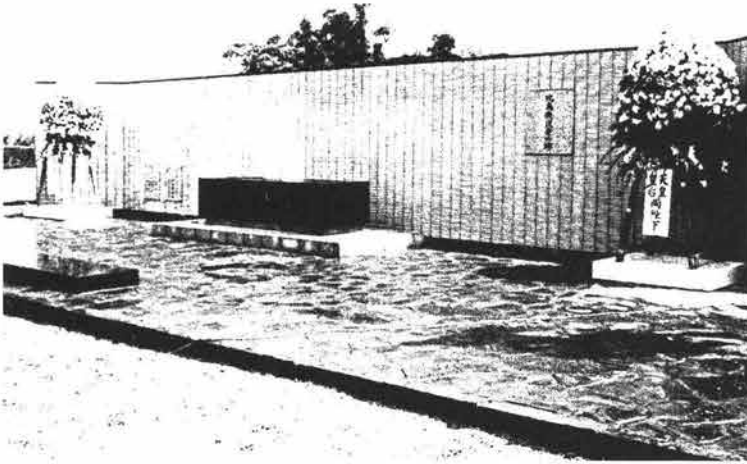
思えば、昨年は、靖国神社公式参拝について涙ぐましい全国遺族の努力のおかげで、中曽根康弘総理大臣が公式参拝せられたことは、当然のこととは申せ、私共遺族にとってこの上ないよるこびの年となりました。

さて、私は去る十一月に広島県遺族会主催による、昭和六十年比島戦跡巡拝に参加させていただき、かつての大戦に於て、我が同胞の筆舌に尽くすことの出来ない悲しき歴史の運命を目のあたりにし、今更平和の尊さを痛切に感じ、祖国の為に殉じて逝かれた霊に對し心から感謝の誠を捧げました。今は日本と比島の民族がお互いに恩讐を越えて永く世界平和の確立に努力することを誓い、心静かにお眠り下さる様念じました。尚今後実施せられる慰霊巡拝等には、皆様方もすすんで参加せられるよう希望いたします。

# 比島戦没者の碑

所在地 カリラヤ

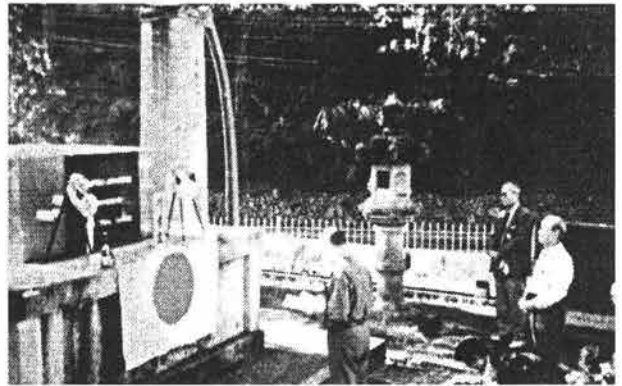
竣工年月日 昭和48年3月28日



第二次世界大戦に於て  
クラークフィールド神風特別攻  
撃隊基地跡



戦没者追悼の碑



コレヒドール島戦没者  
慰霊の辞



沖縄ひろしまの塔前に於て  
一行記念写真



沖縄ひろしまの塔  
合祀戦没者追悼式

## 沖縄ひろしまの塔

### 合祀戦没者追悼式

広島県は、昭和六十年十月八日「ひろしまの塔」前において南方諸地域において戦没した広島県出身三四、六〇〇余柱の追悼式を執行した。広島県遺族会は、この式典に同地域において戦没した遺族の中から六十名を選定し県費補助により参拝した。

広島県からは竹下虎之助知事、大片昭三民生部長、広島県議会からは崎本正三副議長、厚生委員七名が出席され式典は、南方諸地域で戦没した戦没者名簿の奉納、式辞（県知事）、黙祷、追悼の辞（県議会議長、県遺族会長）、献花（県知事、来賓、遺族代表全員）が献花し厳粛裡に終了した。参拝者一同は、尊い犠牲となった肉親のあ



沖縄戦没者墓苑

所在地 糸満市摩文仁

竣工年月日 昭和54年2月25日

りし日の姿をしのびつつ心から冥福を祈るとともに、戦争のない平和な社会がいつまでも続くことを祈念し、極めて有意義であった。

式典終了後は、摩文仁の丘、海軍壕、ひめゆりの塔などの戦跡を巡拝し、十月九日全員無事帰広した。

## 「ひろしまの塔」に参拝して

広島県遺族会副会長 沖谷 積

広島県遺族会は会員一同の強い団結努力の結晶として益々成果をあげつつあることは、誠によろこばしいことと思います。

さて、十月に広島県及び広島県遺族会主催による沖繩米須に建立してある、南方諸地域に於て戦死戦没せられた三万四千六百余柱の広島県戦没者慰霊の塔に、県下各地より集った遺族代表に同行し、感激の巡拝をいたしました。この際、竹下広島県知事及び、県、大分民生部長並びに広島県議事を代表せられた九名の方々と共々に四十年前の往時を忍び感涙にむせびながら一層平和の尊さを深く感じました。とくに松下会長の追悼のことばの中で、祖国防衛の為、この戦に参加し、壮烈な最後を遂げられた皆様方に対するまごころもった追悼の決意に一層感激深いものがありました。このひろしまの塔にお眠りの皆様方の尊いご遺志を継ぎ、我が国の平和と繁栄をいつ迄も守り続けてゆく覚悟でございます。

靖国神社  
公式奉拝 悲願貫徹

## 全国総決起大会開催

英霊にこたえる会においては、昭和六十年五月九日午前十時より東京日比谷公会堂において全国から代表者二千名が参加して、全国総決起大会を開催し、次のとおり「靖国神社公式参拝は合憲、政府の決定あるのみ」の決議をし、政府に対して強力な運動を展開した。大会終了後、各県の代表者は地元選出の国会議員に対して、公式参拝の決議文を手交、陳情し、午後四時三十分解散した。本県の参加代表者は次のとおりである。

### 決 議

自由民主党は、さきに「靖国神社の公的参拝は合憲である」と党議決定、政府に対してこれが決断を求めた。

われわれは、この毅然たる政治姿勢に対し、敬意と拍手をおくった。しかしながら、政府は即断をさけて「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」を設置し、本年夏までの審議答申をまわって結論を出すことを言明し、今やその時期は、目前に迫っている。

戦後四十年、「戦後政治の総決算」を提唱して登場した中曽根総理は、われわれの悲願とする公式参拝に、必ずやその英断をもって応えることを確信するものである。それはこの公式参拝の解決なくして、戦後政治の総決算とはいえないからである。

われわれは、来る八月十五日総理を始め閣僚が、明確な政府決定のもと、公式参拝を実践されることを、ここに強力に求めるものである。右決議する。

昭和六十年五月九日

靖国神社公式参拝悲願貫徹全国総決起大会

靖国神社公式参拝 悲願貫徹 全国総決起大会開催さる!



大会参加者名

団体名	氏名	住所
遺族会	松下 一男	広島市東区愛宕町九一―一
"	栗原 武爾	広島市中区西平塚町八一―二九
"	祢宜元マツヨ	広島市南区宇品御幸四丁目一三一―二七
"	加藤 勉	呉市警固屋町四丁目七―五
尾道支部	碓木 静間	尾道市美ノ郷町
遺族会	島田ヒサ子	福山市延広町五―二五
"	松下 好市	安芸郡下蒲刈町下島
"	伊藤 正巳	山県郡筒賀村天神原一〇六〇
"	二井田芳澄	佐伯区五日市中央四一六―一三
"	井澤 聖昭	庄原市本町一〇八八―一〇
軍恩連盟	小野 辰男	芦品郡新市町戸手二一九八
"	新谷 武郎	尾道市新浜二丁目一―八
郷友連盟	堀岡 忠雄	広島市東区若草町一―一三一―一〇三
隊友会	原 圭助	広島市中区袋町三一―一九東邦生命ビル8F
戦友会	鈴木 弘	広島市安佐北区可部町中野四六―二九
事務局	山本 信枝	広島県遺族会事務局





日比谷公会堂前の広島県代表

## 遺族会の要望決定

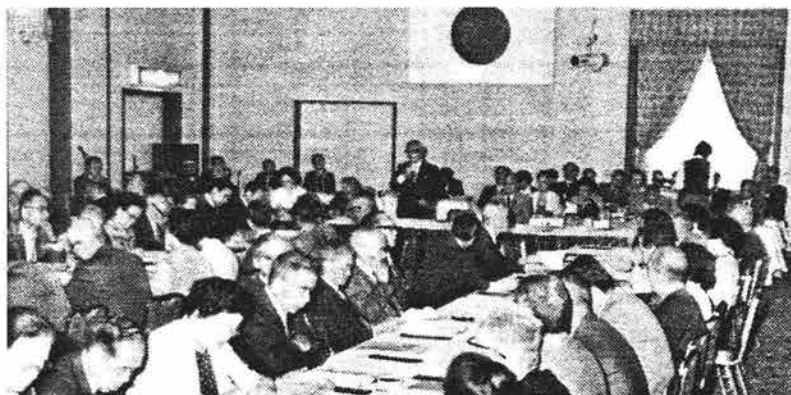
日本遺族会は五月二十九日九段会館において理事会、評議員会の合同会議を開催し、昭和六十一年度政府予算に対する要望事項を決定した。この要望事項実現のため、今後政府並びに自由民主党に対して、強力なる運動を展開することになった。

### 要望事項の大綱

1. 公務扶助料、遺族年金等の増額
2. 遺族処遇の是正（改善項目は別紙）および福祉対策の強化
3. 戦没者遺児祈念館（仮称）の建設促進
4. 遺骨収集、戦跡慰霊巡拝事業の拡充強化ならびに慰霊碑の建立
5. 戦没者遺児に対して国の特別措置を考慮していただきたい

### 戦没者遺族処遇に関する要望

1. 公務扶助料、遺族年金等の増額  
戦没者遺族に対する公務扶助料、遺族年金等の支給に関しては、国家補償たる特質を確保しつつ下記各項について、特段の措置を講じていただきたい。
- (1) 公務扶助料、遺族年金等の増額については、公務員給与改善のための人事院勧告を完全実施するとともに、従来からの最低保障制度確立のための改善措置を講じていただきたい。
- (2) 恩給等の改善実施は、公務員給与改定の実施時期と同時期にして



理事会、評議員会、合同会議（於九段会館）

いただきたい。

- (3) 遺族加算は、寡婦加算と同額にさせていただきたい。  
 (4) 特例扶助料は、公務扶助料と同額にさせていただきたい。

（説明）

近年、すべての年金制度については、その改革が実施されつつありますが、国家補償たる恩給については、その特質を十分確保しつ

つ下記各項について措置を講じていただきたく、お願いいたします。

- (1) 支給額の増額については、公務員給与改定の人事院勧告を完全に実施していただきたい。

- また、従来から行われている最低保障制度確立のための改善措置は、必ず講じていただきたい。  
 (2) 改定実施時期については、公務員改定時期と同一にさせていただきたい。  
 (3) 遺族加算（現行九六、〇〇〇円）を寡婦加算（現行二〇、〇〇〇円）と同額にさせていただきたい。

い。

- (4) 特例扶助料を公務扶助料と同額にされたい。

## 2. 遺族処遇の是正および福祉対策の強化

- (1) 戦没者遺族の処遇に関する関係法律も逐年改善されてきましたが、今なお遺族処遇を受けられず、不遇に泣いている遺族も少なくありません。

関係法律をさらに改正、整備していただき、現在までに却下、棄却された者についても、見直し等の措置を講じていただきたい。

- (2) 健康保険法および公務員共済組合法等において、公務扶助料等受給者が、同法の被扶養者の所得制限の対象となる所得にあたるとして、被扶養者と認められていない。  
 戦没者遺族に支給される公務扶助料等は、国家補償の性格に照らし、所得税法と同様に健康保険法および公務員共済組合法等においても所得（収入）とみなさないように措置していただきたい。

- (3) 老齢福祉年金の支給制限について、特別措置を講じ制限を撤廃していただきたい。

- (4) 高齢化と核家族の進行により、老後の生活に不安をもっている戦没者遺族が少なくない。

については、一人暮らしの父母、妻等が公務扶助料等により安心して利用できる養護施設の建設等を考慮していただきたい。

## 3. 戦没者遺児祈念館（仮称）建設の促進

本会は戦没者遺児戦没者遺児祈念館（仮称）の建設について、政府の補助をうけ、その構想を検討してきましたが、59年10月31日、平和記念総合センター（仮称）の構想をとりまとめ、厚生大臣に提出しま

した。なにとぞ諸外国の同種施設に劣ることのないよう配慮され、国の施設として早急に建設していただきたい。

#### 4. 遺骨収集、戦跡慰霊巡拝事業の拡充強化ならびに慰霊碑の建立

(1) 戦没者の遺骨収集および戦跡慰霊巡拝については、戦没者遺族の心情について十分配慮願ひ、さらに積極的に拡充強化するとともに、海上慰霊祭の実施についてもご配慮いただきたい。

また、海没遺骨ならびに遺骨収集の未着手地域（ソ連、中国、北朝鮮等）についても、手段を講じて実現に努力していただきたい。

(2) 海外の日本人墓地および各戦域の慰霊碑の管理について十分配慮していただくとともに、未建立の戦域に慰霊碑を建立していただきたい。

(3) 遺骨収集、慰霊巡拝参加者の費用は、全額国において負担していただきたい。

(4) 遺骨収集事業に参加した者が、千鳥ヶ淵墓苑拝礼式に出席する場合は、その旅費を国費で負担していただきたい。

5. 戦没者遺児に対して国の特別措置を考慮していただきたい。

## 改善項目

### 1. 遺族等援護法関係

(1) 事変地、戦地における在職期間内の行為に関連して死亡した者については、45年改正（附則）により適用されたが、これを本邦における在職期間内においても適用していただきたい。

(2) 再婚解消妻に対する援護法の適用を、55年以後の法改正にも適用していただきたい。

(3) 対馬丸遭難学童の父母等に対する「特別支出金」の支給率を改善していただきたい。

### 2. 特別給付金関係

戦没者の父母の特別給付金は昭和42年分より、戦没者の妻の特別給付金については、昭和38年分より受給し、その償還が終了した時点において継続した特別給付金を請求することとなっているが、遺族の高齢化を考慮して、以前の分を併給するよう措置していただきたい。

### 3. 特別弔慰金関係

(1) 60年4月1日以降に公務扶助料等受給者が失権した場合、可及的速やかに特別弔慰金が支給されるよう、措置していただきたい。

(2) 三親等の親族等に対する特別弔慰金の支給に関して、生計関係の制限を緩和されたい。

### 4. その他

援護審査会における裁定を促進するとともに、請求手続きの簡易化をはかっていただきたい。とくに軍務に服したことが明らかであるが、傷病等について、資料、証明書等の入手が困難で却下されている遺族について、戦後四〇年を経過している実情を考慮し、特別措置により救済していただきたい。

## 昭和六十年 広島県遺族会

### 幹部研修会

六十年度の事業計画にもとづき、五月二十三日、二十四日の両日、岡山県遺族会、及び岡山県護国神社において郡市遺族会長、同婦人部長合同の研修会を実施した。

研修内容は次のとおりである。

なお、この研修会には岡山県遺族会事務局長の野瀬順二氏より岡山県遺族会の管理運営の状況について説明していただき、また岡山護国神社にもお参りして宮司の講話を拝聴し、極めて有意義であった。

#### 研修内容

- (一) 英霊顕彰運動の経過並びに今後の運動方法について
- (二) 英霊にこたえる会の昭和六十年活動方針事業計画について
- (三) 自由民主党入党、板垣後援会入会の促進について



岡山護国神社前の広島県研修者

# 昭和六十一年

## 第二十五回平和祈願慰霊大行進

### 沖縄全島深い祈り——昭和六十一年

六月二十三日は世界史上未曾有の最も激戦であった沖縄戦が終結した日である。この日は去る大戦において、日米両国将兵一般県民あわせて二十三万二千余柱の尊い生命が失われた。戦没者の御霊を慰め、世界の恒久平和を祈念し、戦争による惨禍が再び起ることのないよう「慰霊の日」として制定されている。

あの悲惨な戦争が終ってから四十一年、我々戦没者遺族が決して忘れてはならない昭和時代の激動、戦争の悲惨さを認識し、世界恒久平和を祈念すると共に、我々戦没者遺族は尚一層力を結集して、英霊顕彰と平和運動を推進しなければならない意義ある日である。

我々戦没者が「慰霊の日」を、より意義深い行事にするため、また悲惨な戦争の事実を、子や孫達に語り継ぎ、平和の尊さを教え、亡き父親と無言の語らいの一日として、南部の激戦地を慰霊と平和の行進をはじめ、二十五年に当る。

戦後四十一年経過した今、尚、沖縄の山野には、我々の肉親の遺骨が未収骨のまま、我々遺族の収集を待っている事を思う時、忍びない。戦争を憎まざるを得ない、二度と戦没者遺族を出さぬよう、悲惨な戦争



(昭61・6・23 於・沖縄)



を起こしてはならない事を世界に訴えるため、沖縄県遺族連合会青壮年部、婦人部、日本遺族会青壮年部、婦人部が手を携えて今年も平和祈願慰霊大行進が行われた。

#### ▼参加者 広島県青壮年部員

今 岡 博 光氏 福山市 栗 田 弘 三氏 広島市  
高 村 美佐子氏 広島市 大 下 和 子氏 広島市

## ボルネオ地区戦跡巡拝

今次の大戦において多くの尊い犠牲者を出した北ボルネオ地区の戦跡慰霊巡拝を広島県費補助により、広島県遺族会は、このたび同地域における戦没者の中から十五名を選定し、九月二十五日から九月三十日まで日本政府建立慰霊碑のあるラブアン島を中心に実施いたしました。

参拝者は、線香、ローソクその他故人の好物であった酒、ビール、タバコ、日本の水等を持参したものをお供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心からご冥福をお祈りするとともに、尊い犠牲によって築かれた今日のこの平和と、繁栄を何時までも守り続けてゆくことを誓い、遺族がこれからの人生の大きな心の支えとして、誠に有意義でありました。なお、慰霊祭には広島県知事、広島県議会議長の弔慰の花輪を携行してお供えしました。

### 主な慰霊祭執行場所

- (一) ラブアン島 日本政府建立慰霊碑
- (二) コタキナバル 日本人墓地戦没者の碑  
〃 戦跡近辺巡拝
- (三) シンガポール 戦跡巡拝（戦没者碑前）

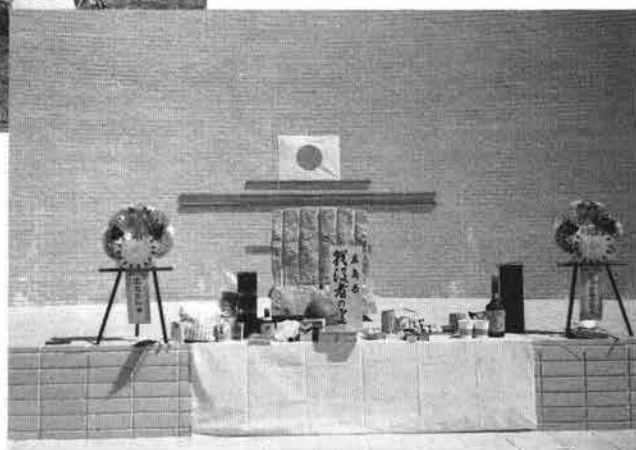
### ボルネオ地区戦没者慰霊参拝団に参加して

福山市加茂町 高橋利通

広島県遺族会主催による、ボルネオ方面戦没者慰霊式典及戦跡巡拝に



シンガポール慰霊碑参拝、中央の石碑  
(南方軍総司令官寺内元帥の墓)



コタキナバル国立慰霊碑（ラブアン島）

参加させて頂きましたことは私の永年の夢でありました。

広島県知事殿、広島県議会議長殿の花輪をたづさえ松下県遺族会長を団長として十五名大阪空港発香港経由北ボルネオ（マレシヤ）コタキナバル空港へ向って出発。晴れた空、青い海原眼下に島々を眺めながら無事目的地へ到着更にラブアン島に渡りボルネオ方面戦没者慰霊碑に参拝国旗を掲げ、県知事、県議会議長殿の花輪、並びに各自持参の供物を供え黙とう、君が代に始まり松下団長追悼のことは、全員献花し、厳粛盛大に慰霊祭の式典を終る。参拝者は夫を、父を、兄を、弟を偲び涙に咽びとめどもなくほほを流れしばしば目頭を押さえ又、大声でお父さん、お父さんと呼ぶ声も聞こえ感慨無量であった。慰霊碑は多額の浄財を投じ周囲も広大な公園となっており激戦の地とも思えぬ静けさと風光明媚の美しさであり、付近には、南国特有の花々が咲き乱れていた。島内戦跡を巡拝戦没者のご苦勞を偲び感激新らたなものを感しました。引続きコタキナバルに帰り北ボルネオの戦跡巡拝慰霊を行い途中渡辺領事宅に伺い安全巡拝に感謝申上げ更にシンガポールへ移動した、シンガポールでは、ジョホールバル戦跡巡拝南方関係者その他多くの戦没者の墓地（日本式寺）に参拝、ここでも国旗を掲げ、知事殿、県議会議長殿の花輪、各自持の供物を供え黙とう君が代に続き松下団長の追悼のことは焼香、厳かに追悼式を終えご英霊のご冥福をお祈り申上げた。

シンガポール発香港経由、大阪空港へ六日間の慰霊巡拝の日程を終え会員無事帰国いたしました。

天候にも恵まれ事故、病気もなく全員元気で帰国し、ご英霊のご加護であったと一同喜んだ次第でございます。

終戦後四十一年の歳月が経過したが数知れない英霊が今尚海底に眠っ

たままであることを思うと涙が胸にこみ上げ私は、心からご英霊よ安らかに眠り下さいと合掌しながら海を眺めていました。

「私の弟は、昭和十七年一月一二日ボルネオ方面タラカンワンの苛烈なる作戦に勇躍突入仁王立ちとなり奮闘したとしるされております。」  
敗戦となっても尊い命のお蔭様と国民の努力によって、今では、先進国、経済大国と言われ、平和な暮らしをして頂いておりますが、ご英霊に感謝を忘れては、ならないと痛感いたしました。

私達のような戦争犠牲者が再び出来ることは、絶対に許してはなりません。又国に洵んじた戦没者の追悼の施設として全国民が心から感謝するお宮即ち靖国神社であると思います。

今後も政府が決めた終戦記念日には、戦没者を追悼し平和を祈念する靖国神社の祭典には、公式参拝実施のため、ご英霊への感謝を忘れず遺族として、頑張りたいと思います。

今回の戦没者慰霊式典並びに慰霊巡拝に対しご高配を賜りました宮澤参議院議員殿、竹下広島県知事殿、木山広島県議会議長殿、松下広島県遺族会長の皆様から感謝申し上げ厚くお礼申し上げます。

## 北ボルネオ戦跡巡拝に参加して

県青壮年部幹事長 井澤聖昭

今回の巡拝団の一員に、遺児として参加させて頂きました。当時私は、小学校一年生でその三学期、昭和二十年二月の大雪の日に戦死の公報が入り、父は異郷の地、北ボルネオ島より還らぬ人となったのであります。

以来四十一年間、父に逢いたかった終戦後二、三年はもしや元気で還

って来るのではないかと思ひ乍ら、母と共に待ち望んでいました。そんな気持で私に取ってはボルネオに行くことは、永年の悲願であり念願でした。亡父に逢うため九月二十五日十五名の一行は広島を出発して全員元気に夕暮れボルネオ島コタキナバル空港に到着しました。途中香港でジャンボ機に乗継ぎ十二時間余りの旅の疲れも忘れ、ボルネオの地を踏むと同時に胸が一杯になり、父にやっとなることが出来る。母国に還れなかつた多くのご英霊を迎えに来たんだと心の中で動揺をぐつとおさえました。

翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、靖国神社の歌を全員で斉唱し、各自が日本から持参した心のこもった供え物をお供えし、各地の戦跡地を巡拝した。永年の念願がやっとな実現出来、毎日汗と涙で母国の様子、郷里家族の報告をし、四十余年間の苦しかつたさまざまな想い出が強く交錯し遠く離れた南海の地までに及んだこの不幸な戦争が残念でたまらなかつた。改めて今日のこの平和な日本を幸せに思ひ帰国になる出発の日、ホテルの庭先でお父さん：ご英霊の皆さん：日本と一緒に還りましょうと、大声で呼びました。私の心の中にはこの声を通じて母国にお連れ出来たと感謝し、今後共、一人でも多くの方々が巡拝出来るよう一層各方面に運動推進することが私達に課せられた遺族運動の一つだと考え、巡拝の気持の一端を記させて頂きました。





渡辺領事（公邸前）



ホルネオ戦没者の碑





シンガポール慰靈碑前  
 (南方軍総司令官 寺内元帥  
 の墓) 中央石碑



南方総司令官 寺内元帥の墓

# 「昭和の大修理」に着工

## 靖国神社御本殿を全面解体

靖国神社の御本殿は明治五年に建立され、今日まで百十余年の年輪を刻んできたが、目に見えぬ損耗も進んでいる。このため同神社では四年間にわたって精密な技術的調査を行ない、その結果、御創立百二十年にあたる昭和六十四年九月の完成を期し、御本殿の全面解体修理を行なうこととなった。

靖国神社の御本殿は、今日まで百十余年の風雪に耐えてきたが、この間、関東大震災をはじめ、過ぐる大戦の空襲等により度々の災害を受け、さらに九段坂上高燥の台地に位置する雄大な建造物であるため、季節季節の風雨・氷雪の当りも強く、目に見えぬ消耗も相当進んでいる。

神社では、今後百年の御安泰を期するという前提で、昭和五十六年以来三カ年余をかけて、芸術研究振興財団（調査責任者・工学博士伊藤平左衛門ほか二名）に対し、振動自動記録発信装置などを御本殿各所に装着して、建築工学的立場による耐久性の測定調査を依頼してきたが、その総合判定の結果、昨年二月の関東大震災程度の揺れを想定するなら遅くともここ五年位のうちには、全面解体修理を実施する必要があるとの答申を得た。

神社は、このような経緯をふまえ、強い地震、風圧等に対する将来の不安を解消し、かつは神社百年のご安泰を確保するために、今般、御本殿の全面解体修理の大事業を施行すると共に、併せてようやく老化しつ

つある、明治三十四年増築された拝殿等の付属建造物の銅板屋根総ふき替えを実施することに決定いたしました。

この「昭和の大修理」とも申すべき事業は、昭和六十四年の靖国神社御創立百二十年の年に完工をめざし、四カ年継続事業として実施する計画である。

## 解体修理工事の概要

昭和六十一年一月十六日仮殿建設に着工され、同神社御創立百二十年の昭和六十四年九月に完工の予定。総工費は約十一億円。

▽六十一年一月〓権殿（御本殿解体工事中の御霊代仮奉安殿）着工。  
▽同年八月〓十月〓御本殿解体工事。

▽六十二年十月〓六十三年七月〓御本殿組立工事。

▽六十三年八月〓六十四年二月〓南北渡廊、南側回廊祭具庫等屋根ふき替え工事。

▽六十四年三月〓権殿より御本殿への御遷座祭。

▽同年三月〓九月〓拝殿、神饌所、北側回廊等屋根ふき替え工事。

## ファクシミリを導入

日本遺族会では、全国の支部との業務連絡の強化の一環として、ファクシミリ（電話による文書等の送付装置）の年次計画による導入を決定した。

このファクシミリ導入により、情報伝達の迅速化と正確さ、また郵便、電話等の通信費の節減が期待されている。

導入計画の第一次年度として、三月末日までに本部と十一支部（北海

道、群馬、奈良、福井、兵庫、岡山、広島、島根、徳島、大分、鹿児島）に設置された。

各位とともに、さらに推進することを誓うものである。

と日本遺族会は右を声明した。

昭和六十一年八月十五日

財団法人 日本遺族会

## 中曽根首相、中国の批判に屈し

### 靖国神社参拝を見送り

### 遺族の憤激

中曽根首相、中国の内政干渉に屈し、靖国神社参拝を見送った。

しかし、一六閣僚が参拝した。

中国のいわれなき内政干渉に屈したその行為は天人ともに許さざるものであり、大多数の国民ならびに戦没者遺族の憤激は、その極みに達している。

わが国民の世論を踏みにじり、国家主権の極端な干渉に対して、毅然たる態度も取り得ないことは、わが国総理のとるべき道ではない。総理の責任をあくまでも追求するものである。

しかし、この中にあって己の信念をつらぬき、堂々と靖国神社に参拝された閣僚に対しては、深甚なる敬意を表するものである。

われわれは、今後遺族職域組織一六万余名の離党をはじめ、いかなる事態を生じようとも、その責任は総て中曽根総理・総裁にあることを表明するものである。

そして、われわれは、屈することなく、国家道義の根本である国民の代表たる内閣総理大臣の靖国神社公式参拝の実現に対して良識ある国民

昭和六十二年

# 第43回 全国戦没者遺族大会

主催 財団法人 日本遺族会



## 第四十三回全国戦没者遺族大会

日本遺族会は十二月二十三日、東京九段会館において第四十三回全国戦没者遺族大会を開催。各都道府県代表一、一八〇名（広島県十五名）が参加し、次の要望事項を決議し、政府並びに自由民主党の地元選出国會議員に対し強力な陳情を行った。

大会の目的は靖国神社公式参拝の継続定着化および昭和六十三年度政府予算編成における公務扶助料等の増額等、本会要望事項の実現をはかるため、全国戦没者遺族大会が開催された。

### 大会宣言

政府は六十年八月、従来の見解を改め、靖国神社は戦没者追悼の中心的施設と声明し、総理が公式参拝を実行したにもかかわらず、これが昨年来見送られていることは、誠に遺憾であり、大多数国民のいらだちはつのるばかりである。幸い岩手玉串料訴訟、箕面忠魂碑訴訟判決において、公式参拝等を合憲とする見解が明らかにされ、愁眉を開く思いがする。われわれは政府に対し、この両訴訟の判決をふまえ、近隣諸国に対し、世界平和の希望を国とするわが国の立場を訴え、国民の負託に応えるよう強く要求する。

また、戦没者遺族に対する処遇は、戦没者に対する国家補償という本質に立ち、改善に努力して遺族に報いるべきである。

公務扶助料等においては、国家公務員の給与改善に準拠し改善すべきであり、また、今次大戦で子も孫も失い孤独な境遇にある戦没者の父母等

に対しても、特別給付金を継続、増額すべきである。

さらに、昭和六十三年度政府予算の概算要求に計上された本会関係予算項目並びに、特別弔慰金支給法の改善等々、戦没者の慰霊顕彰と遺族の処遇に対する施策を政府は誠意をもって充実にすべきである。いよいよ昭和六十三年度政府予算編成時にあたり、われわれはここに第四十三回国戦没者遺族大会を開催し、組織の総力を結集して、戦没者遺族の矜持をもってこれら懸案の解決に邁進する。右宣言する。

昭和六十二年十二月二十三日

第四十三回国戦没者遺族大会

## 決 議

本日ここに第四十三回国戦没者遺族大会を開催し、総力をあげて左記各項の実現を期する。

記

- 一、靖国神社公式参拝を継続し、定着すること。
- 一、公務扶助料等は国家補償の精神に基づき、人事院勧告に準じて改善すること。
- 一、子も孫もない戦没者の父母等に対する特別給付金を継続、増額すること。
- 一、特別弔慰金支給法を改善し、公務扶助料等受給者が失権した際は、速やかに支給すること。
- 一、遺骨収集、戦没者慰霊事業の拡充強化並びに平和祈念総合センターの建設を促進すること。

一、戦没者遺児に対し、国は特別措置を講ずること。右決議する。

昭和六十二年十二月二十三日

第四十三回国戦没者遺族大会

## 戦没者遺族処遇に関する要望

一 公務扶助料、遺族年金等の増額

公務扶助料、遺族年金等の改定にあたっては、近年、公的年金制度改革に関連し、見直しが論じられてまいりましたが、昨年末の昭和六十二年政府予算編成において、総合勘案方式により改善が行われました。

しかし、尊い一命を捧げた戦没者の遺族に支給される公務扶助料等は、国家補償に基づくものであり、社会保障とは性格を異にするものであります。また、恩給受給者は旧公務員であり、従って恩給年金の改善は今日まで現職公務員の給与改善のための人事院勧告等に準拠して実施されてまいりました。当然の措置と確信いたします。

今後においても高齢化が進む戦没者遺族の実情を考慮され、これまでの経緯を尊重し、命の代償たる国家補償の本質を確保して、引き続き人事院勧告に準拠する改善措置が講じられるようお願いいたします。

なお、つぎの各項についても特段の配慮をお願いいたします。

- (1) 遺族加算（十萬四五百円）を寡婦加算（十二萬五千五百円）と同額にすること。
  - (2) 改善実施の時期を公務員と同様にすること。
  - (3) 特例扶助料等を公務扶助料等と同額にすること。
- 二 子も孫もない戦没者の父母等に対する特別給付金の継続、増額



宮澤大蔵大臣に  
処遇に関する要望陳情



藤田参議院議長に  
処遇に関する要望陳情

子も孫もない戦没者の父母等に対する特別給付金は、昭和六十二年九月に最終償還を迎えましたが、子孫が絶えたという寂寥感がますます深まっている年老いた戦没者の父母等の特別な立場を考慮され、引き続き継続し社会情勢に見合った額に増額していただきたい。

### 三 厚生省援護局提出概算要求の完全実現

つぎの各項は、厚生省援護局より概算要求として提出されており、完全実現をお願いいたします。

#### (1) 特別給付金等関係支給事務費

六億七千七百万円

戦没者の父母等に対する特別給付金（四千件を含む）支給のための事務費を含む。

#### (2) 戦没者遺骨収集事業関係費

総額二億五千五百万円

##### ① 遺骨収集地域（五地域）

マリアナ・トラック諸島、フィリピン、ソロモン諸島、沖縄、硫黄島

##### ② 慰霊巡拝地域（六地域）

アリユーション列島、中国、フィリピン、インド、東部ニューギニア、マーシャル・ギルバート諸島

#### (3) 全国戦没者追悼式関係費

総額五千二百万円

国費参列遺族一県三十人

#### (4) 戦没者遺児記念館（仮称）に係る調査経費

総額一千八百万円

(5) 戦没者遺族相談員の謝金

一万九千五百円↓二万円

四 その他

対馬丸遭難学童の遺族に対しては、その父母等に「特別支出金」が支給されておりませんが、この支給率を改善していただきたい。

本県選出国會議員陳情先

衆議員

1 区 粟屋敏信 岸田文武

2 区 谷川和穂 増岡博之

中川秀直 池田行彦

3 区 亀井静香 宮澤喜一

佐藤守良

参議員

比例区 藤田正明 宮澤弘

堀江正夫 増岡康治

大会参加者(順不同)

1 区 松下一男 会長

竹永 勇 評議員

伊藤正巳 常務理事

奥田久正 青壮年部常任幹事

2 区 橋本ツユヨ 評議員

沖谷 積 理事

3 区

正金 登美恵 理事

玉島 ミエコ 評議員

竹田 浩二 副会長

島田 ヒサ子 副会長

浦谷 清司 理事

今井 牛三 理事

長谷川 春秋 理事

高田 光可 青壮年部副部長

野坂 守夫 事務局長



# 昭和六十三年

## 南太平洋地区戦没者遺跡巡拝

(ラバウル・ニューギニア)

広島県は昭和六十三年十月一日と十月七日の一週間において、今次の大戦で多くの尊い犠牲者を出した南太平洋地区、ラバウルの慰霊、南太平洋戦没者の碑（昭和55・9・30日 日本政府建立）前にて慰霊祭を敢かに執行、このラバウルは昭和17年開戦当初よりの前線基地ポートモレスビー作戦の南海支隊を始めダンピールの悲劇の第51師団（基兵团）も、その他補充兵員もこの基地経由、苦戦の東部ニューギニア戦線に進発された想い出深いものがある。

特に郷土部隊の福山歩兵41連隊が補充投入せられた戦跡で、終日、ココポ方面およびラバウル（ココポ、中央高地）西飛行場（山本五十六司令官）の戦跡慰霊巡拝を戦没者遺族10名で広島県遺族会の会の目的である「英霊慰霊顕彰」を執行された。参拝者一同は尊い犠牲となった肉親のありし日の姿をしのびつつ心からの冥福を祈り、戦争のない平和な社会がいつまでも続くことを祈念し、極めて有意義であった。

戦跡巡拝された本会副会長長谷川春秋氏、青壮年部参与平田修巳氏（広島県議会議員）より投稿がありましたので掲載。謝々。投稿

## 南太平洋地区慰霊巡拝団に参加して

(ラバウル・ニューギニア)

世羅郡 長谷川 春秋

昭和六十三年十月一日、南太平洋方面の巡拝団の一員として一行十二名、松下県遺族会長を団長として、午前十一時大阪空港に集結、シンガポールに向かって出発した。一行は男子九名女子三名、それぞれが南方で父を失った方、夫の戦死した地へ、兄弟の終焉の地を訪れる方ばかりであった。最高度を飛ぶ機中は白雲の上、下界は何も見えず、昼食、夕食とスチュアードスのサービスよろしく、シンガポールに着いたのは一八時過ぎ、東洋一の国際都市シンガポールの夜景は真にすばらしいもので、ここで六時間休止、再び国内線に乗替えてポートモレスビーに二日朝八時に着、更に飛んでソロモン海上からニューブリテン島の山々を眼下に、やっと目的地のラバウルの空港に着く、降りる人の多くは原住民の方で、赤青の原色の軽装さすが赤道直下の人、色黒々とたくましい。出迎えて下さった大使館西山一等書記官と原人の五十才くらいのおじさんでトラさんといった、戦時中彼は少年時代であったという。日本語も上手で、日本の軍歌もよく歌い、日本の巡拝団がこの地を訪れる度に、戦跡の案内役をする専属の方という。

一行はそれぞれ南国の美しい花輪の首飾りの歓迎を受けて、ホテルに入る。昼食をすませて、先ず、ラバウルの慰霊塔前で慰霊祭を行った。慰霊塔は真白な大理石の等身大の角塔でこれを中央に壮大な後壁に鉄筋

の屋根をつけ後壁面には日本語と英語で戦況と日本軍への慰霊の辞が浮き彫りにされている、現地新政府の好意によって建てられたものという。

広島県知事、県会議長の花輪を左右に、国旗を慰霊塔にかかげ、県遺族会のお供え、参加者のそれぞれの思いのこもった、郷土の銘酒、古里の水、米、はるばる持参した菊花、煙草に火をつけてお供えする人、紅葉まんじゅう、総領ようかん、お父さんへの慰霊詩の色紙。お供えの机上せましと供えられ、団長の慰霊の辞、深々と静かに合掌して、ありし日の父を夫を胸にいだいて涙にむせぶ。ラバウルは我が福山四十一連隊の勇士四千余人が全滅という多大の被害を受けた地である。

一行はトラさんの案内でバスで終日戦地を巡拝した。

県遺族会の提供した資料、昭和二十年第八方面軍司令部の製版したというラバウル付近の地図には、松島港、唐美湾、母山、妹山、紅葉谷、吉野台、決戦台等々皆日本語名で詳しく記名されている。当時日本軍が南方政策として如何に重視していたかを伺い知ることが出来る。海岸には輸送船の残骸が波に洗われ又そのまま棧橋に利用されてもいる。丘に登ればトーチカ、砲台が美しい熱帯の花咲く丘に取りのこされ、飛行場が椰子の密林をさえ切って長く雲間に霞んでいる。師団指令部跡、陸軍病院跡の立札、戦後植林されたという椰子林の中に戦闘機が真逆さまに墜落したそのままが現地の人々の手によって守られ、輸送船を山麓の格納庫にしたという洞窟の中に赤錆びた鉄船がそのまま保存されていて、戦跡案内の名所となっていたり、四十余年の昔の姿が手に取る様に忍ばれた。参加者の中に四ヶ年この地で苦戦辛酸をなめた従軍将校坂本氏に同夜現地講話をして戴き今日の巡拝を一層印象深いものにした。

二泊二日のラバウルに別れを告げ、ポートモレスビーに帰り、大使館

に伺い飯野参事官より、新興の地南方の外交政策について話を聞く。今の日本は国の政策として、福祉施設、医療施設をし原住民に酬いたいとの外交政策の方針に大いなる喜びを感じた。海岸の岩間から熱湯の吹き出ているところ温泉設備を計画中とのこと。ラバウルから帰りの機中で、誠に感心にあたえない人、三重県上野市村木貞一氏と話した。氏は過去八年間ラバウル戦線で服務し原住民の好意によってようやく一命を助けられ、無事に復員した恩返しにと、三重県四日市より百台の自転車を輸送して原住民に一台ずつ、無料配給して来た。一ヶ月いたと。帰ってこの仕事をつづけ千台を贈りたいと念願している。この話を聞いて、かかる日本人のあることに大いなる誇りと氏に対する無限の敬意と感謝の意を表し将来の健闘を祈った次第である。

シンガポールで日本大使館の領事、鶴原宏氏が宮澤大蔵大臣の内報を受けて出迎えられ感激す。翌朝日本人基地に参拝し墓守に敬意を表す。東洋一という国際新興都市シンガポール、独立十六年目の新装市街、規制正しき公衆道徳厳然として街道に塵一つなく植物公園に入れば国花、蘭の美しき花に見せられて、いつわりのない二十二金というプローチを記念に求める。これからの日本も、英霊の遺勲も永遠にかく輝けといのりつつ、一行十二名は慰霊巡拝の大任を果たしたというよろこびの笑顔をかわしつつ、十月七日成田から大阪へと帰省した次第である。

#### ▼同行者氏名

団長 松下一男氏 県議代表 平田修巳氏（三原） 盛次梁造氏（世羅） 前原治人氏（甲奴） 山手巧氏（広島） 坂本経雄氏（広島） 竹岡茂氏（広島） 外林妙子氏（福山） 丸山春子氏（尾道） 井上ユ

## 南方の子供達と楽しんだ一時

シンガポール、ポートモレスビー、ラバールと戦没者現地慰霊祭の巡拝中、ラバール野戦病院跡が原住民の中学校校庭となっているので、学校長に挨拶し、校庭の片隅に祭壇を設けて、知事の花輪等を供え、慰霊祭を行った。中学生が遠巻きに見ていたが、祭が終わると、「日本の先生」といつて私の所に集ってしきりに私に呼びかける。幸い案内者にトラさんという日本語の上手な方があったので通訳を願った。「日本の話をしてくれ」といつているのでこれ幸いと日本の学校の話を、この度の戦争で皆さんのお父さんに世話になったお礼やら、日本と仲よくしようといった。現地の中学生達は日本を



南方の子供達と楽しんだ一時（中央・長谷川春秋氏）

大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様になったのも、日本のお陰だ、大きくなったら日本に行きたいと云っていた。トラさんが「みよ東海の空あけて」と日本語で歌って、中学生全員の拍手に送られて別れた、校長さんに出した名刺で先生ということがわかったらしく、先生方も手を振って送って下さった。戦前、白人の植民地であったのが独立した国々、大東亜共栄が育ちつつあると、戦没者英霊に再び合掌した。

## 南太平洋地区（ラバウル・ニューギニア）

戦没者巡拝の旅に参加して

三原市 平田修巳

父の遺品と共に帰ってきた軍隊手帳によれば、昭和十六年一月十五日召集され、一月十八日宇品港を出発し、二十二日上海港に上陸、同時に歩兵第四十一連隊追及第二機関銃中隊に配属されています。その後十一月二十二日上海を出発し、十二月八日マレーシア「シンゴラ」に上陸、十二月十日シンガポールに上陸しています。翌十七年三月二十八日に昭南港を出発し四月五日フィリピン「リンガエン」入港、四月十三日同港を出発し、十六日にバナイ島、その他の港に上陸し、四月二十九日同港出発、五月三日ミンダナオ島「カガヤン」に上陸、六月二十六日同地出発、七月一日ダリヤオン上陸、八月四日ダバオ港出発の後、八月二十一日ニューギニア島「バサバア」に上陸しています。以後、ポートモレスビー作戦に参加し大変な苦勞をしたようですが十月三日マラリヤにかか

ニューギニア日本大使館に於て  
代理大使飯野建郎氏を囲んで



ウバウル日本軍特別特攻機の遺品

連合軍墓地



連合軍墓地入口

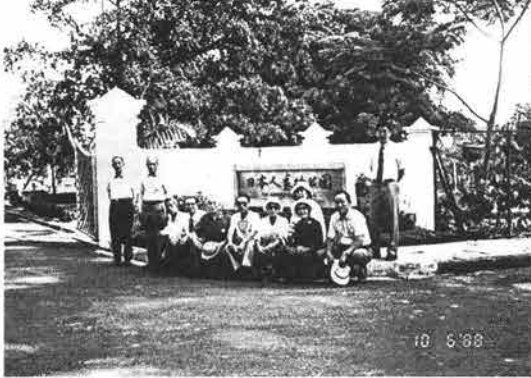


ニューギニア戦没者の碑  
所在地 ウエワク市  
竣工年月日 昭和56年9月16日

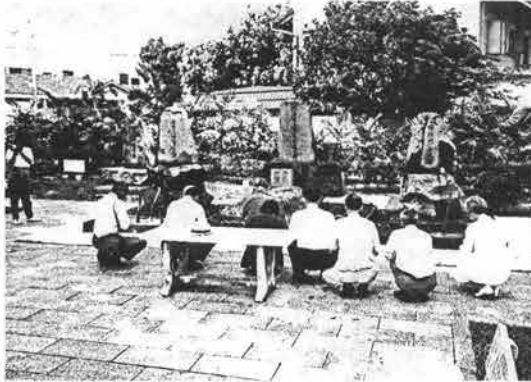


南太平洋戦没者の碑  
所在地 ラバウル市  
竣工年月日 昭和55年9月30日

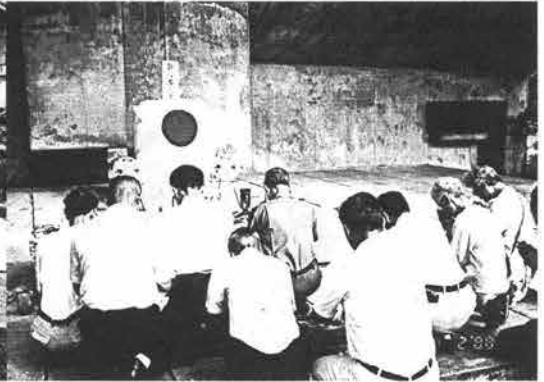
シンガポール日本人墓地



ラバウル海軍船艇格納庫穴



同墓地にて戦没者の碑に参拝



南太平洋戦没者の碑参拝

建築せられたお寺（墓地内）



ニューギニア水上生活の家

り五十五師団野戦病院に入院し十一月一日三日熱の為、ニューギニア島「ギルワ」を出発し十一月四日ニューブリテン島「ラバウル」へ転送され、ココポ第七六兵站病院に入院しましたが、十一月十三日当地にて戦病死とのことです。

私の誕生日は昭和十五年一月十五日だから丁度満一才のとき父は召集され、私が満二才十ヶ月でこの世を去り、帰らぬ人となってしまいました。古いアルバムの中に家族と一緒にいる写真や、軍服を着た写真を部屋の中に掲げていますので、その姿を見て、あれが私の父親なのだなと思ひ、父がいてくれたから私がこの世に生を受けているのだ、ということ以外に私の心の中に楽しかったことも、その他、父との思い出は全くありません。反面、特に小学生であった数年間、父なし子として、イジメツ子に苛められた思い出は数多く、そのたびに、父がいてくれたら、と何度涙を流したことがありません。

十五年前、父と一緒にニューギニアで戦い、片眼を失いながら元気で生還された人に出会い、当時の苦しかった思い出や父のこと等を聞く機会に恵まれ、それがきっかけで三原市遺族会青年部(当時)に入会し、遺族運動に参加することになりました。それ以後、南太平洋を転戦し、激しいポートモレスビー作戦に参加し苦しんで死んでいった父、機会があれば必ず一度その地へ行って見たい、自分の足でその地へ立って見たい、と思ひ続けてきました。その機会が来たのです。十月一日より七日まで、私にとっては短い一週間でした。

十月一日十三時十五分大阪空港を出発し、シンガポール経由にてニューギニア・ポートモレスビー・ジャクソン空港に十月二日八時二〇分に着き、国内線に乗り換えて十二時四十五分、ラバウル空港に到着し、

ホテルにて昼食の後、南太平洋戦没者の碑に参拝し厳かに慰霊祭を行いました。十月三日には終日、ココポ方面及びラバウル地区周辺巡拝を行いました。父が亡くなったココポ第七六兵站病院は現在プナポへ教会となり、そこから二軒離れたところに当時日本人墓地があったとのことです。現在はココポ・ハイスクールになって居り、当校の先生が「校舎の下に、まだ遺骨がたくさんありますよ」という話を聞き、大変驚いた次第です。両地に自分の足でしっかりと立って見て、感無量、涙が止まりませんでした。

。 Papua・ニューギニアはまだ未開の地であり国民は全て淳朴そのものであり、親日派が多く日本の援助を期待しているとのことでした。松下团长以下十名の者は元気で帰国し二ヶ月になろうとしています。私の耳に今、残っていることは、一九七五年に独立国家となった Papua・ニューギニア、建国の父と言われた当時の外務大臣ソマレ氏は、「大戦当時、幼少期であった私は、日本人が読み書きと算盤を教えてくれ、また規律も教えてくれた。そのことで私の現在があるのだ。」と自叙伝に書いてある。と日本大使館の西山一等書記官が教えてくれたことです。英霊の安らかを祈念しつ、一行は無事元気に十月七日成田経由大阪に帰省しました。



ラバウルココボ野戦病院跡慰霊式、墓地



ラバウルココボ野戦病院跡、墓地



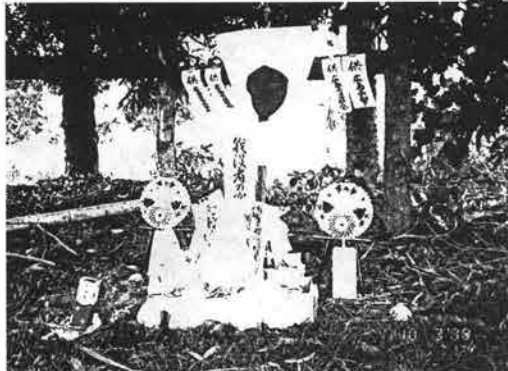
ラバウル港



ラバウル湾 第8方面軍司令部跡



ラバウル湾の風景



ラバウルココボ墓地の慰霊式のお供

山本五十六元帥の飛行座席遺品



広島県知事・議長お供



ラバウルココボ野戦病院跡  
マリア像



シンガポール風景



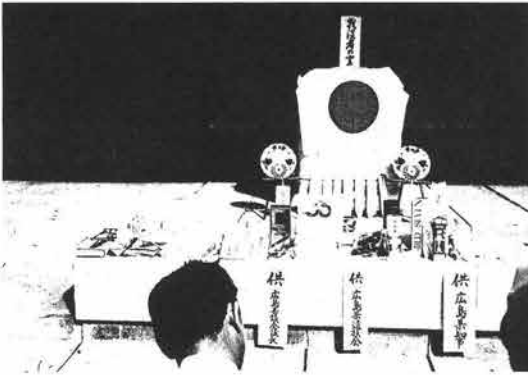
シンガポール日本墓地、寺内元帥の墓







ラバウルホテル宿舍



広島県知事・議長のお供



歓迎の現地の子ども



# 平成元年

## 本会創立四十周年記念行事

十一月三十日  
於・厚生年金会館



広島県遺族会創立40周年記念式典

広島県遺族会の発足は昭和二十四年八月三十一日で当時県内同胞は戦後遺族としての地位の確保に正義崇高なる理想実現のため同志の叫合盛り上り一市百十三町村の会員一万七千人が県遺族連盟の総会のもと発足したのは終戦後のさなかの時であったが、願みれば本年が四十周年に当り先人の貴重な足跡を偲び、今後

の対処することに思いを新たにするための記念式典を盛大に挙行了。午前九時半頃から県下単位の会から遺族代表一、四〇〇余名が会場に続々と参集し、十時半過ぎには満堂の盛況である。十一時開幕、来賓として、竹下広島県知事代理の上田民生部長、末田広島県議会議長、広島市長代理の堀部民生局長、瀬川広島市議会議長、伊藤日本遺族会副会長、尚、谷川衆議院議員（自民党県連会長）には国政多端にも拘らず参席、地元衆、参両院議員の各先生秘書各氏、県議會議員各氏、県社会課長、中・四国ブロック各県遺族会長、英霊にこたえる会広島県本部理事各氏等多数のご来賓のご臨席を頂き青壮年部井澤幹事長の司会により開式し進行した。

会場参列者の中では涙なくしてはと目頭に光るものが見えた。続いて決意表明を青壮年部副部長高田光可氏が決議文を朗読。最後に副会長打田静人氏の音頭で力強く万歳三唱、副会長竹田浩二氏の閉会の辞で盛大な式典を終わった。

式典終了後、引き続き記念講演に移った。演題は「今からを如何に生きるか」ユーモアたっぷりで笑いのとまらない長寿の話を広島市役所安佐南・北保健所長兼安佐北優生保護相談所長、医学博士為重哲雄先生の講演で如何に生きてゆくかの認識を新たに、かつ理解を深めた。本式典最後として靖国神社の歌で閉幕した。

### スローガン

- 一、靖国神社公式参拝の定着をはかること。
- 一、戦没者遺族処遇の改善と充実をはかること。
- 一、「平和記念総合センター」の建設を促進すること。



閉会 一同万歳三唱

一、遺骨収集、戦跡慰霊事業を拡充すること。  
一、戦没者遺児に対し国は特別措置を講ずること。

式典は畠中副会長の開会の辞、国歌斉唱、英霊に対し感謝の祈りをこめ黙祷を捧げ、松下会長が戦後、昭和二十四年極めてきびしい占領軍政の中で広島県遺族厚生連盟が結成されて以来、ひたすら英霊顕彰と遺族の福祉向上に努力を重ねられた先人各位のご労苦に対し心からなる敬意を表して、この四十周年を契機に一層の決意を新たに強固にして靖国神

社の公式参拝の定着をはじめ、遺族援護の懸案解決と使命の達成を期し新たな第一歩を踏み出さなくてはならないと力強い式辞を述べ万場、参列者の共感と声援の拍手をあびた。

物故者に対し黙祷を捧げ、本日この創立40周年を記念するにあたり、多年にわたって戦没者遺族の福祉の増進と遺族会の発展に尽瘁された

功績者、十五有余年にわたり、本会役員、又単位遺族会長、婦人部長、青壮年部長、事務局員、十有余年にわたる郡市遺族会長、同婦人部長に対し表彰状、物故者に対し感謝状を計三〇八名に及び授与し万場から祝福された。

被表彰者を代表して、長谷川春秋氏（県副会長）から謝辞があり表彰式を終り、竹下広島県知事代理をはじめご臨席のご来賓から祝辞を頂き、参列者一同「杖とも柱とも思い頼りにした父、夫、最愛の肉親である我が子を失ない、取り残されて悲惨な境遇に追いやられ特に遺族には働き手もなく、反面子供達を育成する境遇となり、物を求める金にも困り、食糧も乏しく、路頭に迷う悲惨な日常となり恰も餓死寸前の状況が思い出され」苦しかった創立四十周年の歩みをかみしめると共に、更に団結を強固にして前進する決意を新にした。

来賓紹介、祝電披露のあと体験発表を戦後遺族としては悲惨な境遇に追いやられた母、息子がきびしい世相の中で苦勞した悲しい体験の一端を発表、婦人部は三原市糸崎地区支部長中山末子氏、青壮年部は世羅郡青壮年部長今田春昭両氏の話聞いた。

## 決 議

青壮年部 副部長  
福山市青壮年部長 高田光可

われわれの悲願である靖国神社は、わが国の基本、国家道義の根幹である。

総理の靖国神社参拝が戦後四十年にして実現したにもかかわらず、その後、見送り遺憾とする姿勢すら見せない。

英霊は、「地球より重い」と言われる人命を、如何なる代償も求めず、

祖国日本と同胞のために捧げられたのである。その英霊を祀る靖国神社への公式参拝は外圧に屈するものではなく、あくまでも国内問題であり、独立国として毅然たる政治姿勢により、わが国の良き伝統、文化、習俗に立脚し公式参拝を実行し、国民の負託に応えるよう強く要求する。

また、一命を国家に捧げた戦没者遺族に対する処遇は、国家補償である本質に基づき改善と充実につとめるのが戦没者とその遺族に対する国家の責務である。

公務扶助料等については、これを社会保障の一環として扱う議論が政治の上で依然根強くあるのは誠に遺憾である。この制度の本質を崩すことは、国に生命を捧げた亡き夫とその妻の誇りを無視するもので、絶対に容認することはできない。

「平和祈念総合センター」の建設を促進し、遺骨収集、戦跡慰霊巡拝、戦没者の慰霊顕彰と戦没者遺児に対し国は特別措置の処遇に対する施策を政府は誠意をもって充実すべきである。

われわれはここに広島県遺族会創立四十周年祈念式典に当り、その原点に鑑み、決意を新たに、左記の各項の実行を誓い邁進する。

#### 記

- 一、靖国神社公式参拝の定着をはかること。
- 一、戦没者遺族処遇の改善と充実をはかること。
- 一、「平和祈念総合センター」の建設を促進すること。
- 一、遺族収集、戦跡慰霊事業を拡充すること。
- 一、戦没者遺児に対し国は特別措置を講ずること。

右、決議する。

平成元年十一月三十日

於 広島県遺族会創立四十周年記念式典

## 日本遺族会第四ブロック会議開催

日本遺族会の第四ブロック遺族会（中国・四国地区）の会議を去る十月三十日、三十一日の両日、広島市の八丁堀シャンテに於て開催し、来賓として、竹下広島

県知事代理として植

松民生部次長、荒木

広島市長代理として

堀部民生局長、尾辻

参議院議員、藤田参

議院議員、各県から

会長、婦人部長、青

壮年部長、事務局長、

当番県として役員幹

部数名等約五十名が

出席当面する諸問題

について協議した。

会議の中心議題と

しては、靖国神社公

式参拝運動に対する



中・四国ブロック会議

今後の対策について、愛媛玉串裁判支援等について、日本遺族会役員改選について、熱心に討議がなされた。その結果、①衆議院解散前に靖国神社公式参拝定着化一本にしようとした全国大会を開催する。②愛媛県玉串料裁判（高松高裁で審理中）を第四ブロック遺族会として、全面的に支援する。③支部長会議（各都道府県会長）を中央本部は必要に応じて開催する。三項目を決議、中央本部にその実行方を要望することを決定した。

## 意見書

日本遺族会中国・四国ブロック会は、十月三十日、三十一日の両日広島市において、平成元年度第一回ブロック会議を開催し靖国神社公式参拝定着化問題、並びに全国組織の支部長会議を開催することにつき、左記のとおり意見の統一をみたので、日本遺族会として善処されるよう申し入れます。

### 記

一、われわれの悲願である靖国神社はわが国の存立の基本となる国家道義の根幹である。

総理の参拝は戦後四十年にして実現したが、その後見送られて表敬の姿勢すら見せない。いわゆる東京裁判史観に呪縛されて外国の内政干渉に屈していることに他ならない。公式参拝は外圧に屈するものではなく、あくまで国内問題であり、独立国として、毅然たる政治姿勢により、わが国の良き伝統文化習俗に立脚し公式参拝を実行し国民の負託に応えるべきである。そもそもこれは且つて、マッカーサー指令官

以下進駐により、占領政策として、神道指令を発令して、靖国神社を国家から切り離し、宗教法人化されたことに起因するが速かに宗教法人から離脱について検討していくべき問題である。

現在の状況では英霊が浮ばれなく公式参拝の実現の可能性は無いとして会員は嘆いている。年次後退の感すらあり、堪忍袋もほどほど、この当りで立ち上り都内官邸等をデモストレーションの実行あるのみで、公式参拝は実現しない自民党は公約違反であり、このような自民党であれば、入党費、並びに選挙等の支持も出来得ない意見の一致をみた。

日本遺族会は早急に公式参拝定着化に最善の努力を願いたい。

二、全国支部長会議の開催については、経済的な予算等の問題はあろうが、各県の遺族会は、会長が、会の要であり、支部長としては責任を果す為、中央状況把握が最必要である。

中央に各県の支部長が集まった際、諸



中・四国ブロック会議受付



中・四国ブロック会懇親会



種の問題等について意見交換し、検討協議を重ね、意思、決定が未端まで届く組織活動を推進し、組織の活性化をはかって行くべきである。現在の日遺の考えで開催されている方法は充分でなくコミュニケーションがないとの意見の一致をみた。

## 第四十五回全国戦没者遺族大会

日本遺族会は十二月二十五日、東京九段会館において第四十五回全国戦没者遺族大会を開催。各都道府県代表一、一五〇名（広島県十五名）が参加し、次の要望事項を決議し、政府並びに自由民主党の地元選出国會議員に対し強力な陳情を行った。

大会の目的は靖国神社公式参拝を継続定着化および平成二年度政府予算編成における公務扶助料、遺族年金等の増額等、本会要望事項の実現をはかるため、全国戦没者遺族大会が開催された。

## 大会宣言

政府与党である自由民主党は、靖国神社への公式参拝の実現を、常に選挙公約に掲げているが、本年もまた総理の公式参拝は実行されなかった。極めて遺憾である。

昨今の経済施策を優先するが如き、政府の態度は、社会に拝金的風潮を蔓延させ、これが内外の批難を受ける基となっている。

政府、自由民主党はかかる政治姿勢を改め、戦没者遺族をはじめ多くの国民の信頼の回復に努力すべきである。

近く総選挙が予想されるが、われわれは、政府、自由民主党の猛省を求めてやまない。また、戦没者の遺族に対する処遇は、一命を国家に捧げた行為に対する国家補償であるという本質に立脚し、社会福祉対策と同列に論ずべきものではない。

われわれは、この遺族処遇の基本にもとづき、公務扶助料等については、人事院勧告の公務員給与上昇率を適用して改善すること、そして、戦没者遺児祈念館（仮称）の早期建設、さらには遺骨収集、戦跡慰霊巡拝制度の拡充等を、強く政府に求め、これの実現を期さなければならぬ。いよいよ平成二年度政府予算編成時にあたり、われわれは、ここに第四十五回全国戦没者遺族大会を開催し、組織の総力を結集して戦没者遺族の矜持を持って、これらの懸案の解決に邁進する。

右宣言する。



平成元年十二月二十五日

第四十五回全国戦没者遺族大会

## 決 議

本日ここに第四十五回全国戦没者遺族大会を開催し、総力をあげて左記各項の実現を期する。

### 記

- 一、靖国神社公式参拝を継続し、定着すること。
  - 一、公務扶助料等は、国家補償の精神に基づき、公務員給与上昇率を適用して、改善すること。
  - 一、戦没者遺児祈念館（仮称）の建設を促進すること。
  - 一、遺骨収集、遺児等の戦跡慰霊巡拝を拡充すること。
  - 一、特別弔慰金支給法を改善すること。
  - 一、総選挙に際し、推薦候補者の必勝を期すること。
- 右決議する。

平成元年十二月二十五日

第四十五回全国戦没者遺族大会

## 戦没者遺族処遇に関する要望

### 一 公務扶助料、遺族年金等の増額

公務扶助料が、人事院勧告の公務員給与上昇率を適用して増額改定され、その方式が定着してきたことは、ご承知の通りである。

しかるに、公的年金制度の見直しに関連して、恩給年金についても検

討され、昭和六十二年度より総合勘案方式によって恩給年金も改定されることとなったのは、極めて遺憾である。

そもそも恩給年金は、他の公的年金とは異なり、あくまでも国家補償に基づいて執行されるべきであり、これを端的に表わすのが公務員給与改善をそのまま実施することにある。

- (1) 遺族加算（十万五千三百円）は寡婦加算（十二万六千三百円）と同額にすること。

尊い一命を国家に捧げた戦没者とその遺族の実情を十分に考慮され、公務扶助料等は人事院勧告の公務員給与上昇率適用して、増額改定するよう要望する。

なお、つぎの各項について特段の配慮をお願いしたい。

- (2) 改善時期は、公務員と同様にすること。
- (3) 特例扶助料等を公務扶助料等と同額にすること。
- 二 厚生省援護局提出概算要求の完全実現

つぎの各項は、厚生省援護局より概算要求として提出されています。完全実現をお願いいたします。

- (1) 戦没者遺骨収集等事業関係費

要求総額 三億四千万円（前年度 二億一千九百万円）

#### ① 遺骨収集の継続

確度の高い残存遺骨情報のある全地域について実施する。

#### ● 派遣地域 六地域要求（前年度五地域）

東部ニューギニア、マリアナ・トラツク諸島、フィリピン、ビスマーク・ソロモン諸島、沖縄、硫黄島

#### ② 慰霊巡拝の拡充



平成元年度から従来の全遺族を対象として実施している慰霊巡拝とは別に、戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝を行っているが、平成2年度においては更に人員増により拡充を図ることとする。

● 派遣地域

七地域要求（三地域）

（前年度6地域（三地域））

フィリピン、中部太平洋、ビスマーク・ソロモン諸島、東部ニ

ューギニア、硫黄島、中国、ソ連

なお、戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝地域は、フィリピン、中部太平洋、ビスマーク・ソロモン諸島の3地域について実施する。

● 派遣人員

三百五十三人（百二人）

（前年度二百七十二人（六十八人））

注：（ ）は戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝を示す。

③ 慰霊碑等の管理等

サイパン島、ラブアン、ソ連

④ 遺骨収集等の記録書の作成

要求額 五百万円（前年度、ゼロ）

遺骨収集の概了に向けて、これまで実施した各地域での遺骨収集結果の精査および残存遺骨状況を把握した記録書を作成する。

(2) 戦没者遺児のための祈念館にかかる調査経費基本設計の前段階の作業を精力的に進めるため、祈念館の機能の一つである情報検索方法にかかる基本計画案を作成するほか、戦争の歴史を客観的、具体

的に後世代に伝えていくための展示手法についても検討する。

① 情報検索方法にかかる調査経費

② 展示手法にかかる調査経費

③ 要求額 二千五百万円（前年度 一千九百万円）

(3) 戦没者追悼式挙行に必要な経費

● 要求額 八千六百万円（前年度 六千九百万円）

● 国家参列遺族の増員 1県四十人の千八百八十人（前年度

1県三十人の千四百十人）

(4) 戦没者遺族相談員謝金

要求額 年額 二万一千円（前年度 年額二万五百円）

三 その他

対馬丸遭難学童の遺族に対しては、その父母等に「特別支出金」が支給されておりますが、この支給率を改善していただきたい。

本県選出国會議員陳情先

衆議員

1 区 粟屋敏信 岸田文武

2 区 谷川和穂 増岡博之

中川秀直 池田行彦

3 区 亀井静香 宮澤喜一

佐藤守良

参議員

比例区 宮澤 弘 藤田雄山

## 大会参加者（順不同）

1 区	松下一男	会長
	中尾栄三	青壮年部長
	奥田久正	青壮年部常任幹事
	山田義春	青壮年部常任幹事
2 区	打田静人	副会長
	竹田浩二	副会長
県議	神川正紀	
	平田修巳	青壮年部参与
3 区	長谷川春秋	副会長
	高田光可	青壮年部副部長
	今田春昭	青壮年部副部長
	藤井康範	青壮年部常任幹事
	石岡フサ子	青壮年部監事
	野坂守夫	事務局長
	井上千代	事務員

## 恩給関係予算引上げ決定

第四十五回全国戦没者遺族大会並びに特別陳情のため上京頂きました皆様には、年末御多忙にも拘らず格段の御協力を賜わりまして誠に有難く深く感謝いたしております。

お蔭をもちまして困難な中にも処遇改善と国家補償の目的が貫徹出来

遺族年金等年額表

種 別	現在の年額	平成2年4月より	備 考
先順位遺族年金	1,596,300円	1,645,400円	月 137,116円
先順位遺族給与金	1,596,300円	1,645,400円	月 137,116円
先順位特例遺族年金	1,264,300円	1,304,400円	月 108,700円
先順位特例遺族給与金	1,264,300円	1,304,400円	月 108,700円
後順位遺族年金	54,000円	54,000円	月 4,500円
後順位遺族給与金	54,000円	54,000円	月 4,500円
後順位特例遺族年金	42,000円	42,000円	月 3,500円
後順位特例遺族給与金	42,000円	42,000円	月 3,500円
他に公扶受給者のある内縁の妻の年金	192,000円	192,000円	月 16,000円
特 設 年 金	302,900円	314,500円	月 26,208円
特 例 特 設 年 金	205,700円	214,500円	月 17,875円
対馬丸遭難者特別支出金	月 87,178円	月 89,126円	

ましたことは、本県選出国会議員の先生方のなみなならぬ御協力の賜ものによることは申すに及びませんが、私共遺族にとりまして、誠に大きな喜びとなりました。皆様には十二月の末、何かと御繁多の処、本当に御苦勞頂きまして予算額引き上げの成果を得ましたことはご同慶に堪えずここに厚くお礼申し上げます。

各位 殿

会 長 松 下 一 男

# フィリピン戦没者戦跡巡拝

## フィリピン地区

(ルソン島カラリヤ近郊、ミンダナオ島ダバオ島)

広島県は平成元年十一月五日、十一月十日の六日間において今次大戦で凄惨苛烈を極めたフィリピンは戦没者が非常に多く四九八、六〇〇余柱(広島県出身一七、〇〇〇柱)これらの英霊に対し追悼の誠を捧げ、尊い犠牲によってもたらされた平和への願を新たにするため、(日本政府は昭和四十八年三月二十八日フィリピンルソン島カラリヤに戦没者慰霊碑を建立)この碑の前にて慰霊祭を厳かに執行、今回の参加巡拝者は二十四名で広島県遺族会の目的である「英霊慰霊顕彰」が執行された。参拝者一同は尊い犠牲となった肉親のありし日の姿をしのびつつ心からの冥福を祈り、戦争のない平和な社会がいつまでも続くことを祈念し、極めて有意義であった。戦跡巡拝者より巡拝の感想の投稿がありましたので掲載、投稿謝々。

### フィリピン戦没者戦跡巡拝者よりの礼状

世羅郡世羅町本郷一、七〇九

田 淵 幹 夫

フィリピン戦没者戦跡巡拝にはお世話になり厚くお礼申し上げます。

戦跡を巡拝していかに戦斗の激しかったことを克明な説明によってよ

く知る事が出来ました。日頃忘れがちなあの同胞の尊い犠牲によって現在の日本私達があることを何時までも心に銘記して子や、孫、若者達に傳へていく義務があると思います。

高田郡八千代町佐々井

浮 田 郁 省

比島の慰霊巡拝に同行させていただき誠にありがとうございました。私を可愛がってくれていた従兄もさぞ喜んでくれたことと思っ

骨の替りに比島の石を持って帰りましたのでお墓へ納めて霊を慰めようと思えます。

現地でのご説明、心にしみて有難く感じました。

福山市鞆町後地六九四―一三

外 野 勉

フィリピン戦没者慰霊巡拝の節はいろいろとお世話になりました。兄、弟がどんなところで戦死したのだろうかと気にかけておりましたが、四十余年にして念願がかない大変感謝しました。

深安郡神辺町字道上二八三四―六

和 田 裕 一

去る十一月五日より六日間にわたり、広島県遺族会比島戦没者慰霊巡拝団員として、現地に於て慰霊してきました。

比島では、去る大戦において四十九万八千柱(広島県一万七千柱)の



マニラ慰霊

比島戦没慰霊巡礼団に参加して



比島戦没者の碑

戦没者があり、私も肉親がどのようなところで戦死したか、一度機会があればと思っていましたところ、今回の巡拝団に深安郡代表として参加することができました。

巡拝第一日は、マニラより南方ラグナ湖を西回りし、モンテルパ刑務所で最初の慰霊をいたしました。多くのB級戦犯が処刑されたところです。車窓から赤い服の囚人が作業していたのが印象的で、ここでは比較的刑の軽い犯罪者は原野に点在する小屋に家族と一緒に住んでいることでした。

終戦となり復員船を待つ間、塩分が欠乏し食糧も無く風土の異なった土地で力尽きて多くの方が亡くなられたとのことでした。

次の目的地はカリラヤ日本政府建立慰霊碑です。全比島戦没者を祀っております。比島の靖国神社です。椰子林の続く山道をやっと登りつめたところに湖があり、その向こう岸に小さく慰霊堂が見えてきました。日比両国政府により建立され、また管理されています。

慰霊は国旗をひろげ、遠く持参した供物と、広島県遺族会、県知事、県会議長よりの供花を前に、松下団長より次の意の追悼の言葉がありました。

「皆さんは遠くこの地において戦死され再び郷土へ帰れず残念であつたでしょう。寂しかったでしょう。慰霊団は四十四年経て只今やってきました。私たちは皆さんの尊い犠牲を無駄にせず、日本の平和のため、発展のために頑張りますので、どうぞ安らかにやすみください」巡拝団一同しばし泉下の霊に香花をたむけ冥福を祈りました。

さて、私たちはここで当初計画されたコースを変更し、ラグナ湖東岸を北上し、リザール州の激戦地アンチポロへ向かいました。

車窓から見る風景は、住民の小さな家並が道路わきに続き、特に田舎の住家は一間程度の小さな家で、屋根は椰子の葉によったものや、トタン数枚の簡素なもので、後進途上国のきびしい現実を考えさせられました。

比島は失業率三二%で貧富の差がひどく、このレポートを書いている時、マニラでは反乱軍のニュースが報じられており、政状まことに不安定で、巡拝中においても政府軍の検問にいましたが、原住民は我々に好意的のように受止められました。

一行を乗せた車は、ラグナ湖畔より広大な原野を通りぬけ、深い谷を見おろす山路へとかかりました。ちょうど加茂谷から山野を超え神石高地に入ったような処にたどり着きました。

この谷一帯は、四十四年前日本軍が後方へ後方へと転進し、或は食糧なく力尽き、マラリヤやアミーバー赤痢となり仆れていった地域です。日本軍の玉砕に近い激戦のあった処です。

やっとたどり着いたアンチポロ比島慰霊地は草原のなかの大きな黒岩をバックに徳島県遺族会青年部の皆さんによって祀られていました。私は日本から持参した神辺の酒「美の鶴」をたむけました。

我が兄よ、遠く南国のこの地において二度と郷土へ帰ることなく寂しく我々を待っておられた神辺の方々、広島県の皆さん郷土広島から慰霊団がやってきました。大変だったでしょう。ご苦労でした。

四十四年前この地でタコツボを掘り、飢餓に喘ぎ、敵の戦力になすべきを得なかったことを想うと、万感胸にせまり涙が止めどなく流れました。原住民の一人が近付き、私たちは碑の周囲の草を刈っていると告げたので謝意をこめ寸志を渡しこの地を後にしました。

遙か向うにボソボソの山なみが連なって見えており、この地で慰霊しました。

翌日は、飛行機でセブ島マクタン島へ。この島の東方に激戦地レイテ島があり、還らざる特攻隊の若鷲たちの姿がうかがえます。

セブ島には元陸軍航空隊がありマクタン島は海軍航空隊セブ飛行場のあった場所で、かつての特攻隊基地において慰霊しました。

また、セブ市のセブ独立公園内の慰霊碑、およびセブ看護婦学校校庭内の慰霊碑は、この方面の病院戦没者の霊を祀っています。我々の宿泊した小高い丘の上のホテルの庭にはセブ観音があり、セブ島およびその周辺の地域で戦死された、すべての方々を祀っています。

五日目はアキノ大統領官邸マカラヤン宮殿を橋上より左に見ながら、一路バタアン、コレヒドール方面に向かいました。途中サンフェルナンドより北にアラヤット山を遠望する原野において、遙かクラーク、タルラット方面を慰霊しました。

遠くバタアンの山々が見えてきました。左よりオリオン山、マリベレス山、十字架のあるサマット山です。米軍砲兵観測班のいた山で日本軍が大打撃を受けた処です。

私たちは、サマット山のマニラ湾を見下ろす大樹のもとで慰霊しました。

父よ、夫よ、兄弟よ

そうして戦争の犠牲になった

亡き大勢の皆さん

どうぞ安らかにおねわりください

お互いにそれぞれの想いと祈りをこめて、十個所にわたる最後の慰霊

地であるコレヒドール島の見えるマリベネスの丘を後にしました。

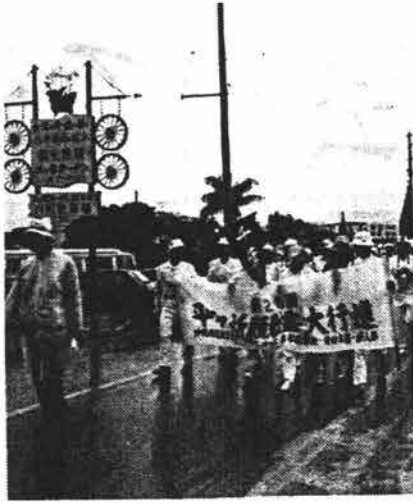
私たちは、六日間の巡拝において比島の民情に接し、世界は一つだと思いました。

企画してくださった広島県遺族会の皆さん、並びに関係者の皆さんに感謝し、拙文ではありますがご報告といたします。

## 第28回平和祈願慰霊大行進

### 沖繩全島深い祈り——青壮年部

六月二十三日は、世界に類を見ない最も激戦であった沖繩戦が終結した日であります。この日は去る大戦において、日米両国将兵一般県民あわせて二十三万二千余柱の尊い生命が失われた戦没者の御霊を慰め、世界の恒久平和を祈念し、戦争による惨禍が再び起こることがないよう「慰霊の日」として制定されている。



平和祈願慰霊大行進（沖繩）

あの悲惨な戦争が終ってから四十四年、時も激動の昭和時代から「平成」と改まったが、我々戦没者遺族が決して忘れてはならない戦争の悲惨さを認識

し、世界恒久平和を祈念すると共に、我々戦没者遺族は尚一層力を結集して、英霊頭彰と平和運動を推進しなければならぬ意義ある日である。

我々戦没者遺族が「慰霊の日」をより意義深い行事にするため、また悲惨な戦争の事実を、子や孫達に語り継ぎ平和の尊さを教え、亡き父親と無言の語らいの一日として、南部の激戦地を慰霊と平和の行進をはじめ今年で二十八回目を迎える。

戦後四十四年経過した今、尚、沖繩の山野には、我々の肉親の遺骨が未収骨のまま、我々遺族の収集を待っている事を思う時、忍びない。戦争を憎まざるを得ない。二度と戦没者遺族を出さぬよう、悲惨な戦争を起こしてはならない事を世界に訴えるため、沖繩県遺族連合会青壮年部、婦人部、日本遺族会青壮年部、婦人部が手を携えて今年も平和祈願慰霊大行進が行なわれ小西銘知事が世界の恒久平和のため、平成元年に当たり新たな決意をもって宣言された。

#### ▼参加者

広島県青壮年部	元谷 稔
広島市青壮年部	石丸 明美
宮脇マサ枝	花崎 和美
	田中 孝

# 平成二年

## 今後の遺族会の

### あり方を考える

### 特別委員会の経過

激動の昭和が終り、平成の時代となった。

広島県遺族会は今新しい時代に向って前進するにあたって、先人先達の不撓不屈の精神と足跡を想起しつつ、新しい時代の本会の活動の基本を考究すべく特別委員会は平成元年十一月三十日に創立四十周年を数え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあつて、戦没者遺族に対しての基本理念として英霊に関する考え方、顕彰運動の具体的な在り方について、いかに深く考え理解するかの問題のあり方についてスタートした。時は平成二年八月二日に本会常務理事、婦人部長、青壮年部（理事）により本会の今後の遺族会のあり方について改革案検討委員会（仮称）の構成について付託されたので「本会の今後のあり方ならびに、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱心に研究審議を重ねてきた。

流動のほげしい社会情勢の中で、長期的展望に立って本会の維持、発展をはかっていくためには、組織、機構を常に点検し、惰性を排し組織

機構の補強をすると共に、運営の効率化による経常費の膨張抑制をはかることが大きな課題である。近年、種々運営に支障を生じている公益法人に対し、政府も指導基準を設け、会議費その他の経常費等が過大にならないよう指導されており、本会も一方において財務基盤の強化を急ぐと共に、この課題達成に努力して行くことは当然のことである。

役員の数、会議の開催回数など亦、財源については財団法人の性格から、資産より生ずる果実、会費収入、賛助金がそれぞれ三分の一の割合で構成されるのが望ましい姿である関係等をも併せての改革は過去の経緯もあり効率化の必要等種々の面に亘り取り組んだ。

「本会の今後のあり方ならびに、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱心に研究審議を重ねた。

### 特別委員会の開催月日

平成二年八月二日、十月十八日、十一月二十七日、

平成三年四月三十日、七月一日、七月三十一日、九月三日、

十月二十九日 計 八回開催

### 特別委員会の委員

委員長	浦谷清司	常務理事	三原市
副委員長	福場敏枝	婦人部副部長	御調郡
〃	二井田芳澄	青壮年部参与	広島市
委員	折田健三	常務理事	広島市
〃	伊藤正己	常務理事	山県郡
〃	笠井キミエ	常務理事	呉市

委員 香河仙三 常務理事 豊田郡

” 渡辺剛 常務理事 双三郡

” 平田修己 常務理事 三原市

” 舛本久恵 婦人部副部長 大竹市

” 森川文子 婦人部副部長 竹原市

” 保井清三 青壮年部参与 豊田郡

” 守山虔郎 青壮年部副部長 三次市

(事務局) 野坂守夫 事務局長

同特別委員会は平成三年九月二十六日に正副会長に中間報告し、さらに委員会に於ては細部に亘り必要なことに対して慎重審議し欠く事項を取り纏めた。ついでには研究調査項目中一部に継続審議中のものがあるが、これが採択と更に印刷製本にも若干の日数を要するが何れ理事会の承認を得る事であるが、ここに経過経緯を暫定措置として一先ず概要の報告書を会長に提出した。

### その間審議の概要次の通り

1. 本会の財源について
2. 英霊顕彰に対する今後の事業活動についての構想、計画について
3. 備後護国神社の慰霊顕彰等に係る県遺族会の基本的態度について
4. 収益的事業(会館の経営)の分析について
5. 婦人部の組織、機構について
6. 広島県遺族会の情報宣伝活動について
7. 組織の後継者を担う遺児自らの本質自覚と、これが部員の育成強化策

8. 行事執行に伴う委託業者選出について

9. 事務局機構強化について

10. 経費の節減対策について

11. 婦人部規程について

12. 組織、機構の運営(寄附行為の内容)について

○ 役員処遇について

○ 評議員の定数について

○ 青壮年部員の増員について

○ 会員増の方法について

○ 事務局員の処遇について

○ 役員選考内規について

この結果が大方の賛同を得て、これからの広島県遺族会活動の参考となれば誠に幸甚である。

## 沖繩ひろしまの塔合祀

### 戦没者追悼式

日時：平成二年十月二十五日午前十時

場所：沖繩県糸満市「ひろしまの塔」前

主催：広島県

広島県は戦後四十五年を迎え、「ひろしまの塔」に合祀されている本県出身戦没者三四、六〇七柱を追悼し、平和への誓いを新たにするため





平成2年度 戦没者遺族沖繩慰霊巡拝団 10月25日 於ひろしまの塔

追悼式を執行された。

広島県遺族会は、この式典に九十名招待を受け県費補助により参拝した。

広島県からは知事、県議会議長、厚生委員長、各委員、民生部長、遺族会関係竹田、平田、神川各議員、沖縄県から、沖縄県知事、県議長、沖縄県遺族連合会長、沖縄県慰霊奉賛会長が出席され式典は開式、式辞（県知事）黙祷、追悼の辞（広島県議会議長、県遺族会長）献詠（金城琉風氏）献花（広島県知事、来賓、遺族代表）により厳粛裡に終了した。参拝者一同は、尊い犠牲となった肉親のありし日の姿をしのびつつ心からご冥福を祈るとともに、戦争のない平和な社会がいつまでも続くことを祈念し、極めて有意義であった。終りになりましたが広島県に対しまして厚くお礼を申し上げます。

深安郡遺族会長 和田裕一

戦後四十五年の節目を迎え、国民の七割のかたが戦争を知らない世代だと云われており、また当時のことも風化されつつあり忘れられようとしているとき、広島県におかれましては去る十月二十五日沖縄県「ひろしまの塔」において竹下県知事自ら列席され、戦没者追悼式が厳粛なるうちにもしめやかに挙行されました。

来賓として、奥原広島県々会議長を始め議員のかたがたや沖縄県の関係者のご列席され、また松下広島県遺族会々長以下郡市代表の私たち九〇名が招待され参列いたしました。この「ひろしまの塔」には、さきの大戦において南方諸地域で戦没者となられた三万四千六百七名の広島県出身者のかたが合祀されており、ご遺族のかたには当時を忍び感慨も一

広島県知事招待の昼食会



旧海軍司令部壕前

ひろしまの塔一角 知事と一緒に



# 沖縄語

日本全国どの地域に比べても、複雑でわかりにくいのが沖縄の方言。言語学者のあいだでは、これを単なる方言ではなく“沖縄語”と呼んでいる。この“沖縄語”が平安時代の“古代日本語”ときわめて近いのも、また興味深い点だ。

その“沖縄語”の中から、日常よく使われる会話や単語をいくつか紹介すると……。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 日本語……………ヤマトグチ  | 母……………オカア       |
| 男……………イキガ      | 兄弟……………チャーデー    |
| 女……………イナグ      | 着物……………チン       |
| 美人……………チュラカーギー | 朝飯……………ヒティミティー  |
| 不美人……………ヤナカーギー | 買った……………ワジタン    |
| あなた……………ウンジュ   | 買う……………コウラ      |
| わたし……………ワン     | よい天気……………イイウワチチ |
| 父……………オトウ      | 沖縄語……………ウチナグチ   |
| いらっしゃいませ……………  | ……………メンソーレ      |

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| お入り下さい……………     | ……………イミソーレ       |
| 召し上がって下さい……………  | ……………ウサガミソーレ     |
| とってもおいしい……………   | ……………イツペーマーサン    |
| ごちそうさま……………     | ……………クワッチャイビタン   |
| またおいで下さい……………   | ……………マタンメンソーリョー  |
| お休みなさい……………     | ……………ユクイミソーレー    |
| 売って下さい……………     | ……………ウティクィミソーレー  |
| いくらですか……………     | ……………チャッサイビーカ    |
| はじめまして……………     | ……………ハジミティヤーサイ   |
| ごめんなさい……………     | ……………ワッサイビーン     |
| ごめん下さい（訪問）…………… | ……………チャーピラ       |
| お元気ですか……………     | ……………ガンジューヤミセーミ  |
| 今日は暑いですね……………   | ……………チューヤアチサイビーン |
| これはなんですか……………   | ……………クレーヌーヤイビーガ  |
| いつ来ました……………     | ……………イチチャービタガ    |



沖縄護国神社鳥居前



追悼式献花 松下会長

象の鼻海岸をバックにして



沖縄舞踊ショー

入だったであろうとご推察いたします。

式後、私たちは沖縄戦終結の地である南端の断崖絶壁の摩文仁の丘において牛島軍司令官長、参謀長らが自決された当時を偲び慰霊しました。また健児の塔、ひめゆりの塔では、学徒動員の経験のある私は沖縄の学徒兵や女子挺身隊員の手榴弾による自決など惨状を聴き同じ年配者として、すまないと思いただ手をあわすのみでした。

当時の戦記によれば「友軍が南方に敗走してきてからは軍民が同一区域に住むようになり、米軍は軍民の区別なく無差別に攻撃し、南方全域が戦場となり、もはや人間にとって安全な場所はなくなった。島尻全体が修羅場と化し、戦争末期の民間人の惨状は筆舌でいいつくせないものがあった。」と当時の戦争の恐ろしさを伝えていきます。

次の日は旧海軍司令部壕を慰霊しました。広島県にゆかりのある大田実司令ほか幕僚たちが六月十三日を最後に自決された場所でこの壕中および周辺で約四千名のかたが最後を遂げられたと云われます。

私たちはほの暗い地下壕へ細い階段を一段づつ降りていき、何とか廊下らしきところに出てきました。

ちょうど戦争中における呉海軍工廠での地下待避壕を思い出します。突然司令官室への道標がうす暗く向うに見えて来ました。入口は細く、部屋は八畳間ぐらいだろうが当時の机がそのまま保存されており、前を歩く誰もが何かにとりつかれたように向こうに見える壁書を注視しています。

大君の御はたのもとに

ししてこそ

人と生まれし甲斐ぞありけり

昭和二十年六月十三日午前一時太田司令官は、従容として自決されその時の絶筆と伝えられます。

壕は、シックイでかためられてこそあれ当時のままで、作戦室、幕僚室、暗号室、医療室、発電室そうして下士兵員室等がそのままあり、当時を偲び心安らかにお眠りくださいと祈りながら壕をあとにしました。

このたびの追悼式参列への旅において私たちのみで来た沖縄は敗戦からながい占領下を得て、日本に復帰し、今観光地沖縄として力強く生きぬいてきた姿であり、四十五年前の戦争のつめ跡は今の世代からは昔話としか聞かれず、人の心からさえ忘れられようとしています。

しかし戦争は残酷で悲しいものであり、平和がどんなに尊いかを後生に伝えていかなければならないと誰もが思われたことではないでしょうか。

三日間の慰霊を終え、私たちはそれぞれの祈りと想いを残しながら沖縄の地をあとにしました。

おそくなりましたが、このたびの合祀戦没者追悼式にご招待くださいました広島県並びに遠方までご列席いただきました広島県議会の皆さんに深甚なる敬意を表し、ご報告にかえさせていただきます。

## 戦没者遺児の献血運動（青壮年部）

日本赤十字によると例年夏には血液が不足しているため、県青壮年部は赤十字センターと打合せの結果、県下各郡市単位に於いて献血運動に参加することを決めた。

### 一、目的

「英霊から続く戦没者遺児の血を社会に役立てる」ことを目的とする。

二、実施時期

八月十五日を中心として、七月から八月にかけて実施する。

三、本部に報告

「戦没者遺児の献血運動」を実施したら実施報告書を提出する。

### 全国統一街頭宣伝活動実施（青壮年部）

本年も八月十五日に向けて青壮年部が全国統一に街頭宣伝活動を実施し、広く県民に理解と協力を求めるため広報キャラバン行動を本年は二区を中心を実施する。

一、目的

靖国神社公式参拝定着化をはかる併せて北方領土返還の一人、一人の声を結集する協力方のため

二、日時

八月四日(土)～八月五日(日)

三、区域

呉市、豊田郡、竹原市、賀茂郡、東広島市、安芸郡一円

### 実態調査（婦人部）

日本遺族会がかねてより政府に要望している身よりのない戦没者の父母および妻に対する特別給付金の継続・増額の実現をはかるため、事業計画に基づき実態調査を実施する。

○戦没者等の妻、一二〇万、六〇万、二〇万（十年償還）は平成五年十月三十一日最終償還を迎える

○身よりのない戦没者の父母等、七十五万、六〇万、三〇万、一〇万（五

年償還）は平成四年九月一四日最終償還を迎える。これらの継続、増額の実現をはかるためである。

一、調査日

平成二年八月一日現在で行う。

二、調査表

調査表は父母と妻の用紙をわけ、調査表は二枚複写。

三、提出期限

調査表（日本遺族会保存）は平成二年十月三十一日までに本部宛送付  
広島県遺族会提出は平成二年十月二十日

（追って婦人部において調査に伺います何卒よろしく願います）

# 平成三年

## 中華人民共和国方面慰霊巡拝

——上海・蘇州・南京・北京

中国はアジアの東部、太平洋の西岸に位置する国である。国土総面積は約九六〇万平方キロメートルで、東西間の距離は約五、〇〇〇キロ、経度差が六〇余度、南北側の距離は五、五〇〇キロ、緯度差が約五〇度に達している。陸地境界線は全長約二万二、八〇〇キロで、大陸の海岸線は約一万八、〇〇〇キロ余りである。中国の広大な海域には大小六、五三六の島が散在し、そのうち台湾島（面積三万五、七八八平方キロ）と海南島（面積三万四、三八〇キロ）が中国最大の二つの島である。

中国は世界でも最も早く文明が発達した国の一つである。文字によって考証できる歴史だけでも四、〇〇〇年の長きに達し中国は非常に長い原始社会を経た。紀元前二十一世紀に、中国は最初の奴隷国家—夏王朝が現われ紀元前四七五年から、中国は封建社会に入った。一八四〇年以後、中国はしだいに半封建植民地社会へと転落していった。

一九四九年十月一日、中国共産党の指導する中華人民共和国が成立を宣告した。新中国がうちたてた労働者階級の指導する、労働同盟を基礎とした。人民民主主義独裁の国家政権は、人民が国の主人公となった新しい型の政権である。これは中国の歴史上かつてみられなかった新しい型の政権である。これは中国の歴史上かつてみられなかった政権で、富

強で民主・文明の社会主義現代化国家を建設する根本的な保証である。

民族……中国は長期にわたって統一された多民族の国で、全国には計五六の民族があり、最も人口が多い漢族は全人口の約94%を占め、ほかに、蒙古族、チベット族、ウイグル族、朝鮮族、満州族など55の少数民族がある。七世紀の隋、八世紀の唐が日本文化に与えた影響は大きく、日本の文化は中国文化のおかげで育ったといっても過言ではない。

このような関係の仲にあった国同志が且ての戦いになったことは悲しい思いである。この地において尊い一命を国のために捧げられた方々の慰霊をしたい多数の希望者の内二十五名の巡拝を次に記す。

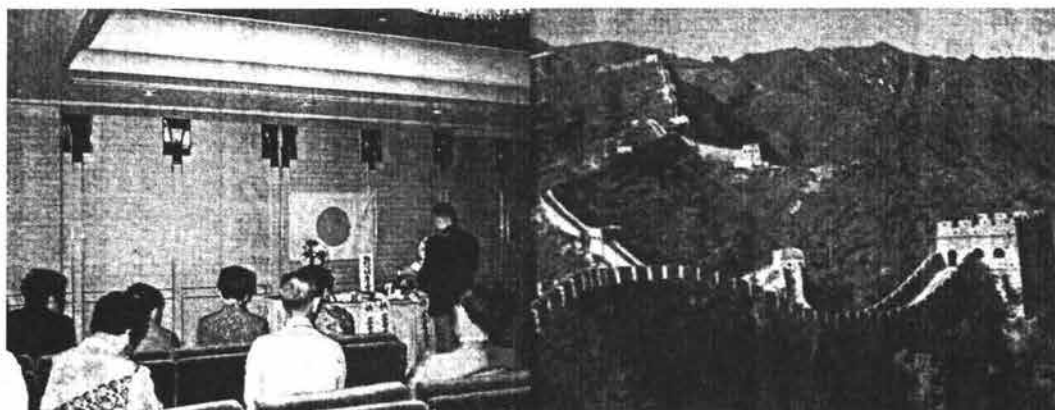
巡拝団一行二十五名は平成三年九月二十八日大阪空港十三時三十分発で全員元気に上海空港着、旅程表日程に従い上海、蘇州、南京、北京と巡拝をいたしました。

今次対戦において悲惨苛烈を極め多くの尊い犠牲者を出した中華人民共和国（東北地区を除く）地区で戦没した英霊は四十七万人の内、広島県出身約一万三千人の戦没者の慰霊追悼式を上海、南京、北京に於いて広島県知事、県議会議長の花輪を供え、参拝者は線香、ローソク、その他故人の好物であった酒、タバコ等持参したものをお供えし、ありし日の姿をしのびつつ心からみたまのご冥福を祈り厳肅裡に挙行いたし国家斉唱、追悼の辞、読経、軍歌と式の進む中で皆の声はとぎれ、とぎれ、鼻を吸る音、涙声で本当に感窮まった敬虔なお祈りをいたしました。惟えはこの尊い犠牲性によって築かれた今日のこの平和と繁栄を何時までも守り続けて行くことを誓い遺族のこれからの人生の大きな心の支えとして誠に有意義でありました。特に戦没者遺児は、すでに亡き父の年を越えたが、父に対する思慕の念は年とともに深まっていたのでありましよ



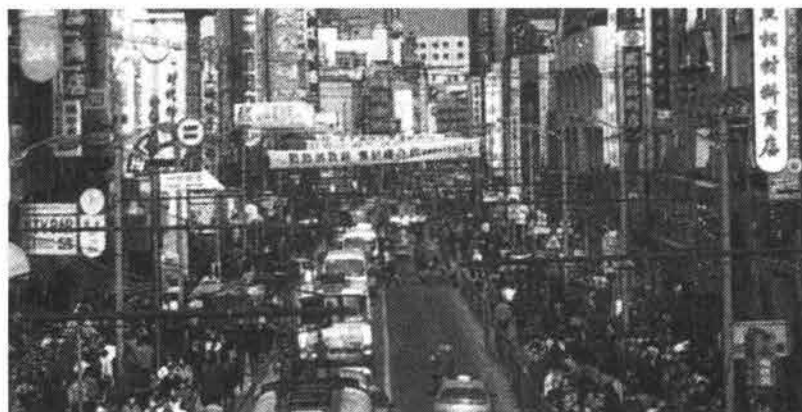
蘇州（東洋のベニス）

「東洋のベニス」とよばれる水の都蘇州は、蘇州四大名園に代表される美しい庭園の街でもあります。



慰霊追悼式（於上海）

万里の長城



上海（南京東路）西洋と東洋の文化が共存する、アジア最大の都市・上海。異文化を取り入れつつ、独特の繁栄を遂げたエネルギッシュな街です。

万里の長城に於て



上海駅前にて



## 上海

中国近代化をリードする経済都市。1300万人を擁する、中国最大の都市が上海。古い欧州風建物が、列強に支配された戦前の租界の面影を残しています。しかし、現在の上海は、黄浦江は外国船行き交い、街行く人々の服装は明るく、まさに中国经济の中核にふさわしい活気あふれる都市となっています。

## 蘇州

数々の庭園が美を競う東洋のベニス。多くの湖水に囲まれ、運河が縦横に走る水の都。その美しさは「天に極楽あれば地に蘇州あり」とうたわれるほどです。宋代以来、官僚や地主などの上流階級が集まり、美しい庭園が次々と作られ、今もそのいくつかは麗姿をとどめ、人々の憩いの場となっています。

## 南京

三国時代から明時代まで「建業」の名で首都として栄えました。永楽帝が都を北京へ移した後は「南京」の名に。古刹や陵墓など多数の史跡の他、博物館の内容も充実しています。プラタナスやポプラの並木道が印象的な古さと新しさを合わせもつ都市である。

## 北京

華北平原の北に位置する北京は中国の首都であり、全中国の政治、文化と交通の中心でもあります。また文化古城として、約三千年の歴史を有する北京は16,800平方キロメートルの面積があり、人口は約1,100万の人口、多くの貴い文物と美しい庭園を誇り、雄大な万里の長城外近くにあります。



う。一度は亡き父の散華の地に訪れ、この目でその地を確かめ、肌身で感じ、顔も全然知らぬ父と語らい、心ゆくまで慰霊追悼の誠を捧げられたことと思います。又北京に於ては宮澤参議員の紹介状により、在中華人民共和国日本大使館を訪問し大使には面接は出来なかつたが赤倉亮参事官とお会し、種々日中友好親善の旨の話し合いをし、重ねてアジア競技大会の観光資料等をも手渡し、一時の歓談をいたしました。

中国各地に於ては手持した土産品を中国の出合う子供達にプレゼントし談話をかわし友好を深めることが出来ました。

中国は世界でも最も早く文明が発達した国の一つであり、この中国と日本は手を握り合つて共々栄えなくてはならないと思います。旅程の最後万里の長城はみんな、なにかを征服したかのように一行満足してしました。それもそのはず；中国を語らんとすれば先ず万里の長城を知れと云々されている位ですから；終りになりましたが広島県のご理解による補助事業として遺族の慰藉は今後の大きな励み、支えとなりました。終りになりましたが戦争のない平和な社会が何時までも続くことを祈念し極めて意義深い戦跡巡拝でした。

## 中国慰霊巡拝の旅に参加して

廿日市市遺族会 岩本繁子

わたしの兄は昭和十二年八月中国河北省にて戦死、二十三才の短い生涯を閉じました。

あの日「お国のために手柄をたてて帰ってまいります」と、多くの方々の歓呼の聲に送られ、親や弟妹と涙で別れた光景がつい、この間のよう

に思われてなりません。戦死の公報から少したつて白木の箱に入られた兄の遺骨が白い布に包まれてわが家に帰って来ました。その日から来る夜も来る夜も中国の空に向かい月を仰いで一人たらずんでいた今は亡き母の姿が鮮明によみがえってまいります。

きっと息子の死の悲しみに耐えていたのでしよう。「静雄が眠っている地を尋ね霊を弔

つてやりたい」と常々申しておりましたがその願いが通じたのでしよう、奇しくも五十四回目の祥月命日にご案内を頂き、わたしが慰霊の旅に参加させて頂くことができました。

中国各地で慰霊式が行われました。松下会長さんが、「あなた方の尊い犠牲のもとに今の平和があるのです。安らかに眠ってください」と追悼の言葉を述べられました。会長さんご自身も同じ頃中国で死の極限にたたされ、わたしたちが想像ができないような苦難な戦いをされたこと、戦友との最後の別れの様子など詳しく語ってくださいました。



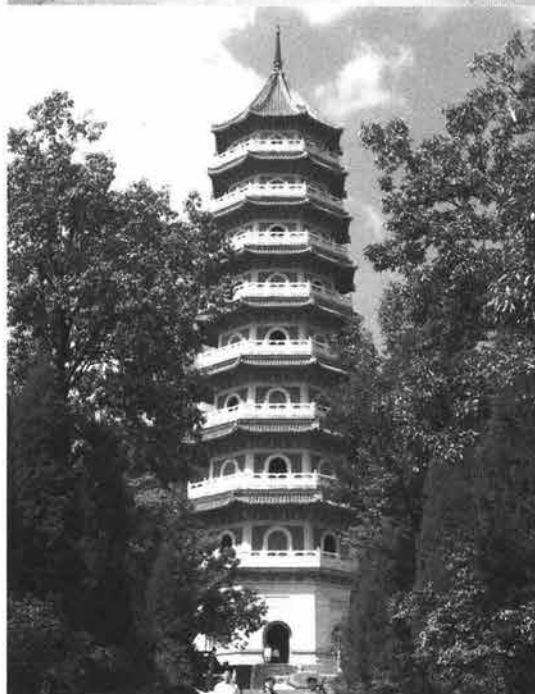
熱烈慶祝中華人民共和國成立42周年を表示している北京公司前にて

天壇公園

1420年創建、明、清の歴代皇帝が五穀  
豊穰を天に祈った祈年殿（高さ38m、  
1890年に修繕）



故宮（即ち紫禁城）



南京（九層樓）



南京（大鐘寺）

「この戦争がわが国のみならず中国の多くの方々の犠牲があったことにも目を向け、日中友好関係を続けていかなければならない」とも話されました。

北京での夜、ホテルの窓から上弦の月に寄り添うように金星が見えました。かつて母と兄が共に異郷の地で同じ月や星を眺め、思いを巡らせたであろうと思うと涙がとめどなく頬をつたい胸が痛みました。

わたしは、中国で兄を原爆で弟を失ったあの悲惨な戦争が、世界中の妻や子、そして親や弟妹が再び泣くことのないよう平和への道について深く考えて行こうと思いを新たにしました。両親の墓前に兄が散華した地付近の小石を供え報告しました。両親も草葉の蔭できつと喜んでいてことと思います。このたびの慰霊巡拝の旅に参加させて頂くことができましたことは広島県並びに広島県遺族会の方々の暖かいご支援によるものと感謝の気持ちでいっぱいでございます。有がとうございました。

## 日本遺族会 会議を開催 第四ブロック

日本遺族会の第四ブロック会議が十一月二十日、二十一日の両日、愛媛県松山市道後のホテル宝荘で開催された。中国、四国各県の会長、婦人部長、青壮年部長、事務局長ら四十八人が出席した。

### 協議された議案

#### 一、英霊顕彰

- (1) 玉串料等の裁判について
- (2) 靖国神社の諸問題について

#### 二、遺族処遇

- (1) 遺族処遇改善の要望事項について

公務扶助料、父母、妻特別給付金、特別弔慰金、未処遇遺族等。

#### 三、組織運営

- (1) 青壮年部の拡大強化について

- (2) 今後の遺族会のあり方について

#### 四、その他（広島県提案）

英霊顕彰運動の推進について

『靖国神社に祀られている戦没者』と『千鳥が淵は無名戦死者の墓』の差異

靖国神社は全戦没者の「霊」を祀るものであるのに反し「墓」は特別の事情にある遺骨を収める施設であり、両者の性格はおのずから異なり、両者は觀念上も実体も抵触するものではない。靖国神社は宗教ではなく全其他の神社とは性格を異にし、日本の国家としての存立の根基をなすものである。亦墓の性格は、端的に申せば、戦没した者の無縁遺骨を収納する納骨施設、国の建立された（国の責任管理）墓。

上記のことについて現代の若い者は千鳥が淵はよく知っており、靖国神社のことについてもあまりにも認識が薄い。

靖国神社崇拜は軍国主義にあらず、教育の欠如と申しても過言ではなく、現行教科書の偏向を排し、正しい歴史、愛国心、国防の緊要性等、次代を担う青少年に対して教育の育成をなすべく大なるものがある。

## 公式参拝の定着実現の先決要件として

(憲法第八九条)

(1) 県知事を始め地方自治体首長の参拝を強く要請し、若年層への伝承運動が必要。

(2) 戦前から点在する忠魂碑、旧軍人墓地等の護持奉賛活動の徹底を期し慰霊顕彰の高揚を図る。

(3) 護国神社・靖国神社に対する啓発行為の一環として慰霊碑等の所在管理等草の根運動の実践をなし靖国公式参拝への実行の促進の要にもなる。

### ◎決議事項

(1) 宮澤総理大臣、渡辺外務大臣は靖国神社公式参拝の約束を履行された。

(2) 日本遺族会は愛媛県玉串料裁判を積極的に支援しよう。

(3) 特別弔慰金支給法を制定し公務扶助料等受給権失権者には即支給されるようにされたい。

### 玉串料等の裁判(憲法第二〇条)

信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

公金その他公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の……使用益に供してはならない。

### 愛媛玉串料裁判について

愛媛玉串料裁判は第七回が松山地裁で出張裁判が行われた。その後、黒田弁護士を囲み、関係者報告会を行った。その中で岩手県側のような玉串料相当額の金額が恩赦適用による返還免除などと云う不名誉な手段だけは絶対にやらないことを確認した。

### 総理の靖国神社参拝について

国民のために身を捧げ如何なる代償を求めることなく思えば、耐え難きを耐え、忍び難きを忍び、万世のため大平を開かんと詔勅をいただき、苛烈な戦争の終局を迎えて四十五年経過、総理の参拝実現がされない関係もあって、日本国民も靖国の本質を見失っている「神道指令」と同じ発想と立場において、つまり歴史的伝統も文化的風土も全く異なる西歐的な宗教観に立って靖国神社を論議するものがあらわれた。靖国神社や戦没者の慰霊の問題について、これをタブー視する風潮が生じ英霊に対する感謝尊敬の念にも、感心の薄い大きな影響がもたらされている。何が何でも総理には勇断を以て公式参拝が願はしく若し、総理の参拝に対して外庄があれば外務大臣が外交手段をもって処理されるぐらいの度量が必要であると思う。亦総理の参拝については参拝しやすい環境をみんなで一考する要も大切に思う。

## 政教分離訴訟支援

靖国参拝訴訟にかかる問題として政教分離を定めた憲法違反云々であるが靖国神社はわが国の戦没者追悼の中心的施設であることを日本人であれば勉強すべきである。元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものでなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。問題の中には純粋な政教分離と云うよりも進行をめぐる事である。本性の目的は信教の自由の保障にあることと考える。

愛媛県玉串料裁判については勝訴にむかって中国ブロック会議の決議に対しても勝つべく万全地元の要望に応え支援する。

## シベリア抑留の詳細図

### 40年ぶり広島県が発見、一般公開

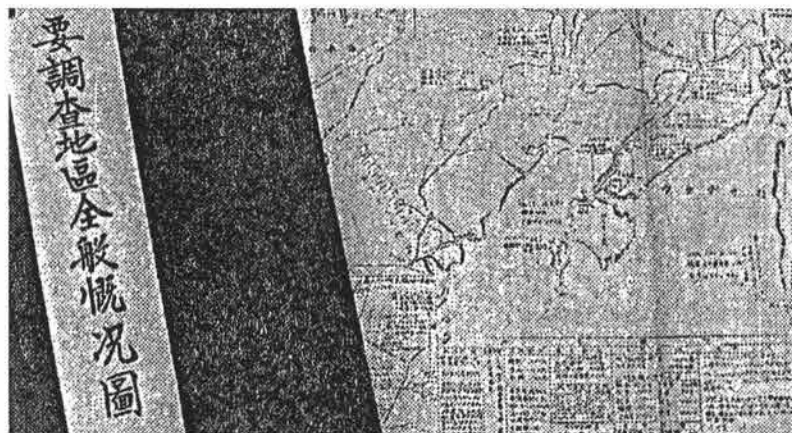
シベリア抑留の実態について厚生省が昭和二十六年、帰還者からの聞き取りを基に作成した「要調査地区全般概況図」（抑留地域詳細図）が広島県庁内の書庫から四十年ぶりに見つかった。厚生省はもともと、全国の都道府県でも一括保管している県はなく、広島県は十二日、一般公開することを決めた。今後の遺骨収集などに役立てる。

## 收容所位置や死者数…

### 生活ぶりも生々しく

概況図は、B3判で手書きの地図を三十六枚のザラ紙に謄写版印刷したもので、厚生省引揚援護局留守業務部（当時）が、昭和二十六年八月に作成。未帰還者の死亡の有無や抑留地での生活状態を調査するため、内部資料として各都道府県に配布した。

ソ連領内で、日本人收容所が集中していたハバロフスク、ナホトカなど主な地区四十地区について、五万分の一から百万分の一の地図上に地形、鉄道、病院などの主な施設を記載。分散されていた收容所の位置や開設時期、部隊名、人数を記している。また、地区ごとに入所者の移動の様子、栄養失調や伝染病の発生状況、死亡者の人数などが詳しく書き込んである。



広島県庁に保管され、40年ぶりに見つかったシベリア抑留の概況図

東部のハバロフスク地区の場合、約一万一千人が収容され、工場や建築現場での作業に従事、栄養失調などで千七百三十三人が死亡した様子が示され、他の地区でも「飯ごう八分目のおかゆを三人で食べる」「入浴は十日に一回」など生々しい生活ぶりを記している。

今年七月、県職員が偶然、書庫に保管してあるのを発見した。概況図には将校などの個人名などが記されているため、プライバシー保護などについて検討し、支障がないと判断し、公開することにした。一般からの照会には、コピーの閲覧で応じる。問い合わせは、県社会課☎082(228)2111内線2818。

今秋、別の資料から収容所や墓地の位置を示す「収容所要図」の復刻版をつくった厚生省援護局は「貴重な資料だ。今年四月、ソ連が抑留者名簿を公開してから、民間の墓参、遺骨収集の希望が高まっている。具体的な調査の参考になる」と話している。

### 「」の記事に対し附記すれば……

シベリア方面に抑留された者は「厳寒」「飢餓」「重労働」の果てに倒れつき、今なお自らの死の意味が解明されないまま、無名、野ざらしの眠を続けている日本人抑留死亡者の実態がクローズアップされている。現在特に「タイシエツトとイルクーツク」の間の、鉄道線路敷設のための多くの日本兵捕虜（約四万人）が投入され、枕木三本に一人の死者が出た程に犠牲者は多数である。肉親の眠る現地での慰霊に対し遺族は、この悲惨な戦争の体験を風化させることなく、戦争の歴史的教訓を次代に正しく伝え、埋葬地に墓参し平和の尊さを確認祈念するために、墓参への強い希望がある。

## 第31回平和祈願慰霊大行進

——沖繩全島深い祈り——

六月二十三日は、世界に類を見ない最も激戦であった沖繩戦が終結した日であります。この日は去る大戦において、日米両国将兵一般県民あわせて二十三万二千余柱の尊い生命が失われた戦没者の御霊を慰め、世界恒久平和を祈念し、戦争による惨禍が再び起こることがないように「慰霊の日」として制定されている。

あの悲惨な戦争が終ってから四十七年、時も激動の昭和時代から「平成」と改まったが、我々戦没者遺族が決して忘れてはならない戦争の悲惨さを認識し、世界恒久平和を祈念すると共に、なお一層の組織力を結集して、英霊顕彰と平和運動を推進しなければならない意義ある日である。

石垣と守礼の門



東南植物楽園



戦後四十七年経過した今日、未だに沖縄の山野には、私たちの肉親の遺骨が未収集のままであることを思うとき、誠に忍びなく、戦争を憎まざるを得ない。今年も、日本遺族会青壮年部・同婦人部並びに沖縄県遺族連合会青壮年部・同婦人部が主催となり、沖縄県民の協力を得て、糸満小学校より摩文仁の平和祈念公園までの十・三キロを父が、夫が傷つき摩文仁に向かった同じ道を、戦没された方々の苦しみの万分の一でもと味わい、手を携えて、平和を願いながら慰霊大行進を行い、更には沖縄県主催により挙行される、沖縄戦没者墓苑前での「沖縄全戦没者追悼式」に参列し、二度と戦没者を、そして遺族を出さぬよう、悲惨な戦争を起こしてはならないことを、国内外に訴えることにしている。

#### ▼参加者

広島県青壮年部 藤井 康範 広島県青壮年部 水永 邦弘  
広島県青壮年部 徳永 邦弘 広島県青壮年部 吉富 祝子

## 硫黄島遺骨収集報告

府中市遺族会青壮年部員

### 井上忠 二

今を遡ること40年余、そこで世界を二つに分けて争った戦の中でも最も激烈で、最も奇跡的な戦いが交わされた事は、平和な世に生まれた者には想像することは出来得ない。確かに輸送機の高い機窓から眺める白い波に縁どりされた島影は将に「平和」そのものだった。しかし眼下に

広がるこの平和な島影こそ、その地勢上の重要性から命がけて守り必死に攻めた多くの将兵の血がしみ込んでいるこの世の修羅場だったところである。硫黄島は小さく、しかも南端の摺鉢山以外は一面の平地「守るに難し攻めるに易し」で戦術は地下の壕を掘り敵の接近を待ち挺身斬り込む作戦をとられたことと思えば国家存亡の危急に際し一身を祖国のための戦に参加し、平和の礎として散華された英霊遺骨収集何回かの間、正直言って今回の収集作業では御遺骨以上に大量の弾薬、爆弾が出土したこともあり、曇ることを知らぬ空は、過酷な熱が我々の上に照りつけて来る。(七〇度強)それはマリアナ諸島の太陽より強烈で多量の汗で足もとは湿ってくる。またの機会にも参加したい。



硫黄島の碑

遺骨収集地に於て慰霊



遺骨収集場所の探索



遺骨収集団員が慰霊



硫黄島で収集された遺骨の整理

硫黄島で収集された遺骨



収集した遺骨

# 平成四年

## 中華人民共和国方面慰霊巡拝

中国巡拝団一行二十七名は平成四年十月十日大阪空港十時五分発で全員元気に北京空港着。旅程表日程に従い中国の首都北京、中国最北の大都会哈爾濱。吉林省の省都長春、遼寧省の瀋陽と巡拝をいたしました。

### 哈 爾 濱

松花江に臨む黒竜江省の省都ハルピンは人口約二五〇万、電機・機械工業などが発達した工業都市であり、中国最北の大都会です。

エキゾチックな響きを持つ地名は、「網を干す場所」という意味の古い満洲語。一九世紀までは、小さな漁村にすぎなかった。現在のように発展するきっかけとなったのは、帝政ロシアが清国から鉄道敷設権を得、東清鉄道の拠点として以来。その後日本が支配したため、街には外国による統治の名残りが色濃く残っています。ロシア風建築、ビル、現中華書店となっている旧「松浦洋行」の丸いドームなど。

### 長 春

吉林省の省都、人口二〇〇万を有する工業都市です。また、中国東北方のハイデルベルグという異名をとる文教都市でもある。吉林大学や東北師範大学、吉林工業大学や長春地質学院、そしてベチューン医科大

学などが、ポプラ並木に囲まれるように立っている。その学生数は合計四〇万人以上。全国各地から優秀な青年が集まっています。そして、長春は、もうひとつの顔を持っている。旧「満洲国」の首都だったところは新京と呼ばれ、今でも当時の遺構が残っています。

### 瀋 陽

瀋陽は遼寧省の省都。東北最大の重工業基地です。この地は、戦国時代から東北地方の中心地であり、後の満洲族の王朝・清朝発祥の地でもある。清の初代皇帝・太祖努爾哈齊（ヌルハチ）と二代皇帝・太宗皇太極（ホンタイジ）が一六三七年、ここに都「盛京」を築いた。一六四四年に北京へ遷都してからは「奉天府」が置かれ、一時は奉天と呼ばれていた。瀋陽という名は市内を流れる渾河（別名瀋水）に由来している。瀋水の陽（北側）にあるという意味らしい。北国ではあるが、かつて都だったため、松の木が多く、緑深い街という印象が心をなごませてくれます。人口は五〇〇万人。

### 北 京

五十万年前の北京原人に始まって、幾多の興亡絵巻を繰り広げた帝国。そして、世界がその動向を注視する人民中国へ。その大きなパワーを、いやが上にも実感させてくれる正面玄関が、総面積四〇ヘクタールという世界一の天安門広場です。このほか約七二万平方メートルの邸内に部屋数九千を誇る故宮（旧紫禁城）や全長六キロメートルにもおよぶ万里の長城など、壮大なスケールを誇る歴史の遺産が残されています。

今次大戦において多くの尊い犠牲を出した中華人民共和国地区で戦没



北京天壇祈年殿

した英霊は四十七万人余の内、広島県出身戦没者（東北地区）の戦没者は一、五〇〇人でこの慰霊追悼式を北京、哈爾濱、長春、瀋陽に於て広島県知事、県議会議長の花輪を供え、参拝者は戦没者の好物であった持参のものを供えて、ありし日の姿をしのびつつ心から御霊のご冥福を祈り敵陣裡に挙行し国家斉唱、黙祷、追悼の辞、読経と進む中で皆の声はとぎれ、とぎれ、鼻を吸る音、涙声で本当に感窮まった敬虔なお祈りをした。

惟えばこの尊い犠牲によって築かれた今日の平和と繁栄を何時までも守り続けて行くことを誓い遺族のこれらの人生の大きな支えとして誠に有意義であった。特に戦没者遺児はすでに亡き父の年を越え、父に対する思慕の念は年とともに深まり一度は亡き父の散華の地を訪れ、この目でその地を確かめ、肌身で感じ、顔も全然知らぬ父と語らい、心ゆくまで慰霊追悼の誠を捧げられたこと

と思う。

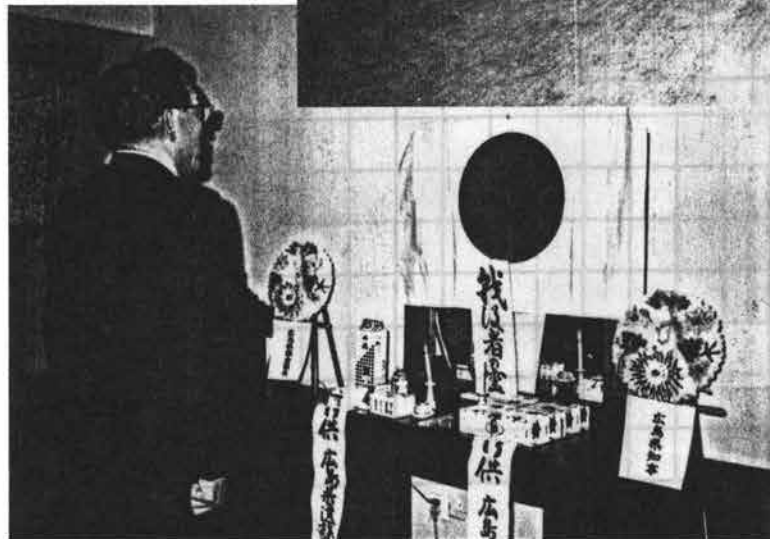
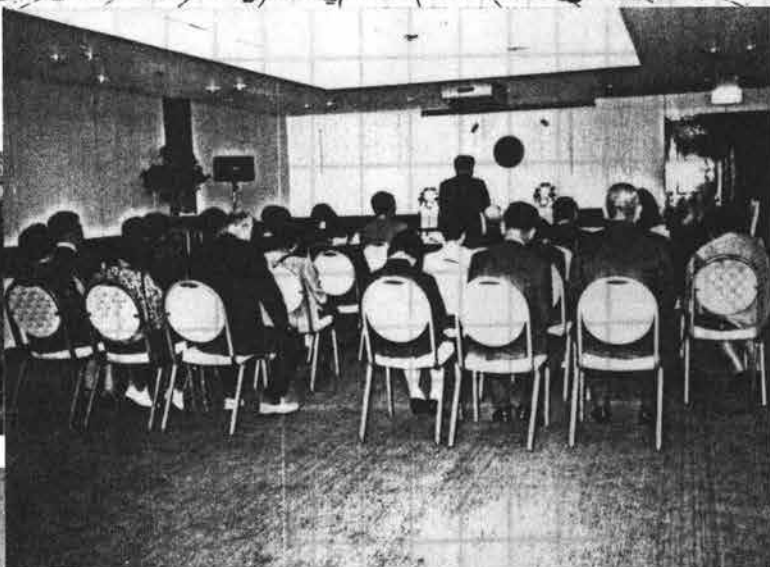
顔みれば中国四千年の歴史は、古来から日本の思想文化に深い影響を与え、その恩恵を受けつつ国家形成をなしたことを思えば表現の適不適は別として、中国は宗主国であったと言えるだろう。しかし近代国家への道を開いた孫文の思想は蒋介石の国民党につかれ、又、中国共産党へと二つの流れに分かれていったと云えるだろう。国共の対立の歴史は長く、その間の年間の日中戦争と云う両国にとって最も不幸な事件が挟まったと解釈が出来る。八路軍出動にさいし「七分の勢力を共産党の発展のために、二分の勢力は国民党との対抗に、残り一分を抗日に使う」と指示した毛沢東の言葉は、何を意味しているのか。日本敗戦の後もお四十年、激しい内戦の中から共産党による統一が実現した。長い年月、骨肉相争い流した血、それは余りにも大きな傷痕であったろう。それ故に国内融和を計るため日本侵略を強く訴える必要があったのではなからうか。

中国はアジア東部、太平洋の西岸に位置し、国土の面積は広く、中国は世界で最も早く文明が発達した国の一つであり、この中国と日本は手を握り合って共存共栄でなくてはならないと思う。旅程の最後万里の長城は一行各自において夫々が何かを征服したかのように心に秘め満足感に溢れ広島県のご理解による補助事業は遺族の慰藉は今後の大きな励みと支えとなり極めて意義深い戦跡巡拝であった。

北京天壇祈年殿前にて巡拝団一行



於・北京▶



◀於・長春

# 平成五年

## 日本遺族会 会議を開催 第四ブロック

日本遺族会の第四ブロック遺族会（中国・四国地区）の会議を去る六月二十七日、二十八日の両日、広島市基町六一三六の『メルパルク広島』に於て開催し、来賓として、藤田広島県知事代理として平福祉保健部次長、平岡広島市長代理として大槻民生局次長、森田日本遺族会専務理事、板垣参議院議員、尾辻参議院議員、各県から会長、婦人部長、青壮年部長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する諸問題について協議した。

会議の中心議題としては、

◎議題英霊顕彰問題について（広島県の検討事項）

「靖国神社で逢おう」と言い交わして、戦没した兵士の御霊たち、すべての戦没者をお祭りする靖国神社に対しては、政府は三木首相以来公式参拝すらも行わず、従って天皇陛下の御親拝も途絶えたまま今日に至っている。

靖国神社は現にすべての戦没者を護国の英霊として合祀し、日々慰霊追悼の誠をささげると共に、国家の安泰と世界の平和を、わが国固有の儀礼によって祈念している施設である。さらに境内の遊就館は戦没者の遺書や、遺言を始め、戦争の資料などを所蔵し常時展示して拝観の便に供している。

今日わが国民の中には、こちらより挑まない限り戦争は起こらず、平和は続くという、極楽トンボ的妄想をいだいている者があるがこれが夢想にすぎないことは、日々の新聞、テレビが証明するところである。

いくら戦争の悲惨さや国民の労苦を伝えてみても、それが直ちに平和への保障にならないばかり

か、むしろ極端な反戦思想によって、国民の愛国心や連帯感を喪失させるばかりであり、一旦外的侵略攻に際しては、ただちに白旗を掲げて降伏という亡国の風潮の助長に手を貸すことになりはしないか。

外的侵入の場合、生命をかけて国難に殉ずる精神こそ、現下腑抜けた日本にとって必要ではなからうか。

日本は「侵略国家」ではない。細川前総理は歴史認識に誤り、改められたい。

過日細川前総理は、先の大戦を日本の侵略戦争と公言して物議をかま



中・四国ブロック会議でご挨拶の平福祉保健部次長（知事代理）  
6月27日、メルパルクで

したが、首相の重責にあるものとして、極めて軽率且、浅薄、その認識不足に対しては痛憤あるのみである。

先の戦争が日本の自衛戦争であったことは、東京裁判におけるパール博士の論証によって明らかであり、又同裁判の当事者であったマッカーサー元帥自身、帰国後の裁判の誤りを証言している。このことは既に周知のことである。

近隣諸国に迷惑をかけたことは事実であり、そのことを忘れてはならない。しかしかの戦争を巨視的且つ長期的展望にたつて見れば、日本による西洋列強植民地の解放戦争であった。と云々してよい。このことはアジアのみならず中南米、アフリカにも波及し、戦後百に余る独立国を生んだことも、先の戦争を抜きにしては考えられない。

歴史観の相違と云々されていることをこのままにしておけば、永久に靖国神社公式参拝は得られない。われわれの悲願である靖国神社は、わが国の存立の基本となる国家動議の根幹であるにもかかわらず、細川前総理の歴史観の相違は靖国神社参拝の大きな後退の何ものでもない。いわゆる東京裁判史観に呪縛されて外国の内政干渉に屈していることにはならない。

公式参拝は、外圧に屈することなく、あくまで、国内問題であり、独立国として毅然たる政治姿勢により、わが国の良き伝統、文化習俗に立脚し、公式参拝を実行国民の負託に応えるべきである。

現時侵略だ、補償だと叫ばれているが異国の土、靖国に合祀される英霊、遺族の心の中の父は永遠の聖なる父である。侵略と云わしむ戦いにはうばわれし父は哀れである。

靖国神社参拝も年々後退に後退している。この状況を遺族のものは何

と考えているかを思考すると、首相官邸座込み行為等実行をも必要とも考える、要は総理の決断あるのみと思う。

## 中国・四国ブロック会議決議事項

### 第一 英霊顕彰問題について

靖国神社公式参拝定着促進の方途として、靖国神社は、戦没者を護国の英霊として合祀し、日々慰霊追悼の誠を捧げると共に、国家の安泰と世界の平和をわが国固有の礼儀によって祈念している施設である。殉難者のみたまに対する善処について考えて行くことに全く逆行は細川前総理の誤れる歴史認識で先の大戦を日本の侵略戦争と公言して物議をかもし、首相の重責にあるものとして、極めて軽率、且つ、浅薄、その認識不足に対し痛憤あるのみである。

歴史観の相違云々をこのままにしておけば、永久に靖国神社公式参拝は得られない。

#### ◎問題点の主要意見

(1) 靖国問題は国民運動でなければならない、一部の者の問題ではない。

(2) 靖国問題、英霊顕彰問題の一番の問題点は「侵略戦争の発言である」英霊にこたえる会等を通じて街頭運動のみならず劇画等を各県に送付し展開をしているが延び悩みがある。戦後教育を受けた者は真に戦争を知らない。来年は終戦五十周年に当り靖国問題も節目であり若い世代に対して遺族会は一丸となって取り組む必要がある。

(3) 来年終戦五十周年に向け具体的にこの問題を如何なる行動をな

すべきか、国民運動としての取組みも賛成であるが遺族会としての取組むことの具体的なものを決議されたい。

(4) 混乱している現世相の中で運動を起こすことは却って反対を買ふ恐れがある。むしろ地を這う地味であっても国民の理解を得る運動こそ大切だと思ふ。

(5) 全国遺族大会の機会に国会をねり歩く運動を展開すべくブロック会議として呼びかけ、日本遺族会に提言をする。

#### 決議事項（中央に要請）

戦争責任の「国会決議」阻止請願署名運動の促進をする。

## 第二 戦没者追悼平和祈念館について

森田専務理事、尾辻参議院議員の経過説明を聞くに本件については、予算は計上されており平成七年を目途に完成予定である。(1)建設に当り町内会の反対、(2)電波障害、(3)景観の問題、(4)靖国通りの駐車場の混雑の危険性について、以上について四回話し合い解決済である。

碑の移設等の問題で延引している。運営は日本遺族会がやる、そのため準備室が設けられている。厚生省は既定通り行う、しかし内容に問題がある。日本遺族会は取組みを進めている。

尾辻参議院議員 左派からの反対（社会党中心）

その問題 (1)内容の問題、(2)日本遺族会の運動、大内厚生大臣の答弁は従来通り、(1)も(2)も変更なし、地元の反対も概ね解決している。

右翼から反対着工について延引している。

厚生省は早急に着工取組みたく考えている。  
• 本件については早期着工、早期完成を求めたいの決議。

## 第三 北方領土返還について

別紙の提案検討事項（書類）異議なく承認

## 第四 遺族会基金制度について

愛媛県松下副会長は平成七年から青壮年部は親会との会計一本化のための基金づくりを本会は必要とし取り組むこととしているので、各県のご意見をお聞きしたい旨に対しては、各県事務局宛に、照会されることといたされたいに對し了承。

第五 平成七年（終戦五十周年）は大きな節目として同年を目途に会計の一本化を含む親会との一本化体制づくり等、後継体制の確立について各県青壮年部の意見があった。

## 意見書

日本遺族会中国・四国ブロック会は六月二十七日、二十八日の両日広島県において平成六年度第一回ブロック会議を開催し、英霊顕彰問題（靖国神社公式参拝定着促進の方途として）について

靖国神社は戦没者を護国の英霊として合祀し、日々慰霊追悼の誠を捧げると共に、国家の安泰と世界の平和を、わが国固有の儀礼によって祈念している施設である。

殉難者のみたまに對する善処について考えて行くべくに全くの逆行は細川前総理の誤れる歴史認識で、先の大戦を日本の侵略戦争と公言して物議をかもし、首相の重責にあるものとして、極めて軽率且、浅薄、その認識不足に對し痛憤あるのみである。

歴史觀の相違云々をこのままにしておけば永久に靖国神社公式参拝は得られない。

来年は終戦五十周年に向け具体的にこの問題について如何なる行動をすべきか、国民運動としての取組みについて何かの手の打ち方について討議すべきで遺族会は傍観している事でもない。全国遺族大会の機会等に国会をねり歩く運動を展開すべくブロック会議として呼びかけ日本遺族会に対し提言する。

私たちの今日の平和と、繁栄とは、死力を尽くして護国のために戦いぬかれた、無数の尊い先人達の力によるものであり、しかるに現在の政府は先の大戦を侵略戦争だとして一方的に断罪し正史を検証することなく、謝罪する戦争責任の「反省と謝罪の国会決議」阻止請願署名運動を促進されなくてはならない。重ねて云々すると国のため尊い命を捧げられた英霊を偲び、大東亜戦争の意義を顕彰すると共に、次代へ正しい昭和史を継承して行く教育の欠如を是正することの意見一致をみた。

○ 特別弔慰金の継続、増額の実現については、平成七年以降も弔慰金を継続し、社会情勢に見合った額に増額を願いたい。

○ 次期参議院の比例代表尾辻秀久氏に総力をあげての支援方の要請に対し、全力をあげて必勝の意見一致をみた。

○ 北方領土返還について

戦後、我が国は一貫してこれら四島の一括返還をソ連に対して要求し続けてきた。

一九五六年（昭和三十一年）日ソ共同宣言が署名され、両国間に国交が再開されてから、すでに三十有余年が経過しているにもかかわらず、その返還はいまだに実現していない。

北方領土問題は日ソ両国間の最大の懸案問題であり、日ソ間の真の関係改善のためには、この問題を早急に解決し、平和条約を締結する必要がある。

第二次世界大戦末期一九四五年（昭和二十年）連合軍が沖縄を占領して、日本の戦局不利が決定的となった八月八日ソ連は当時有効だった「日ソ中立条約」を一方的に破棄して日本に対し宣戦を布告し、翌八月九日ソ連軍は満州、樺太方面の進撃を開始した。

終戦の日（八月十五日）から三日後の八月十八日未明ソ連軍は砲撃とともに千島列島北端のシムシム島に上陸。自衛のため応戦した日本軍との激戦の末八月二十三日に局地停戦協定が結ばれ以後、ソ連軍は島づたいに南下しウルップ島まで来て、そこから北に引返した。

このことは、当時ソ連もはっきりと千島列島をウルップ島以北と考えていたために択捉島以南の島々を日本領土として区別していたことを物語っている。

しかし、ソ連軍の別の部隊は択捉島以南にアメリカ軍が進駐していないと知り、八月二十八日、突如、択捉島に上陸を敢行し、北方領土の占領を終了した。

島民は危険をおかして北海道に脱出、日本人は日本本土に引揚げさせられた。

亦満州方面の兵は抑留強制労働を強いられ寒さと、食糧関係に飢え何万という兵士は凍死した。この状況は正にソ連こそ侵略国であり、このことはしっかり銘記しなくてはならない。

「返還の一日も早からんことを願いたい。」



原爆慰靈碑参拝



広島護国神社中島宮司挨拶



広島護国神社昇殿参拝



六月二十八日、一行五〇名、広島護国神社昇殿参拝後、広島平和記念原爆資料館見学後、広島駅に於て解散した。

## 全国戦没者追悼式・武蔵野御陵団体参拝

終戦記念日（戦没者を追悼し平和を祈念する日）の八月十五日、靖国神社に程近い日本武道館に天皇、皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、政府主催の第三十一回全国戦没者追悼式が挙行された。式典には細川首相ら政府関係者、各界代表、戦没者遺族ら七千人参列。正午の時報にあわせ両陛下とともに一分間の黙祷を捧げ、戦没者のみたまを追悼し平和を祈念した。

会場の正面中央には、「全国戦没者之霊」と墨書した標柱が立ち、その両側は天皇、皇后両陛下から賜わった生花と、標柱を囲んで各省庁の長、全国都道府県知事らが捧げた黄菊、白菊の花二万五千本が壇上に飾られた。蝉の声がこだまする北の丸公園・武道館には、じりじりと照りつける日差しをなかに靖国神社参拝をすませた遺族代表が続々と入場し、開会を待った。

午前十一時五十分、開会の辞、厚生大臣の先導で、天皇、皇后両陛下が入場された。

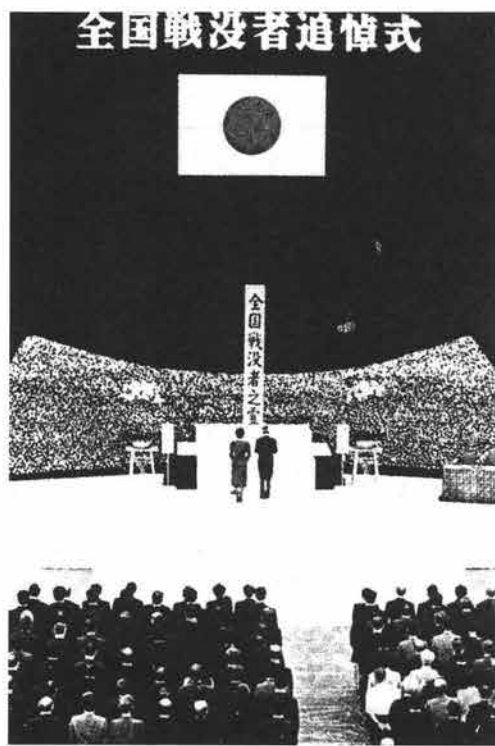
両陛下が式壇に進まれ、全員起立して正午から一分間、黙祷を捧げ、天皇陛下がお言葉を述べられた。

両陛下のご退席のあと各界代表、各都道府県の遺族代表が花を捧げた。

### 戦没者追悼式について

太平洋戦争における我が国内外の三百十万人余りの戦没者を追悼し、永世の平和を祈念する行事として、昭和二十七年五月二日、新宿御苑に

において天皇皇后両陛下のご臨席のもと、全国戦没者追悼式が行われた。追悼式には沖繩を含めた全国の遺族代表及び各界の来賓が参列した。昭和三十八年「全国戦没者追悼式の実施に関する件」が閣議決定されたのを受け、同年八月十五日、日比谷公会堂において全国戦没者追悼式が行われた。以後、毎年八月十五日に行われており、昭和四十年からは、北の丸公園内の日本武道館において実施されている。



全国戦没者追悼式（平成五年）



平成五年度広島県遺族会全国戦没者追悼式団体参列団“武蔵野御陵”（H5.8.15）



平成五年度広島県遺族会全国戦没者追悼式団体参列団“武蔵野御陵”（H5.8.15）



平成五年度広島県遺族会全国戦没者追悼式団体参列団“武蔵野御陵”（H5.8.15）

全国戦没者追悼式を（日本武道館）後にして団参一行は武蔵野御陵に到着、一行三班は各班毎に記念写真を撮影

## 広島県 遺族会 青壮年部大会

### 及び会長・婦人部長研修会

平成五年二月二十一日青壮年部大会及び会長・婦人部長研修会を佐伯郡大野町総合福祉センターで開催、会長二二名、婦人部長二六名、青壮年部一九四名、その他二二名、計二六四名、来賓として増岡、池田、宮澤、亀井、宮澤弘、池田、栗屋、板垣、尾辻の衆参両議員先生、本部から谷幹事長の出席のもとに今後の青壮年部組織の在り方等について研修した。

#### 今後の青壮年部組織の在り方

昨年は「平成七年に向けて青壮年部組織の総仕上げ」をうたい、青壮年部は今後如何にあるべきかを、県内、ブロック、中央の各種会合等において、種々討議検討を重ねてきた。

その結果、当県においても組織の拡充整備に努め、使命感と情熱のある実質的部員を増加させ、平成七年には本会との一体化の体制づくりを、如何にすべきか、親会、婦人部、青壮年部、各々の立場で対話を深め、これからの後継者対策に取り組まなければならない。

- 会計一本化のため財政確立（分担金制度と基金づくり）に努める。
- 組織活性化を促進するために女性部員の拡充強化に努める。
- 特別弔慰金制度の継続、増額と抜本的改善の要望。
- 本年予想される衆議院選挙支援対策の検討。

右テーマに対し活発な意見発表がなされ、実研修会は大変意義あり盛会裡であった左の決議がなされ定刻一五・三〇分終了した。

### 決 議

戦後四十七年を経過し、経済・文化・化学産業とあらゆる面で確固たる地位を築いてきたが我が国も、今日の平和と繁栄の礎となった戦没者に対する思いは次第に薄れつつあるやに思われる現状は、身をもって体験した人が少なくなっている、いわゆる戦後生れの世代交替の時代に入ったともいえるが、我々遺族は、国のために命を捧げた英霊に対し、顕彰を忘れることなく執行すべく政府に求め、総理の靖国神社公式参拝の復活定着運動を展開し、世論の醸成を喚起するものである。

更に現在時限立法とされている特別弔慰金制度の継続増額運動等遺族運動の本質を見極めながら遺族会の核となって、進むべき道を明確に把握し、冷静な判断力と若き行動力をもって積極的な運動を展開して行かなければならない。

そこで、我々は、本日ここに広島県遺族会第七回青壮年部大会を開催し、組織の総力を結集して、下記各項の実現を期する。

- 一 靖国神社公式参拝の復活と定着
  - 二 特別弔慰金制度の継続と増額
  - 三 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の拡充
  - 四 遺児記念施設（戦没者追悼平和祈念館）建設の促進
- 以上決議する。

平成五年二月二十一日

広島県遺族会青壮年部

## 財団法人広島県遺族会役員名簿

(平成4年6月)

役職名	氏名	〒	住 所	電 話
会 長	浦 谷 清 司	723	三原市中之町4088-8	0848-62-4006
副 会 長	伊 藤 正 己	731-37	山県郡簡賀村大字中簡賀106	082632-2466
"	下 西 璋 彦	724	東広島市西条町土与丸47-3	0824-23-2968
"	竹 田 浩 二	720	福山市胡町4-23	0849-25-0740
(婦人部長)	正 金 登美恵	739-02	東広島市志和町志和西216	0824-33-2503
常務理事	舛 本 久 恵	739-06	大竹市新町1丁目4-4	08275-2-2531
"	相 島 ハツエ	737	呉市中央3丁目1-5	0823-22-6453
"	高 橋 隆 美	729-01	福山市神村町3804	0849-33-3797
"	井 澤 聖 昭	727	庄原市西本町1丁目15-8	08247-2-1081
名誉会長	松 下 一 男	732	広島市東区愛宕町9-11	082-261-4050
相 談 役	中 川 弘	720	福山市西神島町289-3	0849-51-1065
"	小 島 倉 七	731-05	高田郡吉田町吉田999-3	08265-5-0334
参 与	二井田 芳 澄	731-51	広島市佐伯区五日市中央4丁目6-13	0829-21-0944
"	神 田 茂 幸	728	三次市穴笠町476-2	08246-3-8457
監 事	外 野 勉	720-02	福山市鞆町後地694-13	0849-82-2218
"	沖 田 ミツエ	731-01	広島市安佐南区緑井3丁目15-41	082-877-2027
"	二井田 芳 澄	731-51	広島市佐伯区五日市中央4丁目6-13	0829-21-0944

## 広島県遺族会青壮年部役員名簿

(平成4年4月1日)

役職名	氏名	〒	住 所	電 話
部 長	井 澤 聖 昭	727	庄原市西本町1丁目15-8	08247-2-1081
副 部 長	守 山 虔 郎	728	三次市三次町寺戸604-2	08246-3-4530
"	奥 田 久 正	739-12	高田郡向原町大字坂389-4	082646-2377
"	今 岡 博 光	720	福山市西町1丁目12-15	0849-22-5735
"	井 上 千 代	732	広島市南区段原日の出町9-7	082-281-8198
幹 事 長	小 野 寛	739-17	広島市安佐北区落合南4-41-6	082-843-9002
常任幹事	藤 井 康 範	723	三原市和田町7284-6	08486-3-2561
"	岩 崎 正 司	731-15	山県郡千代田町本地838	082672-3136
"	徳 永 賢 治	724	東広島市高屋町造賀8241	0824-36-0392
"	栗 田 弘 三	731-02	広島市安佐北区可部3-33-10	082-812-2318
"	迫 田 誠 子	739-17	広島市安佐北区深川5-48-6	082-843-9857
"	北 出 貢	737	呉市清水1丁目10-23	0823-22-4794
"	蔵 本 英 生	722-02	尾道市木ノ庄町木門田289	0848-48-0376
"	金 岡 康 隆	726	府中市日崎町110-1	0847-41-4823
"	元 上 悦 夫	739-04	佐伯郡大野町丸石2丁目3-18	0829-55-0537
監 事	橋 本 直	738	廿日市市宮内290-1	0829-39-6131
"	内 林 良 市	720	福山市箕島町230	0849-53-4178
参 与	神 田 茂 幸	728	三次市穴笠町476-2	08246-3-8457
"	保 井 清 三	729-24	豊田郡安芸津町風早674-4	08464-5-0256
"	平 田 修 己	723-01	三原市沼田東町七宝415	08486-6-0327
"	二井田 芳 澄	731-51	広島市佐伯区五日市中央4丁目6-13	0829-21-0944
"	中 尾 栄 三	731-01	広島市安佐南区東野1丁目8-16	082-877-2267

## 研修会の感想

### 【愛国心について】

- 戦後の民主教育では愛国心と言う言葉を聞かない。
- 現在の我が国で「愛国心」があたかも民主主義に反するかに説明がなされている。
- そもそも民主教育を受けていない故か自分自身が一番大切で人の為にと心は動かない、何をか申すべきである。
- 去る日建国記念に国旗を揚げた家が何軒あったか、誠にポツリ、ポツリであり、せめても遺族会の皆さんで揚げる手本を召したい。
- 「愛国心」の本義を見直されなければならない。
- 靖国神社、護国神社にまします国家のために尊き生命を捧げられた英霊の行為の「崇高」さが再評価されなければならない。

## 日本遺族会 中国・四国ブロック会議を開催

日本遺族会・第四ブロック遺族会の会議を十一月二十五日、二十六日の両日、徳島市阿波観光ホテルに於て開催し、来賓として、徳島県知事、徳島県議会副議長、徳島市長、徳島県高齢福祉課長補佐、板垣、尾辻両参議院議員、日本遺族会飯森福祉部長、各県から会長、婦人部長、青壮年部長、事務局長、当番県の役員幹部数名等約五十名が出席、当面する諸問題について協議した。

会議の議題は第一号議案 英霊顕彰問題について

(1) 細川首相の「侵略戦争」発言に対する対策について

細川総理の発言撤回と謝罪をさるべきだ。

(2) 靖国神社問題について

英霊顕彰問題について、靖国神社は日遺の第一委員会が担当しているが強行拙速に行動されたい遅々たる感がある等強い意見があった。

(3) 関係控訴審について

◎愛媛玉串料裁判の最高裁の現況

愛媛県遺族会の説明は現況キャッチしていない。

第二号議案 処遇改善問題について

(1) 本年度の運動は来る十二月二十一日に第五十回全国戦没者遺族大会に於て決議し関係国会議員に陳情する。

(2) 特別弔慰金等

明年以降の運動について

更新時期に向っ

て継続等の陳情す

る。結論として中

央の取組で実現出

来得るよう纏めた

い。

第三号議案 今

後の遺族会のあり

方について



中・四国ブロック会議状況=11月26日、阿波観光ホテルにて

日本遺族会は事業について平成七年（終戦五十周年）検討している。各県に於て青壮年部の取組みとして財政一本化を。

終戦五十周年大東亜戦争を見直そう。各県での慰霊祭を五十年で終ることのないように再び戦をおこすことなく継続することを決議した。

第四号議案 ブロック推薦の日本遺族会役員の選出について

常務理事 二名

監事 一名

役員選考委員 二名

検討選出の審議の結果、現在役員が留任に決定された。

第五号議案

その他の項に於て次回の当番県は広島県が当番決定した。

## 婦人部 幹部合同研修会 青壮年部

去る十月十六日、十七日県婦人部・青壮年部合同研修会を東広島市西条グランドホテルで開催、百二十人が参加、来賓として板垣・尾辻両参議の出席を得、諸問題について研修した。

本研修会に於ては感謝の集いとして母親に対し記念品贈呈が行われた。

### 研修会の目的

婦人部・青壮年部の資質の向上と他都市との交流を通じ、同じ境遇に生きるもの同志の人間関係の確立をはかり、共通の問題点についての認識と使命感の高揚に努めつつ、相互に後継者として今後の遺族会発展に

対し自覚を高め、合せて平和の礎となった英霊の歩んだ戦争の歴史を正しく理解し、ますます平和の願いを強くし今後の活動に活かしていきたい。

### 研修テーマ

1. 平成七年（終戦五十周年）にむけて本会との一本化について
2. 高齢者に対する社会活動と生涯作り

### 研修テーマ解説

第1テーマ……平成七年（終戦五十周年）にむけての運動

(1) 会計の一本化をはじめ本会との一本化の体制作り

高齢化著しい本会にあって、青壮年部の後継体制の確立は緊急課題であり、本会および婦人部との対話を重ね、平成七年には会計の一本化を含め本会への一体化の体制作りに努める。

なお、同じ境遇の中で生きてきた同志的つながりは、今後も大事にしていかなければならない。

このため、婦人部と同様に部会として存続させることとする。

① 本会会計の一本化について

平成七年度より本部の青壮年部特別会計は廃止し、一般会計への一本化をはかる。

② 会計内容について

(イ) 会議費については、青壮年部長会（幹事会を含む）とする。

(ロ) 事業費については、婦人部と同様に全国幹部研修会費、支部への研修会助成費、社会活動費、遺児激励費、母の像管理費等の経費を設

ける。

(ハ) 遺骨収集関係費は一般会計で処理する。

(三) 戦没者遺児の慰霊友好親善事業特別会計への繰入れを行う。

(ホ) 以上の必要経費は、支部寄付金を増額して処理する。

③支部会計の一本化について

各支部における会計の一本化については、本部同様に進めるも、部費については会費と改めつぎにより徴収する。

(イ) 母親（婦人部）が健在の場合は、本会会費と従来からの部費を会費として徴収する。

(ロ) 母親が亡くなった場合は、青壮年部から親会会費を徴収し、青壮年部としての会費は徴収しない。

(ハ) 各支部の将来の活動のための基盤となる財源確保のため、基金造成も必要課題であり、青壮年部自らが基金の造成に努力する。

第2テーマ……高齢者に対する社会活動と生涯作り

県内において年老いた戦没者遺族、特に一人暮らしの母達の生活状況を各市町村で把握し、青壮年部員が協力し悩みごとなどの相談、声かけ運動を行い、不安解消に努めると同時に、我々遺児も高齢化社会の生涯作りをお互いに考えてみよう。

以上テーマに対し活発な意見発表がなされ、本研修会に日本遺族会青壮年部前・国松部長の有益な講演を聴講し盛会裡に十三時終了した。

## 婦人部 青壮年部 幹部交流研修会

十月三日(土)四日(日)三次グラントホテルに於て開催。三日の夜は母親

感謝の集いとして、婦人部のお母様方に、青壮年部より心ばかりの記念品と花束を正金婦人部長を代表として贈呈。又長年、会の発展に寄与された松下名誉会長にその御労苦と功績に対し記念品の贈呈をした。四日には、早朝より合同の研修会を開催し、活発な意見交換があり有意義な会であった。

総参加者 一二〇名

## バシー海峡（比島近海）慰霊巡拝

### 浦谷団長ほか29名が参加

バシー海峡慰霊巡拝団一行三十名は平成五年十一月十四日大阪空港十六時三十分発で全員元気に台湾高雄空港着、旅程日程表に従い高雄・花蓮・台北と各地に於て巡拝をした。

台湾の中心を成す本島は南北に長い木の葉形で、九州より少し小さい面積で、四方を海に囲まれた本島は、中央に険しい山脈が縦断し、深い原生林に覆われている。

この山岳地帯は島全体の、実に半分以上を占め、間をぬう溪谷は鋭く切りたち、ダイナミックな景観をつくっている。

バシー海峡方面戦没者の巡拝については、今次対戦において凄惨苛烈を極め多くの尊い犠牲者を出した。南海諸島。台湾及びフィリピンを結ぶ海域はマレースマトラ、ボルネオ、ニューギニア南方戦線に対する兵員、物資の補給及び、日本への物資輸送の要路であったこの、バシー海峡、比島近海における船舶は六十隻余に及び喪失を受けたところである。





慰霊追悼式（於高雄）



バシー海峡慰霊追悼式

バシー海峡は台湾の南端とフィリピンの最北端のバタン諸島との間にあり、東の太平洋と西の南シナ海を結んでいる。幅百キロメートル余りで海底の起伏がはげしく、水深二千〜五千メートルで最深部は、四千二百十六メートルに達し、黒潮の支流で太平洋側からこの海峡を通過して台湾海峡方面へ流れ込んでいる。

この地の海底深く眠っている英霊も併せ水平線の彼方に肉親が眠っていることを思えば胸痛む思いであった。遺族の中にはあらん限りの声でお父さんと海底に響かんばかりの声をはり上げて、冥福を祈ったものもいた。参拝者は線香、ローソクその他英霊の好みであった酒、煙草など持参したものをお供えし、ありし日の姿をしのびつつ、心からなる追悼の誠を捧げた。今日の平和と繁栄をいつまでも守りつづけていくことを誓い、遺族の人生に大きな支えとして極めて有意義であった。なお慰霊追悼式には、広島県知事、広島県議会議長の弔慰の花輪を携行してお供えした。

現地に於ては地域住民と友好交流を充分はかってきた。

## 第五十回全国戦没者遺族大会

要望事項実現めざす

### 連立政権の不安の中

戦没者遺族の処遇改善をはかるための平成六年度政府予算案は、五年振りに越年編成となった。これは政治改革関連法案の成立を優先した連



全国戦没者遺族大会で挨拶する橋本龍太郎会長＝12月21日、九段会館ホールで

立与党が単独で、第二百二十八臨時国会の会期を、平成六年一月二十九日までと決めたため。日本遺族会は連立与党の政局運営を考慮し、政府予算が越年編成となっても、全国戦没者遺族大会を十二月二十一日に開催、その後予算編成の日程に合せ代表者で要望事項の完全実現をめざすこととなった。

日本遺族会は十二月二十一日東京九段会館において第五十回全国戦没者大会を開催、衆・参両国會議員二四八名（内代理者を含む）ご臨席、来賓として自民党代表河野洋平氏、厚生大臣大内啓伍氏、総務長官代理恩給局長稲葉清毅氏、連立与党代表新生党小沢辰男氏、遺家族議員協議会会長武藤嘉文氏、英霊にこたえる議員協議会会長原田憲氏、等出席のもと、各都道府県代表一、〇八二名（広島県十一名）が参加し、要望事

項を決議し、政府並びに自由民主党の地元選出国會議員に対し強力な陳情を行った。

第五十回全国戦没者遺族大会の谷嘉昭氏の意見発表要旨は次の通り。

青壮年部幹事長 谷 嘉 昭

父と別れてはや半世紀、戦後の秩序を失い、弱者ほどみじめであった時代を母と二人で頑張ってきたことは、未だに忘れることができません。そんな戦後五十年を迎えようとする中、細川総理の「先の戦争は侵略戦争であった」といった発言に腹の中は煮えくり返る思いであります。国のために死んだ戦没者を一国の総理が侵略者扱いして国の繁栄があり得るでしょうか。

子供心に「父が生きていてくれたら」と幾度思ったことでしょう。その度に「国のためにと行って亡くなった父に負けぬ立派な人間になれ」と母から励まされ、一人前になったのです。そんな私たちにとってあの細川発言は国の将来が案じられるものであります。政治改革も大事ですが、その前に国家の道義を確立すべきであります。

遺族の処遇については戦後五十年間を寂しく過ごしてきた母のためにも思いやりのある政治を望みます。

遺児である私がかつて沖繩で遺骨収集に参加したが、その費用は国が全額負担するようにしていただきたい。遺児の慰霊友好親善事業については現在、年間二百五十名程度の派遣だが、全国の遺児百万人に見合うべく拡充していただきたい。

第五十回全国戦没者遺族大会の藤田美栄氏の意見発表要旨は次の通り。

青森県会長 藤田美栄

昭和二十六年二月二十三日、神田の共立講堂で開催された第一回遺族大会は、戦後六年間の叫びで熱気あふれる大会でした。あれから四十二年、多くの波乱に満ちた大会がありました。

時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十日の第三回大会。「大野伴睦は男でござる」の名セリフのもと大野副総理の仲裁により公務扶助料五万三千二百円を勝ちとった昭和三十三年一月十三日の第十一回大会。自民党本部での座り込みなど数々の苦勞がありました。近年は整然と大会を開き、陳情。代表者が滞京し予算決定までの運動で、自民党遺家族議員協議会の先生方のご指導とご尽力もあり、それなりの成果も挙げてきました。

しかし、七月の総選挙の結果、自民党も野に下り、本会の運動に非協力的な政党も加わった連立与党による細川政権に対しては不安を禁じ得ません。

その細川総理の侵略戦争発言は戦没者遺族の誇りを踏みにじり、英霊を冒瀆するなものでもありませんが、「災い転じて福となす」の諺どおり、これを契機とし、大東亜戦争の評価を究明し、世論を高めなければなりません。

戦死公報を受けとった遺族の不幸な運命は、遺族でなければわかりません。今の日本は衣食あふれ礼節を忘れており、正しい歴史を子々孫々に伝える私達の責任は重いものがあります。

## 橋本会長挨拶要旨

私は終戦が小学二年生、遺族会の会長を引き受けるに当たって迷った。しかし、当時を少しでも覚えていたものとして、やらなければと引き受けた。

私と同世代の細川総理の「第二次大戦は侵略戦争」との言に、連立与党から何ら批判が出ないのは情けない状況だ。予算委員会では撤回を求めたが取消さない。

また、戦没者追悼平和祈念館の見直しが公然と起きているが、遺児の慰藉以外のものは建てさせない。さらに明年の予算は年内編成を求めたが政府は応えてくれない。一月末か二月か、政府の考えは明らかでない。第三次補正予算を出すというが、当初予算でなければ改善されない遺族の問題はおきざりである。

平和祈念館は方向を変えないように、遺児巡拝、遺骨収集等も連立政権の一片の良心が残っていることを信じ、全力で予算編成を願うものだ。我々も全力をあげて努力したい。新しい年も力を合わせていこう。

厚生大臣 大内啓伍氏

全国大会開催に心からなる挨拶を申しあげたい。

皆様方のお訴えは、よく拝聴している。厚生省という立場から遺族年金、遺骨収集、慰霊碑の建立に全力を尽す。

戦没者追悼祈念館は既定方針にのっとり、遺族会に委託し、立派な祈念館が平成七年度に開館できるよう努力する。

予算編成の越年は誠に遺憾だ。

総務庁長官代理 稲葉清毅氏

恩給は国家補償的性格を有するもので、皆様方にとっては重要な生活の支えであるばかりでなく心の寄りどころであることを踏まえ、恩給の改善に最善の努力をする。

自由民主党代表 河野洋平氏

遺族会発足以来、一貫して自民党をご支援いただき、共に歩んできた。政権が交代し、戦争の見方、考え方に我々にとって納得できない、現実を直視しない考えがあることは極めて遺憾であり、容認できない。それが政権の本質であれば政権を支えているものに正しい歴史観を持つよう説得していかねければならない。いかなる状況になろうとも国のため尽くされた人に報いることは当然のことである。

皆様方が安心して新年を迎えられるよう、一日も早く予算編成を行うことを要求する。

遺族の要望事項実現のため、わが党は皆さんとともに前進したい。

連立与党代表 小沢辰男氏

どうして私が代表なのかよく解らないが、橋本会長と一緒に頑張って全力を尽くせということではないかと思う。

私もしっかりやるので皆さんも頑張ってもらいたい。

遺家族議員協議会 武藤嘉文氏

橋本会長と相談しながら一生懸命やる。

年内予算編成ができないのは、連立与党内で消費税等で意見が異なり、今まで以上にぎくしゃくするので引き延ばしているだけだ。連立与党の思わくで回避することは絶対許せない。

遺族処遇は野党になったらダメだといわれぬよう努力する。

英霊にこたえる議員協議会 原田憲氏

国会議員の大事な仕事は予算をつくることだ。細川内閣は案すらできていない低らくだ。

総理の「侵略発言」について、あれは総理の本心ではないという人もいるが、私はそうは思わない。戦後教育を受けた考えであり、本心であると思う。大東亜戦争は侵略戦争ではない。

## 大会宣言

細川総理は、去る八月十日の記者会見において、「先の大戦は侵略戦争であった。間違った戦争であった」と断言した。これは言外に「戦没者を侵略者に荷担した犠牲者である」と決めつけた英霊に対する冒瀆であり、戦没者遺族の誇りまでを踏みにする、一国の総理としては誠に軽率な発言で、断じて容認することはできない。

われわれ戦没者遺族は、細川総理の東京裁判史観に毒された自虐的侵略発言の撤回を強く要求するとともに、総理等の靖国神社公式参拝を要請する。

また、一命を国家に捧げた戦没者遺族に対する処遇は、国家補償の本質に立脚して改善に努力し、戦没者遺族に報いるべきである。

公務扶助料等については、人事院勧告に基づく公務員給与改善率を適

用して改善すると、その解決は焦眉の急を要する。

われわれは、ここに第五十回全国戦没者遺族大会を開催し、組織の総力を結集して、これら懸案の解決に邁進する。  
右宣言する。

平成五年十二月二十一日

第五十回全国戦没者遺族大会

## …侵略発言撤回求める…

### 決 議

本日ここに第五十回全国戦没者遺族大会を開催して、総力をあげて左記各項の実現を期する。

記

- 一、細川総理は「侵略戦争」発言を撤回すること。
- 一、総理、閣僚の靖国神社公式参拝を実現すること。
- 一、公務扶助料等は、国家補償の理念に基づき、公務員給与上昇率を適用して改善すること。
- 一、戦没者追悼平和祈念館（仮称）は、平成七年には開設すること。

## 新しい力で平成時代の国づくりを

あなたの声で、

国旗掲揚・国歌斉唱を実現しよう！

文部省の学習指導要領では「入学式や卒業式などの学校行事においてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と明記され、また、広島県教育委員会の「新学習指導要領における『国旗』『国歌』の指導のために」の中にも、「国際社会では、お互いの国旗・国歌を大切にすることは常識であることを理解させる必要がある」とあります。

しかし、学校現場では日教組・高教組の先生による偏った教育のために、国旗・国歌について正しい指導をしているとは云えません。彼らの主張するところは概ね次の様です。

- (1) 「日の丸」「君が代」はアジア侵略・軍国主義のシンボルである
- (2) 「君が代」は「主権在民」の今の時代にはそぐわない
- (3) 「日の丸」「君が代」を国旗・国歌と定めた法律は存在しない
- (4) 「解放教育」の理念に反する

（貴族あれば賤民あり）

しかし、過去に「暗い」歴史があるからといって日本の全ての歴史を否定し、国旗・国歌に対する罪悪感を持つ必要が果たしてあるのでしょうか。

アメリカでの国旗・国歌は次のように扱われている。公立の小学校で

は毎朝、子ども達は授業の前に「星条旗」に向かって胸に手をあて（忠誠の誓い）「我らは誓うアメリカ合衆国の旗の下に」を唱え、国歌への忠誠を誓うことを教えられている。また、国旗は大統領就任式は勿論、リトルリーグの開会式にいたるまで当然のこととして演奏されています。「国旗・国歌よ永遠なれ」も、もともと独立戦争という血なまぐさい歴史の中から生まれたものですが、アメリカ人はこの国旗と国歌を通して、国民としての誇りと自覚を深めることができます。

## 観念的教育の欠如

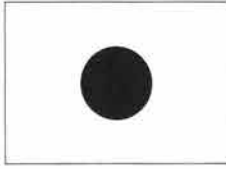
### 『皆さんの声を子供達のために』

あなたの住んでおられる地域の学校では、卒業式・入学式で「日の丸」が掲揚され、「君が代」が斉唱されているでしょうか。是非、皆さんの声を直接、地域の学校にぶつける心の勇氣をもって下さい。

### 日の丸の旗について

日の丸の旗は、吾が日本の国の旗である。

国の祝日は勿論、それぞれ地域団体、各戸に於ても喜びの際に国旗を挙げて国民の自覚のもとによるこび合ひ祝うことが各家庭生活にとっても誠に大切なことと思う。又世界の何れの国民もそのような生活を営んでいる。



然し、その国旗を云々しているのは日本だけだと思ふ。国際的視野で諸外国をみてみて外国と戦争して勝ったり負けたりした国は、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス等、世界中に澤山ある。どの国でも戦時、平

時を問わず国旗を大切にしている。

戦争につながるからといって、自国の国旗を否定しているのは、世界各国の中で日の丸に反対しているのは日本人だけである。世界中の独立国はみな国旗、国歌をもっている。素直に云々すれば、世界の常識からはずれ軽蔑されるであらう。……ここで遺族会は隣、近所にこの恥ずかしさから目覚めるよう手本を示し教えよう。

白地に赤く日の丸染めた日章旗は、太陽を尊ぶ日出ずる国の民族の心意気を示されており、中央の赤丸は万物を育てる太陽を表わし、その赤色は真心と勇気で、その円形は円満さを示し、その周囲の白地は清浄を表わしている実に調和されているとある本に書かれていたことを記憶している。

## 沖縄慰霊巡拝に参加して（平成五年）

広島市中山支部 竹島 ミヤコ

広島新空港から十一月四日より二泊三日の予定で伊藤団長引率のもと参加三十六名、巡拝の一員として加わりました。

幸に天候に恵まれ約二時間で那覇空港の第一歩を踏みました。直ちに護国神社に参拝宮司よりおはらいを受け下降いたし植物公園を見学数万匹もの鯉が泳ぐ池。色とりどりの鮮やかな花椰子の並木通りと全く南国の心地でした。頭上を米軍の飛行機のすさまじい爆音。兵士。住民の犠牲になられた事を思う時私は思わず哀悼の意を表しました。次は万座毛に行き夜はゆっくり疲れを癒しました。

五日八時ホテルを出発、ひろしまの塔戦没者慰霊式に参列南方に散る

護国の英霊三四、六〇〇柱の内御一名様の追加合祀奉納から初まり一分間黙祷心行くまで御英霊の御冥福をお祈りいたしました。引続き広島県知事の追悼の辞沖縄県多数の参列者を仰ぎ全員献花いたし盛大な慰霊式後、記念撮影いたしひめゆりの塔へ向かいました。冷たい壕の中で自決した一五八柱が合祀されていることを聞き午後終戦地の摩文仁の岳の頂上で牛島中将、長参謀長は二十年六月二十二日割腹自決されこの日が沖縄終戦日としてお二人の霊を祀った惣明の塔から見た青い空、青い海、目に映じた美しさは自然の姿でしたがそれだけに私は余りにも残酷な胸せまる思いがいたしました。

次は健児の塔肉弾と共に散華された三〇七名の合祀平和、友情、師弟愛を象徴する三人の青年の銅像が建てられました。当日は早くホテルに帰り大浴場にて一日のつかれを取りました。

六日首里城跡見学海軍司令官太田実中将ほか多数兵士が最期をとげられた壕内には指令室をはじめ各室がそのままの状態で保存してありました。

現在復興した沖縄を後にいつまでも平和が続く事を願って一路広島空港へ全員無事帰りこの巡拝が何よりの収穫だった事を大変よろこび次回の再会を約束し今後出来る限りの供養と皆様のご健康を念じて居ります。有難うございました。

## 沖縄の歴史

北緯二十七度を境界とし、それより南、台湾に至るまでの六十余島を総称して沖縄列島と呼び、佐賀県にほぼ匹敵する総面積二千三八八平方キロメートルにおよそ百万人が住んでいる。



世紀前、アマミキヨ、シネリキヨの二神により作られたという沖縄は、十二世紀後半、源為朝の子舜天王によってはじめて統治され、以後、英祖王時代、三山分立時代、察度王統時代、第一尚氏時代、第二尚氏時代と独立王朝期が続く。その間、常に日本、中国共に深い関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代（一六〇〇年代）になると、悪化した琉日関係のために、首里は落城し、以後明治に至るまで薩摩藩属国の憂き目をみた。この庄政下の属国時代に特筆すべき事として、第十四代尚敬王宰相葵温の治政がある。政治の刷新、港、河川の改修、経済政策の確立を行い、民心の安定を計ると共に、琉球文化芸術の一大隆盛期を画するにいたった。

明治十二年、尚泰王の時、沖縄県誕生となったが、過去における中国との深い関係、それ以上に薩摩の手による庄政のため、明治政府による同化教育は功を奏せず、かえって、深い断絶と庄政の悪循環を生むにいたったが、日清戦争における日本側勝利によって、ようやく中国との関係は断ち切られ、それと共に日本への帰属意識が強められ、沖縄県として機能するようになった。

太平洋戦争末期、沖縄の日本軍第三十二軍は、米軍の本土上陸を阻止

する事を至上命令とし、非戦闘員をも含めて、文字通りの死地線をしいた。昭和二十年四月一日、既に慶良間諸島攻略に成功した米軍十七万は、嘉手納上陸を開始した。マリン部隊による北部征圧を終えた米軍は全兵力をもって南下、海上包囲をした海軍の援助とあいまって、第三十二軍を完膚なきまでに攻略した。大本営からは一兵の増援、一発の弾丸をも期待する事のできなかった孤立無援の第三十二軍は、牛島司令官以下全軍あげての武器なき白兵戦、肉弾戦を敢行し、六月二十二日玉砕するにいたった。このような状況下での、ひめゆり部隊をはじめとする十五万余の沖縄住民の死と八十三日におよぶ激戦で完全に変えられてしまった山河は、戦争の悲惨さ無意味さを語ってあまりあるものがある。

終戦後も基地の島として幾多の苦難と矛盾をかかえ米軍による統治は続いたが、昭和四十七年五月十五日、二十七年振りに日本復帰が実現したのである。



# 平成六年

## 婦人部 幹部合同研修会 青壮年部

去る十一月五日～六日県婦人部・青壮年部幹部合同研修会をホテルオークランド広島で開催、百十人が参加、来賓として尾辻・溝手両参議の出席を得、諸問題について研修した。

本研修会に於ては感謝の集いとして母親に対し花束の贈呈が行われた。

### 研修会の目的

婦人部・青壮年部の資質の向上と他都市との交流を通じ、同じ境遇に生きるものの同志の人間関係の確立をはかり、共通の問題点についての認識と使命感の高揚に努めつつ、相互に後継者として今後の遺族会発展に対し自覚を高め、合せて平和の礎となった英霊の歩んだ戦争の歴史を正しく理解し、ますます平和の願いを強くし今後の活動に活かしていきたい。

### 研修テーマ

1. 平成七年（終戦五十周年）より本会との一本化についての対応
2. 特別弔慰金の継続増額実現の運動方法について

### 研修テーマ解説

第一テーマ：平成七年（終戦五十周年）より本会との一本化についての対応

(1) 会計の一本化をはじめ本会との一体化の体制作り高齢化著しい本会にあって青壮年部の後継体制の確立は緊急課題であり本会及び婦人部との対話を重ね、いよいよ明年、平成七年には会計の一本化を實行し、本会への一体化の体制作りを努める。

尚、同じ境遇の中で生きてきた同志的つながりは、今後も大事にして行かなければならない。

このため、婦人部と同様に部会として存続させることとする。

(1) 本会への会計の一本化について

平成七年より青壮年部特別会計は廃止し、一般会計への一本化を計る。

(2) 会議費、事業費は本会と合体できる面は出来る限り一本化に努める。

(3) 部費徴収については青壮年部としての独自の事業

中央ブロックとの関連した研修会等に対しての経費は遺児、部員自ら負担し事業に参加する視点にたつて今迄通り部費として本会に納入する。

第二テーマ：特別弔慰金の継続、増額、増額実現の運動方法について

平成七年六月に最終償還を迎える特別弔慰金の継続、増額実現は、本会組織の存亡にかかわるといっても過言ではなく、本会は本年を「特別弔慰金の継続、増額実現の年」と位置付け、あらゆる方途を講じて継続、増額実現の運動を推進する。

(1) 青壮年部に於いては去る六月三日自民党本部にて全国幹部研修会を

開催し八月末の平成七年度政府予算の概算要求に特別弔慰金の継続、増額をはじめ本会の要望事項が計上されるよう自民党幹部及び地元選出自民党所属国会議員に対し理解と協力を求めるための陳情を実施した。

(2)今後の対応運動については、中央では十二月十三日(火)第四ブロック各県三〇四名上京し陳情を行う。広島県としての取組みについては、各々部員全員の参加、協力する立場からハガキ陳情を行い、更には年末予算編成まで県内の選挙区ごとに部員の代表者が、地元国会議員の先生本人及び事務所に陳情して継続、増額実現をはかる。

以上テーマに対し活発な意見発表がなされ、本研修会の前日に本照寺住職の有益な法話を聴講し盛会裡に十一時十分終了した。

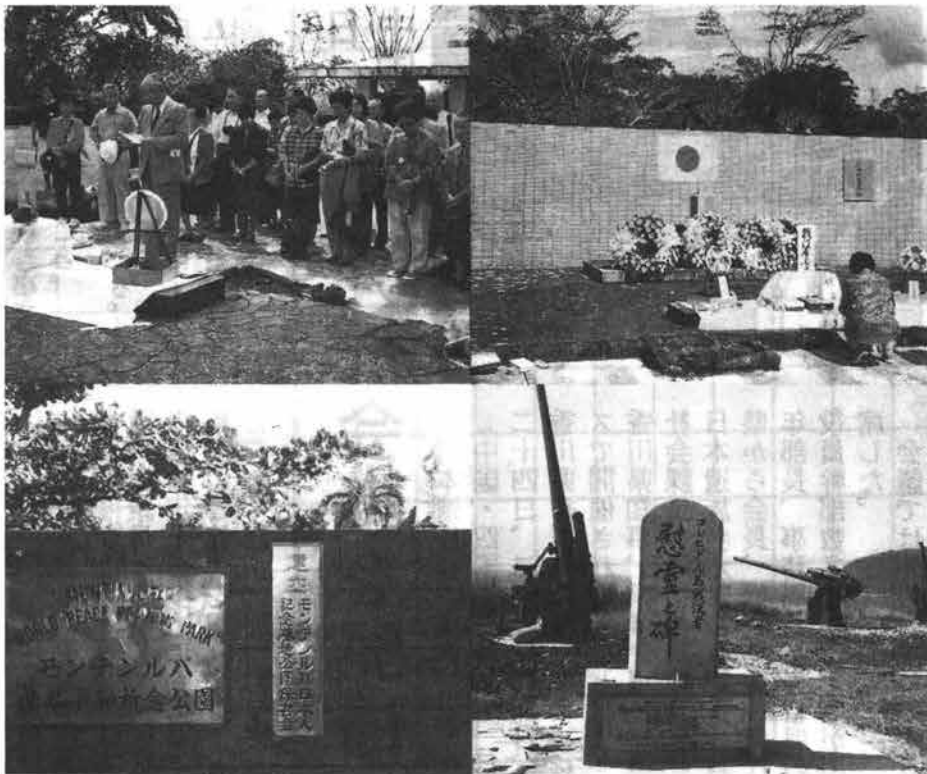
## フィリピン戦跡巡拝

今次戦争によってフィリピン地域における戦没者は、四十七万六千余柱(広島県出身者一万七千七百余柱)であり、凄惨奇烈を極めた多くの尊い犠牲者を出したフィリピン地区で戦没した英霊に対して日本政府は昭和四十八年三月ルソン島ラグナ州カラリヤに「比島戦没者の碑」を建立されている。この碑に向って追悼の誠を捧げ尊い犠牲によってもたらされた平和への感謝の決意を新たにするため、広島県遺族会は、このたび同地域における戦没者の中から二十八名を選定し、十一月十八日から十一月二十三日まで広島県の補助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテンルパ、セブ島、マクタン、コレヒドール等戦跡巡拝を実施した。

この巡拝は尊い犠牲によってもたらされた平和への決意を新たにすることに併せて肉親の眠る現地での慰霊に対し遺族の強い要望が叶えられ

たこととして思えば胸痛む思いである。

特に戦没者遺児は、すでに亡き父の年を越え、父に対する思慕の念は年とともに深まっている。又遺族にとっては待ちに待った散華の地を訪



れ、参拝者は、線香、ローソクその他故人の好みであった酒、煙草等持参したものをお供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心からなる追悼の誠を捧げた。

遺児は顔もあまり知らぬ父と語り心ゆくまで慰霊追悼の誠が捧げられた。今日の平和と繁栄をいつまでも守りつづけてゆくことを誓い、遺族の人生に大きな支えとして極めて有意義であった。なお慰霊祭には、広島県知事、広島県議会議長の弔慰の花輪を携行してお供えをした。

現地には於ては地域住民と友好交流を充分はかった。

### 主な慰霊祭執行場所

- 一、マニラ カリラヤ日本政府建立慰霊碑前にて慰霊祭及びモンテンルパ戦跡巡拝
- 二、セブ島戦跡巡拝
- 三、マクタン島戦跡巡拝
- 四、コレヒドール戦跡巡拝

## 戦没者遺族沖縄慰霊巡拝

日時 平成六年十一月十日～十一月十二日の間

場所 沖縄那覇、恩納村一円

主催 広島県遺族会（広島県補助事業）

広島県遺族会は団長竹田会長以下三十名広島空港を午前十時五十五分発で那覇空港に飛び発ち三日間の行程を団員一同元気に終え帰広した。

沖縄においては日程の二日目に予定されている広島島の塔において戦没

者慰霊式が執行された。

広島県からは知事代理として福祉保健部長その他係員、沖縄県から、沖縄県知事、県議長、沖縄県遺族連合会長、沖縄県慰霊奉賛会長が出席され、献花せられ厳粛裡に終了した。

海を渡り、郷土はるかに戦って還らず、沖縄に散り南方に散る護国の英霊に対し参拝者は、尊い犠牲となった肉親のありし日の姿をしのびつつ心から冥福を祈るとともに、戦争のない平和な社会がいつまでも続くことを祈念し、極めて有意義であった。広島県に対し厚くお礼申し上げます。



広島県遺族会 戦没者遺族沖縄慰霊巡拝団（平6.11.11、於・ひろしまの塔）



広島県遺族会 戦没者遺族沖縄慰霊巡拝団（平6.11.10、於・東南植物楽園）

## 記念誌発刊に当り諸先輩の四方山話

日時 平成六年十一月五日午前十一時開会

場所 広島県遺族会本部会館

出席者 広島県遺族会長 竹田浩二

記念誌編集委員長 長谷川春秋

広島県遺族会名誉会長 松下一男

相談役 中川弘

元副会長 先輩 皿田清人

” ” ” 沖谷積

事務局 野坂守夫

” ” ” 米田ミサ子

平成七年は終戦五十周年になります。この機に本会は記念誌を発刊いたしましたこととし、長い日本の歴史のなかで何人も体験しなかった敗戦と占領政策の下において深刻を極め、混乱した社会の荒波を乗り越える国民思想の変革下において総ゆる苦難を克服しつつ、英霊の呼びかけにこたえ……茨の道をひたむきに生き抜き戦没者遺族としての誇りを守り一致団結してまいりました。

本会は英霊につながる者の誇りを貫く決意をもって、昭和二十四年八月三十一日広島県遺族厚生連盟とし、昭和二十六年十一月十六日財団法人広島県遺族会と改称いたしました。以来幾多の変遷を経て今日に至りました。

四方山話の中で遺族も年をとりましたな……笑、等の話が盛り上り皆弱りが見え初め、逸早く後継者が引受けてくれることが待ちどろしく早い引継ぎが望まれます等を云々、非常に懐かしい話に花が咲き、時を忘れて積る話を伺い誠に有意義で盛り沢山の話を伺った。



記念誌発刊に対し諸先輩の四方山話状況 於会長室





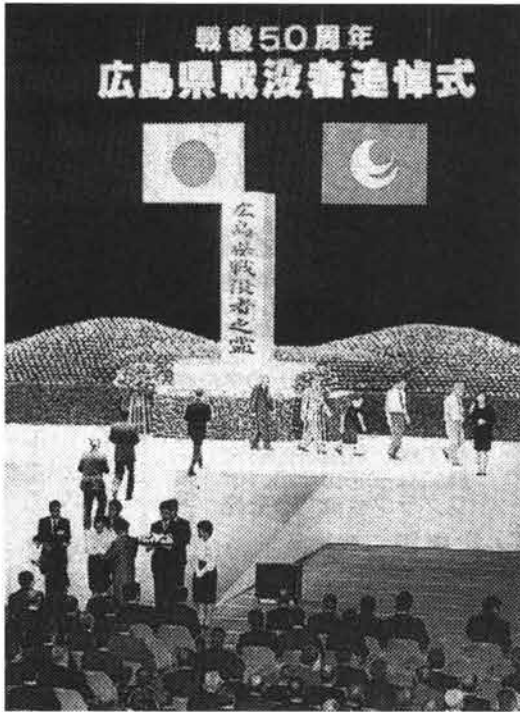
# 平成七年

## 戦後五十周年広島県戦没者追悼式

### 戦没者遺族ら三千三百人参列

戦後五十周年を記念した県主催の戦没者追悼式が八月十五日、広島市中区のグリーンアリーナで執行された。県内の戦没者遺族ら約三千三百人が参列し、恒久世界平和への思いを新たにしました。

会場には大型テレビ画面で東京都での全国戦没者追悼式を中継。正午の時報とともに全員が一分間の黙祷をした。藤田雄山知事は式辞で「先



戦争犠牲者の遺族ら3,300人が参列した戦後50周年戦没者追悼式

の戦争は日本国民のみならずアジア諸国の人々に多くの被害をもたらした」と指摘、戦争・被爆の惨禍を体験した立場から「世界の平和創造に積極的に貢献していくことがわれわれの使命」と強調した。

その後、松山俊宏県会議長、平岡敬県市長会長が追悼の辞を述べ、終りに竹田浩二広島県遺族会長は県に対してこの追悼式を執行して頂いたお礼の辞を申述べられ追悼の辞（次の通り）を述べ、県選出の国会議員、各市町村の遺族代表、県遺族会や被爆者団体の代表が壇上の慰霊塔に献花した。

## 追悼の辞

広島県遺族会長 竹田浩二

戦後五十周年広島県戦没者追悼式が執り行なわれるに当り、遺族を代表して、ご参列の皆様にお礼を申し上げますとともに、御霊に追悼のこゝばを捧げます。

本日は藤田県知事様のお取計により盛大な追悼式を開いていただきました。又檜山県議会議長様をはじめ多数のご来賓にそして一般の皆様のご参列をいただきました。まことにありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

半世紀前、五十年前の昭和二十年八月十五日、長く苦しかった戦火は終息いたしました。苦難に充ちた往時を偲ぶとき、思いも新たなものがあります。

ご英霊の皆様、あなたがたは、過ぐる幾多の事変や戦争において、ひたすら祖国の興隆と家族の幸せを念じつつ、南海の果てに、あるいは絶

海の孤島に、はたまた大陸の荒野に尊い生命を御国の御楯として散華されました。又、終戦の混乱に巻き込まれ空しく異国の土となられた同胞、戦災のために死没された方等、多くの痛ましい最後があります。そうしたあなたがたの最後を思うとき、まことに痛恨哀惜の念に堪えません。

あれからすでに五十年の歳月が経過いたしました。我が国は戦後の困難を乗り越えて、今や平和と自由と繁栄をとともに享受する世界史上特筆されるような国になりました。又、アジア諸民族は、念願の独立を果たし、今や来世紀はアジアの時代といわれるほどの活力溢れる発展を遂げつつあります。これもひとえにご英霊の献身犠牲の賜ものであり、あらためて敬仰と感謝の誠を捧げるものであります。

しかしながらご英霊の犠牲のうえに築かれた我が国の繁栄にもいま影が生じつつあります。こうしたときに当り、我々はさらに覚悟を新たにし、我國の平和と自由を守り抜き、進んでアジアと世界の平和と繁栄のために力を尽くし、祖国永遠の礎えとなられたご英霊のご遺志におこたえすることを確くお誓いするものであります。私たちのこの決意が立派につらぬかれるようお導き下さい。

ご英霊の皆様、どうか心安らかにお眠り下さい。

平成七年八月十五日

## 天皇皇后両陛下

### 「慰霊の旅」ご来県

天皇皇后両陛下は「慰霊の旅」の一環として、広島市の原爆で亡くなら

れた方々の霊をお慰めになるため、本年七月二十七日、広島県を行幸啓された。

両陛下のご来県は、五月の第四十六回全国植樹祭に続いて、今年二度目となる。

「慰霊の旅」は戦後五十年を迎えるにあたり、「戦争の災いの激しかった土地の思いを寄せていくつもりです」両陛下の強いご希望により実現したものである。



両陛下、原爆慰霊碑に献花





広島市沿道にて市民の奉迎



七月二十六日に長崎県、翌二十七日に広島県、八月二日沖縄県、八月三日東京都慰霊堂と巡幸され、戦没者の霊をお慰めになられた。

広島にお入りされた両陛下は、リーガロイヤルホテルで藤田県知事より「戦災五十年の概要」の説明を受けられた後、午後二時三十分広島平和公園に到着された。

炎天下にもかかわらず、多くの市民・県民が詰め掛け、「日の丸」の小旗を振ってお迎え申し上げた。

慰霊碑の参道をゆっくり歩かれた両陛下は原爆慰霊碑に献花され、被爆者の冥福を祈られた。

続いて、広島原爆犠護ホーム「倉掛むつみ園」をご慰問になり、「お体の具合はどうですか」「ご苦勞様でしたね」などと被爆者一人ひとりにやさしい声をかけられ、時には手を握ってお励ましになった。

### 「遺族の上に深い思いをいたします」

天皇陛下は「この戦により、かけがいのない命を失った多くの人々と今なお癒えることのない悲しみをもつ遺族の上に深く思いをいたします」と述べられた。

この度の行幸啓は慰霊のためのものであったので、厳肅な雰囲気のもとでの奉迎となった。「忘れてはならない四つの日」のひとつにあげられる広島で、静かにお祈りになる両陛下の真摯なお姿を拝見すると、陛下の深い御心があつてこそ現在の広島復興があり、私たちの生活が支えられている、ということを実感せずにはいられない。

## シベリア地方ソ連抑留中死亡者

### 埋葬地墓参実施報告

自 平成七年九月八日  
至 同年九月十四日 の 間

平成七年は（一九九五年）今次大戦が終戦五十年を迎え、顧みてシベリア方面に抑留された者は「厳寒」「飢餓」「重労働」の果て倒れつき、抑留された者の主たる作業は鉄道線路敷設、伐採、炭坑、建築等の関係、今なお自らの死の意味が解明されないまま、無名野ざらしの眠りを続けている日本人抑留者死亡者の実態がクローズアップされてまいりました。特に「タイシエツトとイルクーツク」の間の鉄道線路敷設のため枕木三本に一人の死者を出しました、木材伐採、炭坑、建築作業によりその犠牲者は（五万乃至六万に及ぶ）多数であります。

本会としては、肉親の眠る現地での死亡者埋葬地墓参に対し遺族の強い要望が叶えられたことを思えば胸痛む思いであります。

特に戦没者遺児は、すでに亡き父の年を超え父に対する思慕の念は年とともに深まりつつあり、遺族にとっては待ちに待った墓参地を訪れ参拝者全員線香、ローソクその他故人の好みであった酒、その他お供品等持参したものを供え、ありし日の姿をしのびつつ心からなる追悼の誠を捧げました。

遺児は顔もあまり知らぬ父と語り心ゆくまで慰霊追悼の誠を捧げ涙顔の墓参の姿に思わず貰い泣きした次第です。

今日のこの平和と繁栄をいつまでも守りつづけてゆくことを誓い、遺族の人生に大きな支えとしての墓参は極めて有意義でありました。  
なお追悼式には広島県知事、広島県議会議長の弔慰の花輪を賜わり、団員一同感謝しました。

現地に於ては地域住民と友好交流を充分はかってまいりました。

### 主な埋葬地墓参場所

- 一、ハバロフスク日本人墓地前において北方地域戦没者追悼式
- 二、ナホトカ日本人墓地墓参
- 〃 スーチヤン（バルチザンクス）日本人墓地墓参
- 三、アルセーニエフ（セミヨノフカ）日本人墓地墓参
- ウスリースク（ウオロシロフ）全 々
- 四、ウラジオストク 全 々
- 〃 アルムチヨ 全 々

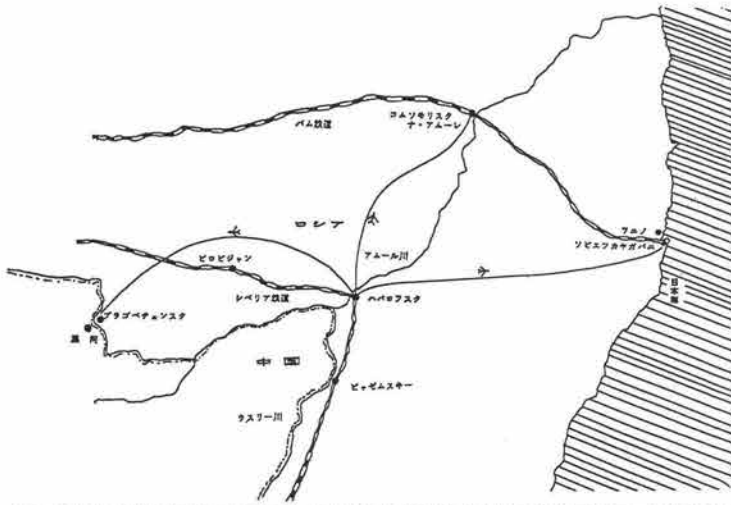
### シベリア地方ソ連抑留中死亡者埋葬地墓参参加者リスト

（一九九五年九月八日～九月十四日）

竹田 浩 二	福山市胡町四―二三
浮田 郁 省	高田郡八千代町佐々井六六
浄田 弘 子	同
砂原 幸 千 枝	呉市神原町八一八
砂原 武	同
宮本 博	佐伯郡湯来町大字葛原七六一―一
宮本 ヨシ子	同

笹木 實	広島市中区江波東二丁目四一〇
綿木 政夫	豊田郡本郷町大字南方九九七―四八
三宅 千壽	京都府相楽郡木津町相楽川の尻二七―四六
三宅 春江	三次市南畑敷町八四―八
一川 優子	広島市安佐南区安東六一四―二四
正木 信江	佐伯郡佐伯町浅原一四一五
小林 峰子	深安郡神辺町道上二六七六―二
西谷 サダヨ	呉市焼山西一―二三―一五
梶川 美智子	広島市西区横川新町一五―二九―四〇一
山手 澄枝	広島市西区西観音町一〇―一八
児玉 喜美江	山形郡千代田町大字寺原三三四三
曾賀 富士美	広島市南区元字品町一八―九
梶山 ヒサコ	広島市安佐南区緑井五―二―三七
渡部 陽子	広島市安佐南区緑井五―二―三七
野坂 守夫	広島市西区田方二丁目四三―一一

〈ハバロフスク周辺〉



ロシアの挨拶語

スパシード	有難う
ドーグラウチヨ	今晚は
ドランス ウイチエ	今日は
ドースリダンヤ	左様奈良
スコイゴースコイズ	何程か
イーペヤト	お湯



ハバロフスク日本人墓地に於て  
北方地域戦没者追悼式



ハバロフスク日本人墓地墓参  
 北方地域戦没者追悼式  
 (平7・9・9)



ナホトカ日本人墓地墓参 (平7.9.10)





スーチヤン (バルチザンクス)



ナホトカ日本人墓地墓参 (平7. 9. 10)



ウスリースク セ・ヨノフカ (アルセーニエフ) 日本人墓地墓参 (平7. 9. 12)



ウ・オロシロフ(ウスリースク) 日本人墓地墓参  
(平7・9・12)



ウラジオストック  
アルムチヨ日本人墓地墓参  
(平7・9・13)

# 沖縄ひろしまの塔

## 合祀戦没者追悼式

日時 平成七年十月二十六日午前十時  
 場所 沖縄県糸満市米須「ひろしまの塔」前  
 主催 広島県

広島県は戦後五〇年を迎えるに当り沖縄「ひろしまの塔」に合祀されている本県出身戦没者三四、六〇七柱を追悼し、平和への誓いを新たにすため追悼式が執行された。

広島県遺族会は、この式典に九十名招待を受け県費補助により参拝した。

広島県から藤田知事、松山県議会議長、平田副議長、住川県会生活福祉保健委員会委員長、各委員、遺族会竹田会長、沖縄県から沖縄県知事、県議長、沖縄県糸満市長、沖縄県遺族連合会長、沖縄県戦没者慰霊奉賛会会長が出席され式典は開式、式辞（県知事）黙とう、追悼の辞（広島県議会議長、県遺族会長）、献花（広島県知事、来賓、遺族代表）等で厳粛裡に終了した。

### 「ひろしまの塔」献辞

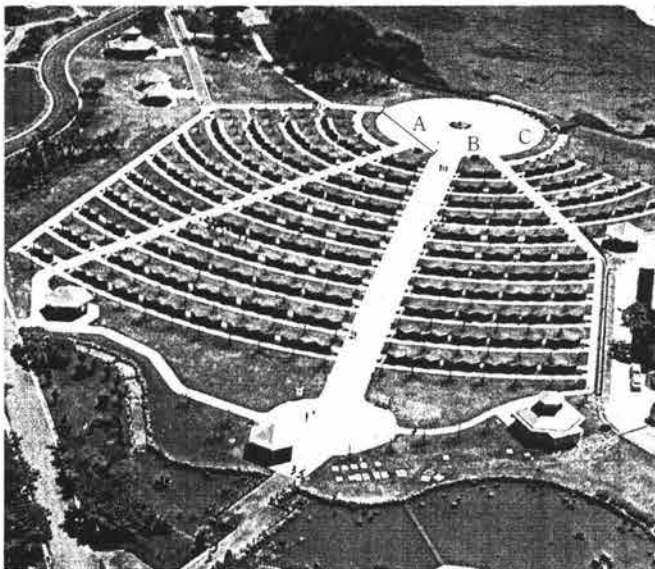
海を渡り また 海を渡り 郷土はるかに 戦つて還らず  
 沖縄に散り 南方に散る 護国の英霊 三万四千六百余柱

# 平和の礎

A 沖縄県出身者

B 県外出身者

C 外国出身者



ふるさとの  
 妻子 父母 老いも若きも 海を渡り また 海を渡り  
 ここに もうでて み霊安かれと

祈らざらめや 祈らざらめや

広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会

会長 檜山 袖四郎

(昭和43年5月)

本年は戦後五〇周年の節目を迎え、国民の七割のかたがたは戦争を知



らない世代だと云われており、また当時のことも風化されつつあり忘れられようとしていると、広島県におかれては去る十月二十六日沖縄県「ひろしまの塔」において藤田広島県知事自ら列席され、戦没者追悼式が厳粛なるうちにもしめやかに挙行されました。

参拝者は、尊い犠牲となった

肉親のありし日の姿をしのびつつ心から冥福を祈るとともに、戦争のない平和な社会が何時までも続くことを祈念し、極めて有意義であった。終りになりましたが広島県に対しましては深甚なる感謝とともに厚くお礼を申し上げます。

戦没者遺族沖縄慰霊巡拝団は二十五日午後四時沖縄護国神社に参拝し翌二十六日広島県主催の追悼式終了後、旅程にそって行動。

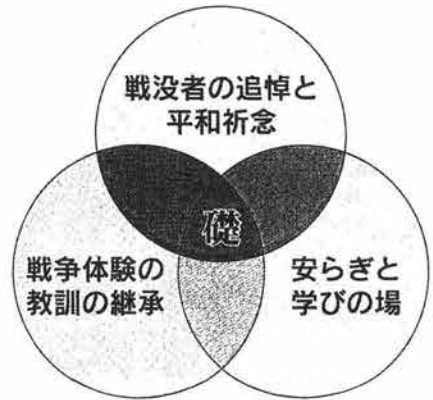
◎ひめゆりの塔、健児の塔、旧海軍司令部壕、東南植物楽園、万座毛、

国营沖縄記念公園、首里城公園、平和の礎等見学……

◎平和の広場——場所 那覇・糸満市摩文仁

平和の広場は、断崖絶壁から海岸線、波打ち際を眺望できる位置に設置されている。

広場の中央には「平和の火」が灯されており、この「平和の火」は、沖縄戦最初の上陸地である座間味村阿嘉島において採取した火と被爆地広島市の「平和の灯」及び長崎市の「誓いの火」から分けていただ



いた火を合火し、一九九一年から灯しつづけた火を一九九五年六月二十三日の「慰霊の日」にここに移し、灯されたものである。

## 建設の趣旨

沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、非軍人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」を、太平洋戦争・沖縄戦終結五〇周年を記念して建設する。

## 基本理念

### 戦没者の追悼と平和祈念

去る沖縄戦などで亡くなられた国内外の20万余のすべての人々に追悼の意を表し、御霊を慰めるとともに、今日、平和を享受できる幸せと平和の尊さを再確認し、世界の恒久平和を祈念する。

### 戦争体験の教訓の継承

沖縄は第2次世界大戦において、国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの貴重な人命とかけがえのない文化遺産を失った。このような悲惨な戦争体験を風化させることなく、その教訓を後世に正しく継承していく。

### 安らぎと学びの場

戦没者の氏名を刻銘した記念碑のみの建設にとどめず、造形物を配し



広島県遺族会 戦後50周年沖縄追悼式（平成7年10月26日、於 ひろしまの塔）

て芸術性を付与し、訪れる者に平和の尊さを感じさせ、安らぎと想いを  
もたらず場とする。

また、子供たちに平和について関心を抱かせるような平和学習の場と  
しての形成を目指す。

戦争は残酷で悲しいものであり平和こそ尊く後生に伝えなくてはなら  
ない思をいただき三日間の慰霊の地沖縄を発ち広島空港に一同元気に帰っ  
て参りました。

この追悼式に各都市より参列した方は次の通り。

### ひろしまの塔参列者

郡市	氏名	郡市	氏名
広島市	広兼春雄	広島市	赤木タツエ
"	小林博	"	川崎元子
"	平中昭彦	"	藤田尚功
"	平中チズ子	"	藤田松子
"	大田正子	"	栗田隆夫
"	上手勉	"	栗田美由紀
"	白井淳子	呉市	脇武寿
"	中尾ヨシコ	"	脇弘子
"	中尾せつ子	"	山内フサヨ
"	浦手ハル	"	渡部常喜
"	井上定子	"	渡部妙子
"	山本富美栄	"	山岡美知子



戦没者追悼式  
藤田県知事式辞



遺族会竹田会長追悼の辞



戦没者遺族代表献花



参列遺族者全員献花



知事招待の昼食会  
知事ご挨拶



遺族会代表して事務局長お礼挨拶



懇談会食



平和の礎  
戦没者名を指差す  
伊藤シメヨさん





広島県遺族会 沖縄慰霊巡拝団



広島県遺族会 沖縄慰霊巡拝団

# 財団法人 広島県遺族会 歴代役員氏名一覽表

（自昭和二十四年  
至平成六年七月就任現在）

常務理事	副会長	会長	役員名
	岩根 栄	井上 吉次郎 山田 金男	昭和24年時 藤田直義
	三原 芳一	北村 新之助 伊藤 正子	25年9月改選 藤田直義
森本 雄四郎 広川 憲一郎 徳永 栄 森光 寛一 竹下 ミキ	原田 霞	田頭 新太郎 北村 新之助 木島 次郎	27年5月改選 藤田直義
田頭 新太郎 伊藤 正子 森本 雄四郎 井上 吉次郎 広川 憲一郎 岸根 栄	大谷 稔	岸 武 頼沢 忠雄 頼沢 忠雄	29年7月改選 藤田直義
岸根 栄 井上 吉次郎 倉田 一夫 渡里 常松 中野 徳夫 城野 泰吉 山口 精一	岸 武	田頭 新太郎 頼沢 忠雄 大谷 稔 北村 新之助	31年5月改選 森本雄四郎
松浦 亮二 渡辺 禎吉 城野 泰吉 三好 清九郎 中野 徳夫 上杉 隆雄 坂井 重義	井上 吉次郎	田頭 新太郎 岸 武 北村 新之助 岩根 栄	33年5月改選 大谷 稔

理

事

(会計) 村上博明 田頭新太郎 妹尾良温 野間寿人 本永司三 岡本義雄 宮沢吉兵衛 森光寛一 高岡啓三郎 村尾哲恵

田頭新太郎 森本雄四郎 井上吉次郎 (会計) 広川憲一郎 頼沢忠雄 岸根栄 梶山正夫 山口良頭 徳山一雄 歌田義隆 大谷稔 岡本義雄 城本泰吉 徳永栄 山口勘藏 原田霞 津村正夫 横山政子 荒谷権造 円山英雄 徳正豊

泰静夫 井上吉次郎 梶山正夫 中野徳夫 歌田義隆 大谷稔 城谷泰吉 田辺福松

泰静夫 坂井重義 山崎義市 木島次郎 梶山正夫 中野徳夫 三好清九郎 大丸守三 城丸泰吉 和田定一 北村新之助 五阿弥栄 福場猪十 山口精一 池田玉代 行武静子 木坂サト

泰静夫 坂井重義 坪山仁一 山崎義市 木島次郎 上杉隆雄 梶山正夫 三好清九郎 正金楨夫 田頭茂三郎 五阿弥栄 佐々井勇 伊達剛 石田豊 原田霞 行武静子 池田玉代 伊藤正子 木坂サト 竹下ミキ

森本雄四郎 坪山仁一 山崎義一 木島次郎 藤原茂美 頼沢忠雄 藤井光造 正金楨夫 渡里常松 岡本治人 島谷真三 五阿弥栄 川上富恵 伊達剛 山口精市 青木精子 伊藤正子 行武静子 木坂サト 千葉花子 竹下ミキ 池田玉代 新谷ヤスコ



副 会 長	相 談 役	会 長	役 員 名	事 務 局 長	青 壯 年 部 長	婦 人 部 長	監 事	評 議 員  (理事兼務)
中松田 野浦頭 徳亮新 夫二太郎		大 谷 稔	35年6月改選					伊藤正子 外三五名
中森田 野本頭 徳雄新 夫四郎太郎	岩井 根上 栄吉 太郎	大 谷 稔	37年10月改選				半田義子 水川恒子	岡野福一 外三四名
中外森 野野本 徳清雄 夫助四郎	岩井 根上 栄吉 太郎	田 頭 新太郎	38年7月就任	30年		原 田 霞	岸和田 定一 武	伊藤正子 外一七名
西外森 田野本 平清雄 一助四郎		田 頭 新太郎	39年7月改選	瀬戸秀吉 森光寛一		伊 藤 正子	竹下ミ キ	田頭新太郎 外四八名
中正森 川金本 弘慎雄 夫四郎		田 頭 新太郎	41年5月改選	笠岡一夫		原 田 霞	横山政 子	田頭新太郎 外六六名
西恩森 田田本 平以雄 一忠四郎		田 頭 新太郎	43年10月改選	瀬沢忠雄		伊 藤 正子	佐古田 イツコ	田頭新太郎 外六五名

理事										常務理事					副会長						
東	五	島	岡	渡	三	頼	恩	藤	山	坪	森	上	西	坂	渡	正	城	藤	岩	井	
清	阿	谷	本	里	好	沢	田	原	崎	山	本	杉	田	井	辺	金	井	根	上		
市	弥	真	治	常	清	忠	以	茂	義	仁	雄	隆	平	重	禎	禎	泰	栄	吉		
		三	人	松	九	雄	忠	美	一	一	四	雄	一	義	吉	夫	吉		郎		
佐	五	島	岡	渡	三	頼	恩	山	松	坪	渡	桧	藤	坂	渡	西	上	藤	福	城	
々	阿	谷	本	里	好	沢	田	崎	浦	山	辺	高	原	井	辺	田	杉	井	山	泰	
井	弥	真	治	常	清	忠	以	義	亮	仁	禎	十	茂	重	禎	平	隆	光	市	未	
		三	人	松	九	雄	忠	市	二	一	吉	七	美	義	吉	一	雄	造	定	吉	
												次									
				久	甲	岡	栗	山	松	青	大		藤	坂	渡	西	上	藤		城	
				村	斐	元	根	田	浦	年	谷		原	井	辺	田	杉	井		泰	
				豊	一	孝			敏	部	理		茂	重	禎	平	隆	光		吉	
				彦	義	磨	峻	正	美	事	稔		美	義	吉	一	雄	造			
島	岡	城	竹	大	三	岩	頼	上	山	坪	井	木	行	正	藤	藤	坂	渡	五	中	恩
谷	本	内	内	谷	好	根	沢	杉	崎	山	上	坂	武	金	井	原	井	辺	阿	野	田
真	治	泰			清	忠	雄	隆	義	仁	吉	サ	静	禎	光	茂	重	禎	弥	徳	以
三	人	吉	諦	稔	九	栄		雄	一	一	郎	ト	子	夫	造	美	義	吉	栄	夫	忠
岡	城	竹	大	小	中	森	頼	岡	三	坪	井	松	青	木	行	藤	坂	渡	日	恩	西
本	内	内	谷	島	野	田	沢	田	谷	山	上	浦	木	坂	武	井	井	辺	野	田	田
治	泰			倉	徳	砂	忠		又	仁	吉	敏		サ	静	光	重	禎		以	平
人	吉	諦	稔	七	夫	夫	雄	勝	一	一	郎	美	精	ト	子	造	義	吉	基	忠	一
佐	島	岡	城	小	大	森	頼	岡	松	皿	井	松	小	木	行	藤	坂	渡	日	正	中
々	谷	本	内	田	谷	田	沢	田	島	田	上	浦	島	坂	武	井	井	辺	野	金	川
井	真	治	泰	恭	砂	忠	雄	秀	清	吉	敏	倉	サ	静	光	重	禎		禎	弘	
		三	人	造	稔	夫		勝	一	郎	美	七	ト	子	造	義	吉	基	夫		

監 事	評 議 員 (理事兼務)	理 事
漆原策太 松高十七次 小島倉七	田頭新太郎 外五〇名	原田霞 千葉花子 竹下ミキト 木坂サト 池田玉代 行武静子 伊藤正子 青木精 山口精市 伊達剛民
助迫シズエ 越智庫二郎 小島倉七	田頭新太郎 外五四名 青壮年部五名含む	新谷ヤス子 三谷文子 千葉花子 竹下ミキト 木坂サト 行武静子 伊藤正子 御崎清彦 山口精市 伊達剛民
助迫シズエ 越智庫二郎 小島倉七		
小島倉七 多田哲郎 越智庫二郎 村田寿	田頭新太郎 外七四名	久村豊彦 甲斐一義 松浦敏美 岡本孝磨 山田正 栗根峻 橋本ツユ 速見豊子 三谷文子 竹下ミキ 千葉花子 伊藤正子 御崎清彦 片岡案山子 松本数市 佐々井勇
多田哲郎 村田寿 越智庫二郎 小島倉七	田頭新太郎 外七六名	岡本孝磨 藤井一義 甲斐一義 栗根峻 山田正 橋本ツユ 速見豊子 三谷文子 竹下ミキ 伊藤正子 山崎義市 片岡案山子 松本数市 佐々井勇 島谷真三
花岡敦子 山本哲郎 多田哲郎 村田寿	田頭新太郎 外七四名	有本道憲 高原安一 藤井一義 甲斐一義 山田正 橋本ツユ 速見豊子 三谷文子 竹下ミキ 伊藤正子 西川喜正 有馬四郎 佐々木信宜

常務理事	副会長	顧問	名誉会長	会長	役員名	事務局長	青壯年部長	婦人部長
藤正井金光造	森本雄四郎 西田平一 中川弘 小島倉七 伊藤正子 甲斐義			田頭新太郎	45年6月改選	頼沢忠雄	松浦敏美	伊藤正子
藤正井金光造	西田平一 中川弘 小島倉七 松下一男 橋本ツヨ 甲斐義		(47、10、12就任)	森本雄四郎	47年6月改選	頼沢忠雄	松浦敏美	伊藤正子
藤正井金光造	西田平一 中川弘 小島倉七 松下一男 橋本ツヨ 甲斐義			森本雄四郎	49年7月改選	岩城騰一		
長谷川春秋	中川弘 小島倉七 正金禎夫 松島秀一 橋本ツヨ 神田茂幸			松下一男	51年7月改選	奥田茂行	松浦敏美	伊藤正子
長谷川春秋	中川弘 小島倉七 正金禎夫 松島秀一 橋本ツヨ 高原安一			松下一男	53年6月改選	奥田茂行	松浦敏美	伊藤正子
長谷川春秋	小島倉七 松島秀一 福本栄一 沖谷積 橋本ツヨ 高原安一	森本雄四郎		松下一男	55年5月改選	奥田茂行	松浦敏美	伊藤正子

理事													常務理事									
佐々木信宣	佐々木勇	日野基	島谷三	岡本治人	城泰吉	有馬恵一	大谷稔	中野徳夫	森田砂夫	頼沢忠雄	恩田以忠	岡田勝	松島秀一	皿田清人	堀田秀藏	松下男	三谷文子	木坂サト	行武静子	坂井重義	渡辺禎吉	
佐々木信宣	田辺軍二	日野基	島谷三	岡本治人	長谷川春秋	藤田賢吾	大谷稔	片桐正比	森田砂夫	頼沢忠雄	沖谷積	岡田勝	松島秀一	田頭勝市	堀田秀藏	大岡育造	(48、1、29就任)	島田ヒサ子	木坂サト	行武静子	皿田清人	渡辺禎吉
藤田賢吾	大谷稔	田万里政	片桐正比	森田砂夫	頼沢忠雄	沖谷積	岡田勝	松島秀一	福本栄一	田頭勝市	堀田秀藏	渡辺禎吉	榊井正一	大岡育造	土生爲吉	津田重人	中尾栄三	島田ヒサ子	木坂サト	行武静子	長谷川春秋	皿田清人
大谷稔	田万里政	片桐正比	森田砂夫	頼沢忠雄	岡田勝	西田平一	栗根一	福本栄一	松浦義雄	惠谷潔	吉名太郎	榊井正一	森本雄四郎	折本健三	中野徳夫	奥田茂行	中尾栄三	島田ヒサ子	木坂サト	行武静子	沖谷積	土生爲吉
有馬恵一	香河仙三	日野義比	片桐正比	頼沢忠雄	醍醐英昭	上岡栄郎	多田哲郎	福本栄一	松浦義雄	惠谷潔	吉名太郎	榊井正一	森本雄四郎	折本健三	中野萬代	奥田茂行	中尾栄三	速見豊子	島田ヒサ子	木坂サト	沖谷積	土生爲吉
西迫数夫	打田静人	片桐正比	中石自助	下西璋彦	醍醐英昭	松島秀一	上岡栄郎	多田哲郎	藤井芳夫	松浦義雄	惠谷潔	吉名太郎	榊井庄一	折本健三	中野萬代	奥田茂行	中尾栄三	速見豊子	島田ヒサ子	木坂サト	香河仙三	土生爲吉

婦 人 部 長	監 事	評 議 員 (理事兼務)	理 事
伊藤正子	花岡敦子 小田一吉 山本易昂 多田哲郎	田頭新太郎 外七四名	保井清三 有元道憲 山田耕正 石田耕三 高原本一 橋本ツユヨ 速見豊子 竹下ミキ 西川喜正 谷岡徳市
橋本ツユヨ	花岡敦子 小田一吉 山本易昂 多田哲郎	森本雄四郎 外七四名	下西璋彦 渡辺修之 保井清三 神田茂幸 高原本一 速見豊子 竹下ミキ 伊藤正子 西川喜正 谷岡徳市
橋本ツユヨ	花岡敦子 藤井芳夫 香河仙三 小田一吉	森本雄四郎 外七四名	井上数夫 神田茂行 下西璋彦 高原安一 正金登美恵 速見豊子 伊藤正子 西川喜正 木村菊一 佐々木信宣 田辺軍事 日野基 島谷真三 岡本治人
橋本ツユヨ	花岡敦子 藤井芳夫 香河仙三 小田一吉	松下一男 外八四名	井沢聖昭 守山虔郎 宮本公光 島原重光 正金登美恵 速見豊子 伊藤正子 西川喜正 沢田周太郎 矢野徳之 田辺軍二 藤原則男 松浦弥一 有馬恵一
橋本ツユヨ	笠井キミエ 花岡敦子 藤井義男 小田一吉	松下一男 外八五名	二井田芳澄 神田茂幸 宮本公光 島原重光 住元トシ子 正金登美恵 伊藤正子 藤田輝見 渡辺剛 矢野徳之 田辺軍事 藤原則男 松浦弥一 吉岡綾雄
橋本ツユヨ	笠井キミエ 花岡敦子 外野勉 田中徳太郎	松下一男 外八五名	二井田芳澄 下西璋彦 宮本公光 伊藤正登 住元トシエ 正金登美恵 伊藤正子 藤田輝見 渡辺剛 矢野徳之 田辺軍事 藤原則男 松浦弥一 吉岡綾雄

副 会 長	参 与	相 談 役	顧 問	名 誉 会 長	会 長	役 員 名	事 務 局 長	青 壯 年 部 長
皿 小 田 島 清 倉 人 七		正 金 禎 夫	森 本 雄 四 郎		松 下 一 男	57 年 6 月 改 選	大 杉 勝 眞	甲 斐 一 義
沖 小 谷 島 積 倉 七		正 金 禎 夫	森 本 雄 四 郎		松 下 一 男	59 年 6 月 改 選	大 杉 勝 眞	甲 斐 一 義
打 香 田 川 静 ス 人 ミ		正 金 禎 夫			松 下 一 男	61 年 6 月 改 選	大 杉 勝 眞	甲 斐 一 義
打 畠 田 中 静 時 人 義	神 高 二 田 原 井 茂 安 田 幸 一 芳 澄	小 伊 日 中 島 藤 野 川 倉 正 基 弘 七 子			松 下 一 男	63 年 6 月 改 選	大 杉 勝 眞	神 田 茂 幸
打 畠 田 中 静 時 人 義	神 高 二 田 原 井 茂 安 田 幸 一 芳 澄	小 伊 中 島 藤 川 倉 正 弘 七 子			松 下 一 男	平 成 2 年 6 月 改 選	大 杉 勝 眞	高 原 安 一
下 伊 西 藤 璋 正 彦 己	神 高 二 田 原 井 茂 安 田 幸 一 芳 澄	島 長 橋 小 中 田 谷 本 島 川 ヒ サ ヲ ツ ヨ 倉 弘 サ 子 春 秋 七		松 下 一 男	浦 谷 清 司	4 年 6 月 改 選	大 杉 勝 眞	高 原 安 一

理事	常務理事	副会長
中野萬代 折田健三 相島ハツエ 吉名吉太郎 惠谷潔 松浦義男 藤井芳夫 多田哲郎 今井牛三 醍醐英昭 下西璋彦	上岡栄一郎 長谷川春秋 香河仙三 木坂サト 奥田茂行 速見豊子 中尾栄三	福本栄一 沖谷積 島田ヒサ子 高原安一
中野萬代 折田健三 相島ハツエ 吉名吉太郎 惠谷潔 松浦義雄 藤井芳夫 多田哲郎 今井牛三 醍醐英昭 下西璋彦	長谷川春秋 香河仙三 木坂サト 上岡栄一郎 奥田茂行 笠井キミエ 高原安一	福本栄一 皿田清人 島田ヒサ子 二井田芳澄
中野萬代 折田健三 相島ハツエ 浦谷清司 惠谷潔 橋忠知 多田哲郎 皿田清人 今井牛三 島中時義 沖谷積	奥田茂行 伊藤正己 笠井キミエ 香河仙三 渡辺剛 矢野徳之 高田光可	竹田浩二 上岡栄一郎 島田ヒサ子 中尾栄三
折田健三 相島ハツエ 浦谷清司 惠谷潔 橋忠知 高橋隆美 皿田清人 上岡栄一郎 今井牛三 沖谷積 下西璋彦 木坂サト	中野萬代 伊藤正己 笠井キミエ 香河仙三 今井牛三 藤原則男 高田光可	竹田浩二 長谷川春秋 島田ヒサ子 中尾栄三
竹永勇 相島ハツエ 龜田義光 橋忠知 高橋隆美 皿田清人 上岡栄一郎 今井牛三 沖谷積 下西璋彦 中川辰美	折田健三 伊藤正己 笠井キミエ 香河仙三 浦谷清司 渡辺剛 平田修巳	竹田浩二 長谷川春秋 正金登美恵 井澤聖昭
馬場正 竹永勇 中尾栄三 龜田義光 橋忠知 皿田清人 上岡栄一郎 今井牛三 島中時義 保田芳雄 中川辰美	舛本久恵 相島ハツエ 高橋隆美 井澤聖昭	竹田浩二 正金登美恵



理

事

神田茂幸	高田光可	井澤聖昭	二井芳澄	舛本久恵	豊田豊子	住元トシ子	正金登美恵	橋本ツユヨ	藤田輝見	渡辺剛	矢野徳之	田辺軍事	藤原則弘	佐藤綾雄	吉岡雄	藤本効	打田静人	河野勇之進	松下好市	
高田光可	神田茂幸	井澤聖昭	中尾栄三	深見サカエ	香川スミ	舛本久恵	住元トシ子	正金登美恵	橋本ツユヨ	藤田輝見	渡辺剛	矢野徳之	田辺軍事	藤原則弘	北村芳之	吉岡綾雄	藤田賢吾	打田静人	伊藤正己	小間孝一郎
井澤聖昭	森下喜久恵	今田春昭	守山虔郎	森川文子	深山サカエ	舛本久恵	住元トシ子	正金登美恵	藤田輝見	田辺軍事	藤原則弘	北村芳之	三谷武正	長谷川春秋	藤田賢吾	小島倉七	木坂サト	小間孝一郎	下西璋彦	
平田修巳	井澤聖昭	元谷春稔	今田春昭	森川文子	山城タツヨ	香川スミ	舛本久恵	住元トシ子	正金登美恵	藤田輝見	渡辺剛	矢野徳之	立石次郎	北村芳之	三谷武正	森本茂夫	菅野次郎	平野宝一	小間孝一郎	
保井清三	小野寛	守山虔郎	高田光可	福場敏枝	山城タツヨ	島田ヒサ子	森川文子	舛本久恵	香川スミ	藤田輝見	矢野徳之	立石治郎	藤原則弘	和田祐一	三谷武正	森本茂夫	中村忠省	平野宝一	小間孝一郎	
小野寛	保井清三	守山虔郎	福場敏恵	山城戸タツヨ	沖藤文子	森下シズノ	藤田輝見	渡辺剛	矢野徳之	立石治郎	小野田英治	和田祐一	三谷武正	堀本健太郎	藤本勇夫	香川仙三	坂田利彦	中村忠省	平野宝一	小間孝一郎

事務局長	青壯年部長	婦人部長	監事	評議員 (理事兼務)
大杉勝真	高原安一	島田ヒサ子	笠井キミエ 花岡敦子 外野勉 田中徳太郎	栗原武爾 外三六名
大杉勝真	二井田芳澄	島田ヒサ子	奥田松恵 花岡敦子 外野勉 田中徳太郎	栗原武爾 外三六名
野坂守夫	中尾栄三	島田ヒサ子	栗田弘三 奥田松恵 外野勉 田中徳太郎	栗原武爾 外三五名
野坂守夫	中尾栄三	島田ヒサ子	栗田弘三 奥田松恵 外野勉 田中徳太郎	竹永勇 外三五名
野坂守夫	井津聖昭	正金登美恵	栗田弘三 奥田松恵 外野勉 田中徳太郎	東穰 外三五名
野坂守夫	井澤聖昭	正金登美恵	二井田芳澄 沖田ミツエ 外野勉 田中徳太郎	米田ミサ子 外三一名



理事										監事			参与							
下西璋彦	保田芳雄	松崎月夫	門永治一	神田茂幸	皿田清人	高橋隆美	竹田浩二	橋田忠知	亀田義光	浦谷清司	相島ハツエ	中尾栄三	折田健三	馬場正	元上悦夫	田中野勉	外野	神田茂幸	二井田芳澄	長谷川春秋
724	725	739-06	727	728	726	729-01	720	722-23	722	723	737	731-01	731-33	731-51	739-04	732	720-02	728	731-51	729-67
東広島市西条町大字土与丸四七―三 竹原市西野町六七―二 大竹市栗谷町後原六二三 庄原市本町一丁目二三二六 三次市穴笠町二五八―一 府中市鶴飼町四一九―一 " 神村町三八〇四 福山市胡町四―二三 因島市土生町四一 尾道市日比崎町二五―四 三原市中之町四〇八八―八 呉市東中央三丁目一―五 " 安佐南区東野一丁目八―一六 " 安佐北区安佐町久地一七九三 広島市佐伯区八幡四丁目一四―一九										福山市鞆町後地六九四―一三 広島市東区戸坂くるめ木二丁目一―一七 佐伯郡大野町丸石二丁目三―一八			三次市穴笠町二五八―一 広島市佐伯区五日市中央四丁目六―一三		世羅郡世羅西町中二七二					
0824・23・2968	0846・29・1255	08275・6・0054	08247・2・1743	08246・3・8457	0847・45・2241	0849・33・3797	0849・25・0740	08452・2・0282	0848・22・8052	0848・62・4006	0823・22・6453	082・877・2267	082・837・0191	0829・28・0654	0829・55・0537	0849・82・2218	082・229・0044	08246・3・8457	0829・21・0944	08473・7・1315

井澤聖昭	竹光枝	多田いづみ	福場敏枝	森川文子	正金登美恵	舛本久恵	米田ミサ子	藤田輝見	青木成三	松山忠生	立石治郎	小野英治	和田祐一	三谷武正	堀本健太郎	藤本勇夫	保井清三	坂田利彦	奥田久正	伊藤正己	平野宝一	小野孝一郎	上野勝
727	729 -67	720 -11	722 -14	729 -23	739 -02	739 -06	730	729 -57	729 -42	729 -41	720 -14	729 -31	720 -21	720 -03	722 -11	722 -14	729 -24	724 -03	739 -12	731 -37	737 -23	737 -13	738

廿日市市佐方七四四  
 安芸郡倉橋町一一八七二  
 佐伯郡能美町中町一三九〇  
 山県郡簡賀村大字中簡賀一〇六  
 高田郡向原町坂三八九一四  
 賀茂郡豊栄町別府九五五  
 豊田郡安芸津町風早六四七一四  
 御調郡久井町大字泉八七七一一  
 世羅郡甲山町大字小世良六三三  
 沼隈郡沼隈町能登原一八四七一  
 深安郡神辺町字道上二八三四一六  
 芦品郡新市町大字金丸六五〇  
 神石郡三和町大字父木野二二七一三  
 甲奴郡甲奴町本郷一三四九  
 双三郡吉舎町矢野地五五八  
 比婆郡西城町八鳥七六〇  
 広島市中区江波南一丁目四一二七  
 大竹市新町一丁目四一四  
 東広島市志和町志和西甲二六一番地  
 竹原市忠海町五五九一一二〇  
 御調郡久井町字小林一四一  
 福山市駅家町倉光四四六一二  
 世羅郡世羅西町下津田三九〇  
 庄原市西本町一丁目十五一八

08247・2・1081	08473・9・1453	0849・76・0614	084732・8202	08462・6・0319	0824・33・2503	08275・2・2531	082・232・0595	082443・2786	082443・2786	084767・2156	08478・5・2564	0847・53・8611	0849・62・2280	0849・87・1783	08472・2・0361	084732・6298	08464・5・0500	0824・32・2629	082646・2377	082632・2466	0823・45・3047	0823・54・0458	0829・31・3301
--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------

															評 議 員							
渡	葛	玉	岡	高	小	加	花	大	小	三	高	植	山	小	山	栗	沖	藤	大	小	平	守
	谷	島	田	知	松	藤	好	坪	西	好	橋	原	田	池	内	田	田	田	越	野	田	山
シ	た	ミ	久	サ	鈴	芳	ト	ミ	智	萬	利	ヒ	美	伸	弘	ミ	日	礼	修	虔		
ナ	つ	エ	代	ダ	子	恵	ヨ	キ	恵	寿	通	ロ	佐	子	三	ツ	能	三	寛	己	郎	
ヨ	江	コ					ノ	エ	子	美		子	枝		エ	美						
731	739	737	738	724	725	739	727	728	729	721	720	722	722	723	737	731	731	736	733	739	723	728
-15	-05	-21		-01		-06			-31		-24	-21				-02	-01			-17	-01	
															三次市三次町寺戸六〇四―二 三原市沼田東町七宝四一五 広島市安佐北区落合南四丁目四一―六							
															広島市西区己斐中一丁目六―八 " 安芸区船越四丁目六―一四 " 安佐南区緑井三丁目一五―四一 " 安佐北区可部三丁目三三―一〇 呉市押込三丁目一二―二一 三原市西町一三六八―一 尾道市山波町六四四―一 因島市大浜町五区 福山市加茂町中野六七八 " 春日町能島八八九 府中市須町九〇八 三次市島敷町一六〇六―九 庄原市中本町一―八―二四 大竹市西栄一丁目一七―一二 竹原市竹原町四〇―三三 東広島市高屋町造賀 廿日市市上平良一〇〇八―一 安芸郡江田島町中郷 佐伯郡宮島町南町三五七 山県郡千代田町川井							
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2	2	2	2	2	4	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	4	2
6	9	3	9	4	6	7	4	2	4	9	5	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4
7	4	4	3	3	2	5	7	2	6	7	2	2	3	6	1	7	2	2	2	4	6	6
2	4	2	8	6	2	3	2	3	3	4	4	4	7	3	2	7	4	4	3	3	6	3
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
4	4	2	0	0	1	3	0	5	4	3	1	1	6	6	2	2	4	4	9	9	0	4
2	0	7	6	1	3	4	9	4	9	3	0	4	3	0	3	0	4	4	0	0	3	5
1	3	0	0	4	8	6	7	4	8	5	8	7	7	5	1	2	7	9	2	2	2	3
6	1	8	2	5	1	6	8	3	5	9	0	3	2	8	8	7	9	5	0	7	7	0

事務局長												
野坂守夫	中林ヤスエ	新谷ヤスコ	須澤一子	木津和三子	信岡光子	小島辰子	岡崎寿美枝	浦谷ミチエ	浜浦マスエ	吉岡義江	住香勝子	森下シズノ
733	727-04	729-43	729-34	720-14	729-31	720-21	720-03	722-11	722	729-24	729-11	729-65
広島市西区田方二丁目四三十一	比婆郡高野町中門田一二	双三郡三良坂町長田七九六	甲奴郡上下町字上下	神石郡三和町大字木津和二八三一	芦品郡新市町大字戸手一、二一二	深安郡神辺町川北五三	沼隈郡沼隈町能登原甲一四九九	世羅郡甲山町甲山	御調郡向島町江奥一六〇二九	豊田郡安芸津町木谷二六〇	賀茂郡河内町河戸二六五二	高田郡高宮町佐々部
082・271・6630	082486・2161	082444・3031	084762・3254	084785・3414	084751・5332	084962・1627	084987・1499	084722・0006	084844・3995	084645・2730	082438・0272	082670194

広島県都市結成遺族会青年部役員一覽表 (自昭36、1、20至平6、4現在)

深	豊	豊	豊	豊	豊	豊	賀	賀	賀	山	山	三	三	三	福	福	福
安	田	田	田	田	田	田	茂	茂	茂	県	県	次	次	次	山	山	山
部	副	副	副	副	副	部	副	副	部	副	副	副	副	部	副	部	
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	
中	大	長	石	梶	近	松	平	今	渡	森	高	柏	宍	山	落	小	
村	隅	尾	原	原	藤	浦	尾	藤	部	脇	松	弓	戸	田	合	林	
進	良	典	晴	哲	繁	敏	博	辰	俊	弘	雅	一	輝	正	久	昇	
治	子	子	隆	弘	繁	美	博	司	司	海	彦	子	規	正	子	昇	
深	豊	豊	豊	豊	豊	豊	賀	賀	賀	山	山	三	三	三	福	福	福
安	田	田	田	田	田	田	茂	茂	茂	県	県	次	次	次	山	山	山
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	市
神	川	木	瀬	豊	豊	豊	大	黒	西	戸	大	大	大	大	霞	市	市
辺	尻	江	戸	郷	郷	郷	和	瀬	條	内	田	田	田	町	町	町	町
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
高	高	安	比	比	双	双	双	芦	芦	芦	芦	深	深	深	深	深	深
田	田	芸	婆	婆	三	三	三	品	品	品	品	安	安	安	安	安	安
事	部	部	副	副	副	副	副	副	副	副	部	書	書	幹	副	副	副
務	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	記	記	事	長	長	長
局	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	記	記	事	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	記	記	事	長	長	長
松	菅	畠	元	久	沖	吉	爲	鍋	小	水	甲	長	三	松	石	藤	上
下	原	山	村	村	田	高	国	島	野	船	斐	谷	吉	本	井	本	杉
千	昌	豪	昌	豊	智	時	和	島	田	元	一	川	美	泰	正	岩	治
明	明	平	登	彦	子	治	彦	島	田	元	義	智	子	孝	人	男	男
高	高	安	比	比	双	双	双	芦	芦	芦	深	深	深	深	深	深	深
田	田	芸	婆	婆	三	三	三	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
高	高	安	比	比	双	双	双	芦	芦	芦	深	深	深	深	深	深	深
宮	宮	芸	婆	婆	三	三	三	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	矢	東	東	三	三	三	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
町	町	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
高	高	野	東	東	三	三	三	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
町	町	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
高	高	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
町	町	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
高	高	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
町	町	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
高	高	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
町	町	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
高	高	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
宮	宮	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安
町	町	野	城	城	郡	郡	郡	品	品	品	安	安	安	安	安	安	安



昭和三十一年度広島県遺族会青年部役員（昭39、4月改選）

青年部長	松浦 敏美	豊田	広報調査委員長	吉高 時治	双三	理事	山田 正	郡市名
副部長	山田 正	三次	書記	神田 茂生	庄原	理事	久村 豊彦	
副部長	久村 豊彦	比婆	書記	高木 久生	深安	評議員	岡元 孝麿	
副部長	藤井 要	福山	書記	坪内美智代	安芸	評議員	森 光徳	
副部長	村田 豊穂	呉	(青年部選任)			評議員	中村 劭	
副部長	一色貴美子	広島				評議員	中村 劭	
企画委員長	栗根 峻	府中				評議員	森 光徳	
組織委員長	岡元 孝麿	竹原				評議員	森 光徳	

府中部長	栗根 峻	府中市篠根町	佐伯郡吉和村
府中副部長	武田 崇司	府中市本山町	佐伯郡廿日市町平良
府中副部長	山路 法昭	府中市須町	佐伯郡大柿町
府中副部長	栗本 隆文	府中市府中町	世羅郡甲山町三川地区川尻
府中事務局長	金岡 康隆	府中市府中町	世羅郡世羅町津久志
佐伯部長	長谷 信義	佐伯郡五日市町五日市	世羅郡世羅西町

広島県遺族会青年部支部長（昭39、6、25現在）

吳市	竹原市	竹原市	竹原市	竹原市	竹原市	竹原市	竹原市	庄原市	庄原市	庄原市	三次市	三次市	三次市	三次市	府中市	府中市	府中市	福山市	福山市
支部長	女子代表	企画委員	企画委員	支部長	女子代表	企画委員	書記	支部長	女子代表	広報委員	企画委員	支部長	女子代表	組織委員	支部長	組織委員	支部長	支部長	
村田 豊穂	岡野 千里	岡田 瑞穂	平田 健二	岡元 孝麿	藤谷 勝子	中 康治	神田 茂生	熊本 忠則	小路 恒子	上坂 克子	宍戸 輝規	山田 正	石岡 信子	高原 安一	栗根 竣	大井 克之	藤井 要		
吳市警固屋町	竹原市吉名町	竹原市竹原町	竹原市忠海町	竹原市竹原町	庄原市春田町	庄原市山内町	庄原市本町	庄原市川北町	三次市住吉町	三次市廻神町	三次市宍笠町	三次市廻神町	府中市僧殿町	府中市高木町	府中市篠根町	福山市鞆町	沼隈郡沼隈町		
支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名
双三郡	双三郡	双三郡	双三郡	世羅郡	甲奴郡	御調郡	芦品郡	芦品郡	深安郡	深安郡	深安郡	深安郡	広島市	広島市	広島市	広島市	吳市	吳市	
女子代表	広報委員	組織委員	支部長	支部長	支部長	支部長	女子代表	支部長	女子代表	組織委員	支部長	女子代表	企画委員	県副部長	支部長	女子代表	広報委員		
宮本千恵子	吉高 時治	山口 誠	為国 和彦	奥 恒夫	堂前 弘志	森 光徳	井上サヨ子	甲斐 一義	重政千恵子	高木 久生	中村 進治	吉永 修子	中野 朝永	一色貴美子	田坂 幸三	花田 征子	多田 浩		
双三郡三良坂町	双三郡三和町	双三郡君田村	双三郡吉舎町	世羅郡甲山町	甲奴郡	御調郡向東町	芦品郡駅家町	芦品郡新市町	深安郡神辺町	深安郡賀茂町	深安郡神辺町	深安郡神辺町	広島市中山町	広島市仁保町	広島市中山町	広島市中山町	吳市吉浦町	吳市阿賀東町	
支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名
住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所

広島県遺族会青年部長名簿 (昭39、7)

郡市名	氏名	住所
広島市	田坂 幸三	広島市中山町
呉市	村田 豊穂	呉市警固屋町
福山市	藤井 要	沼隈郡沼隈町神原汽船K・K
府中市	栗根 峻	府中市篠根町八五二
三次市	山田 正	三次市廻神町
庄原市	熊本 忠則	庄原市川北町
大竹市		
竹原市	岡元 孝磨	竹原市竹原町
安芸郡	藪本 万治	安芸郡海田町上市

郡市名	氏名	住所
佐伯郡	長谷 信義	佐伯郡五日市町
安佐郡	遠北 耕爾	安佐郡可部町
山県郡	小田 美恵	山県郡加計町
高田郡	中村 劭	高田郡吉田町
賀茂郡	下西 璋彦	賀茂郡西条町大字土与丸
豊田郡	松浦 敏美	豊田郡安芸津町大字風早一二九〇の一
御調郡	森 光徳	御調郡向東町
世羅郡	奥 恒夫	世羅郡甲山町三川地区川尻
沼隈郡		

郡市名	氏名	住所
比婆郡	支部長 久村 豊彦	比婆郡高野町
比婆郡	広報委員 黒田 文男	比婆郡東城町
豊田郡	県部長 松浦 敏美	豊田郡安芸津町
豊田郡	組織委員 山本 武幸	豊田郡豊町
賀茂郡	支部長 下西 璋彦	賀茂郡西条町
賀茂郡	支部長 武田 征子	賀茂郡志和町
安芸郡	支部長 藪本 万治	安芸郡海田町
安芸郡	書記 坪内美智代	安芸郡熊野跡村

郡市名	氏名	住所
安芸郡	組織委員 山口 智子	安芸郡矢野町
安佐郡	支部長 遠北 耕爾	安佐郡可部町
安佐郡	組織委員 下程 家子	安佐郡沼田町
高田郡	支部長 中村 劭	高田郡吉田町
山県郡	支部長 小田 美恵	山県郡加計町
佐伯郡	支部長 長谷 信義	佐伯郡五日市町
佐伯郡	企画委員 中原 貞夫	安芸郡海田町
佐伯郡	女子代表 中村 紀子	佐伯郡廿日市町

深安郡 芦品郡 神石郡	中村 進治 甲斐 一義	深安郡神辺町下竹田 芦品郡新市町本通
甲奴郡 双三郡 比婆郡	堂前 弘志 山口 誠 久村 豊彦	甲奴郡甲奴町 双三郡君田村石原 比婆郡高野町南

昭和四十年年度広島県遺族会青年部役員表 (昭40、10)

郡市名	役名	氏名	職業	住所
広島市	部長	田坂 幸三	原組	広島市中山町三〇五
広島市	副部長	吉永 修子	社会社務	広島市中山町七三一の一
広島市	委員	橋本 暢人	県庁	広島市中山町二〇四二
呉市	部長	村田 豊穂	東洋工業	呉市苑地町一丁目一九
呉市	副部長	花田 征子	呉市	呉市吉浦町新一七四
呉市	委員	多田 浩	中国公安局	呉市阿賀東町
福山市	部長	藤井 要	神原汽船	沼隈郡沼隈町神原汽船KK
福山市	副部長	三浦 誉子	事	福山市延広町
府中市	部長	粟根 峻	北川鉄工KK	府中市篠根町八五二
府中市	副部長	石岡 信子	信子家	府中市僧殿町
府中市	委員	高原 安一	中国火薬KK	府中市高木町一四六〇
三次市	部長	山田 正	日本生命	三次市廻神町
三次市	副部長	小路 恒子	日本生命	三次市住吉町
三次市	委員	上坂 克子	協業	三次市廻神町
庄原市	部長	熊本 忠則	自動車セールス	庄原市川北町
庄原市	副部長	蔵 本	社会社務員	庄原市本町
庄原市	委員	神田 茂生	市役	庄原市山内町
庄原市	委員	中 康治	市役	庄原市山内町
庄原市	部長	岡元 孝磨	商	庄原市竹原町黒浜一六六七
庄原市	副部長	岡野 千里	家	庄原市吉名町
竹原市	委員	唐内 武子	会社	竹原市竹原町上市
竹原市	部長	藪本 万治	役	安芸郡海田町上市
安芸郡	副部長	山口 智子	東洋工業	安芸郡矢野町
安芸郡	委員	坪内美智代	保育	安芸郡熊野跡村
佐伯郡	部長	長谷 信義	農	佐伯郡五日市町五日市
佐伯郡	副部長	中村 紀子	役	佐伯郡廿日市町地御前野坂
佐伯郡	委員	中原 貞夫	会社	安芸郡海田町大正通り
佐伯郡	委員	岡田 慶子	役	渡辺 ミドリ荘内
佐伯郡	委員	岡田 慶子	役	佐伯郡廿日市町上平良



広島県遺族会青年部役員名簿 (昭41、8、28)

企画委員長	田坂 幸三	広島市	広島市中山町三〇五	組織委員	山口 智子	安芸郡	安芸郡矢野町
企画副委員長	大原 一志	比婆郡	比婆郡西城町八鳥	組織委員	是田 信子	比婆郡	比婆郡西城町
企画副委員長	中村 紀子	佐伯郡	佐伯郡廿日市町地御前野坂	組織委員 (書記)	橋本 暢人	広島市	広島市中山町二〇四二
企画委員 (副部長)	粟根 峻	府中市	広島県府中市篠根町八五二	広報委員長	為国 和彦	双三郡	双三郡吉舎町敷地一二三八
企画委員 (副部長)	穴戸 輝規	三次市	三次市穴笠町	広報副委員長	下西 璋彦	賀茂郡	賀茂郡西条町大字土与丸
企画委員 (書記)	神田 茂生	庄原市	庄原市本町	広報副委員長	泉 千ヒロ	山県郡	山県郡千代田町本地
企画委員 (書記)	中原 貞夫	佐伯郡	安芸郡海田町大正通り 渡辺みどり荘内	広報委員 (副部長)	山田 正	三次市	三次市廻神町
企画委員 (書記)	岡田 慶子	佐伯郡	佐伯郡廿日市町上平良	広報委員 (副部長)	有元 道憲	賀茂郡	賀茂郡西条町大字吉行二〇六
組織委員長	高原 安一	府中市	広島県府中市高木町一四六〇	広報委員 (副部長)	上坂 克子	三次市	三次市廻神町
組織副委員長	高木 久生	深安郡	深安郡加茂町下加茂	広報委員 (副部長)	坪内美智代	安芸郡	安芸郡熊野跡村
組織副委員長	三浦 誉子	福山市	福山市延広町四番二三号	広報委員 (副部長)	政森 一範	比婆郡	比婆郡東城町役場
組織委員 (副部長)	藤井 要	福山市	沼隈郡沼隈町神原汽船	広報委員 (副部長)	川口 敏江	豊田郡	豊田郡豊町大長
組織委員	吉川 智章	呉市	呉市東愛宕町四七				

青年部長、副部長（昭43、9、6）

青年部長	松浦 敏美	豊田郡安芸津町風早	広報委員	松本 美子	芦品郡新市町
副部長	藤井 要	沼隈郡沼隈町草深甲一四〇一	広報委員	泉 千ヒロ	高田郡千代田町本地
副部長	山田 正	三次市廻神町二八一	広報委員	森保 俊子	三次市田幸町
副部長	高原 安一	府中市高木町一四六〇	広報委員	林 博子	双三郡三和町敷名
副部長	甲斐 一義	芦品郡新市町新市	広報委員	松浦 敏美	豊田郡安芸津町風早
副部長	有元 道憲	賀茂郡西条町吉行	企画委員長	栗根 峻	府中市篠根町八五二
副部長代理	橋本 暢人	広島市中山町二〇四二	組織委員長	保井 清三	豊田郡安芸津町
広報委員長	吉高 時治	双三郡三和町羽出庭			









高田郡	兼政 勝信	高田郡吉田町山部	世羅郡	奥 恒夫	世羅郡甲山町三川地区川尻
高田郡	松田 紀雄	高田郡八千代町佐々井	深安郡	高木 久生	深安郡加茂町下加茂
高田郡	中村 劭	高田郡吉田町横山	芦品郡	甲斐 一義	芦品郡新市町
高田郡	伊藤 一郎	高田郡美土里町北	芦品郡	松本 義子	芦品郡新市町
高田郡	伊藤 治	高田郡高宮町羽佐竹	甲奴郡	野田 泰弘	甲奴郡上下町役場内
高田郡	大後戸武尚	高田郡白木町三田	双三郡	石田 耕三	双三郡布野村横谷
賀茂郡	下西 璋彦	賀茂郡西条町土与丸	双三郡	柳井 正	双三郡三和町上板木
賀茂郡	有元 道憲	賀茂郡西条町吉行	双三郡	吉高 時治	双三郡三和町羽出庭
賀茂郡	岡田 昭明	賀茂郡高屋町重兼	双三郡	林 博之	双三郡三和町敷名
豊田郡	松浦 敏英	豊田郡安芸津町風早	双三郡	坂上 章子	双三郡作木村大津
豊田郡	保井 清三	豊田郡安芸津町風早	比婆郡	大原 一志	比婆郡西城町八鳥
豊田郡	住岡 春正	豊田郡安芸津町風早	比婆郡	是田 信子	比婆郡西城町八鳥
御調郡	森 光徳	御調郡向東町	比婆郡	政森 一範	比婆郡東城町

### 昭和四十五年度改選の役員

(昭和45、6、11)

理事・評議員会館終了後  
甲斐・高原読合せ結果

執行委員長	企 画	甲斐 一義	芦品郡新市町新市	企画委員長	企 画	有元 道憲	賀茂郡西条町吉行
執行副委員長	組 織	下西 璋彦	賀茂郡西条町土与丸	組織委員長	組 織	皿田 実	府中市鶉飼町四九四
執行副委員長	広 報	高原 安一	府中市高木町	広報委員長	広 報	神田 茂生	庄原市本町
書記長		山田 耕三	双三郡布野村横谷			保井 清三	豊田郡安芸津町風早
		山田 正	三次市廻神町				

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿（昭47、7）

役員名	氏名	住所	役員名	氏名	住所
執行委員長	甲斐 一義	芦品郡新市町新市	書記長	岡本 遥夫	府中市栗柄町二八八二一
副執行委員長	下西 璋彦	賀茂郡西条町土与丸四七一三	執行委員	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六二一二
副執行委員長	高原 安一	府中市高木町一四六〇	執行委員	岡田 慶子	佐伯郡廿日市町上平良一〇〇八
副執行委員長	中 康治	庄原市山内町一七二一一二	執行委員	吉川 智章	呉市東愛宕町四七

青年部役員改選（昭49、4、29）

役員名	氏名	住所	役員名	氏名	住所
執行委員長	甲斐 一義	福山市高西町川尻四一七二	組織委員長	島原 重光	尾道市栗原西二丁目八一八
副執行委員長	井上 数夫	三次市穴笠町四七六二一二	広報委員長	中尾 栄三	広島市安古市町東野二七五
副執行委員長	神田 茂幸	府中市高木町一四六〇	書記	今岡 博光	福山市西町一十二一十五
副執行委員長	高原 安一	府中市栗柄町二八八二一一	書記	吉川 智章	呉市東愛宕町六一一九
書記長	岡本 遥夫	庄原市本町一〇八八一〇	書記	桑迫 敏江	広島市高陽町中深川一六五三
企画委員長	井沢 聖昭				

財団法人広島県遺族会青年部理事名簿（昭51、4）

理事	中尾 栄三	広島市安古市町東野二七五	理事	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六二一二
理事	島原 重光	尾道市栗原西二丁目八一八	理事	守山 虔郎	三次市三次町寺戸
理事	宮本 公光	福山市御船町一丁目九一三	理事	井沢 聖昭	庄原市本町一〇八八一〇

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿（昭51、4）

執行委員長	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六一二	広報委員長	吉田只五郎	広島市三篠二丁目三一四
副執行委員長	宮本 公光	福山市御船町一丁目九一三	組織委員長	吉川 智章	呉市東愛宕町四七
副執行委員長	島原 重光	尾道市栗原西二丁目八一八	書記	原 清人	呉市中新開二三班
副執行委員長	井沢 聖昭	庄原市本町一〇八八一〇	書記	中原 英夫	佐伯郡五日市町千同三〇一一五
書記	中尾 栄三	広島市安古市町東野二七五	書記	寺尾 正三	広島市祇園町東山本一四四七
企画委員長	守山 虔郎	三次市三次町寺戸			

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿（昭53、3、26）

役名	氏名	住所	役名	氏名	住所
執行委員長	高原 安一	府中市高木町一四六〇	企画委員長	守山 虔郎	三次市三次町寺戸
副執行委員長	中尾 栄三	広島市安古市町東野二七五	広報委員長	吉川 智章	呉市東愛宕町六一一九
副執行委員長	島原 重光	尾道市栗原町西二丁目八一八	組織委員長	藤井 康範	三原市和田町七二四〇
副執行委員長	宮本 公光	福山市御船町一丁目九一三	女子対策委員長	森下喜久枝	広島市大須賀町九一三一
副執行委員長	二井田芳澄	佐伯郡五日市町中央四丁目二五〇二一二	女子対策副委員長	桑迫 敏江	広島市高陽町中深川一六五三
書記 長	伊藤 正登	広島市東千田町一丁目一四四	参 与	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六一三
総務委員長	今岡 博光	福山市西町一丁目二一五			

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿（昭55、3、23）

役名	氏名	住所	役名	氏名	住所
執行委員長	高原 安一	府中市高木町一四六〇	副執行委員長	下西 璋彦	東広島市西条町土与丸四七一三
副執行委員長	中尾 栄三	広島市安佐南区安古市町東野二七五	書記 長	伊藤 正登	広島市中区東千田町一丁目一四四
副執行委員長	宮本 公光	福山市久松台二丁目四〇	総務委員長	今岡 博光	福山市西町一丁目二一五
副執行委員長	二井田芳澄	佐伯郡五日市町中央四丁目二五〇二一二	企画委員長	井澤 聖昭	庄原市本町一〇八八一〇

財団法人広島県遺族会青壮年部役員名簿(57、4、1)

組織委員長 藤井 康範 三原市和田町七二四〇	女子対策委員長 森下喜久枝 広島市南区大須賀町九一三一	女子対策副委員長 桑迫 敏江 広島市安佐北区高陽町中深川一六五三	選挙対策特別委員長 奥田 久正 高田郡向原町坂三八九一四	参 与 神田 茂行 三次市穴笠町四七六一三
------------------------------	-----------------------------------	--	------------------------------------	--------------------------------

執行委員長 高原 安一 府中市高木町一四六〇	副執行委員長 中尾 栄三 広島市安佐南区安古市町東野二七五	副執行委員長 井澤 聖昭 庄原市本町一〇八八一〇	副執行委員長 神田 茂幸 三次市穴笠町四七六	副執行委員長 高田 光可 福山市手城町三四六三	書記長 二井田芳澄 佐伯郡五日市町中央四丁目二五〇二一二	担当執行委員 吉川 智章 呉市東愛宕町六一一九	担当執行委員 今岡 博光 福山市西町一丁目十二一十五
担当執行委員 奥田 久正 高田郡向原町字坂三八九一四	担当執行委員 島原 重光 尾道市栗原西二丁目八一十八	担当執行委員 藤井 康範 三原市和田町七二八四一六	担当執行委員 川元 秀徳 東広島市八本松町飯田二一五〇一	担当執行委員 小野 寛 広島市安佐北区高陽町金平二五三B三〇	担当執行委員 森下喜久枝 一 広島市東区上大須賀町九一三一	担当執行委員 桑迫 敏江 広島市安佐北区高陽町中深川一六五三	

財団法人広島県遺族会青壮年部役員名簿 (59、4、1)

役名	氏名	住所	役名	氏名	住所
執行委員長	二井田芳澄	佐伯郡五日市町中央四丁目六一三	担当執行委員	藤井 康範	三原市和田町七二八四一六
副執行委員長 (委員長代行)	高原 安一	府中市高木町一四六〇	担当執行委員	奥田 久正	高田郡向原町大字坂三八九一四
副執行委員長 (委員長代行)	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六	担当執行委員	小野 寛	広島市安佐北区高陽町金平 二五―三一三〇一
副執行委員長	高田 光可	福山市手城町三四六三	担当執行委員	守山 虔郎	三次市三次町寺戸
副執行委員長	中尾 栄三	広島市安佐南区安古市町東野二七五	担当執行委員	藏本 英生	尾道市木ノ庄町木門田二八九
書記	井沢 聖昭	庄原市本町一〇八八一〇	担当執行委員	今田 春昭	世羅郡世羅西町大字下津田一三五七―二
担当執行委員	今岡 博光	福山市西町一丁目二―一五	担当執行委員	森下喜久枝	広島市東区上須賀町九―三一
			担当執行委員	桑迫 敏江	広島市安佐北区高陽町中深川一六五三

財団法人広島県遺族会青壮年部役員名簿 (昭61、4、1)

役名	氏名	住所	役名	氏名	住所
部長	中尾 栄三	広島市安佐南区東野一丁目八一―一六	副部長	森下喜久枝	広島市東区上大須賀町九―三一
副部長	高田 光可	福山市手城町三四六三	幹事長	井澤 聖昭	庄原市本町一〇八八一〇
副部長	守山 虔郎	三次市三次町寺戸六〇四―二	常任幹事	橋本 直	佐伯郡廿日市町宮内二九〇―一
副部長	今田 春昭	世羅郡世羅西町字下津田一三五七―二	常任幹事	奥田 久正	高田郡向原町字坂三八九一四



財団法人広島県遺族会青壮年部役員名簿（昭63、4、1）

常任幹事	小野 寛	広島市安佐北区落合南四丁目四一―一六	常任幹事	元谷 稔	御調郡御調町市九五八―二
常任幹事	辻村由里枝	広島市中区基町一六―一―一三〇―一	監事	今岡 博光	福山市西町一丁目一―二―一五
常任幹事	西原 命	呉市海岸二丁目一―一―一八	参事	三吉 献二	双三郡布野村下布野三五〇
常任幹事	宮野鼻邦男	賀茂郡河内町入野松山四六三九	参事	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六―二
常任幹事	保井 清三	豊田郡安芸津町風早六七四―四	参事	高原 安一	府中市高木町一四六〇
常任幹事	平田 修己	三原市沼田東町七宝四一五	参事	二井田芳澄	広島市佐伯区五日市町中央四丁目六一―三

部長	中尾 栄三	広島市安佐南区東野一丁目八―一六	常任幹事	藤井 康範	三原市和田町七二八四―六
副部長	高田 光可	福山市東手城町三丁目二〇―一九	常任幹事	辻村由里枝	広島市中区舟入中町十二―一六―一〇―一
副部長	今田 春昭	世羅郡世羅西町下津田一三五七―二	常任幹事	山田 義春	広島市安佐北区小河内九七四
副部長	元谷 稔	御調郡御調町市九五八―二	常任幹事	川元 秀徳	東広島市八本松町飯田二―一三四―二
副部長	桑迫 敏江	広島市安佐北区深川五丁目二二―九	監事	三吉 献二	双三郡布野村下布野三五〇
幹事	井澤 聖昭	庄原市本町一〇八八―一〇	監事	石岡フサ子	府中市本山町一二九―二
常任幹事	守山 虔郎	三次市三次町寺戸六〇四―二	参事	神田 茂幸	三次市穴笠町四七六―二
常任幹事	奥田 久正	高田郡向原町大字坂三八九―四	参事	高原 安一	府中市高木町一四六〇
常任幹事	小野 寛	広島市安佐北区落合南四丁目四一―六	参事	平田 修己	三原市沼田東町七宝四一五
常任幹事	今岡 博光	福山市西町一丁目一―二―一五	参事	保井 清三	豊田郡安芸津町風早六七四―四
常任幹事	西原 命	呉市海岸二丁目一―一―一八			

理事、評議員推薦

理 事	井澤 聖昭	庄原市西本町一丁目十五―八
理 事	高田 光可	福山市東手城町三丁目二〇―一九
理 事	守山 虔郎	三次市三次町寺戸
評 議 員	小野 寛	広島市安佐北区落合南四丁目四―一六
	平田 修己	三原市沼田東町七宝四―一五
	保井 清三	豊田郡安芸津町風早六四七―四

広島県遺族会青壮年部役員名簿 (平4、4、1)

部 長	井澤 聖昭	庄原市西本町一―一五―八
副 部 長	守山 虔郎	三次市三次町寺戸六〇四―二
副 部 長	奥田 久正	高田郡向原町大字坂三八九―四
副 部 長	今岡 博光	福山市西町一丁目二―一五
副 部 長	井上 千代	広島市南区段原日の出町九―七
幹 事 長	小野 寛	広島市安佐北区落合南四―四―一六
常 任 幹 事	藤井 康範	三原市和田町七二八四―六
常 任 幹 事	岩崎 正司	山県郡千代田町本地八三八
部 長	徳永 賢治	東広島市高屋町造賀八二四―一
副 部 長	栗田 弘三	広島市安佐北区可部三―三三―一〇
常 任 幹 事	迫田 誠子	広島市安佐北区深川五―四八―一六
常 任 幹 事	北出 貢	呉市清水一丁目一〇―二三
常 任 幹 事	蔵本 英生	尾道市木ノ庄町木門田二八九
常 任 幹 事	金岡 康隆	府中市目崎町一―一〇―一
常 任 幹 事	元上 悦夫	佐伯郡大野町丸石二丁目三一―八
監 事	橋本 直	廿日市市宮内二九〇―一

遺族会郡市青壮年部長 (平6、2、18)

安芸郡	廿日市	東広島市	竹原市	大竹市	庄原市	三原市	府中市	福山市	因島市	尾道市	三原市	吳市	広島市	郡市名
宮崎伍	橋本直	川元秀徳	西部要	若本修助	門永治一	神田茂幸	皿田実	高田光可	久原洋	蔵本英生	藤井康範	北出貢	中尾栄三	氏名
安芸郡海田町昭和町	廿日市宮内二九二一	東広島市八本松飯田二一三四一	竹原市竹原町一九一九一	大竹市南栄町一〇一一	庄原市本町二二三六	三原市穴笠町二五八一	府中市鶴飼町六一八一六	福山市東手城町三丁目二〇一九	因島市土生町平木区二〇一九	尾道市木ノ庄町木門田二八九	三原市和田町七二八四一六	吳市清水一丁目一〇一三三	広島市安佐南区東野一丁目八一六	住所
比婆郡	双三郡	甲奴郡	神石郡	芦品郡	深安郡	沼隈郡	世羅郡	御調郡	豊田郡	賀茂郡	高田郡	山県郡	佐伯郡	郡市名
中林征三	宮崎宥	野田泰弘	滝口敏	三宅忠	細川城	今田春昭	元谷稔	保井清三	岡本義美	奥田久正	原好彦	元谷悦夫	氏名	
比婆郡高野町中門田	双三郡作木村香淀	甲奴郡上下町矢多田	神石郡神石町相渡乙三四三	深安郡神辺町字十三軒屋一二八一	沼隈郡沼隈町中山南一六二五	世羅郡世羅西町下津田一三五七一二	御調郡御調町市九五八一	豊田郡安芸津町風早六七四一四	賀茂郡黒瀬町字乃美尾五〇六七	高田郡向原町坂三八九一四	山県郡戸内町箕角四四八	佐伯郡大野町石丸二一三一八	住所	

参	参	参	監	事	内林良市	福山市養島町二三〇
与	与	与	与	与	神田茂幸	三原市穴笠町四七六一二
保井清三	高原安一	府中市高木町一四六〇	豊田郡安芸津町風早六七四一四			
参	参	参				
与	与	与				
中尾栄三	二井田芳澄	平田修己				
広島市安佐南区東野一丁目八一六	広島市佐伯区五日市中央四丁目六一三	三原市沼田東町七宝四一五				

広島県遺族会青壮年部新役員名簿 (平6、4、1)

新常任幹事	常任幹事	常任幹事	常任幹事	常任幹事	常任幹事	幹事	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	部長	役名
元谷稔	北出貢	金岡康隆	元上悦夫	岩崎正司	藤井康範	小野寛	井上千代	今岡博光	奥田久正	守山虔郎	井澤聖昭	庄原市西本町一―一五―八	氏名
御調郡御調町市九五八―二	呉市清水一丁目一〇―二三	府中市目崎町一〇―一	佐伯郡大野町丸石二丁目三一―一八	山県郡千代田町本地八三八	三原市和田町七二八四―六	広島市安佐北区落合南四―四一―六	広島市南区段原日の出町九―七	福山市西町一丁目二―一五	高田郡向原町大字坂三八九―四	三次市三次町寺戸六〇四―二	三次市三次町寺戸六〇四―二	庄原市西本町一―一五―八	住所
新参	参	参	参	参	参	監事	監事	新常任幹事	新常任幹事	新常任幹事	新常任幹事	新常任幹事	役名
高田光可	中尾栄三	保井清三	平田修己	二井田芳澄	神田茂幸	内林良市	橋本直	辻村由里枝	増川計	新林達人	新林達人	東広島市西条町土与丸二五二―七	氏名
福山市東手城町三丁目二〇―一九	広島市安佐南区東野一丁目八―一六	豊田郡安芸津町風早六四七―四	三原市沼田東町七宝四―一五	広島市佐伯区五日市中央四丁目六一―三	三次市穴笠町四七六―二	福山市箕島町二三〇	廿日市市宮内二九〇―一	広島市中区舟入中町一二―六一六〇―一	広島市安佐北区龜山三―三―三〇	広島市安佐北区龜山三―三―三〇	東広島市西条町土与丸二五二―七	住所	



# 日本國歷代天皇御一覽

發行 廣島護国神社 転載

第23代	第22代	第21代	第20代	第19代	第18代	第17代	第16代	第15代	第14代	第13代	第12代	第11代	第10代	第9代	第8代	第7代	第6代	第5代	第4代	第3代	第2代	第1代	目次		
顯宗天皇	清寧天皇	雄略天皇	安康天皇	允恭天皇	反正天皇	履中天皇	仁德天皇	応神天皇	仲哀天皇	成務天皇	景行天皇	垂仁天皇	崇神天皇	開化天皇	孝元天皇	孝靈天皇	孝安天皇	孝昭天皇	懿德天皇	安寧天皇	綏靖天皇	神武天皇			
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....		
283	283	283	282	282	282	282	282	281	281	281	281	281	280	280	280	280	280	279	279	279	279	279			
第49代	第48代	第47代	第46代	第45代	第44代	第43代	第42代	第41代	第40代	第39代	第38代	第37代	第36代	第35代	第34代	第33代	第32代	第31代	第30代	第29代	第28代	第27代	第26代	第25代	第24代
光仁天皇	称徳天皇(女帝)	淳仁天皇	孝謙天皇(女帝)	聖武天皇	元正天皇(女帝)	元明天皇(女帝)	文武天皇	持統天皇(女帝)	天武天皇	弘文天皇	天智天皇	齐明天皇(女帝)	孝徳天皇	皇極天皇(女帝)	舒明天皇	推古天皇(女帝)	崇峻天皇	用明天皇	敏達天皇	欽明天皇	宣化天皇	安閑天皇	继体天皇	武烈天皇	仁賢天皇
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
288	288	288	288	287	287	287	287	287	286	286	286	286	286	285	285	285	285	285	284	284	284	284	284	283	283

第50代	桓武天皇	288	第76代	近衛天皇	293	第102代	後花園天皇	299
第51代	平城天皇	288	第77代	後白河天皇	294	第103代	後土御門天皇	299
第52代	嵯峨天皇	289	第78代	二條天皇	294	第104代	後柏原天皇	299
第53代	淳和天皇	289	第79代	六條天皇	294	第105代	後奈良天皇	300
第54代	仁明天皇	289	第80代	高倉天皇	294	第106代	正親町天皇	300
第55代	文德天皇	289	第81代	安徳天皇	295	第107代	後陽成天皇	300
第56代	清和天皇	289	第82代	後鳥羽天皇	295	第108代	後水尾天皇	300
第57代	陽成天皇	290	第83代	土御門天皇	295	第109代	明正天皇(女帝)	300
第58代	光孝天皇	290	第84代	順徳天皇	295	第110代	後光明天皇	301
第59代	宇多天皇	290	第85代	仲恭天皇	295	第111代	後西天皇	301
第60代	醍醐天皇	290	第86代	後堀河天皇	296	第112代	靈元天皇	301
第61代	朱雀天皇	290	第87代	四條天皇	296	第113代	東山天皇	301
第62代	村上天皇	291	第88代	後嵯峨天皇	296	第114代	中御門天皇	301
第63代	冷泉天皇	291	第89代	後深草天皇	296	第115代	桜町天皇	302
第64代	円融天皇	291	第90代	龜山天皇	296	第116代	桃園天皇	302
第65代	花山天皇	291	第91代	後宇多天皇	297	第117代	後桜町天皇(女帝)	302
第66代	一條天皇	291	第92代	伏見天皇	297	第118代	後桃園天皇	302
第67代	三條天皇	292	第93代	後伏見天皇	297	第119代	光格天皇	302
第68代	後一條天皇	292	第94代	後二條天皇	297	第120代	仁孝天皇	303
第69代	後朱雀天皇	292	第95代	花園天皇	297	第121代	孝明天皇	303
第70代	後冷泉天皇	292	第96代	後醍醐天皇	298	第122代	明治天皇	303
第71代	後三條天皇	292	第97代	後村上天皇	298	第123代	大正天皇	303
第72代	白河天皇	293	第98代	長慶天皇	298	第124代	昭和天皇	303
第73代	堀河天皇	293	第99代	後龜山天皇	298	第125代	今上天皇	304
第74代	鳥羽天皇	293	第100代	後小松天皇	299			
第75代	崇徳天皇	293	第101代	称光天皇	299			

西暦	和歴	年	天皇
前六九〇			<p>第1代 神武天皇</p> <p>宝寿 一二七歳</p> <p>御名 神山本磐余彦命</p> <p>御父 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊</p> <p>御母 玉依姬命</p> <p>在位 七十五年</p> <p>御陵 畝傍山東北陵(奈良県橿原市畝傍町)</p>
			<p>第2代 綏靖天皇</p> <p>宝寿 八十四歳</p> <p>御名 神弓名川耳尊</p> <p>御父 神武天皇</p> <p>御母 媛踏鞴五十鈴媛命</p> <p>在位 三十二年</p> <p>御陵 桃花鳥田丘上陵(奈良県橿原市四条町)</p>
			<p>第3代 安寧天皇</p> <p>宝寿 六十七歳</p> <p>御名 磯城津彦玉手看尊</p> <p>御父 綏靖天皇</p>
			<p>第4代 懿德天皇</p> <p>宝寿 七十七歳</p> <p>御名 大日本彦稻友尊</p> <p>御父 安寧天皇</p> <p>御母 淳名底仲媛命</p> <p>在位 三十四年</p> <p>御陵 畝傍山南織沙溪上陵(奈良県橿原市西池尻町)</p>
			<p>第5代 孝昭天皇</p> <p>宝寿 一一四歳</p> <p>御名 觀松彦香殖稻尊</p> <p>御父 懿德天皇</p> <p>御母 天豊津媛命</p> <p>在位 八十三年</p> <p>御陵 掖上博多山上陵(奈良県御所市三室)</p>
			<p>第6代 崇峻天皇</p> <p>宝寿 三十三歳</p> <p>御名 大日野彥山鹿彥尊</p> <p>御父 孝昭天皇</p> <p>御母 大日野媛命</p> <p>在位 三年</p> <p>御陵 大日野山南陵(奈良県橿原市大日野)</p>

西暦	和歴	年	天皇
			<p>第6代 孝安天皇</p> <p>宝寿 一三七歳 御名 日本足彦国押人尊 御父 孝昭天皇 御母 世襲足媛命 在位 一〇一年 御陵 玉手丘上陵(奈良県御所市玉手)</p> <p>第7代 孝霊天皇</p> <p>宝寿 一二八歳 御名 大日本根子彦太瓊尊 御父 孝安天皇 御母 押媛命 在位 七十五年 御陵 片丘馬坂陵(奈良県北葛城郡王寺町)</p> <p>第8代 孝元天皇</p> <p>宝寿 一一六歳 御名 大日本根子彦国卒命 御父 孝霊天皇</p>
			<p>御母 細媛命 在位 五十七年 御陵 剣池島上陵(奈良県橿原市石川)</p> <p>第9代 開化天皇</p> <p>宝寿 一一一歳 御名 稚日本根子彦大日日尊 御父 孝元天皇 御母 鬱色迷命 在位 六十年 御陵 春日率川坂本陵(奈良市油阪町)</p> <p>第10代 崇神天皇</p> <p>宝寿 一一九歳 御名 御間城入彦五十瓊殖尊・御肇国天皇 御父 開化天皇 御母 伊香色迷命 在位 六十八年 御陵 山辺道勾岡上陵(奈良県天理市柳本町)</p>



西曆	和歴	年	天皇
			<p>第11代 垂仁天皇</p> <p>宝寿 一三九歳 御名 活目入彦五十狭茅尊 御父 崇神天皇 御母 御間城姫命 在位 九十九年 御陵 菅原伏見東陵(奈良市尼辻町)</p> <p>第12代 景行天皇</p> <p>宝寿 一四八歳 御名 大足彦忍代别尊 御父 垂仁天皇 御母 日葉酢媛命 在位 六十年 御陵 山辺道上陵(奈良県天理市洪谷町)</p> <p>第13代 成務天皇</p> <p>宝寿 一〇七歳 御名 稚足彦尊 御父 景行天皇</p>

西曆	和歴	年	天皇
			<p>御母 八坂入媛命 在位 六十年 御陵 狭城盾列池後陵(奈良市山陵町)</p> <p>第14代 仲哀天皇</p> <p>宝寿 五十二歳 御名 足仲彦尊 御父 日本武尊 御母 両道入媛命 在位 八年 御陵 惠我长野西陵</p> <p>第15代 応神天皇</p> <p>宝寿 一一一歳 御名 誉田别尊 御父 仲哀天皇 御母 神功皇后 在位 四十年 御陵 惠我藻伏岡陵(大阪府羽曳野市誉田)</p>

西曆	
和歴	
年	天皇
<p>第16代 仁徳天皇</p> <p>宝寿 一四三歳 御名 大鷦鷯尊 御父 応神天皇 御母 仲姫命 在位 八十六年 御陵 百舌鳥耳原中陵</p>	<p>第17代 履中天皇</p> <p>宝寿 不詳 御名 大兄去来穗別尊 御父 仁徳天皇 御母 磐之媛命 在位 五年 御陵 百舌鳥耳原南陵(大阪府堺市石津丘町)</p>
<p>第18代 反正天皇</p> <p>宝寿 不詳 御名 多遲比瑞齒別尊 御父 仁徳天皇</p>	
西曆	
和歴	
年	天皇
<p>御母 磐之媛命 在位 四年 御陵 百舌鳥耳原北陵(大阪府堺市北三国丘町)</p>	<p>第19代 允恭天皇</p> <p>宝寿 八十歳 御名 雄朝津間稚子宿禰尊 御父 仁徳天皇 御母 磐之媛命 在位 四十一年 御陵 惠我長野北陵(大阪府藤井寺市国府)</p>
<p>第20代 安康天皇</p> <p>宝寿 五十六歳 御名 穴穗尊 御父 允恭天皇 御母 忍坂大中姫命 在位 三年 御陵 菅原伏見西陵(奈良市宝来町)</p>	

西暦	和歴	年	天皇
			<p>第21代 雄略天皇</p> <p>宝寿 六十二歳</p> <p>御名 大泊瀬幼武尊</p> <p>御父 允恭天皇</p> <p>御母 忍坂大中姫命</p> <p>在位 二三年</p> <p>御陵 丹比高鷲原陵(大阪府羽曳野市島泉)</p>
			<p>第22代 清寧天皇</p> <p>宝寿 四十一歳</p> <p>御名 白髮武広国推稚日本根子尊</p> <p>御父 雄略天皇</p> <p>御母 葛城韓媛命</p> <p>在位 四年</p> <p>御陵 河内坂門原陵(大阪府羽曳野市西浦)</p>
			<p>第23代 顕宗天皇</p> <p>宝寿 三十八歳</p> <p>御名 弘計尊王</p> <p>御父 市返押磐皇子</p>
			<p>第24代 仁賢天皇</p> <p>御母 美媛命</p> <p>在位 三年</p> <p>御陵 傍丘磐坏丘南陵(奈良県北葛城郡香芝町)</p> <p>宝寿 五十歳</p> <p>御名 億計尊王</p> <p>御父 市辺押磐皇子</p> <p>御母 美媛命</p> <p>在位 十一年</p> <p>御陵 埴生坂本陵(大阪府藤井寺市青山)</p>
			<p>第25代 武烈天皇</p> <p>宝寿 十八歳</p> <p>御名 小泊瀬川稚鷓鴣尊</p> <p>御父 仁賢天皇</p> <p>御母 春日大郎女皇女</p> <p>在位 八年</p> <p>御陵 傍丘磐坏丘北陵(奈良県北葛城郡香芝町)</p>

西暦	和歴	年	天皇
五〇七	紀元 1167 1191	1-25	<p>第26代 繼体天皇</p> <p>宝寿 八十二歳 御名 男大迹王 御父 彦主人王 御母 妃振媛命 在位 二十四年 御陵 三島藍野陵(大阪府茨木市太田)</p>
五三四	1192 1195	1-4	<p>第27代 安閑天皇</p> <p>宝寿 七十歳 御名 勾大兄広国押武金日尊 御父 繼体天皇 御母 尾張日子媛 在位 五年 御陵 古市高屋丘陵(大阪府羽曳野市古市)</p>
五三六	1196 1199	1-4	<p>第28代 宣化天皇</p> <p>宝寿 七十三歳 御名 武小広国押盾尊 御父 繼体天皇</p>
西暦	和歴	年	天皇
五四〇	1200 1231	1-32	<p>第29代 欽明天皇</p> <p>御母 尾張日子媛 在位 三年 御陵 身狭桃花鳥坂上陵(奈良県橿原市北越智町)</p> <p>宝寿 六十三歳 御名 天国排開広庭尊 御父 繼体天皇 御母 手白香皇女 在位 三十二年 御陵 桧隈坂合陵(奈良県高市郡明日香村舌平田)</p>
五七二	1232 1245	1-14	<p>第30代 敏達天皇</p> <p>宝寿 四十八歳 御名 訳語田淳中倉太珠敷尊 御父 欽明天皇 御母 石姫皇女 在位 十四年 御陵 河内磯長中尾陵(大阪府南河内郡太子町)</p>

西暦	和歴	年	天皇
五八六	1246 1247	1-2	<p>第31代 用明天皇</p> <p>宝寿 四十八歳 御名 橘豊日尊 御父 欽明天皇 御母 蘇我堅塩媛 在位 二年 御陵 河内磯長原陵(大阪府南河内郡太子町)</p>
五八八	1248 1252	1-5	<p>第32代 崇峻天皇</p> <p>宝寿 七十三歳 御名 長谷部若雀命 御父 欽明天皇 御母 蘇我小姉媛 在位 六年 御陵 倉梯岡上陵(奈良県桜井市倉橋)</p>
五九三	推古	1-36	<p>第33代 推古天皇(女帝)</p> <p>宝寿 七十五歳 御名 豊御食炊屋姫尊 御父 欽明天皇</p>
六二九	舒明	1-13	<p>第34代 舒明天皇</p> <p>御母 蘇我堅塩媛 在位 三十五年 御陵 磯長山田陵(大阪府南河内郡太子町)</p> <p>宝寿 四十九歳 御名 息長足日広額尊 御父 押坂彦人大兄皇子 御母 糠手姫皇女 在位 十三年 御陵 押坂内陵(奈良県桜井市忍坂)</p>
六四二	皇極	1-3	<p>第35代 皇极天皇(女帝)</p> <p>宝寿 六十九歳 御名 天豊財重日足姫尊 御父 茅渟王 御母 吉備姬王 在位 三年 御陵 越智岡上陵(奈良県高市郡高取町車木)</p>

西暦	和歴	年	天皇
六四五	大化	1-5	第36代 孝徳天皇 宝寿 五十九歳 御名 輕皇子 御父 茅渟王 御母 吉備姫王 在位 九年 御陵 大阪磯長陵(大阪府南河内郡太子町)
六五〇	白雉	1-4	
六五五	斉明	1-7	第37代 斉明天皇(女帝) (皇極天皇重祚) 宝寿 六十九歳 御名 天豐財重日足姫尊 御父 茅渟王 御母 妃吉備姫王 在位 七年 御陵 越智岡上陵(奈良県高市郡高取町車木)
六六二	天智	1-10	第38代 天智天皇 宝寿 四十六歳 御名 中大兄皇子

西暦	和歴	年	天皇
六七二	弘元	1	第39代 弘文天皇 宝寿 二十五歳 御名 大友皇子 御父 天智天皇 御母 伊賀采女宅子娘 在位 一年 御陵 長等山前陵(大津市御陵町)
六七三	天武	1-13	第40代 天武天皇 宝寿 五十六歳 御名 大海人皇子 御父 舒明天皇 御母 皇極天皇 在位 十四年 御陵 松隈大内陵(奈良県高市郡明日香村野口)

西暦	和歴	年	天皇
六八六	朱鳥	1	第41代 持統天皇(女帝)
六八七	持統	1-10	宝寿 五十八歳 御名 鸕野讚良皇女 御父 天智天皇 御母 蘇我遠智娘 在位 十一年 御陵 桧隈大内陵(奈良県高市郡)
六九七	文武	1-4	第42代 文武天皇
七〇一	大宝	1-3	宝寿 二十五歳 御名 珂瑠王 御父 草壁皇子 御母 元明天皇 在位 十年 御陵 桧隈安古岡上陵(奈良県高市郡明日香村栗原)
七〇四	慶雲	1-4	
七〇八	和銅	1-7	第43代 元明天皇(女帝) 宝寿 六十一歳 御名 阿閉皇女
七二四	神亀	1-5	第44代 元正天皇(女帝)
七二九	天平	1-20	御父 天智天皇 御母 蘇我倉山田石川麻呂の女 在位 九年 御陵 奈保山東陵(奈良市奈良坂町)
七四九	天平感宝	1	御父 天智天皇 御母 藤原宮子娘 在位 二十六年 御陵 佐保山南陵(奈良市法蓮町)
七二九	天平	1-20	宝寿 五十六歳 御名 首皇子 御父 文武天皇 御母 藤原宮子娘 在位 二十六年 御陵 佐保山南陵(奈良市法蓮町)
七二四	神亀	1-5	第45代 聖武天皇
七二七	養老	1-7	宝寿 六十九歳 御名 水高皇女 御父 草壁皇子 御母 元明天皇 在位 九年 御陵 奈保山西陵(奈良市奈良坂町)
七二五	靈龜	1-2	

西曆	和歴	年	天皇
七四九	天平勝宝	1-8	第46代 孝謙天皇(女帝) 宝寿 五十三歳 御名 阿部内親王 御父 聖武天皇 御母 光明皇后 在位 九年 御陵 高野陵(奈良市平城町)
七五七	天平宝子	1-2	
七五八	天平宝子	3-8	第47代 淳仁天皇 宝寿 三十三歳 御名 大炊親王 御父 舍人親王 御母 当麻山背 在位 六年 御陵 淡路陵(兵庫県三原郡南淡町)
七六五	天平神護	1-2	第48代 称徳天皇(女帝) 宝寿 五十三歳 御名 安殿親王 在位 六年 (孝謙天皇重祚)
七六七	神護景雲	1-3	
西曆	和歴	年	天皇
七七〇	宝龜	1-11	御陵 高野陵(奈良市山陵町) 第49代 光仁天皇 宝寿 七十三歳 御名 白壁王 御父 施基皇子 御母 紀椽姫 在位 十一年 御陵 田原東陵(奈良市日笠町)
七八一	天応	1	第50代 桓武天皇 宝寿 七十歳 御名 山部親王 御父 光仁天皇 御母 高野新笠 在位 二十五年 御陵 柏原陵(京都市伏見区桃山町)
七八二	延暦	1-2	
八〇六	大同	1-4	第51代 平城天皇 宝寿 五十一歳 御名 安殿親王



西曆	和歴	年	天皇
八二四	天長	1-10	<p>御父 桓武天皇 御母 藤原乙牟漏 在位 三年 御陵 楊梅陵(奈良市佐紀町)</p> <p>第52代 嵯峨天皇</p> <p>宝寿 五十七歳 御名 加美能親王 御父 桓武天皇 御母 藤原乙牟漏 在位 十四年 御陵 嵯峨山上陵(京都市右京区北嵯峨朝原山町)</p> <p>第53代 淳和天皇</p> <p>宝寿 五十五歳 御名 大伴親王 御父 桓武天皇 御母 藤原旅子 在位 十年 御陵 大原野西嶺上陵(京都市右京区大原野南春日町)</p>
八三〇	弘仁	1-14	<p>御父 桓武天皇 御母 藤原乙牟漏 在位 三年 御陵 楊梅陵(奈良市佐紀町)</p> <p>第54代 仁明天皇</p> <p>宝寿 四十一歳 御名 正良親王 御父 嵯峨天皇 御母 檀林皇后 在位 十七年 御陵 深草陵(京都市伏見区深草東伊達町)</p> <p>第55代 文德天皇</p> <p>宝寿 三十二歳 御名 道康親王 御父 仁明天皇 御母 藤原順子 在位 八年 御陵 田邑陵(京都市右京区太秦三尾町)</p> <p>第56代 清和天皇</p> <p>宝寿 三十一歳 御名 惟仁親王 御父 文德天皇</p>
八四八	嘉祥	1-3	<p>第54代 仁明天皇</p> <p>宝寿 四十一歳 御名 正良親王 御父 嵯峨天皇 御母 檀林皇后 在位 十七年 御陵 深草陵(京都市伏見区深草東伊達町)</p> <p>第55代 文德天皇</p> <p>宝寿 三十二歳 御名 道康親王 御父 仁明天皇 御母 藤原順子 在位 八年 御陵 田邑陵(京都市右京区太秦三尾町)</p> <p>第56代 清和天皇</p> <p>宝寿 三十一歳 御名 惟仁親王 御父 文德天皇</p>
八五九	貞観	1-18	<p>第56代 清和天皇</p> <p>宝寿 三十一歳 御名 惟仁親王 御父 文德天皇</p>
八五四	斉衡	1-2	<p>第55代 文德天皇</p> <p>宝寿 三十二歳 御名 道康親王 御父 仁明天皇 御母 藤原順子 在位 八年 御陵 田邑陵(京都市右京区太秦三尾町)</p> <p>第56代 清和天皇</p> <p>宝寿 三十一歳 御名 惟仁親王 御父 文德天皇</p>
八五七	天安	1-2	<p>第55代 文德天皇</p> <p>宝寿 三十二歳 御名 道康親王 御父 仁明天皇 御母 藤原順子 在位 八年 御陵 田邑陵(京都市右京区太秦三尾町)</p> <p>第56代 清和天皇</p> <p>宝寿 三十一歳 御名 惟仁親王 御父 文德天皇</p>
八五九	貞観	1-18	<p>第56代 清和天皇</p> <p>宝寿 三十一歳 御名 惟仁親王 御父 文德天皇</p>

西暦	和歴	年	天皇
八七七	元慶	1-8	<p>御母 藤原明子 在位 十八年 御陵 水尾山陵(京都市右京区嵯峨水尾清和)</p> <p>第57代 陽成天皇</p> <p>宝寿 八十二歳 御名 貞明親王 御父 清和天皇 御母 藤原高子 在位 七年 御陵 神楽岡東陵(京都市左京区浄土寺真如町)</p>
八八五	仁和	1-4	<p>第58代 光孝天皇</p> <p>宝寿 五十八歳 御名 時泰親王 御父 仁明天皇 御母 藤原沢子 在位 四年 御陵 後田邑陵(京都市右京区宇多野馬場町)</p>

西暦	和歴	年	天皇
八八九	寛平	1-9	<p>第59代 宇多天皇</p> <p>宝寿 六十五歳 御名 定省親王 御父 光孝天皇 御母 班子女王 在任 十年 御陵 大内山陵(京都市右京区鳴滝宇多野谷)</p>
八九八	昌泰	1-3	<p>第60代 醍醐天皇</p> <p>宝寿 四十六歳 御名 敦仁親王 御父 宇多天皇 御母 藤原胤子 在任 三十三年 御陵 後山科陵(京都市伏見区醍醐古道町)</p>
九〇一	延喜	1-22	
九二三	延長	1-8	
九三一	承平	1-7	<p>第61代 朱雀天皇</p> <p>宝寿 三十歳 御名 寛明親王 御父 醍醐天皇</p>
九三八	天慶	1-9	

西曆	和歴	年	天皇
九四七	天曆	1-10	第62代 村上 <sup>むら</sup> 上天 <sup>かみ</sup> 天皇 御母 藤原穩子 在任 十六年 御陵 醍醐陵(京都市伏見区醍醐東陵町)
九五七	天徳	1-4	宝寿 四十二歳
九六一	応和	1-3	御名 成明親王
九六四	康保	1-4	御父 醍醐天皇 御母 藤原穩子 <sup>たかし</sup> 在任 二十一年 御陵 村上陵(京都市右京区鳴滝宇多野谷)
九六八	安和	1-2	第63代 冷泉 <sup>れい</sup> 天 <sup>ぜい</sup> 皇 宝寿 六十二歳 御名 憲平親王 <sup>のりひら</sup> 御父 村上天皇 御母 藤原安子 在任 二年 御陵 桜本陵(京都市左京区鹿ヶ谷法然院町)

西曆	和歴	年	天皇
九七〇	天緑	1-3	第64代 円融 <sup>えん</sup> 天 <sup>ゆう</sup> 皇 宝寿 三十二歳 御名 守平親王 御父 村上天皇 御母 藤原安子 在任 十五年 御陵 後村上陵(京都市右京区宇多野福王子町)
九七三	天延	1-3	宝寿 三十二歳
九七六	貞元	1-2	御名 守平親王
九七八	天元	1-2	御父 村上天皇
九八三	永観	1-5	御母 藤原安子 在任 十五年 御陵 後村上陵(京都市右京区宇多野福王子町)
九八五	寛和	1-2	第65代 花山 <sup>か</sup> 天 <sup>ざん</sup> 皇 宝寿 四十一歳 御名 師貞親王 御父 冷泉天皇 御母 藤原懐子 在任 二年 御陵 神屋川上陵(京都市北区衣笠北高橋町)
九八七	永延	1-2	第66代 一條 <sup>いち</sup> 天 <sup>じょう</sup> 皇 宝寿 四十一歳 御名 懷仁親王 御父 円融天皇
九七九	永祚	1	宝寿 四十一歳
九九〇	正暦	1-5	御名 懷仁親王
九九五	長徳	1-4	御父 円融天皇

西曆	和歴	年	天皇
九九九 一〇〇四	長保 寛弘	1-5 1-8	御母 藤原詮子 在任 二十五年 御陵 円融寺北陵(京都市右京区竜安寺朱山)
一〇一二	長和	1-5	第67代 三條天皇 宝寿 四十二歳 御名 居貞親王 御父 冷泉天皇 御母 藤原超子 在任 五年 御陵 北山陵(京都市北区衣笠西尊上院町)
一〇一七	寛仁	1-4	第68代 後一條天皇 宝寿 二十九歳 御名 敦成親王 御父 一條天皇 御母 藤原彰子 在任 二十年 御陵 菩提樹院陵(京都市左京区吉田神楽岡町)
一〇二一 一〇二四 一〇二八	治安 万寿 長元	1-3 1-4 1-9	

西曆	和歴	年	天皇
一〇三七	長曆	1-3	第69代 後朱雀天皇 宝寿 三十七歳 御名 敦良親王 御父 一條天皇 御母 藤原彰子 在任 九年 御陵 円乗寺陵(京都市右京区竜安寺朱山)
一〇四〇 一〇四四	長久 寛徳	1-4 1-2	第70代 後冷泉天皇 宝寿 四十四歳 御名 親仁親王 御父 後朱雀天皇 御母 藤原嬉子 在任 二十三年 御陵 円教寺陵(京都市右京区竜安寺朱山)
一〇四六	永承	1-7	
一〇五三 一〇五八 一〇六五	天喜 泰平 治暦	1-5 1-7 1-4	
一〇六九	延久	1-5	第71代 後三條天皇 宝寿 四十歳 御名 尊仁親王 御父 後朱雀天皇

西暦	和歴	年	天皇
一〇七四	承保	1-3	第72代 白河天皇 御母 禎子親王 在位 五年 御陵 円宗寺陵(京都市右京区竜安寺朱山)
一〇七七	承暦	1-4	宝寿 七十七歳
一〇八一	永保	1-3	御名 貞仁親王
一〇八四	応徳	1-3	御父 後三條天皇 御母 藤原茂子 在位 十四年 御陵 成菩提院陵(京都市伏見区竹田浄菩提院町)
一〇八七	寛治	1-7	第73代 堀河天皇
一〇九四	嘉保	1-2	宝寿 二十九歳
一〇九六	永長	1	御名 善仁親王
一〇九七	承德	1-2	御父 白河天皇
一〇九九	康和	1-5	御母 藤原賢子
一一〇四	長治	1-2	在位 二十一年
一一〇六	嘉承	1-2	御陵 後円教寺陵(京都市右京区竜安寺朱山)

西暦	和歴	年	天皇
一一〇八	天仁	1-2	第74代 鳥羽天皇
一一一〇	天永	1-3	宝寿 五十四歳
一一一三	永久	1-5	御名 宗仁親王
一一一八	元永	1-2	御父 堀河天皇
一一二〇	保安	1-4	御母 藤原茨子 在位 十六年 御陵 安楽寿院陵(京都市伏見区竹田内畑町)
一一二四	天治	1-2	第75代 崇徳天皇
一一二六	大治	1-5	宝寿 四十六歳
一一三一	天承	1	御名 顕仁親王
一一三二	長承	1-3	御父 鳥羽天皇
一一三五	保延	1-6	御母 藤原璋子 在位 十九年 御陵 白峰陵(香川県坂出市青海町)
一一四一	永治	1	第76代 近衛天皇
一一四二	康治	1-2	宝寿 十七歳
一一四四	天養	1	御名 显仁親王
一一四五	久安	1-6	御父 鳥羽天皇

西暦	和歴	年	天皇
一一五九	平治	1	第78代 二條天皇 御母 藤原璋子 在位 三年 御陵 法住寺陵(京都市東山区三十三間堂廻町)
一一六〇	永曆	1	宝寿 二十三歳
一一六一	応保	1-2	御名 守仁親王
一一六三	長寛	1-2	御父 後白河天皇
一一六五	永万	1	御母 源懿子 在位 七年 御陵 香隆寺陵(京都市北区平野八丁柳町)
一一五六	保元	1-3	第77代 後白河天皇 御母 藤原璋子 在位 十四年 御陵 安楽寿院南陵(京都市伏見区竹田内畑町)
一一五五	仁平	1-3	御母 藤原得子
一一五四	久寿	1-2	在位 十四年
一一六六	仁安	1-3	第79代 六條天皇 御母 藤原得子 在位 十四年 御陵 安楽寿院南陵(京都市伏見区竹田内畑町)
一一七五	安元	1-2	御名 憲仁親王
一一七七	治承	1-4	御父 後白河天皇
一一七九	承安	1-4	御母 平滋子 在位 十二年 御陵 後清閑寺陵(京都市東山区清閑寺歌の中山町)
一一六九	嘉応	1-2	第80代 高倉天皇 御母 藤原璋子 在位 三年 御陵 清閑寺陵(京都市東山区清閑寺歌の中山町)

西暦	和歴	年	天皇
一一八一	養和	1	第81代 安徳天皇 宝寿 八歳 御名 言仁親王 御父 高倉天皇 御母 平徳子 在位 五年 御陵 阿弥陀寺陵(山口県下関市阿弥陀寺町)
一一八二	寿永	1-2	
一一八四	元暦	1	
一一八五	文治	1-5	第82代 後鳥羽天皇 宝寿 六十歳 御名 尊成親王 御父 高倉天皇 御母 藤原殖子 在位 十五年 御陵 大原陵(京都市左京区大原勝林院町)
一一九〇	建久	1-9	
一一九九	正治	1-2	第83代 土御門天皇 宝寿 三十七歳 御名 為仁親王 御父 後鳥羽天皇
一二〇一	建仁	1-3	
一二〇四	元久	1-2	
一二〇六	建永	1	
一二〇七	承元	1-4	御母 源在子 在位 十三年 御陵 金原陵(京都府長岡京市金ヶ原)
一二一一	建暦	1-2	第84代 順徳天皇 宝寿 四十六歳 御名 守成親王 御父 後鳥羽天皇 御母 藤原重子 在位 十一年 御陵 大原陵(京都市左京区大原勝林院町)
一二一三	建保	1-6	
一二一九	承久	1	
一二二一	承久	3	第85代 仲恭天皇 宝寿 十七歳 御名 懐成親王 御父 順徳天皇 御母 藤原立子 在位 四ヶ月 御陵 九條陵(京都市伏見区深草本寺山町)

西曆	和歴	年	天皇
一一二二	貞応	1-2	第86代 後堀河天皇 御母 源通子 在位 四年 御陵 嵯峨南陵(京都市左京区嵯峨天竜寺芒の馬場町)
一一二四	元仁	1	宝寿 二十三歳
一一二五	嘉祿	1-2	御名 茂仁親王
一一二七	安貞	1-2	御父 守貞親王
一一二九	寛喜	1-3	御母 藤原陳子
一一三二	貞永	1	在位 十一年 御陵 觀音寺陵(京都市東山区今熊野泉山町)
一一三三	天福	1	第87代 四條天皇 御母 西園寺姞子 在位 十四年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一一三四	文曆	1	宝寿 十二歳
一一三五	嘉祿	1-3	御名 秀仁親王
一一三八	曆仁	1	御父 後堀河天皇
一一三九	延応	1	御母 九條樽子
一一四〇	仁治	1-3	在位 九年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野泉山町)
一一四三	寛元	1-4	第88代 後嵯峨天皇 御母 西園寺姞子 在位 十四年 御陵 龜山陵(京都市右京区嵯峨天竜寺芒の馬場町)
			宝寿 五十三歳 御名 邦仁親王 御父 土御門天皇

西曆	和歴	年	天皇
一一四七	宝治	1-2	第89代 後深草天皇 御母 源通子 在位 四年 御陵 嵯峨南陵(京都市左京区嵯峨天竜寺芒の馬場町)
一一四九	建長	1-7	宝寿 六十二歳
一一五六	康元	1	御名 久仁親王
一一五七	正嘉	1-2	御父 後嵯峨天皇
一一五九	正元	1	御母 西園寺姞子 在位 十四年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一一六〇	文応	1	第90代 龜山天皇 御母 西園寺姞子 在位 十四年 御陵 龜山陵(京都市右京区嵯峨天竜寺芒の馬場町)
一一六一	弘長	1-3	宝寿 五十七歳
一一六四	文永	1-11	御名 恒仁親王 御父 後嵯峨天皇 御母 西園寺姞子 在位 十四年 御陵 龜山陵(京都市右京区嵯峨天竜寺芒の馬場町)



西曆	和歴	年	天皇
一二七五	建治	1-3	第91代 後宇多天皇 宝寿 五十八歳 御名 世仁親王 御父 龜山天皇 御母 洞院信子 在位 十四年 御陵 蓮華峰寺陵(京都市右京区嵯峨朝原山町)
一二七八	弘安	1-10	
一二八八	正応	1-5	第92代 伏見天皇 宝寿 五十三歳 御名 熙仁親王 御父 後深草天皇 御母 洞院信子 在位 十一年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一二九三	永仁	1-6	
一二九九	正安	1-3	第93代 後伏見天皇 宝寿 四十九歳 御名 胤仁親王 御父 伏見天皇

西曆	和歴	年	天皇
一三〇二	乾元	1	第94代 後二條天皇 御母 五辻経子 在位 三年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一三〇三	嘉元	1-3	
一三〇六	徳治	1-2	宝寿 二十四歳 御名 邦治親王 御父 後宇多天皇 御母 堀川基子 在位 八年 御陵 北白河陵(京都市左京区北白川追分町)
一三〇八	延慶	1-3	第95代 花園天皇 宝寿 五十二歳 御名 富仁親王 御父 伏見天皇 御母 洞院季子 在位 十年 御陵 十楽院上陵(京都市東山区栗田口三条坊町)
一三一一	応長	1	
一三一二	正和	1-5	
一三二七	文保	1-2	

西曆	和歷	年	天皇
一三一九	元応	1-2	第96代 後醍醐天皇
一三二一	元享	1-3	宝寿 五十二歳
一三二四	正中	1-2	御名 尊治親王
一三二六	嘉暦	1-3	御父 後宇多天皇
一三二九	元徳	1-2	御母 藤原忠子
一三三一	元弘	1	在位 二十年
一三三二	"	2	御陵 塔尾陵(奈良県吉野郡吉野町吉野山)
一三三三	"	3	
一三三四	建武	1	
一三三六	延元	1	
一三三八	"	3-4	
一三四〇	興国	1	第97代 後村上天皇
一三四二	"	3	宝寿 四十一歳
一三四五	"	6	御名 義良親王
一三四六	正平	1	御父 後醍醐天皇
一三四八	"	3	御母 河野廉子
一三四九	"	4	在位 二十九年
一三五〇	"	5	御陵 松尾陵(大阪府河内長野市寺元)
一三五二	正平	7	
一三五六	"	11	

西曆	和歷	年	天皇
一三六一	"	16	第98代 長慶天皇
一三六二	"	17	
一三六八	"	23	
一三六九	正平	24	宝寿 五十二歳
一三七〇	建徳	1	御名 寛成親王
一三七一	"	2	御父 後村上天皇
一三七二	文中	1-2	御母 藤原勝子
一三七五	天援	1	在位 十六年
一三七九	"	5-6	
一三八一	弘和	1	御陵 嵯峨東陵(京都市右京区嵯峨天竜寺角倉町)
一三八三	"	3	
一三八四	元中	1	第99代 後龜山天皇
一三八七	"	4	宝寿 七十八歳
一三八九	"	6	御名 熙成親王
一三九〇	"	7	御父 後村上天皇
一三九三	"	9	御母 藤原勝子
			在位 九年
			御陵 嵯峨小倉陵(京都市右京区嵯峨鳥居本小坂町)

西曆	和歴	年	天皇
一三九三	明德	4	第100代 後小松天皇
一三九四	応永	1	宝寿 五十七歳
一四一二	〃	19	御名 幹仁親王 御父 後円融天皇(北朝) 御母 三條敏子 在位 三十年
一四二七	〃	1	第101代 称光天皇 宝寿 二十八歳 御名 実仁親王 御父 後小松天皇 御母 日野資子 在位 十六年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一四二八	正長	1	第102代 後花園天皇 宝寿 五十二歳 御名 彦仁親王 御父 貞成親王
一四二九	永享	1-12	
一四四一	嘉吉	1-3	
一四四四	文安	1-5	

西曆	和歴	年	天皇
一四四九	宝徳	1-3	御母 源幸子
一四五二	享徳	1-3	在位 三十六年
一四五五	康正	1-2	御陵 後山国陵(京都市北桑田郡京北町)
一四五七	長祿	1-3	
一四六〇	寛正	1-5	
一四六五	〃	6	第103代 後土御門天皇 宝寿 五十九歳 御名 成仁親王 御父 後花園天皇 御母 大炊御門信子 在位 三十六年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一四六六	文正	1	
一四六七	応二	1-2	
一四六九	文明	1-18	
一四八七	長慶	1-2	
一四八九	延徳	1-3	
一四九二	明応	1-9	
一五〇一	文亀	1-3	第104代 後柏原天皇 宝寿 六十三歳 御名 勝仁親王 御父 後土御門天皇 御母 庭田朝子 在位 二十六年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一五〇四	永正	1-17	
一五二一	大永	1-6	

西暦	和歴	年	天皇
一五二七	大永	7	第105代 後奈良天皇 御母 勸修寺時子 在位 二十四年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一五二八	享祿	1-4	宝寿 六十二歳
一五三二	天文	1-23	御名 知仁親王
一五五五	弘治	1-3	御父 後柏原門天皇 御母 勸修寺藤子 在位 三十二年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一五七八	永祿	1-12	第106代 正親町天皇 御母 萬里小路栄子 在位 二十九年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一五七〇	元龜	1-3	宝寿 七十七歳
一五七三	元正	1-14	御名 方仁親王 御父 後奈良天皇
一五八七	〃	15-19	第107代 後陽成天皇 御母 興子内親王 御父 後水尾天皇 在位 十四年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一五九二	文祿	1-4	宝寿 四十七歳
一五九六	慶長	1-16	御名 和仁親王 御父 誠仁親王

西暦	和歴	年	天皇
一六二二	〃	17-19	第108代 後水尾天皇 御母 勸修寺時子 在位 二十四年 御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一六一五	元和	1-4	宝寿 八十五歳
一六二四	寛永	1-6	御名 政仁親王 御父 後陽成天皇 御母 近衛前子 在位 十九年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一六三〇	寛永	7-20	第109代 明正天皇(女帝) 御母 興子内親王 御父 後水尾天皇 在位 十四年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)

西暦	和歴	年	天皇
一六四四	正保	1-4	第110代 後光明天皇 宝寿 二十二歳 御名 紹仁親王 御父 後水尾天皇
一六四八	慶安	1-4	
一六五二	承応	1-3	御父 後水尾天皇 御母 園光子 在位 十一年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一六五五	明暦	1-3	第111代 後西天皇
一六五八	万治	1-3	宝寿 四十九歳 御名 良仁親王
一六六一	寛文	1-3	御父 後水尾天皇 御母 櫛笥隆子 在位 八年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一六六四	〃	4-12	第112代 靈元天皇
一六七三	延宝	1-8	宝寿 七十九歳
一六八一	天和	1-3	御名 識仁親王
一六八四	貞享	1-4	御父 後水尾天皇

西暦	和歴	年	天皇
一六八八	元禄	1-16	御母 園国子 在位 二十四年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七〇四	宝永	1-6	第113代 東山天皇 宝寿 三十五歳 御名 朝仁親王 御父 靈元天皇 御母 松木宗子 在位 二十三年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七一〇	〃	7	第114代 中御門天皇
一七一一	正徳	1-5	宝寿 三十七歳 御名 慶仁親王
一七二六	享保	1-20	御父 東山天皇 御母 櫛笥賀子 在位 二十六年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)

西暦	和歴	年	天皇
一七三六	元文	1-5	第115代 桜町天皇 御母 二條舍子 在位 八年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七四一	寛保	1-3	宝寿 三十一歳
一七四四	延享	1-4	御名 昭仁親王 御父 中御門天皇 御母 近衛尚子 在位 十二年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七四八	寛延	1-3	第116代 桃園天皇 御名 退仁親王 御父 桜町天皇 御母 姉小路定子 在位 十五年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七五一	宝暦	1-12	宝寿 二十二歳
一七六三	〃	13	第117代 後桜町天皇(女帝)
一七六四	明和	1-7	宝寿 七十九歳 御名 智子内親王 御父 桜町天皇

西暦	和歴	年	天皇
一七七一	〃	8	第118代 後桃園天皇 御母 二條舍子 在位 八年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七七二	安永	1-8	宝寿 二十二歳 御名 英仁親王 御父 桃園天皇 御母 一條富子 在位 八年 御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七八〇	〃	9	第119代 光格天皇 宝寿 七十歳 御名 兼仁親王 御父 典仁親王 御母 岩室磐代子 在位 三十七年 御陵 後月輪陵(京都市東山区今熊野)
一七八一	天明	1-8	
一七八九	寛政	1-12	
一八〇一	享和	1-3	
一八〇四	文化	1-14	

西暦	和歴	年	天皇
一八四七	弘化	4	第121代 孝明天皇 御陵 後月輪陵(京都市東山区今熊野)
一八四八	嘉永	1-6	宝寿 三十六歳
一八五四	安政	1-6	御名 統仁親王
一八六〇	万延	1	御父 仁孝天皇
一八六一	文久	1-3	御母 正親町雅子
一八六四	元治	1	在位 二十一年
一八六五	慶応	1-2	御陵 後月輪東山陵(京都市東山区今熊野泉山町)
一八六七	〃	3	第122代 明治天皇
一八六八	明治	1-45	宝寿 六十一歳 御名 睦仁親王

西暦	和歴	年	天皇
一九二二	大正	1-15	第123代 大正天皇 御父 孝明天皇 御母 中山慶子(英照皇太后) 在位 四十五年 御陵 伏見桃山陵(京都市伏見区桃山町)
一九二六	昭和	1-64	第124代 昭和天皇 御名 裕仁親王 御父 大正天皇 御母 九條節子(貞明皇太后) 在位 六十四年 御陵 武蔵野陵(東京都八王子市)
			宝寿 四十八歳 御名 嘉仁親王 御父 明治天皇 御母 柳原愛子 在位 十五年 御陵 多摩陵(東京都八王子市高尾)

	西曆	一九八九
	和歷	平成
	年	1-
天皇	第125代 今上天皇 <small>（今上 じょう上 じょう）</small>	御名 明仁親王 御父 昭和天皇 御母 皇太后（久邇宮良子） 在位 平成元年一月七日以来
	西曆	
	和歷	
	年	
天皇		



# 全国、護国神社一覽

護国神社	祭神の御柱数	鎮座地	護国神社	祭神の御柱数	鎮座地
北海道	六三、〇八三柱	北海道旭川市花咲町一丁目	京都靈山	七三、〇〇三柱	京都市東山区清閑寺靈山町一丁目
札幌	二五、四〇八	北海道札幌市中央区南一五条西五丁目	大坂	一〇五、五七六	大阪市住之江区南加賀屋一丁目一七七
函館	二二、八五二	北海道函館市青柳町九一二二	兵庫	五〇、〇〇〇余	兵庫県神戸市灘区篠原北町四丁目五一
青森	二九、一〇六	青森県弘前市下白根町一一二	兵庫	五六、九九八	兵庫県姫路市本町一一八
岩手	三五、七四三	岩手県盛岡市八幡町一三一二	和歌山	三三、〇〇〇余	和歌山県和歌山市一番丁三
秋田	三七、七〇一	秋田県秋田市寺内字大畑六八	奈良	二九、二〇二	奈良県奈良市古市町一九八四
山形	四〇、八四五	山形県山形市薬師町二丁目八七五	鳥取	二三、四六八	鳥取県鳥取市浜坂字鳥打一三一八一五三
宮城	五五、〇〇〇	宮城県仙台市青葉城址天守台	松江	二二、九〇四	島根県松江市殿町一一一五
福島	六八、四九二	福島県福島市駒山一	浜田	二二、九八四	島根県浜田市殿町一二三一一〇
茨城	六三、四〇一	茨城県水戸市見川一丁目二一	岡山	五五、八一七	岡山県岡山市奥市三一一
栃木	五五、三五〇	栃木県宇都宮市陽西町一一三七	備後	三一、四二九	広島県福山市丸之内一丁目九一二
群馬	四七、二四三	群馬県高崎市乗附町二〇〇〇	広島	九二、五四〇	広島県広島市中区基町二一一二
埼玉	五一、一七一	埼玉県大宮市高鼻町三一四九	山口	五二、〇二六	山口県山口市大字宮野下一九三二
千葉	五七、七五六	千葉県市川市三丁目一六一	徳島	三四、三三一	徳島県徳島市徳島町城ノ内一
新潟	七九、〇〇〇	新潟県新潟市西船見町字浜浦五九三二	香川	三五、五七五	香川県善通寺市生野町二三七〇一九
富山	二八、五八八	富山県富山市磯部町一一一三	愛媛	四七、六一〇	愛媛県松山市御幸一一四七六
石川	四四、八三七	石川県金沢市石引四丁目一八一	高知	四一、六五八	高知県高知市吸江二一三
福井	三一、九六二	福井県福井市大宮二丁目一三一八	福岡	一三〇、〇〇〇余	福岡県福岡市中央区六本松一一丁一一
長野	七二、〇〇〇	長野県松本市美須々六一	福岡	三五、五五六	佐賀県佐賀市川原町八一五
山梨	二四、九七七	山梨県甲府市岩窪町六〇八	長崎	六〇、〇〇〇	長崎県長崎市城栄町四一一六七
静岡	七六、〇〇〇	静岡県静岡市榑木三六六	熊本	六一、〇六二	熊本県熊本市宮内三一
岐阜	三七、七〇〇	岐阜県岐阜市御手洗三九三	大分	四四、〇〇〇余	大分県大分市大字牧松栄山
濃飛	一八、九〇八	岐阜県大垣市郭町二一五五	宮崎	四一、〇〇〇余	宮崎県宮崎市神宮町西町一七
飛騨	六、四二七	岐阜県高山市堀端町九〇	鹿兒島	七九、〇〇〇	鹿兒島県鹿兒島市草牟田二丁目六〇一七
愛知	九三、三一六	愛知県名古屋市中区三の丸一一七一三	沖繩	一七五、九六〇	沖繩県那覇市奥武山町四四
三重	六〇、一八二	三重県津市広明町三八七	神奈川	五七、八一	神奈川県横浜市港区最戸二一一九一一
滋賀	三四、四〇〇	滋賀県彦根市尾末町一番五九号	没者慰霊堂		